第2章 官民連携によるエリアマネジメント施策等に関する現状把握、データ収集・整理及び普及啓発

2.1 官民連携制度を活用したまちづくりに関する調査の実施

多様な地域における継続的なエリアマネジメント及び「居心地が良く歩きたくなる」まちなかづくりの推進に向け、都市再生特別措置法等に基づく協定制度、官民のパブリック空間の利活用の状況、及び制度活用にかかる課題等について把握し、現行制度の改善を検討するため、地方公共団体及び都市再生推進法人、都市再生推進法人を目指す団体、及びまちづくり法人を対象にアンケート調査を実施した。

表 2.1-1 アンケート調査日程

発出日	2024 年 8 月 27 日(火)
回収期限	2024 年 9 月 27 日(金)
リマインド1	2024 年 10 月 2 日(水)～2024 年 10 月 9 日(水)
リマインド 2	2024 年 10 月 11 日(金)～2024 年 10 月 18 日(金)
最終締切	2024 年 10 月 21 日(月)

表 2.1-2 アンケート調査の配布数・回収数

区分	配布数	回答数	回答率
市区町村まちづくり担当課	1,741	1,493	85.8%
都市再生推進法人※1	127	100	78.7%
全国エリアマネジメントネットワーク会員※2	37	12	32.4%
全国中心市街地活性化まちづくり連絡会議会員※3	34	9	26.5%
まちづくり法人※4		43	
都市再生推進法人を目指す団体		17	

※1:新規指定団体を含む
※2:都市再生推進法人を除く
※3:都市再生推進法人、全国エリアマネジメント会員ネットワーク団体を除く
※4:まちづくりの推進を図る活動を目的とする会社、特定非営利活動法人(NPO 法人)、一般社団法人・公益社団法人、一般財団法人・公益財団法人等※都市再生推進法人を除く

2.1.1 調査方法

本調査の回答方法を以下に示す。

表 2.1-3 アンケート調査の回答方法

No.	調査名	回答方法
調査 1	都市再生特別措置法等に基づく制度の活用等に関する調査	クラウド上で回答
調査 2	都市利便増進協定に関する調査	クラウド上で回答
調査 4	エリアマネジメントの実施・展開に向けた調査	クラウド上で回答
調査 5	都市再生推進法人等会議に対する意向把握	クラウド上で回答
調査 6	都市再生推進法人の活動実態調査１（法人概要資料）	Excel 表入力・返信
	都市再生推進法人の活動実態調査２（活動実態資料）	PPT で整理・返信

このアンケート調査の実施に関しては、表 2.1-4 に示されている、調査対象の団体に対し、アンケート調査ならびに都市再生推進法人の活動実態調査を行った。なお、回答率を上げるために、国土交通省よりアンケート調査の回答を依頼した。

また、全国エリアマネジメントネットワーク会員ならびに全国中心市街地活性化まちづくり連絡会議会員は受注者（株式会社建設環境研究所）より発送を行った。

以下に調査の送付から提出までのフローを示す。

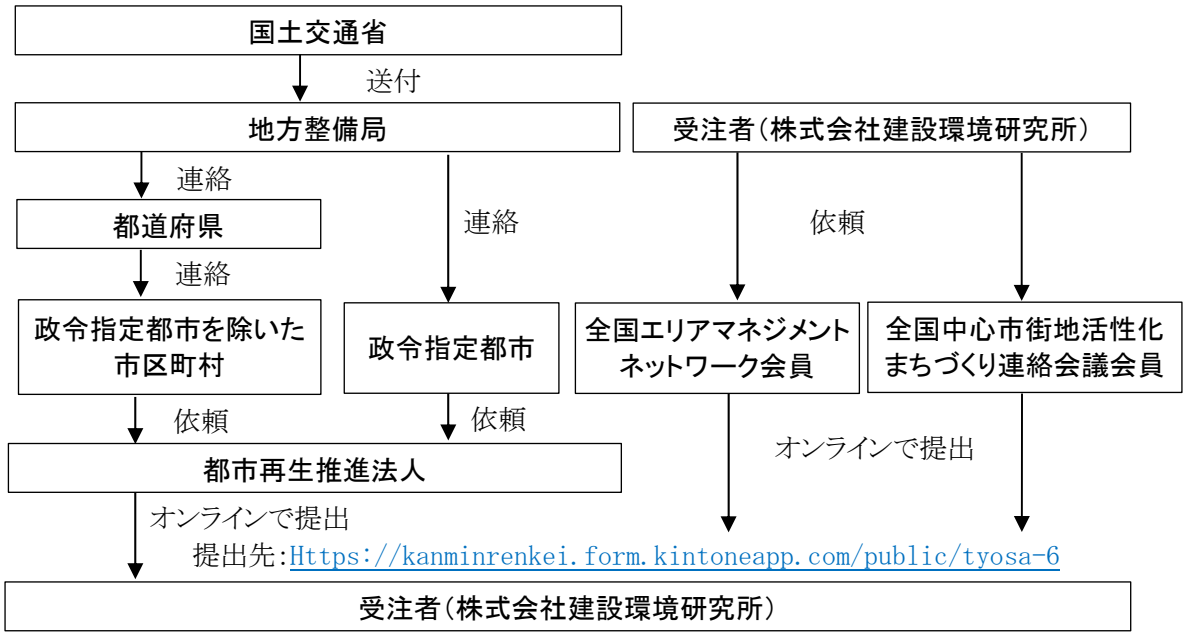

図 2.1-1 アンケート調査送付から提出までのフロー

2.1.2 調査内容

本調査の内容を以下に示す。

表 2.1-4 アンケート調査対象一覧

No.	調査名	調査対象	備考
調査 1	都市再生特別措置法等に基づく制度の活用等に関する調査	・市区町村まちづくり担当課	回答簡略化のため、R5 で把握した協定実績一覧を添付
調査 2	都市利便増進協定に関する調査	・市区町村まちづくり担当課 ・都市再生推進法人	
調査 4	エリアマネジメントの実施・展開に向けた調査	・都市再生推進法人 ・全国中心市街地活性化まちづくり連絡会議会員 ・全国エリアマネジメントネットワーク会員	
調査 5	都市再生推進法人等会議に対する意向把握	・都市再生推進法人 ・都市再生推進法人を目指す団体 ・全国エリアマネジメントネットワーク会員	
調査 6	都市再生推進法人の活動実態調査１（法人概要資料） 都市再生推進法人の活動実態調査２（活動実態資料）	・都市再生推進法人	回答簡略化のため過年度回答を添付

注)クラウド上で回答できない場合は、依頼文書に同梱されている Excel 表にて回答・返信するものとする。

(1) 対象団体の詳細

調査票を配布した都市再生推進法人を以下に示す。なお、調査期間内に新たに調査票を配布した都市再生推進法人には、番号に★を付している。

表 2.1-5 都市再生推進法人一覧（令和 6 年 10 月末）

No.	団体名	指定年月日	都道府県	市区町村
1	札幌大通まちづくり 株式会社	平成 23 年 12 月 9 日	北海道	札幌市
2	株式会社 はこだて西部まちづくり Re-Design	令和 3 年 10 月 11 日	北海道	函館市
3	ふらのまちづくり 株式会社	令和 4 年 12 月 19 日	北海道	富良野市
★4	株式会社テシカガタウンラボ	令和 6 年 4 月 1 日	北海道	弟子屈町
5	株式会社 まちづくり八戸	令和 2 年 12 月 21 日	青森県	八戸市
6	むつまちづくり 株式会社	平成 27 年 7 月 15 日	青森県	むつ市
7	株式会社 キャッセン大船渡	平成 30 年 3 月 26 日	岩手県	大船渡市
8	一般社団法人 荒井タウンマネジメント	平成 28 年 1 月 14 日	宮城県	仙台市
9	株式会社 街づくりまんぼう	令和 2 年 5 月 29 日	宮城県	石巻市
10	女川みらい創造株式会社	令和 4 年 2 月 8 日	宮城県	女川町
11	特定非営利活動法人 かみのやまランドバンク	令和 3 年 3 月 30 日	山形県	上山市
12	一般社団法人 ブルーバード	令和 5 年 2 月 10 日	福島県	郡山市
13	株式会社 テダソチマ	令和 1 年 12 月 18 日	福島県	須賀川市
★14	株式会社 Discover	令和 6 年 8 月 26 日	福島県	郡山市
15	株式会社 まちみとラボ	平成 30 年 11 月 1 日	茨城県	水戸市
16	牛久都市開発 株式会社	平成 25 年 9 月 25 日	茨城県	牛久市
17	つくばまちなかデザイン 株式会社	令和 5 年 3 月 31 日	茨城県	つくば市
18	特定非営利活動法人 宇都宮まちづくり推進機構	令和 5 年 7 月 26 日	栃木県	宇都宮市
19	一般社団法人 釜川から育む会	令和 5 年 7 月 26 日	栃木県	宇都宮市
20	公益財団法人 前橋市まちづくり公社	平成 30 年 12 月 18 日	群馬県	前橋市
21	一般社団法人 前橋デザインコミッション	令和 2 年 4 月 1 日	群馬県	前橋市
★22	UNIT KIRYU 株式会社	令和 6 年 4 月 17 日	群馬県	桐生市
23	一般社団法人 美園タウンマネジメント	平成 28 年 7 月 12 日	埼玉県	さいたま市
24	一般社団法人 アーバンデザインセンター大宮	平成 29 年 10 月 4 日	埼玉県	さいたま市
25	株式会社 まちづくり川越	平成 24 年 5 月 28 日	埼玉県	川越市
26	川口都市開発 株式会社	平成 30 年 10 月 1 日	埼玉県	川口市
27	アコス 株式会社	令和 2 年 8 月 14 日	埼玉県	草加市
28	特定非営利活動法人 今様草加宿	令和 2 年 8 月 14 日	埼玉県	草加市
★29	つなぐば家守舎株式会社	令和 6 年 2 月 22 日	埼玉県	草加市
30	株式会社 まちづくり寄居	令和 2 年 10 月 1 日	埼玉県	寄居町
31	一般社団法人 柏の葉アーバンデザインセンター	平成 26 年 1 月 14 日	千葉県	柏市
32	一般財団法人 柏市まちづくり公社	平成 26 年 2 月 14 日	千葉県	柏市
33	一般財団法人 柏市みどりの基金	平成 26 年 3 月 31 日	千葉県	柏市
34	一般社団法人 UDCKタウンマネジメント	平成 31 年 3 月 20 日	千葉県	柏市
35	秋葉原タウンマネジメント 株式会社	平成 25 年 9 月 3 日	東京都	千代田区
36	一般社団法人 大手町・丸の内・有楽町地区まちづくり協議会	平成 25 年 9 月 3 日	東京都	千代田区
37	一般社団法人 有楽町駅周辺まちづくり協議会	平成 27 年 6 月 2 日	東京都	千代田区
38	一般社団法人 日比谷エリアマネジメント	平成 27 年 6 月 24 日	東京都	千代田区
39	特定非営利活動法人 大丸有エリアマネジメント協会	令和 1 年 11 月 20 日	東京都	千代田区
40	一般社団法人 日本橋室町エリアマネジメント	令和 2 年 9 月 15 日	東京都	中央区
41	一般社団法人 日本橋浜町エリアマネジメント	令和 4 年 1 月 17 日	東京都	中央区
★42	一般社団法人東銀座エリアマネジメント	令和 6 年 3 月 7 日	東京都	中央区
★43	一般社団法人八重洲二丁目北地区エリアマネジメント	令和 6 年 5 月 31 日	東京都	中央区
44	一般社団法人 新虎通りエリアマネジメント	平成 29 年 10 月 10 日	東京都	港区
45	一般社団法人 竹芝エリアマネジメント	平成 30 年 11 月 27 日	東京都	港区
46	一般社団法人 高輪ゲートウェイエリアマネジメント	令和 5 年 6 月 9 日	東京都	港区
47	一般社団法人 新宿副都心エリア環境改善委員会	平成 27 年 3 月 26 日	東京都	新宿区
48	株式会社 ジェイ・スピリット	平成 28 年 6 月 30 日	東京都	目黒区
49	一般社団法人 二子玉川エリアマネジメンツ	令和 2 年 2 月 21 日	東京都	世田谷区
50	一般社団法人 渋谷駅前エリアマネジメント	平成 30 年 5 月 11 日	東京都	渋谷区
51	一般社団法人 小岩駅周辺地区エリアマネジメント	令和 4 年 3 月 29 日	東京都	江戸川区

No.	団体名	指定年月日	都道府県	市区町村
52	一般財団法人 武蔵野市開発公社	令和 2 年 12 月 4 日	東京都	武蔵野市
★53	株式会社まちづくり府中	令和 6 年 4 年 25 日	東京都	府中市
54	株式会社 町田まちづくり公社	令和 1 年 9 月 25 日	東京都	町田市
★55	一般社団法人横浜西口エリアマネジメント	令和 6 年 3 月 27 日	神奈川県	横浜市
56	新潟古町まちづくり 株式会社	令和 1 年 8 月 13 日	新潟県	新潟市
57	株式会社 富山市民プラザ	平成 31 年 4 月 1 日	富山県	富山市
58	株式会社 こまつ賑わいセンター	令和 4 年 3 月 16 日	石川県	小松市
59	まちづくり福井 株式会社	平成 25 年 4 月 18 日	福井県	福井市
60	まちづくり武生 株式会社	令和 4 年 7 月 26 日	福井県	越前市
61	株式会社 飯田まちづくりカンパニー	平成 24 年 3 月 30 日	長野県	飯田市
62	株式会社 まちづくり佐久	令和 2 年 3 月 27 日	長野県	佐久市
63	柳ヶ瀬を楽しいまちにする 株式会社	平成 29 年 7 月 7 日	岐阜県	岐阜市
64	株式会社岐阜まち家守	令和 5 年 10 月 10 日	岐阜県	岐阜市
65	株式会社 OUR FAVORITE CAPITAL	令和 4 年 10 月 31 日	岐阜県	各務原市
66	一般社団法人 大垣タウンマネジメント	令和 5 年 9 月 29 日	岐阜県	大垣市
★67	一般社団法人多治見市観光協会	令和 6 年 2 月 26 日	岐阜県	多治見市
68	一般社団法人 草薙カルテッド	平成 30 年 6 月 24 日	静岡県	静岡市
69	御伝鷹まちづくり 株式会社	令和 2 年 3 月 16 日	静岡県	静岡市
70	一般社団法人 伊豆長岡温泉エリアマネジメント	令和 3 年 8 月 27 日	静岡県	伊豆の国市
71	栄ミナミまちづくり 株式会社	平成 30 年 2 月 22 日	愛知県	名古屋市
72	錦二丁目エリアマネジメント 株式会社	令和 3 年 4 月 28 日	愛知県	名古屋市
73	公益財団法人 名古屋まちづくり公社	令和 4 年 3 月 8 日	愛知県	名古屋市
74	株式会社 まちづくり岡崎	令和 1 年 5 月 22 日	愛知県	岡崎市
75	特定非営利活動法人 岡崎まち育てセンター・りた	令和 1 年 5 月 22 日	愛知県	岡崎市
★76	株式会社 Q-NEXT	令和 6 年 3 月 27 日	愛知県	岡崎市
77	特定非営利活動法人 志民連いちのみや	令和 4 年 3 月 18 日	愛知県	一宮市
78	高蔵寺まちづくり 株式会社	平成 30 年 10 月 5 日	愛知県	春日井市
79	一般社団法人 TCCM	平成 30 年 3 月 23 日	愛知県	豊田市
★80	株式会社豊橋まちなか活性化センター	令和 6 年 8 月 20 日	愛知県	豊橋市
81	株式会社 城下町 PRIDE	令和 4 年 8 月 15 日	愛知県	西尾市
82	特定非営利活動法人 やらまいか人まちサポート	令和 4 年 8 月 22 日	愛知県	西尾市
83	株式会社 まちづくり東海	平成 27 年 3 月 9 日	愛知県	東海市
84	株式会社 まちづくり大津	平成 30 年 2 月 20 日	滋賀県	大津市
85	えきまち長浜 株式会社	平成 27 年 3 月 20 日	滋賀県	長浜市
86	草津まちづくり 株式会社	平成 25 年 12 月 27 日	滋賀県	草津市
87	株式会社 みらいもりやま21	令和 1 年 5 月 16 日	滋賀県	守山市
★88	桑名エリアマネジメント株式会社	令和 6 年 3 月 25 日	三重県	桑名市
89	一般社団法人 グランフロント大阪 TMO	平成 26 年 7 月 29 日	大阪府	大阪市
90	一般社団法人 梅田1丁目エリアマネジメント	令和 3 年 5 月 13 日	大阪府	大阪市
★91	一般社団法人うめきた MMO	令和 6 年 7 月 30 日	大阪府	大阪市
92	アドバンス寝屋川マネジメント 株式会社	平成 31 年 3 月 6 日	大阪府	寝屋川市
★93	一般社団法人水間門前町コ・デザイン区	令和 6 年 5 月 31 日	大阪府	貝塚市
94	神戸ハーバーランド 株式会社	平成 31 年 2 月 12 日	兵庫県	神戸市
95	特定非営利活動法人 わくわく西灘	令和 2 年 10 月 15 日	兵庫県	神戸市
96	一般社団法人 リバブルシティイニシアティブ	令和 2 年 11 月 30 日	兵庫県	神戸市
97	株式会社 神戸ウォーターフロント開発機構	令和 3 年 8 月 2 日	兵庫県	神戸市
98	三田地域振興 株式会社	令和 4 年 9 月 22 日	兵庫県	三田市
99	株式会社 PAGE	平成 31 年 1 月 21 日	兵庫県	福崎町
100	桜井まちづくり 株式会社	平成 28 年 9 月 1 日	奈良県	桜井市
101	特定非営利活動法人 砂山バンマツリ	平成 29 年 12 月 26 日	和歌山県	和歌山市
102	特定非営利活動法人 愛福会	平成 29 年 12 月 26 日	和歌山県	和歌山市
103	株式会社 紀州まちづくり舎	平成 29 年 12 月 26 日	和歌山県	和歌山市
104	株式会社 sasquatch(サスカッチ)	平成 29 年 12 月 26 日	和歌山県	和歌山市
105	一般社団法人 みんとしょ	平成 29 年 12 月 26 日	和歌山県	和歌山市
106	株式会社 真田堀家守舎	平成 29 年 12 月 26 日	和歌山県	和歌山市
107	株式会社 ワカヤマヤモリ舎	平成 29 年 12 月 26 日	和歌山県	和歌山市
108	ビーフレンズ 株式会社	令和 3 年 8 月 25 日	和歌山県	和歌山市

No.	団体名	指定年月日	都道府県	市区町村
109	一般社団法人 市駅グリーングリーンプロジェクト	令和 1 年 6 月 18 日	和歌山県	和歌山市
110	一般財団法人 和歌山まちづくり財団	令和 4 年 3 月 11 日	和歌山県	和歌山市
★111	株式会社 IKOTAS	令和 6 年 4 月 1 日	和歌山県	和歌山市
★112	一般社団法人クリスタル Wave	令和 6 年 4 月 1 日	和歌山県	和歌山市
★113	株式会社紀泉ふるさと創研	令和 6 年 5 月 10 日	和歌山県	和歌山市
114	おかやま未来まちづくり 株式会社	令和 2 年 10 月 21 日	岡山県	岡山市
115	一般社団法人 ぷらっと西川	令和 4 年 3 月 8 日	岡山県	岡山市
116	倉敷まちづくり 株式会社	令和 3 年 7 月 8 日	岡山県	倉敷市
117	一般社団法人 KURE－PERS	令和 4 年 10 月 4 日	広島県	呉市
118	株式会社 築切家守舎	令和 3 年 1 月 20 日	広島県	福山市
119	福 Lab 株式会社	令和 4 年 9 月 16 日	広島県	福山市
★120	株式会社まつくる	令和 5 年 11 月 6 日	島根県	松江市
121	株式会社 にぎわい宇部	令和 2 年 3 月 31 日	山口県	宇部市
★122	一般社団法人からまち	令和 6 年 3 月 7 月	山口県	下関市
123	株式会社 HYAKUSHO	令和 2 年 8 月 31 日	香川県	丸亀市
124	一般社団法人 八幡東田エリアマネジメント	令和 4 年 12 月 14 日	福岡県	北九州市
125	株式会社 こうし未来研究所	平成 30 年 10 月 26 日	熊本県	合志市
126	株式会社 大分まちなか倶楽部	令和 4 年 5 月 12 日	大分県	大分市
127	一般社団法人 天文館みらいマネジメント	令和 5 年 6 月 7 日	鹿児島県	鹿児島市

★：調査実施期間内に新たに把握をした法人（アンケート発出）

2.1.3 調査結果

ここでは、アンケート調査の実施結果について調査 1～5 の順に整理した。

調査6の結果は、第2章第2項に記載した。

(1) 調査1：都市再生特別措置法等に基づく制度の活用等に関する調査

調査1は、「市区町村のまちづくり担当課」を対象とし、都市再生特別措置法等に基づく各種制度の活用実績及び都市再生推進法人との連携状況を把握することを目的に実施した。

1) 回答状況

「調査1：都市再生特別法等に基づく制度の活用等に関する調査」を行った結果、市区町村のまちづくり担当課からは 63.2%の回答があった。

表 2.1-6 調査1回答状況

対象団体	団体数	回答数	回答率
市区町村のまちづくり担当課	1,741	1,100	63.2%

2) 調査項目

調査1の調査項目については、次ページ以降に、「市区町村のまちづくり担当課」あてのアンケート調票を示す。

アンケート調査票　記入要領

【都市再生推進法人にご回答いただく調査票】

回答は本シートの右隣の「調査票」シートにご記入願います。

調査票の構成		
調査の名称等	主な内容	ご回答の対象
基礎情報	ご担当者の連絡先　等	全員
調査1	都市再生特別措置法等に基づく制度の活用等に関する調査	・市区町村まちづくり担当課
調査2	都市利便増進協定に関する調査	・市区町村まちづくり担当課 ・都市再生推進法人
調査4	エリアマネジメントの実施・展開に向けた調査	・都市再生推進法人 ・全国中心市街地活性化まちづくり連絡会議会員 ・全国エリアマネジメントネットワーク会員
調査5	都市再生推進法人等会議に対する意向把握	・都市再生推進法人 ・都市再生推進法人を目指す団体 ・全国エリアマネジメントネットワーク会員

（１）アンケートの記入について

① 回答欄のセルの色は、「ピンク」「白」です。該当するセルにご回答ください。

② ピンク色のセルは、プルダウン式となっていますので、カーソルを移動させた上で、選択してください。

③ 白色のセルは自由記述です。当該欄には、具体的な内容等をご記入ください。選択肢において「その他」の回答を選択するケースも同様です。

④ 集計の際にエラー等が発生する原因となりますので、**シート名の変更、シートの追加・削除等を行わないでください。**

（２）貴団体の基礎情報について

① アンケートの回答について代表となるご担当者の連絡先等を記載する欄があります。

② 当該欄の情報につきましては、回答内容の確認や必要に応じて詳細ヒアリングの調整等に活用させていただく予定です。

（３）ご提出いただく資料について

① 提出期限は **令和６年９月２７日（金）　17：00**　です。

② 電子メールに添付してご提出願います。

送信先アドレス：　aream@kensetsukankyo.co.jp

（４）記入に関する問合せ先について

株式会社　建設環境研究所（調査委託先）

担当　：橋本、加藤、新道（しんどう）　　電話：06-6265-8081

E-mail：aream@kensetsukankyo.co.jp

住所　：〒542－0081 大阪市中央区南船場1-15-14 堺筋稲畑ビル5階

調査票のシートに移行し、各設問にご回答願います。

【本アンケート調査の留意点】

本アンケート調査は、それぞれの設問に回答いただくとともに、資料の提出をお願いしている設問もございますので、お手数をおかけいたしますが、ご協力をお願い致します。

基礎情報について

アンケート調査内容の確認や今後の連絡（ヒアリングにお伺いすること等を含みます）等に活用させていただきますので、下記事項を**必ず記入してください。**

都道府県名（プルダウン）	
市区町村名	
地方公共団体コード（市区町村コード等）	
人口（令和6年4月現在）	人
本調査の担当部署	
ご担当者氏名	
ご担当者TEL	
ご担当者メールアドレス	@

資料 2.1-1 調査1[市区町村まちづくり担当課向け]調査票(3/21)

【調査１　都市再生特別措置法等に基づく制度の活用等に関する調査】

【調査の目的】

都市再生特別措置法等に基づく各種制度について、地方公共団体における最新の運用実績や運用事例等を把握し、実務担当者がまちづくりの現場でより各種制度を活用できるようにすることを目的としています。

【本アンケートにおける用語の定義】

ここで用いる各用語については、都市再生特別措置法（以下「法」という。）等において以下の各条項に規定されるものです。

■　都市再生整備計画

・　都市再生整備計画　：　法第46条
・　滞在快適性等向上区域（まちなかウォーカブル区域）　：　法第46条第2項

■　都市再生推進法人等

・　都市再生推進法人　：　法第118条～第123条
・　一体型滞在快適性等向上事業（一体型ウォーカブル事業）の実施主体　：　法第46条第3項第2号、法第46条第4項第2号、第46条の2～第46条の8

■　都市再生整備計画に基づく協定等

・　都市利便増進協定　：　法第46条第25項、法第74条～第80条の２
・　都市再生歩行者経路協定　：　法第45条の2、法第46条第24項、法第73条
・　都市再生整備歩行者経路協定　：　法第45条の2、法第46条第24項、法第73条
・　低未利用土地利用促進協定　：　法第46条第26項、法第80条の3～第80条の8
・　道路占用許可特例制度　：　法第46条第10・11項、法第62条
・　河川敷地占用許可制度　：　河川敷地占用許可準則第22～26
・　都市公園の占用許可特例制度　：　法第62条の2
・　都市再生推進法人等による都市再生整備計画の提案　：　法第46条の2
・　市町村都市再生協議会　：　法第117条

資料 2.1-1 調査1[市区町村まちづくり担当課向け]調査票(4/21)

【調査１　都市再生特別措置法等に基づく制度の活用等に関する調査】

【調査の目的】

都市再生特別措置法等に基づく各種制度について、地方公共団体における最新の運用実績や運用事例等を把握し、実務担当者がまちづくりの現場でより各種制度を活用できるようにすることを目的としています。

【本アンケートにおける用語の定義】

ここで用いる各用語については、都市再生特別措置法（以下「法」という。）等において以下の各条項に規定されるものです。

■　都市再生整備計画

・　都市再生整備計画　：　法第46条
・　滞在快適性等向上区域（まちなかウォーカブル区域）　：　法第46条第2項

■　都市再生推進法人等

・　都市再生推進法人　：　法第118条～第123条
・　一体型滞在快適性等向上事業（一体型ウォーカブル事業）の実施主体　：　法第46条第3項第2号、法第46条第4項第2号、第46条の2～第46条の8

■　都市再生整備計画に基づく協定等

・　都市利便増進協定　：　法第46条第25項、法第74条～第80条の２
・　都市再生歩行者経路協定　：　法第45条の2、法第46条第24項、法第73条
・　都市再生整備歩行者経路協定　：　法第45条の2、法第46条第24項、法第73条
・　低未利用土地利用促進協定　：　法第46条第26項、法第80条の3～第80条の8
・　道路占用許可特例制度　：　法第46条第10・11項、法第62条
・　河川敷地占用許可制度　：　河川敷地占用許可準則第22～26
・　都市公園の占用許可特例制度　：　法第62条の2
・　都市再生推進法人等による都市再生整備計画の提案　：　法第46条の2
・　市町村都市再生協議会　：　法第117条

1．都市再生特別措置法等に基づく協定締結に関する実態調査

ここでは、貴団体管内の「都市再生特別措置法等に基づく協定」等について、以下の【本調査票の回答方法】により、各々の回答欄に該当する内容をご記入願います。

【本調査票の回答方法】

・手順１

以下のリンクに掲示している「過去の都市再生特別措置法等に基づく協定等の実績一覧（令和５年１０月時点）」をご覧いただき、各項目について貴団体管内における取組事例（以下「既存事例」という。）の有無をご確認ください。

参考資料１：過去の都市再生特別措置法等に基づく協定等の実績一覧（令和５年１０月時点）PDF版

参考資料２：過去の都市再生特別措置法等に基づく協定等の実績一覧（令和５年１０月時点）EXCEL版（

・手順２

一覧表のご確認結果を踏まえ、❶又は❷に該当する団体は、それぞれ、以下、問1-1～問1-3の各設問の該当欄へのご記入をお願いします。

❶一覧表で既存事例を有する団体

手順1の参考資料をご確認の上、記載内容に誤りがある場合は、正しい内容を該当欄へご記入下さい。また今年度の調査においては、都市再生整備計画のURLが新たな調査項目となっていますので、当該項目も含めて該当欄に整理して下さい。

❷既存事例はないが、新規の取組事例を有する団体

該当する事例に関する各内容について、該当欄へのご記入をお願いします。

なお、貴団体管内において、問1-1の①～⑪、問1-2の①～⑥、問1-3の各該当事例が2つ以上ある場合は、一つの回答欄に複数の事例の情報を書き込まず、シート「調査1の追加欄（問1-1関係）」、シート「調査1の追加欄（問1-2関係）」、シート「調査1の追加欄（問1-3関係）」に、それぞれ5事例分の回答欄を設けていますので、そちらへのご記入をお願いします。

5事例を超える場合は、追加欄のシートを複製してご記入ください

資料 2.1-1 調査1[市区町村まちづくり担当課向け]調査票(6/21)

問1-1　都市再生特別措置法等に基づく協定、特例等

①　都市利便増進協定の締結実績							
	協定締結者						
	締結日	西暦	年	月	日		
	協定終了日	西暦	年	月	日		
	都市利便増進施設						
	日常管理に関する事項						
	都市再生整備計画	地区名					
		計画期間					
		西暦	年	月 ～		年	月
		URL					
②　都市再生歩行者経路協定の締結実績							
	協定締結者						
	締結日	西暦	年	月	日		
	協定終了日	西暦	年	月	日		
	協定施設						
	日常管理に関する事項						
	都市再生整備計画	地区名					
		計画期間					
		西暦	年	月 ～		年	月
		URL					

資料 2.1-1 調査1[市区町村まちづくり担当課向け]調査票(7/21)

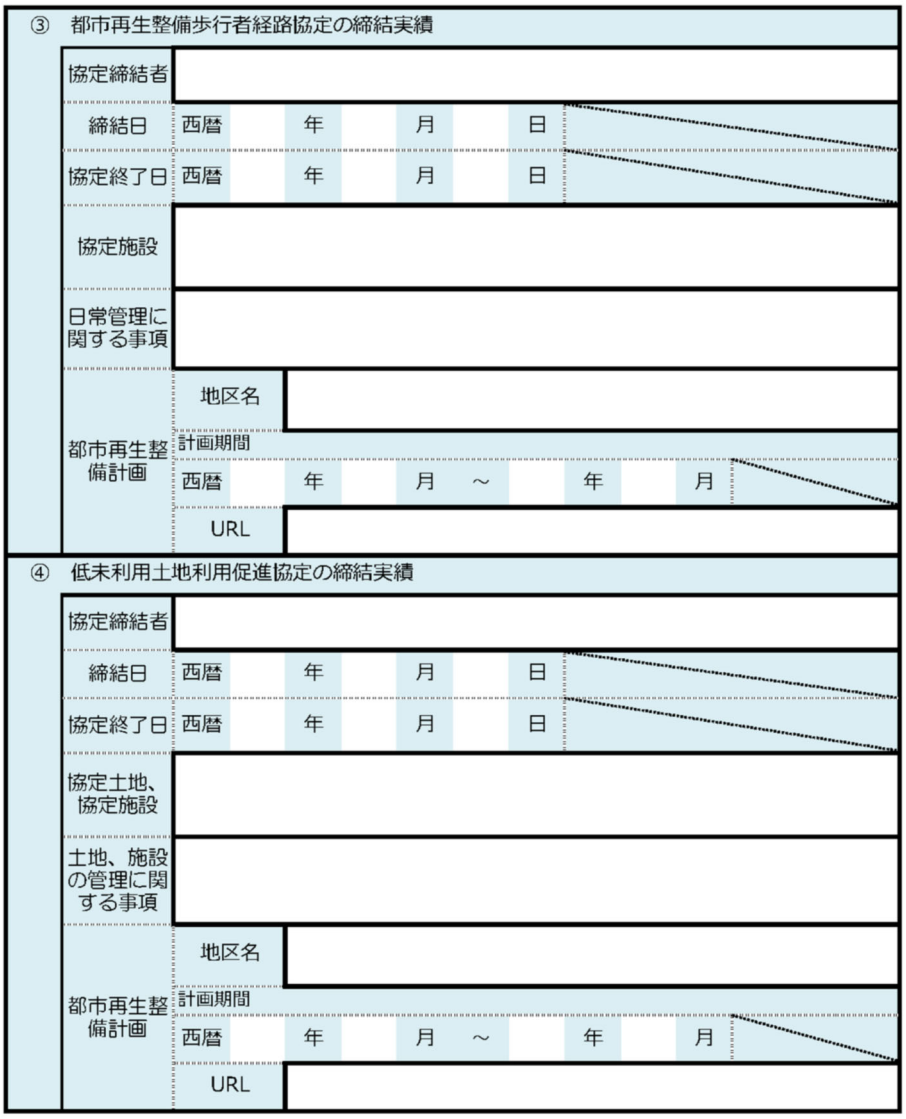

資料 2.1-1 調査1［市区町村まちづくり担当課向け］調査票(8/21)

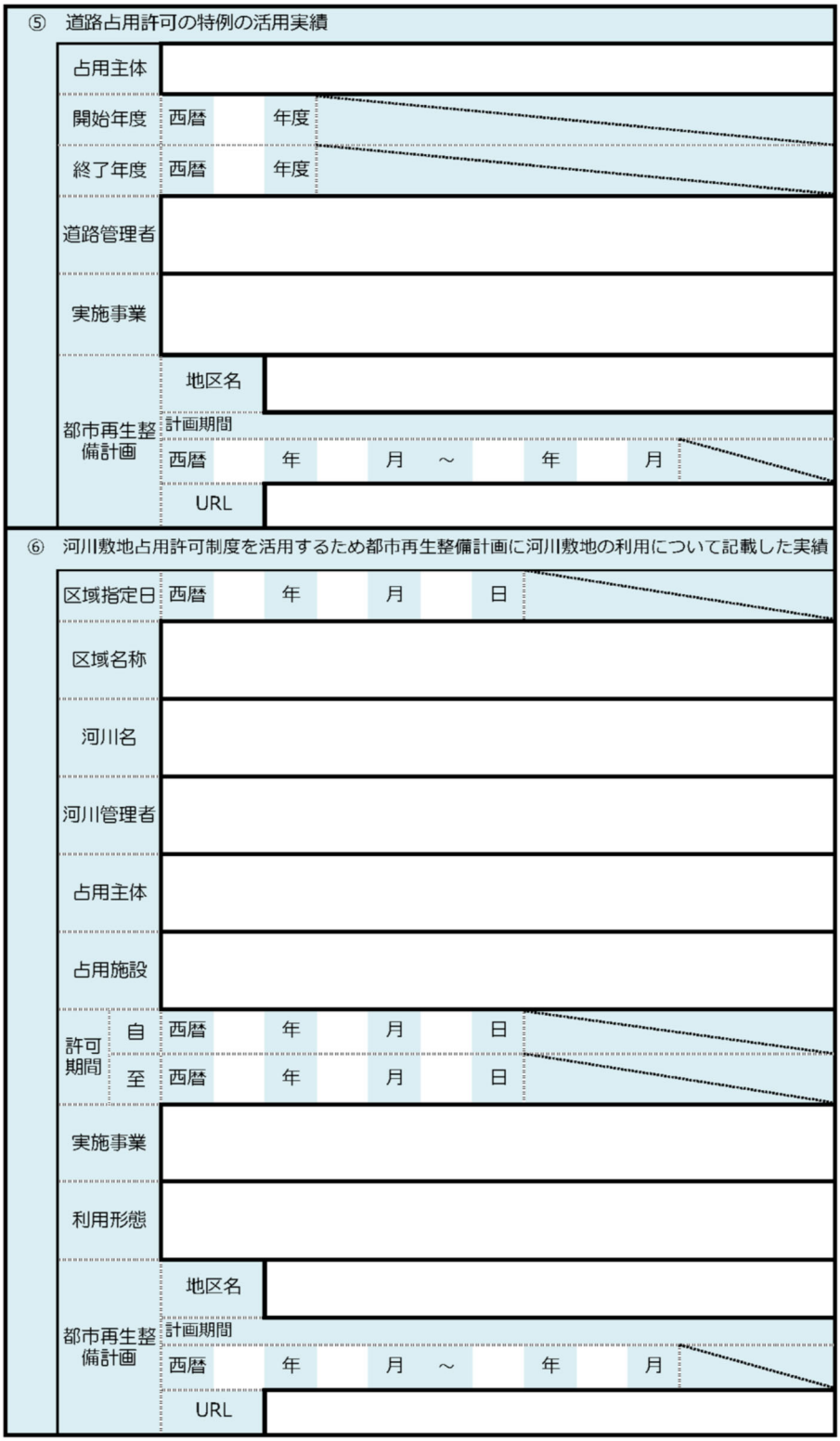

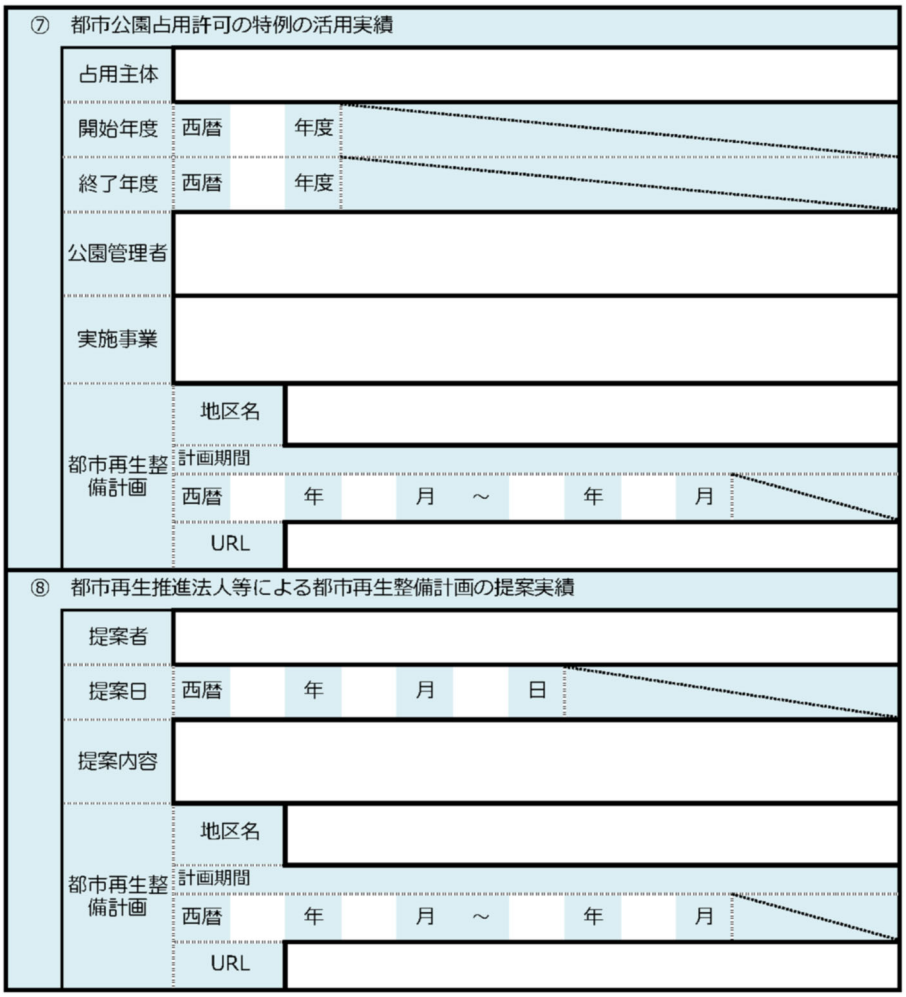
⑦ 都市公園占用許可の特例の活用実績
占用主体
開始年度
西暦
年度
終了年度
西暦
年度
公園管理者
実施事業
都市再生整備計画
地区名
計画期間
西暦
年
月
～
年
月
URL
⑧ 都市再生推進法人等による都市再生整備計画の提案実績
提案者
提案日
西暦
年
月
日
提案内容
都市再生整備計画
地区名
計画期間
西暦
年
月
～
年
月
URL

⑨ 市町村都市再生協議会の設立実績

協議会名			
構成員 ※複数選択	1	市区町村	
	2	都道府県	
	3	国土交通省（地方整備局　等）	
	4	UR、開発公社　等	
	5	交通事業者	
	6	商工会、商工会議所　等	
	7	青年会議所　等	
	8	商店街振興組合、商店会　等	
	9	金融機関	
	10	大学、学識経験者	
	11	都市再生推進法人	
	12	まちづくり会社等（エリアマネジメントや地域の活性化等に取組む法人、まちづくり会社、NPO　等）	
	13	まちづくり協議会等（エリアマネジメントや地域の活性化等に取組む任意組織　等）	
	14	社会福祉系団体、福祉法人　等	
	15	医療系団体、医療機関　等	
	16	観光系団体、観光事業者　等	
	17	農業系団体　等	
	18	その他	
	(その他記入欄)		
設立年度	西暦	年度	

⑩ 滞在快適性等向上区域（まちなかウォーカブル区域）の設定実績

区域名称			
指定年度	西暦	年度	
URL			

資料 2.1-1 調査1[市区町村まちづくり担当課向け]調査票(11/21)

⑪ 交付対象事業を含まない都市再生整備計画の策定状況	
地区名	
策定年月	西暦　　年　　月
活用する官民連携制度	
URL	

問1-2　滞在快適性等向上区域（まちなかウォーカブル区域）で活用可能となる制度等

①　一体型滞在快適性等向上事業の活用実績										
	実施主体									
	開始年度	西暦		年度						
	終了年度	西暦		年度						
	活用制度									
	実施事業									
	都市再生整備計画	地区名								
		計画期間								
		西暦	年	月	～	年	月			
		URL								
②　公園施設設置管理協定制度の活用実績										
	公園名称									
	公園管理者									
	協定締結者									
	締結日	西暦	年	月	日					
	協定終了日	西暦	年	月	日					
	滞在快適性等向上公園施設の内容									
	特定公園施設の内容									
	公園利便増進施設等（自転車駐輪場、看板、広告等）の設置の有無									
	建蔽率特例の活用の有無									
	都市再生整備計画	地区名								
		計画期間								
		西暦	年	月	～	年	月			
		URL								

③ 都市再生整備計画における路外駐車場の配置及び規模の基準の策定実績

運用開始年月日	西暦	年	月	日			
運用終了年月日	西暦	年	月	日			
内容							
場所							
特定路外駐車場の規模							
都市再生整備計画	地区名						
	計画期間						
	西暦	年	月	～	年	月	
	URL						

④ 都市再生整備計画における駐車場出入口制限道路の指定実績

運用開始年月日	西暦	年	月	日			
運用終了年月日	西暦	年	月	日			
内容							
場所							
対象となる駐車場の規模							
適用除外の内容							
都市再生整備計画	地区名						
	計画期間						
	西暦	年	月	～	年	月	
	URL						

⑤ 都市再生整備計画における集約駐車施設の位置及び規模の指定実績		
運用開始年月日	西暦　年　月　日	
運用終了年月日	西暦　年　月　日	
内容		
場所		
駐車施設の名称		
台数		
都市再生整備計画	地区名	
	計画期間	
	西暦　年　月　～　年　月	
	URL	

⑥ 普通財産の活用実績		
財産名		
実施主体		
開始年度	西暦　年度	
終了年度	西暦　年度	
活用内容		
都市再生整備計画	地区名	
	計画期間	
	西暦　年　月　～　年　月	
	URL	

資料 2.1-1 調査1[市区町村まちづくり担当課向け]調査票(15/21)

問1-3　中心市街地整備推進機構

団体名	
設立年月日	西暦　　年　　月　　日
法人形態	
電話番号	
E-mail	
HPアドレス	

資料 2.1-1 調査1［市区町村まちづくり担当課向け］調査票（16/21）

2．都市再生推進法人の指定および連携等に関する実態調査

ここでは、貴団体管内の都市再生推進法人の指定等について、各々の回答欄に該当する内容をご回答願います。

問2-1　都市再生推進法人の指定の状況

貴団体における都市再生推進法人の指定状況について、該当するもの（一つ）を選択（プルダウン式）してください。	回答欄

以下の設問は、「問2-1　都市再生推進法人の指定の状況」の設問において、「1 指定している」を選択した場合にのみ、指定している団体ごとに回答してください（次頁以降に3団体分の記入欄がございます）。

なお、都市再生推進法人の指定が4団体以上ある場合は、シート「調査1の追加欄（問2-2関係）」の«法人概要等記入欄④»から«法人概要等記入欄⑬»にお願いします。

«法人概要等記入欄①»

法人名①		
法人区分（プルダウン）		
設立年月日	西暦　年　月　日	
指定年月日	西暦　年　月　日	
設立目的		
主な活動内容 ※複数選択	1　公共施設の管理・活用	
	2　イベント等実施による賑わい創出	
	3　不動産管理・運営	
	4　空き家・空き地の活用	
	5　広告設置事業	
	6　行政支援（行政からの受託業務等）	
	7　地域ビジョン・ルールの作成	
	8　防災・防犯の意識啓発	
	9　清掃・美化活動	
	10　地域情報の発信（広報紙・SNS・HP等）	
	11　中間支援的活動（コミュニティ形成支援・アドバイザー・マネジメント全般）	
	12　その他	
	（その他記入欄）	
電話番号		
E-mail		
担当者		
HPアドレス		

資料 2.1-1 調査1[市区町村まちづくり担当課向け]調査票(18/21)

«法人概要等記入欄②»

法人名②		
法人区分（プルダウン）		
設立年月日	西暦　年　月　日	
指定年月日	西暦　年　月　日	
設立目的		
主な活動内容 ※複数選択	1　公共施設の管理・活用	
	2　イベント等実施による賑わい創出	
	3　不動産管理・運営	
	4　空き家・空き地の活用	
	5　広告設置事業	
	6　行政支援（行政からの受託業務等）	
	7　地域ビジョン・ルールの作成	
	8　防災・防犯の意識啓発	
	9　清掃・美化活動	
	10　地域情報の発信（広報紙・SNS・HP等）	
	11　中間支援的活動（コミュニティ形成支援・アドバイザー・マネジメント全般）	
	12　その他	
	（その他記入欄）	
電話番号		
E-mail		
担当者		
HPアドレス		

資料 2.1-1 調査1[市区町村まちづくり担当課向け]調査票(19/21)

«法人概要等記入欄③»

法人名③		
法人区分（プルダウン）		
設立年月日	西暦　年　月　日	
指定年月日	西暦　年　月　日	
設立目的		
主な活動内容 ※複数選択	1　公共施設の管理・活用	
	2　イベント等実施による賑わい創出	
	3　不動産管理・運営	
	4　空き家・空き地の活用	
	5　広告設置事業	
	6　行政支援（行政からの受託業務等）	
	7　地域ビジョン・ルールの作成	
	8　防災・防犯の意識啓発	
	9　清掃・美化活動	
	10　地域情報の発信（広報紙・SNS・HP等）	
	11　中間支援的活動（コミュニティ形成支援・アドバイザー・マネジメント全般）	
	12　その他	
	（その他記入欄）	
電話番号		
E-mail		
担当者		
HPアドレス		

問2-2　都市再生推進法人の指定の取消の状況

貴団体が指定した都市再生推進法人について、その指定を取り消したことがあるかについて、該当するものすべて（複数回答）に「○」印を選択（プルダウン式）してください。 「1-ａ」～「1-ｄ」と回答した場合は、指定を取り消した法人の概要や、当該取消の理由や背景等について、«指定を取り消した法人概要等の記入欄»に記入してください（次頁以降に2団体分の記入欄がございます。	回答欄
1　指定を取り消したことがある（当該法人が解散した場合を含む）	下のa～dについて回答してください
1-a　貴団体が指定を取り消した（改善命令に法人が応じなかった等による）	
1-b　都市再生推進法人から指定取消の申し出があり、取り消した	
1-c　都市再生推進法人が解散した	
1-d　その他	
（その他記入欄）	
2　指定を取り消したことがない	

資料 2.1-1 調査1[市区町村まちづくり担当課向け]調査票(21/21)

«指定を取り消した法人概要等の記入欄①»

法人名		
法人区分（プルダウン）		
設立年月日	西暦　年　月　日	
指定年月日	西暦　年　月　日	
指定取消年月日	西暦　年　月　日	
設立目的		
主な活動内容 ※複数選択	1 公共施設の管理・活用	
	2 イベント等実施による賑わい創出	
	3 不動産管理・運営	
	4 空き家・空き地の活用	
	5 広告設置事業	
	6 行政支援（行政からの受託業務等）	
	7 地域ビジョン・ルールの作成	
	8 防災・防犯の意識啓発	
	9 清掃・美化活動	
	10 地域情報の発信（広報紙・SNS・HP等）	
	11 中間支援的活動（コミュニティ形成支援・アドバイザー・マネジメント全般）	
	12 その他	
	（その他記入欄）	
指定取消の理由や背景等		

3) 都市再生特別措置法等に基づく協定締結に関する実態調査[市区町村まちづくり担当課]

都市再生特別措置法に基づく協定等の実態を以下の①～⑪に示す。なお、①～⑪について、今年度新たに把握した実績は番号の左に★マークを付している。

① 都市利便増進協定の締結実績

表 2.1-7 都市利便増進協定の締結実績

NO.	協定締結者	締結日	協定終了日	都市利便増進施設	日常管理に関する事項
1	川越市、(株)まちづくり川越	2012/8/7	2013/3/15	自転車駐車器具	サイクルポート周辺の維持管理を実施
2	北海道開発局、札幌大通まちづくり(株)	2013/3/28	2022/3/31	食事施設、広告板	札幌大通まちづくり(株)が日常管理や都市利便増進施設を活用したイベントを実施
3	草津市、草津まちづくり(株)	2013/12/27		公園系施設（屋上広場、管理倉庫、受水槽）、賑わいを創出する施設（屋外デッキ、テーブル、イス）	草津まちづくり(株)が日常管理や都市利便増進施設を活用したイベントを実施
4	大阪市、エヌ・ティ・ティ都市開発(株)、三井住友信託銀行(株)、積水ハウス(株)、ノースアセット特定目的会社、阪急電鉄(株)、三菱地所(株)、(一社)グランフロント大阪ＴＭＯ	2014/12/5		歩道関連施設、オープンカフェ・売店等、広告板・バナー広告、敷地内広告、案内サイン、屋外ベンチ、非常用電源コンセント、多機能照明柱（添架設備）、防犯カメラ、アッパーライト	清掃・点検・巡回、違反広告物の撤去、放置自転車の整除
5	東海市、(株)まちづくり東海	2016/2/16		食事施設、休憩施設その他これらに類するもの	清掃、美化活動、広告物の指導等
6	草津市、草津まちづくり（株）	2016/12/2		食事施設、購買施設、休憩施設、案内施設その他これらに類するもの広告塔、案内板、看板、標識、旗竿、パーキング、幕、アーチその他これらに類するもの	清掃、美化活動、地被類・植栽管理及び園内植栽装飾
7	(一財)柏市みどりの基金，柏市	2017/2/3		食事施設、購買施設	北柏ふるさと公園他８カ所管理，地域活性化イベント運営事業，歩道緑化事業，河川空間活用事業等
8	長浜市、えきまち長浜(株)	2017/3/14	2025/3/31	長浜駅周辺の通路、駐車場、広場、広告塔、えきまちテラス長浜公共通路及び緑地広場、イベント広場等	日常管理業務はえきまち長浜株式会社が実施管理に要する費用は財産区分に応じて締結者間で分担し負担
9	仙台市、(一社)荒井タウンマネジメント	2017/3/24	2026/3/31	運動広場、運動広場付帯管理施設、運動施設案内板	芝生・樹木・植栽帯の維持管理、日常的な清掃・点検・巡回、公園施設の小規模修繕、利用方法やマナーの周知・注意、駐輪マナーの啓発
10	さいたま市、(一社)アーバンデザインセンター大宮	2018/2/20	未定	賑わい創出事業のための設備、休憩施設	都市利便増進施設を活用してまちの賑わいの創出に資するイベント等を実施。管理に要する費用は施設や設備ごとに締結者間で分担し負担
11	栄ミナミまちづくり株式会社、道路管理者、公園管理者	2018/3/23		広告塔、自転車等駐車場、看板、パークレット	設置施設の巡回、点検及び周辺の清掃、美化活動、異常報告の実施 放置自転車の整理、マナー向上に関する啓発活動の実施 路上違法看板の掲出抑制に関する啓発活動の実施 良好な景観形成に寄与する広告物の自主審査
12	栄ミナミまちづくり(株)、三菱 UFJ 信託銀行(株)	2018/3/30		シェアサイクルポート	都市利便増進施設周辺の巡回、点検、清掃等
13	福井市、まちづくり福井(株)	2018/4/4	2023 年度	食事・購買・休憩施設、広告塔・看板、屋外ベンチ、花壇	協定区域におけるイベント等の管理・運営と清掃・美化活動、プランター等の管理
14	豊田市及び（一社）TCCM	2018/5/20	2028/3/31	広告看板、食事・購買施設その他これらに類するもの	周辺の清掃、美化活動の実施
15	中部地方整備局、栄ミナミまちづくり(株)	2018/9/25		デジタルサイネージ、シェアサイクルポート	都市利便増進施設周辺の巡回、点検、清掃等

NO.	協定締結者	締結日	協定終了日	都市利便増進施設	日常管理に関する事項
16	前橋市、(公財)前橋市まちづくり公社	2019/3/8	2027/3/31	広場、広告板、案内施設、休憩施設	都市利便増進施設を活用したイベントの実施と施設の日常管理
17	神戸市、神戸ハーバーランド(株)	2019/3/14		購買施設、食事施設、駐車場、広場、通路	都市利便増進施設を活用したイベントの実施と施設の清掃・点検等の維持管理
18	富山市、(株)富山市民プラザ※H31.4.1 に(株)まちづくりとやまから(株)富 山市民プラザへ変更	2019/4/1		グランドプラザ（広場）に設置する音響装置、ミスト装置	(株)富山市民プラザが日常管理や施設を活用したイベントを実施管理については、グランドプラザ利用料徴収による自主財源にて維持管理するもの。
19	福崎町、(株)PAGE	2019/3/29		賑わい創出施設等	福崎町が(株)PAGE を指定管理者とし(株)PAGE が施設の運営、管理
20	静岡市、(一社)草薙カルテッド	2019/7/13	2024 年度	小規模売店、屋外ベンチ、テーブル、椅子、パラソル、防犯カメラ（北口芝生広場）	都市利便増進施設及び周辺の維持管理の実施、良好な景観の保全
21	静岡市、(一社)草薙カルテッド	2019/7/13	2025/3/31	小規模売店、広告板、屋外ベンチ、テーブル、椅子、パラソル、プランター（南口イベント広場地区）	都市利便増進施設及び周辺の維持管理の実施、良好な景観の保全
22	渋谷区、(一社)渋谷駅前エリアマネジメント	2019/10/10	2035/3/31	公衆便所、広告物、コインロッカー、カフェ及び観光案内所、バス定期券発売所及びバス案内所、道路通行空間	清掃サービスレベル向上事業を協力して実施することにより一体的な管理を行う
23	御伝鷹まちづくり株式会社	2020/10/16	2027/3/31	店舗（軽飲食販売・購買施設）、オープンカフェ施設（机、椅子、花壇プランター等）、照明、イベント用電源設備、散水栓、宅内ポンプ、水辺デッキ（イベント広場）等	都市利便増進施設及びその周辺の清掃及び美化活動の実施、周辺の安全な通行の確保、店舗、オープンカフェ施設等の設置・活用に起因する損害対応
24	一般社団法人美園タウンマネジメント	2021/11/8		・駐輪場 ・シェアサイクルポート	維持：日時的な点検、巡回、監視、応急修理、小規模修理、緊急時の対応（風・雨・雪・地震・火災・雷等） 修繕：維持規模を超える修理（主に破損等により通常の機能を損なった状態を復旧すること） 更新：大規模な設備及び施設の取替え（仕様、部材の変更を含め一定範囲を抜本的に改修、取替えすること）
25	錦二丁目エリアマネジメント株式会社	2022/3/15		木質化ベンチ（都市の木質化プロジェクトの一環として設置される歩行者等の利便に資する休憩施設）、グリーンインフラ（ＳＤＧｓ まちづくりの一環として設置される歩行者等の利便に資する休憩施設）及び隣接する歩道上植栽。自転車駐車器具。	設置施設の巡回、点検及び周辺の清掃、美化活動、異常報告の実施
26	静岡市、(一社)草薙カルテッド	2022/3/25		南口イベント広場、北口芝生広場、広告板、バナーフラッグ、テーブル、椅子、常設の小規模売店、パラソル、屋外ベンチ、プランター、防犯カメラ、北口駐輪場	施設及び芝生の管理、清掃業務等
27	(株)神戸ウォーターフロント開発機構	2022/8/30		公共空間、駐車場、広告塔、看板、展望施設、夜間景観形成施設	都市利便増進施設の日常管理業務は株式会社神戸ウォーターフロント開発機構が実施することとし、これに要する費用は、協定締結者間で分担して負担する。
28	前橋市、(一社)前橋デザインコミッション	2022/9/21	2033/3/31	道路、公園、河川、広場	日常管理業務は、協定締結者が実施することとし、また、日常管理に要する費用は協定締結者が負担するものとする
29	高蔵寺まちづくり株式会社	2022/12/26		駅前広場、地下道、公共空地、駐車場、トイレ、市民コーナー、食事購買施設、ベンチ・テーブル、植栽	都市利便増進施設を活用してまちの賑わいの創出に資するイベント等の実施と周辺の維持管理の実施、良好な景観の保全

NO.	協定締結者	締結日	協定終了日	都市利便増進施設	日常管理に関する事項
30	岡崎市、株式会社まちづくり岡崎	2023/3/31	2026/3/31	オープンカフェ等の設置（食事施設、購買施設、休憩所）＜該当施設例＞テーブル、イス、テント等	都市利便増進施設及び周辺（施設を設置しない歩道部を含む）の清掃、美化活動の実施○良好な景観の保全・形成（屋外広告物、夜間照明、まちなみ等）
31	公益財団法人名古屋まちづくり公社、名古屋市、東海旅客鉄道株式会社、名古屋鉄道株式会社、名古屋市（高速度鉄道事業者）	2023/5/1		金山総合駅連絡通路橋	総括管理（災害時不測事態発生時の応急措置、苦情処理、日常巡回、施設管理等）・点検・警備・修繕など
★32	一般社団法人　天文館みらいマネジメント	2024/3/19		広告付きベンチ	都市利便増進施設の日常管理業務、不法占拠者への対応
★33	府中市、株式会社まちづくり府中	2024/6/17	2028/3/31	道路	対象施設の清掃等
★34	北広島市、株式会社日本エスコン	2024/6/26		北広公園（公園）、ゲートパーク（広場）	市が実施する
★35	倉敷市、倉敷まちづくり株式会社	2024/7/5		広場、建物、ベンチ	都市利便増進施設を活用してまちの賑わいの創出に資するイベント等の実施と施設の日常管理
★36	富士コーヒー株式会社、名古屋市及び名古屋港管理組合	2024/7/24		休憩施設、通路、柵	

② 都市再生歩行者経路協定の締結実績

表 2.1-8 都市再生歩行者経路協定の締結実績

NO.	協定締結者	締結日	協定終了日	協定施設	日常管理に関する事項
1	福岡市・JR 九州・西日本シティ銀行・㈱TAK プロパティ	2011/9/30	継続中	地下通路	日常の管理区分の明示、シャッター・止水板の操作区分、保守工事・点検・修繕区分の明示・区域内の秩序の保持・財産の保全・人命の安全確保に関する区分の明示
2	港区・東京都・株式会社アルベログランデ	2018/9/10 (2022/4/22 に変更)	竹芝開発業務棟・住宅棟の存する日まで	昇降施設、歩行者デッキ、民間施設内通路等	財産区分に従い、各々が自己の責任及び費用において実施する

③ 都市再生整備歩行者経路協定の締結実績

表 2.1-9 都市再生整備歩行者経路協定の締結実績

NO.	協定締結者	締結日	協定終了日	協定施設	日常管理に関する事項
1	えきまち長浜（株）、西日本旅客鉄道（株）、（株）平和堂、地権者、長浜市	2017/12/28	指定なし	長浜駅自由通路、階段、エスカレーター、ベデストリアンデッキ等	財産区分に応じ、えきまち長浜（株）、（株）平和堂が実施
★2	北広島市、株式会社日本エスコン	2024/6/26		エルフィンパーク、道路上空通路【駅A】、複合交流拠点施設、道路上空通路【AB】、居住交流施設	協定書の別図 1 に定める財産区分に基づき、その所有者が行うものとする

④ 低未利用土地利用促進協定の締結実績

実績報告なし

⑤ 道路占用許可の特例の活用実績

表 2.1-10 道路占用許可の特例の活用実績

NO.	占用主体	開始年度	終了年度	道路管理者	実施事業
1	新宿駅前商店街振興組合	2012	2025	新宿区	常設オープンカフェ（食事施設）、地域ルールに則った広告の設置
2	札幌大通まちづくり株式会社	2013	2021	北海道開発局	すわろうテラス、オープンカフェ（食事施設）の設置、広告板の設置
3	一般社団法人グランフロント大阪 TMO	2013	2027	大阪市	広告板・バナー広告の設置・管理、オープンカフェ・売店等（食事施設・購買施設）設置・管理
4	新鳥取駅前地区商店街振興組合	2013		鳥取市	休憩施設の設置
5	高崎まちなかコミュニティサイクル推進協議会	2013		群馬県、高崎市	高崎まちなかコミュニティサイクル
6	高崎まちなかオープンカフェ推進協議会	2013		群馬県、高崎市	高崎まちなかオープンカフェ
7	一般社団法人新虎通りエリアマネジメント	2014	2022	東京都	食事施設・オープンカフェ（食事施設）・購買施設等の設置によるにぎわいの創出
8	サイカパーキング㈱	2014		神戸市	コミュニティサイクルステーションの設置
9	(一社)柏の葉アーバンデザインセンター	2014		柏市	休憩施設の設置、バナー広告の設置
10	まちづくり福井(株)	2014	2023	福井市	オープンカフェ（食事施設）の設置
11	高岡市、（公社）高岡市観光協会	2014	2025	高岡市	観光案内所の設置
12	(株)まちづくり長野	2014	2020	長野市	オープンカフェ（食事施設）の設置
13	富士見商店街協同組合	2014		千葉市	オープンカフェ（食事施設）の設置、物販ブース（購買施設）の設置、マーケット、路上パフォーマンスの実施、ストリートフェスの実施　バナー広告の設置
14	ＮＰＯ法人ﾀｳﾝﾓｰﾋﾞﾙﾈｯﾄﾜｰｸ北九州	2014		北九州市	コミュニティサイクルステーションの設置
15	協同組合　総曲輪通り商盛会	2014	2026	富山市	休憩施設の設置、バナーフラッグの設置
16	株式会社ドコモ・バイクシェア	2014	2024	横浜市道路局管理課、各区土木事務所	横浜都心部コミュニティサイクル事業
17	神戸市	2014		神戸市	購買施設、食事施設、広告の設置（地下街「デュオこうべ浜の手」）、オープンカフェ（食事施設）の設置、物販ブース（購買施設）の設置
18	千葉銀座商店街振興組合	2015		千葉市	フリーマーケットの実施
19	千葉市中心市街地まちづくり協議会	2015		千葉市	地元特産物等販売、オープンカフェの実施
20	ウエストリオテナント会	2015		千葉市	マルシェの実施

NO.	占用主体	開始年度	終了年度	道路管理者	実施事業
21	パラソルギャラリー実行委員会	2015		千葉市	工房、オープンカフェの実施
22	栄町通り商店街振興組合	2015		千葉市	フリーマーケット、音楽ライブの実施
23	千葉都心イルミネーション実行委員会	2015		千葉市	イルミネーションにおけるバナー広告の設置
24	(公社)千葉県観光物産協会	2015		千葉市	観光ＰＲイベントの実施
25	センシティビルディング管理組合	2015		千葉市	モノレール支柱商業巻広告の設置
26	株式会社まちづくり東海	2015		東海市	オープンカフェの設置・管理
27	民間事業者	2015	2019	姫路市	コミュニティサイクル事業
28	（一財）柏市まちづくり公社	2016		柏市	「KASHIWA W DECK – 柏駅前デッキ利活用プロジェクト」 ※食事施設・購買施設等の設置 ※広告物の設置
29	特定非営利活動法人うつのみやまちづくり推進機構	2017	2027	宇都宮市	宇都宮まちなかオープンカフェ事業
30	まちづくり協議会	2017	未定	高崎市	オープンカフェ（カフェならびに食事施設）の設置
31	周南市、選定された事業者	2017		周南市	オープンカフェ、マーケット等の実施
32	r-223	2017		千葉市	千葉駅前大通りでの屋台設置
33	多摩センター地区連絡協議会	2017	2021	多摩市	都市再生整備計画事業におけるオープンカフェ
34	(一社)新虎通りエリアマネジメント	2018	2022	東京都	・オープンカフェ及び店舗の設置（食事・購買施設） ・地域のルールに則った広告塔・看板の設置
35	まちづくり福井株式会社	2018	2023	福井市	常設のオープンカフェ・売店・看板の設置・管理
36	(一社)TCCM	2018	2022	豊田市	広告看板の設置・管理、マーケットの開催（オープンカフェ等の設置）
37	千葉商工会議所	2018		千葉市	歩行者天国（食事施設・購買施設）
38	（株）まちづくり大津	2018		大津市	食事施設・購買施設、広告塔・看板、サイクルポートの設置
39	（株）宿坊クリエイティブ	2018		和歌山市	道路空間を活用した社会実験
40	(一社)草薙カルテッド	2018		静岡市	食事施設等の設置、管理
41	栄ミナミまちづくり株式会社	2018		名古屋市	広告塔、自転車等駐車場、看板

NO.	占用主体	開始年度	終了年度	道路管理者	実施事業
42	一般社団法人渋谷駅前エリアマネジメント	2018	2034	渋谷区	食事施設（カフェ及び観光案内所）の設置・管理 購買施設（バス定期券発売所及びバス案内所）の設置・管理
43	松本市	2018	2022	松本市建設部維持課	シェアサイクルポートの設置
44	一般社団法人 UDCK タウンマネジメント	2019	2023	柏市	食事施設の設置 サイン・バナーの設置
45	(公財)前橋市まちづくり公社	2019	2026	前橋市	食事施設、購買施設その他類する施設(オープンカフェ等)
46	民間事業者	2019	2023	神戸市	コミュニティサイクルポート（自転車駐車器具で自転車を賃貸する事業の用に供するもの）の整備・管理、オープンカフェ「三宮プラッツ」（テーブル、椅子、パラソル、ベンチ等）の賑わい創出
47	一般社団法人草薙カルテッド、静岡市	2020	2024	静岡市	常設オープンカフェ（食事施設等）の設置・管理
48	豊中市	2020	2025	豊中市	シェアサイクル事業
49	川崎市まちづくり局	2020		川崎市	公共空間を有効活用した広告事業
50	まちづくり武生株式会社	2020	2022	福井県	オープンテラス（テーブル、イス）の設置
51	こまがねテラス	2020		駒ヶ根市	沿道飲食店の路上利用
52	御伝鷹まちづくり株式会社	2020	2026	静岡市	常設オープンカフェ（軽飲食販売施設等）の設置・管理
53	交通事業者等	2020	2024	国・宮崎県・宮崎市	サイクルポート設置
54	川崎市	2021	2025	川崎市	広告塔、バナーフラッグ等の設置による景観の向上
55	北九州市	2021	2025	北九州市	北九州市シェアサイクル事業
56	一般社団法人梅田１丁目エリアマネジメント	2021	2025	大阪市	広告板の設置・管理、オープンカフェ等（食事施設・購買施設）の設置・管理
57	ハレマ協議会	2021		岡山市	ハレまち通り（旧県庁通り）において、歩道の一部を活用してオープンカフェ等を実施
58	函館市	2022	2023	国土交通省・北海道・函館市	オープンカフェ等社会実験
59	多摩センター地区連絡協議会	2022	2024	多摩市長	都市再生整備計画事業におけるオープンカフェ事業
60	都市再生推進法人	2022	2025	和歌山市	道路空間を活用した社会実験（３か所）
61	岡山市	2022		国土交通省中国地方整備局	岡山市コミュニティサイクル「ももちゃり」事業における道路上へのポート設置
62	錦二丁目エリアマネジメント株式会社	2022		名古屋市	ベンチ、自転車駐車器具

NO.	占用主体	開始年度	終了年度	道路管理者	実施事業
63	株式会社まちづくり岡崎	2023	2025	岡崎市	歩道を中心とした軒先活用など
64	ダイセン産業株式会社	2023	2024	伊勢市	自転車駐車器具（シェアサイクルポート）の設置・管理
★65	一般社団法人アーバンデザインセンター大宮	2023	2026	さいたま市	拡幅された歩道空間の積極的な有効活用（キッチンカーの出店）により、大宮駅周辺の賑わい創出および隣接する再開発ビルとの一体的なエリアマネジメントを図る。
66	（一社）TCCM	2023	2028	豊田市	マーケットの開催等
★67	株式会社生き活き市場	2024	2025	弘前市	オープンテラス等による道路空間の活用
★68	御徒町駅南口商店会	2024	2025	台東区	食事施設の設置・維持管理

⑥ 河川敷地占用許可制度を活用するため都市再生整備計画に河川敷地の利用について記載した実績

表 2.1-11 河川敷地占用許可制度を活用するため都市再生整備計画に河川敷地の利用について記載した実績

NO.	都道府県	市区町村	区域指定日	区域名称	河川名	河川管理者	占用主体	占用施設	許可期間	実施事業	利用形態
1	東京都	大田区	2019/6/17		多摩川	京浜河川事務所	大田区、公募選定事業者			以下を想定しているが、コロナ禍等により未実施 飲食事業、水辺のレジャー・スポーツイベント、自然観察会	検討中
2	福井県	福井市	2020 年度	福井まちなか地区	足羽川	福井県	まちづくり福井株式会社	屋台・ケータリングカー、飲食・休憩用の椅子等	2020 年～2023 年度	ふくいまちキャン	まちなか BBQ、テントサウナ、体験コーナー、お泊りキャンプなど
3	東京都	世田谷区	2021/2/5	多摩川河川敷左岸、兵庫島公園の一部	多摩川	国土交通省関東地方整備局	都市再生推進法人 二子玉川エリアマネジメンツ	（広場と一体をなす）飲食施設、アウトドアオフィス	指定日から2024 年度まで	キッチンカー事業、アウトドアオフィス事業	キッチンカー事業：（土日）キッチンカーの設置 アウトドアオフィス事業：（平日）テント、テーブル、チェア等の設置
★4	栃木県	足利市	2022/2/2	都市・地域再生等利用区域	一級河川利根川水系渡良瀬川	国土交通省関東地方整備局長	足利市長	1)便益施設（飲食店、売店、駐車場、トイレ等） 2）園路、広場 3）休養施設（休憩所等） 4）その他の施設（展望台、集会所）	2023/10/02～2026/09/30	河川緑地を活かしたスポーツ関連イベントと連携した飲食事業を実施	飲食店、駐車場、トイレ、園路等

⑦ 都市公園占用許可の特例の活用実績

表 2.1-12 都市公園占用許可の特例の活用実績

NO.	占用主体	開始年度	終了年度	公園管理者	実施事業
1	株式会社ドコモ・バイクシェア	2014	2024	環境創造局公園緑地管理課、各区土木事務所	横浜都心部コミュニティサイクル事業
2	姫路市	2017	2019	姫路市	姫路公園におけるサイクルステーション（自転車駐車器具）の整備
3	(株)まちづくり大津	2018		大津市	まちなかの都市公園各所におけるサイクルポートの整備
4	ユタカ交通株式会社	2018	2018	和歌山市	まちなかの都市公園各所におけるサイクルポートの整備
5	江東区、民間事業者	2018	2027	江東区	まちなかの都市公園各所におけるサイクルポートの整備
6	雲仙市	2018		雲仙市	園児の野外遊び場としての利用
7	栄ミナミまちづくり株式会社	2018		名古屋市	自転車等駐車場
8	(一社)竹芝エリアマネジメント	2019		東京都	ライトアップイベント
9	国立研究開発法人産業技術総合研究所	2019		三豊市	金坂公園内の温泉井戸内に観測装置を設置して歪観測を行い、南海トラフ地震発生予測に関する研究を行う。
10	(株)Open Street	2020		千葉市	シェアサイクル事業
11	荒川区	2020	2024	荒川区	シェアサイクル事業（運営主体は民間事業者）
12	豊中市	2020	2025	豊中市	シェアサイクル事業
13	トヨノつながる WE マーケット	2020		豊能町	マルシェ（手作り品販売、リサイクル品販売、各店舗紹介、コミュニケーションの場として利用）
14	福岡市、neuet(株)	2020	実施中	福岡市	サイクルポートの設置
15	交通事業者等	2020	2024	宮崎市	サイクルポート設置
16	大田区（実施主体、占用主体）、区と協定を結んだ事業者（運営主体）	2020	2025	地域基盤整備第一課、地域基盤整備第二課、地域基盤整備第三課	コミュニティサイクル事業の実施運営 サイクルポート（自転車駐車器具）の用地確保、整備・運営・撤去、維持管理及び利用者サービス等
17	八王子市	2021	2024	八王子市	八王子市
★18	うめきた２期開発事業者（代表　三菱地所株式会社）	2023	2026	一般社団法人うめきた MMO	看板等の設置による賑わい創出
★19	東大和市	2023	2025	東京都	シェアサイクル事業の実施運営
★20	ユタカ交通株式会社	2023	2025	和歌山市	サイクルポートの整備

⑧ 都市再生推進法人等による都市再生整備計画の提案実績

表 2.1-13 都市再生推進法人等による都市再生整備計画の提案実績

NO.	提案者	提案日	提案内容
1	札幌大通まちづくり(株)	2013/1/29	都市利便増進協定に関する事項、道路占用許可の特例に関する事項
2	まちづくり福井(株)	2013/12/19	道路占用許可の特例に関する事項
3	(一社)グランフロント大阪ＴＭＯ	2014/10/15	都市再生整備計画 うめきた先行開発地区の変更を提案
4	特定非営利活動法人 砂山バンマツリ	2015/3/31	砂山南地区まちづくりの整備について
5	(一財)柏市まちづくり公社	2015/12/25	道路占用許可の特例に関する事項
6	草津まちづくり(株)	2016/4/20	都市利便増進協定の締結について
7	えきまち長浜(株)	2016/11/28	都市利便増進協定に関する事項、都市再生整備歩行者経路協定に関する事項
8	(一財)柏市みどりの基金	2017/2/1	利便増進施設設置事業，地域活性化イベント運営事業，歩道緑化事業
9	(一社)荒井タウンマネジメント	2017/3/7	民間が公園内に運動施設を設置し、その収益によって公園全体の維持管理を行うことで、魅力ある公園空間の創出やまちの交流・賑わいづくりに寄与
10	(一社)新虎通りエリアマネジメント	2017/10/10	地域のにぎわい創出に資する活動を継続・拡大するための、道路占用の特例制度活用
11	(一社)グランフロント大阪 TMO	2017/12/12	前計画（H25～H29 年度）を継承した都市再生整備計画案を提案（期間：H3～R4 年）
12	(一社)アーバンデザインセンター大宮	2017/12/26	都市利便増進協定制度の活用
13	栄ミナミまちづくり株式会社	2018/3/1	都市再生整備計画の素案の提出（道路占用許可の特例及び都市公園占用許可の特例の活用等）
14	(一社)TCCM	2018/5/2	道路占用の特例区域、都市利便増進協定について
15	(株)まちづくり大津	2018/6/21	道路占用許可特例、都市公園占用許可特例 活用（シェアサイクルポートの設置）
16	(一社)渋谷駅前エリアマネジメント	2018/10/1	都市利便増進施設の一体的な整備・管理が必要と認められる区域を変更することにより、都市利便増進施設の対象を拡大し、渋谷区と都市再生推進法人とで連携して快適な歩行者空間の提供を目的とした道路や公衆便所等公共空間の維持管理を実施
17	まちづくり福井(株)	2019/12/23	河川敷地占用許可の特例制度の活用
18	(株)町田まちづくり公社	2020/3/30	道路占用許可の特例に関する事項
19	(一社)二子玉川エリアマネジメンツ	2020/7/1	まち、都市公園、河川敷が一体となった地域のにぎわいの創出 啓発活動等による地域の防災意識と自然環境の保全意識の向上
20	御伝鷹まちづくり(株)	2020/7/30	道路占用許可の特例利用とそれによる食事施設等の設置
21	(株)街づくりまんぼう	2021/3/18	都市再生整備計画の素案の提案
22	倉敷市阿知３丁目東地区市街地再開発事業区域内 あちてらす倉敷北館 土地所有者	2021/3/31	一体型滞在快適性等向上事業の実施について
23	(株)まちづくり岡崎、(株)三河家守舎	2021/4/1	道路占用許可の特例及び都市利便増進協定に関する記載についての変更提案
24	一般社団法人 まちづくり府中	2021/9/1	府中駅・府中本町駅周辺のにぎわい創出にかかる道路活用について
25	錦二丁目エリアマネジメント(株)	2021/9/22	錦二丁目地区へのウォーカブル区域の指定

NO.	提案者	提案日	提案内容
26	一般社団法人伊豆長岡温泉エリアマネジメント	2021/12/11	伊豆長岡温泉の長岡温泉側を中心に、民間による提案事業を中心に遊休不動産の活用を、官民連携による賑わいづくりや社会実験を通じ、複数年かけて実現していく提案が記載されている。
27	豊田まちづくり(株)	2021/12/28	滞在環境の向上に資する環境整備等
28	(株)神戸ウォーターフロント開発機構	2022/7/19	官民連携した新たなにぎわいの創出やまちの回遊性の向上を整備方針に掲げた整備計画
29	三田地域振興株式会社	2022/10/5	看板の設置・管理、イベントの開催、オープンカフェの設置、町家等歴史的建造物の保存活用
30	社会医療法人天神会	2022/11/30	一体型滞在快適性等向上事業の実施について
31	一般社団法人新虎通りエリアマネジメント	2022/12/26	第 3 期都市再生整備計画
32	一般社団法人グランフロント大阪 TMO	2022/8/26	計画期間 R5～R9 年度の計画の提案
33	アドバンス寝屋川マネジメント株式会社	2023/3/24	官民連携施策について友呂岐緑地の立体化公園整備について
34	一般社団法人アーバンデザインセンター大宮	2023/4/24	道路占用許可の特例を活用し、さいたま市道 3.3.75 大宮中央通線の大宮門街前歩道部に、購買・飲食施設を設置し適切に運営・管理を行うことで、賑わいの創出を図る。
★35	株式会社まつくる	2024/6/7	第 1 期白潟地区（島根県松江市）
★36	一般社団法人　天文館みらいマネジメント	2024/1/16	・天文館通電停前にアーケードを整備し、来街者の回遊性向上を図る。 ・道路や公園等の公共空間を活用し、にぎわい拠点や滞在空間を創出する。

⑨ 市町村都市再生協議会の設立実績

表 2.1-14 市町村都市再生協議会の設立実績

NO.	協議会名	構成員	自治体	設立年度
1	田名部まちなか再生協議会	市区町村、商工会、商工会議所、青年会議所 等、商店街振興組合、商店会 等、まちづくり会社等（エリアマネジメントや地域の活性化等に取組む法人、まちづくり会社、NPO 等）、自治会、民生委員児童委員協議会	青森県むつ市	2012
2	長井市都市再生整備計画検討委員会	商工会、商工会議所 等、まちづくり会社等（エリアマネジメントや地域の活性化等に取組む法人、まちづくり会社、NPO 等）、知識経験を有するもの	山形県長井市	2013
3	松山市都市再生協議会	市区町村、交通事業者、商工会、商工会議所 等、大学、学識経験者、まちづくり会社等（エリアマネジメントや地域の活性化等に取組む法人、まちづくり会社、NPO 等）	愛媛県松山市	2013
4	土佐市都市再生協議会	―	高知県土佐市	2014
5	五泉市都市再生協議会	市区町村、交通事業者、商店街振興組合、商店会 等、金融機関、社会福祉系団体、福祉法人 等、医療系団体、医療機関 等、観光系団体、観光事業者 等、農業系団体 等、市議会、不動産、環境、教育、景観・文化財	新潟県五泉市	2015
6	宇部市都市再生推進協議会	―	山口県宇部市	2015
7	高知市都市再生協議会	大学、学識経験者、市民	高知県高知市	2015
8	飯塚市地域連携都市政策協議会	―	福岡県飯塚市	2015
9	鯖江市都市再生協議会	大学、学識経験者、関係団体の代表者、市民の代表者	福井県鯖江市	2015
10	花巻市都市再生協議会	建築士会、建設業協会、宅建業協会、行政区長	岩手県花巻市	2015
11	熊本市多核連携都市推進協議会	市区町村、都道府県、大学、学識経験者、多核連携都市の実現に際し密接な関係を有する者、本市に居住又は通勤通学する者で公募のうえ選任されたもの	熊本県熊本市	2015
12	水戸市都市再生協議会	大学、学識経験者、まちづくり協議会等（エリアマネジメントや地域の活性化等に取組む任意組織 等）	茨城県水戸市	2016
13	春日部市都市再生協議会	―	埼玉県春日部市	2016
14	市原市都市再生協議会	市区町村、都道府県、UR、開発公社 等、交通事業者、商工会、商工会議所 等、金融機関、社会福祉系団体、福祉法人 等、医療系団体、医療機関 等、農業系団体 等、法第 117 条第 3 項の規定による申出をした誘導施設等整備民間事業者であり市が同条第 4 項の規定により当該申出に応じたもの	千葉県市原市	2016
15	竹原市都市再生協議会	都道府県、国土交通省（地方整備局 等）、商工会、商工会議所 等、金融機関、大学、学識経験者、社会福祉系団体、福祉法人 等、建築士、市民	広島県竹原市	2016
16	福山市都市再生協議会	市区町村、都道府県、交通事業者、大学、学識経験者、社会福祉系団体、福祉法人 等、医療系団体、医療機関 等、経済	広島県福山市	2016
17	府中市都市再生協議会	市区町村、交通事業者、大学、学識経験者、市民、関係団体	広島県府中市	2016
18	丸亀市都市再生協議会	―	香川県丸亀市	2016
19	南国市都市再生協議会	市区町村、有識者	高知県南国市	2016
20	彦根市都市再生協議会	市区町村、都道府県、商工会、商工会議所 等、大学、学識経験者、観光系団体、観光事業者 等	滋賀県彦根市	2016
21	市原市都市再生協議会	市区町村、都道府県、UR、開発公社等、交通事業者、商工会、商工会議所等、金融機関、大学、学識経験者、社会福祉系団体、福祉法人等、医療系団体、医療機関等、農業系団体等	千葉県市原市	2016
22	秋田市都市再生協議会	市区町村、都道府県、大学、学識経験者、関係団体、市民団体	秋田県秋田市	2017
23	直方市都市再生協議会	―	福岡県直方市	2017

NO.	協議会名	構成員	自治体	設立年度
24	吉岡町都市再生協議会	市区町村、都道府県、商工会、商工会議所　等、大学、学識経験者、社会福祉系団体、福祉法人　等、農業系団体　等、自治会	群馬県吉岡町	2017
25	函南町都市再生協議会	市区町村、都道府県、交通事業者、商工会、商工会議所等、大学、学識経験者、まちづくり会社等（エリアマネジメントや地域の活性化等に取組む法人、まちづくり会社、NPO 等）、社会福祉系団体、福祉法人等、医療系団体、医療機関等、農業系団体等、中学校 PTA	静岡県函南町	2017
26	早島町都市再生協議会	市区町村、都道府県、商工会、商工会議所等、大学、学識経験者、農業系団体等、岡山県歴史的建造物委員会委員、西日本旅客鉄道（株）、早島小学校ＰＴＡ会長	岡山県早島町	2017
27	古平町都市再生協議会	―	北海道古平町	2018
28	長万部まちづくり推進会議	―	北海道長万部町	2018
29	四万十市都市再生協議会	市区町村、大学、学識経験者、民間団体、区長	高知県四万十市	2018
30	金沢市都市再生協議会	市区町村、都道府県	石川県金沢市	2018
31	鹿島市都市再生協議会	交通事業者、商工会、商工会議所　等、金融機関、大学、学識経験者、社会福祉系団体、福祉法人　等、医療系団体、医療機関　等、農業系団体　等、教育子育て、建築、不動産取引等	佐賀県鹿島市	2019
32	益城町都市再生協議会	交通事業者、商工会、商工会議所　等、大学、学識経験者、社会福祉系団体、福祉法人　等、医療系団体、医療機関等、教育委員会、地元自治会、議会	熊本県益城町	2019
33	鞍手町都市再生協議会	市区町村、都道府県、交通事業者、商工会、商工会議所　等、大学、学識経験者、医療系団体、医療機関　等、観光系団体、観光事業者　等、農業系団体　等、町議会議員、自治会、教育機関、高齢者団体	福岡県鞍手町	2020
34	雫石町都市再生協議会	都道府県、商工会、商工会議所　等、大学、学識経験者、まちづくり協議会等（エリアマネジメントや地域の活性化等に取組む任意組織　等）、社会福祉系団体、福祉法人　等、医療系団体、医療機関　等、集落支援員	岩手県雫石町	2020
35	四日市市都市再生協議会	市区町村、都道府県、交通事業者、商工会、商工会議所　等、百貨店　等、不動産、放送	三重県四日市市	2020
36	いの町都市再生協議会	―	高知県いの町	2020
37	米子市都市再生協議会	市区町村、商店街振興組合、商店会　等	鳥取県米子市	2021
38	佐世保市都市再生協議会	大学、学識経験者、まちづくり専門家、関係団体を代表する者	長崎県佐世保市	2021
39	高松市都市再生協議会	市区町村、都道府県	香川県高松市	2021
40	余市町都市再生協議会	市区町村、都道府県、国土交通省（地方整備局　等）、交通事業者、商工会、商工会議所等、大学、学識経験者、医療系団体、医療機関等、観光系団体、観光事業者等、一般公募	北海道余市町	2022
★41	佐賀市都市再生協議会	UR、開発公社　等、交通事業者、商工会、商工会議所　等、大学、学識経験者、まちづくり会社等（エリアマネジメントや地域の活性化等に取組む法人、まちづくり会社、NPO　等）、医療系団体、医療機関　等、その他	佐賀県佐賀市	2022
42	戸田市都市再生協議会	市区町村、都道府県、商工会、商工会議所等、商店街振興組合、商店会等、大学、学識経験者、警察	埼玉県戸田市	2023
43	尾道市都市再生協議会	市区町村、都道府県、交通事業者、商工会、商工会議所等、金融機関、大学、学識経験者、社会福祉系団体、福祉法人等、医療系団体、医療機関等	広島県尾道市	2023

⑩ 滞在快適性等向上区域（まちなかウォーカブル区域）の設定実績

表 2.1-15 滞在快適性等向上区域（まちなかウォーカブル区域）の設定実績

NO.	区域名称	自治体名	区域設定年度
1	JR 東貝塚駅西側地区	大阪府貝塚市	2019
2	まちなかウォーカブル区域	佐賀県基山町	2020
3	ウォーカブルエリア	広島県福山市	2020
4	田村駅周辺地区	滋賀県長浜市	2020
5	関内・関外地区	神奈川県横浜市	2020
6	小杉駅周辺地区	神奈川県川崎市	2020
7	沼津駅周辺地区	静岡県沼津市	2020
8	木更津駅周辺地区	千葉県木更津市	2020
9	津久見地区	大分県津久見市	2020
10	沖端水天宮周辺地区	福岡県柳川市	2020
11	西鉄柳川駅周辺地区	福岡県柳川市	2020
12	乙川リバーフロント QURUWA 戦略地区	愛知県岡崎市	2020
13	刈谷駅周辺地区滞在快適性等向上区域	愛知県刈谷市	2020
14	綾まちなかウォーカブル区域	宮崎県綾町	2020
15	清水・祇園地区	京都府京都市	2020
16	熊本市中心市街地地区	熊本県熊本市	2020
17	滞在快適性等向上区域	広島県尾道市	2020
18	滞在快適性等向上区域	香川県宇多津町	2020
19	善通寺市中心市街地地区	香川県善通寺市	2020
20	都市計画道路 氷川緑道西通線	埼玉県さいたま市	2020
21	滞在快適性等向上区域（大宮駅周辺地区（第 2 期））	埼玉県さいたま市	2020
22	リージョン・コア YOKKAICHI 地区	三重県四日市市	2020
23	草津駅周辺都市機能誘導区域	滋賀県草津市	2020
24	霧島市国分中央地区(第 3 期)	鹿児島県霧島市	2020
25	長岡市中心市街地地区	新潟県長岡市	2020
26	川崎駅周辺地区	神奈川県川崎市	2020
27	幕張新都心地区	千葉県千葉市	2020
28	JR 三重町駅周辺地区	大分県豊後大野市	2020
29	滞在快適性等向上区域 桜井駅南地区	奈良県桜井市	2020
30	須賀川南部地区	福島県須賀川市	2020
31	神戸都心ウォーターフロント地区（第 2 期）	兵庫県神戸市	2020
32	湯の川地区	北海道函館市	2020
33	まちなかウォーカブル区域	茨城県境町	2020
34	特に名称なし(小山市中心拠点地区内)	栃木県小山市	2020
35	滞在快適性等向上区域(町田駅周辺地区)	東京都町田市	2020
36	滞在快適性等向上区域(豊田都心地区)	愛知県豊田市	2020
37	枚方市駅周辺地区	大阪府枚方市	2020
38	姫路城周辺地区	兵庫県姫路市	2020
39	まちなかウォーカブル区域（栄・伏見・大須地区）	愛知県名古屋市	2020
40	霧島市国分中央地区(第 4 期)	鹿児島県霧島市	2020
41	青森駅周辺地区	青森県青森市	2020
42	青森操車場跡地周辺地区	青森県青森市	2020
★43	中野駅周辺地区	東京都中野区	2020
44	池袋地区	東京都豊島区	2020
45	佐賀市佐賀駅周辺北地区	佐賀県佐賀市	2020
46	石巻かわまちエリア滞在快適性等向上区域	宮城県石巻市	2021
47	滞在快適性等向上区域	北海道北広島市	2021
48	蓮田市中心市街地地区	埼玉県蓮田市	2021
49	錦二丁目地区	愛知県名古屋市	2021
50	倉敷市阿知３丁目東地区市街地再開発事業地区（あちてらす倉敷）	岡山県倉敷市	2021
51	滞在快適性等向上区域	群馬県前橋市	2021

NO.	区域名称	自治体名	区域設定年度
52	武雄市武雄温泉駅周辺地区	佐賀県武雄市	2021
53	まちなかウォーカブル区域	三重県熊野市	2021
54	あべの筋周辺地域	大阪府大阪市	2021
55	うめきた２期地区	大阪府大阪市	2021
56	正蓮寺川周辺地区	大阪府大阪市	2021
57	長居駅周辺地区	大阪府大阪市	2021
58	角盤町周辺地区	鳥取県米子市	2021
59	米子駅周辺地区	鳥取県米子市	2021
60	富山駅北ブールバール地区	富山県富山市	2021
61	小倉都心地区	福岡県福岡市	2021
62	東田地区	福岡県北九州市	2021
63	北広島市ボールパーク地区	北海道北広島市	2021
64	滞在快適性等向上区域(仙台都心地区)	宮城県仙台市	2021
65	滞在快適性等向上区域(南栗橋８丁目周辺地区)	埼玉県久喜市	2021
66	滞在快適性等向上区域(祐天寺駅周辺地区)	東京都目黒区	2021
67	八日市駅前地区滞在快適性等向上区域	滋賀県東近江市	2021
68	滞在快適性等向上区域(阪神大物駅周辺地区)	兵庫県尼崎市	2021
69	滞在快適性等向上区域(仏生山地区)	香川県高松市	2021
70	ウォーカブル区域(大野城市中心市街地地区)	福岡県大野城市	2021
71	滞在快適性等向上区域(村岡新駅周辺地区)	神奈川県藤沢市	2021
72	滞在快適性等向上区域(室戸阿南海岸国定公園美波町日和佐地区)	徳島県美波町	2021
73	三河安城マチナカ協創地区	愛知県安城市	2021
74	高石駅周辺地区	大阪府高石市	2021
75	広島都心地区（Ⅱ期）	広島県広島市	2021
76	弘前市まちなかウォーカブル区域	青森県弘前市	2021
77	富山駅北ブールバール地区	富山県富山市	2021
78	駿府ふれあい地区	静岡県静岡市	2021
79	伊豆長岡地区	静岡県伊豆の国市	2021
80	なんば駅周辺地区	大阪府大阪市	2021
81	古川橋駅周辺地区	大阪府門真市	2021
82	滞在快適性等向上区域	和歌山県和歌山市	2021
83	田名部まちなか地区滞在快適性等向上区域	青森県むつ市	2021
84	まちなかウォーカブル区域（中川運河にぎわいゾーン地区）	愛知県名古屋市	2021
85	金谷都市拠点地区滞在快適性等向上区域	青森県むつ市	2021
86	岡山都心地区	岡山県岡山市	2022
87	水都大阪再生地区	大阪府大阪市	2022
88	駅北にぎわい区域、歴史探訪(光秀とめぐる)区域	京都府福知山市	2022
89	荒尾駅周辺地区	熊本県荒尾市	2022
90	呉駅周辺地区	広島県呉市	2022
91	湖の辺のまち長浜未来ビジョン地区	滋賀県長浜市	2022
92	塩沢地区まちなかウォーカブル区域	新潟県南魚沼市	2022
93	登戸・向ヶ丘遊園駅周辺地区	神奈川県川崎市	2022
94	八戸市中心拠点界隈地区	青森県八戸市	2022
95	藤枝旧市街地地区	静岡県藤枝市	2022
96	阪急池田駅周辺地区	大阪府池田市	2022
97	中込地区	長野県佐久市	2022
98	滞在快適性等向上区域	福岡県久留米市	2022
99	渋谷駅周辺地区	東京都渋谷区	2022
100	環状第二号線周辺地区	東京都港区	2022
★101	朝霞駅周辺地区	埼玉県朝霞市	2022
★102	上三川町中心市街地地区	栃木県上三川町	2022
103	日本橋一之部地区	東京都中央区	2022
104	中心拠点再生地区	愛媛県松山市	2022
105	狛江駅周辺地区滞在快適性等向上区域	東京都狛江市	2022

NO.	区域名称	自治体名	区域設定年度
106	天岩戸地区（2 期）	宮崎県高千穂町	2022
107	岩槻駅周辺地区	埼玉県さいたま市	2022
108	浦和駅西口周辺地区	埼玉県さいたま市	2022
109	滞在快適性等向上区域	愛知県一宮市	2023
110	木之本宿地区	滋賀県長浜市	2023
111	城ヶ島西部地区	神奈川県三浦市	2023
112	佐世保中央地区	長崎県佐世保市	2023
113	調布・布田・国領駅周辺地区	東京都調布市	2023
114	六本木・虎ノ門地区	東京都港区	2023
115	大手町・丸の内・有楽町地区	東京都千代田区	2023
★116	川口駅周辺地区	埼玉県川口市	2023
★117	津田沼駅周辺地区	千葉県習志野市	2023
★118	館林駅東地区	群馬県館林市	2023
★119	熊谷市中心市街地地区	埼玉県熊谷市	2023
★120	まちなかウォーカブル区域	埼玉県戸田市	2023
★121	金剛地区	大阪府富田林市	2023
★122	宮崎市中心市街地地区	宮崎県宮崎市	2023
★123	油津地区（第４期）	宮崎県日南市	2023
★124	隼人駅周辺地区	鹿児島県霧島市	2023
★125	平城・相楽ニュータウン　高の原駅周辺地区	奈良県奈良市	2023
126	三郷中央駅周辺地区	埼玉県三郷市	2023
127	鹿児島市中心市街地地区	鹿児島県鹿児島市	2023
★128	北広島駅西口地区	北海道北広島市	2024
★129	東武動物公園駅東口通り線周辺地区	埼玉県杉戸町	2024
★130	会津若松中心拠点地区	福島県会津若松市	2024
★131	那加 from Park 構想	岐阜県各務原市	2024
★132	犬山市都市拠点地区	愛知県犬山市	2024
★133	西鉄春日原駅周辺地区	福岡県春日市	2024
★134	ウォーカブル区域（筑前前原駅周辺地区）	福岡県糸島市	2024
★135	洛西ニュータウン地区	京都府京都市	2024
★136	門真市駅周辺地区（Ⅰ期）	大阪府門真市	2024
137	滞在快適性等向上区域（守山市南部[第３期]地区）	滋賀県守山市	2024
★138	JR 博多南駅周辺地区	福岡県春日市	2024

⑪ 交付対象事業を含まない都市再生整備計画の策定状況

表 2.1-16 交付対象事業を含まない都市再生整備計画の策定状況

NO.	都道府県	市区町村	地区名	策定年月	活用する官民連携制度	対象施設等
1	大阪府	大阪市	うめきた先行開発地区	2012.10・2018.2	道路占用許可の特例、都市利便増進協定	広告板・バナー広告、オープンカフェ・売店等（食事施設・購買施設）
2	岡山県	岡山市	岡山駅東口地区	2013.3	道路占用許可の特例	—
3	兵庫県	神戸市	神戸都心・ウォーターフロント地区	2014.8	道路占用許可の特例	道路（歩道）
4	千葉県	千葉市	千葉都心地区	2014.9	道路占用許可の特例	広告塔又は看板 食事施設、購買施設又はこれらに類する施設
5	東京都	新宿区	新宿駅周辺地区	2016.4	道路占用許可の特例	—
6	千葉県	柏市	北柏周辺地区	2016.12	都市利便増進協定	食事施設並びに広告板の設置
7	宮城県	仙台市	荒井東地区	2017.3	都市利便増進協定	荒井東１号公園
8	東京都	港区	環状第二号線周辺地区（第２期）	2018.3	道路占用許可の特例	食事施設・購買施設等、広告塔・看板
9	愛知県	名古屋市	栄・伏見・大須地区	2018.3	道路占用許可の特例、都市公園占用許可の特例、都市利便増進協定※令和２年 10 月末現在、計画変更に伴い補助対象事業を含む	—
10	東京都	渋谷区	渋谷駅周辺地区	2018.11	道路占用許可の特例、都市利便増進協定	公衆便所・広告物・コインロッカー・カフェ及び観光案内所・バス定期券発売所及びバス案内所・道路通行空間
11	東京都	江東区	江東区コミュニティサイクル推進地区	2018.11	都市公園占用許可の特例	サイクルポート
12	兵庫県	神戸市	神戸ハーバーランド地区(第２期)	2019.2	道路占用許可の特例、都市利便増進協定 ※令和２年 10 月末現在、計画変更に伴い補助対象事業を含む	道路（歩道）、地下道
13	神奈川県	横浜市	横浜市コミュニティサイクル推進地区	2019.4	・道路占用許可特例（都市再生特別措置法 46 条 10 項） ・都市公園占用許可特例（都市再生特別措置法第 46 条 12 項）	
14	千葉県	柏市	柏中央地区 ※第２期	2019.4	道路占用許可特例	
15	千葉県	千葉市	千葉市シェアサイクル推進地区	2020.1	都市公園占用許可の特例	自転車駐車器具（ステーション）
16	東京都	世田谷区	二子玉川駅周辺地区	2020.1	河川敷地占用許可の特例	飲食施設等
17	宮崎県	宮崎市	宮崎市シェアサイクル推進地区	2020.12	道路占用許可特例、都市公園占用許可特例	サイクルポート(自転車駐車器具)
18	東京都	荒川区	シェアサイクル推進地区	2021.1	都市公園占用許可特例	サイクルポート
19	沖縄県	那覇市	都市再生整備計画 まちなか商店街地区	2021.2	道路占用許可の特例（予定）	
20	大阪府	豊中市	豊中市シェアサイクル推進地区	2021.3	道路占用許可特例、都市公園占用許可特例	自転車駐車器具
21	兵庫県	尼崎市	尼崎市コミュニティサイクル推進地区	2021.4	都市公園占用許可特例	
22	東京都	八王子市	八王子市シェアサイクル推進地区	2021.4	都市公園占用許可特例	シェアサイクル事業の推進
23	大阪府	大阪市	梅田１丁目地区	2021.9	道路占用許可特例制度	広告板、オープンカフェ等（食事施設・購買施設）
24	兵庫県	神戸市	神戸ウォーターフロント地区	2022.8	都市利便増進協定	公共空間、駐車場、広告塔、看板、展望施設、夜間景観形成施設
25	東京都	大田区	大田区コミュニティサイクル推進地区	2023.2	都市公園占用許可特例	
26	東京都	府中市	府中駅・府中本町駅周辺地区	2023.4	都市利便増進協定（予定）	
27	愛知県	名古屋市	金山駅周辺地区	2023.5	都市利便増進協定	
★28	北海道	北広島市	北広島駅西口地区	2024.6	都市利便増進協定、都市再生整備歩行者経路協定	

4) 調査結果：問 1-2 滞在快適性等向上区域（まちなかウォーカブル区域）で活用可能となる制度等

滞在快適性等向上区域（まちなかウォーカブル区域）で活用可能となる制度等について、以下の①～⑥に示す。なお、①～⑥について、今年度新たに把握した実績は番号の左に★マークを付した。

① 一体型滞在快適性等向上事業の活用実績

表 2.1-17 一体型滞在快適性等向上事業の活用実績

NO.	都道府県	市区町村	実施主体	開始年度	終了年度	活用制度	実施事業
1	福島県	須賀川市	株式会社テダソチマ	2020	2020	民地のオープンスペース化に係る事業	区域内の公共施設に隣接した民間空地を広場として整備した。広場は公共施設と一体的な活用が可能であり、人々の滞在空間となっている。
2	兵庫県	神戸市	阪急電鉄株式会社	2020		ウォーカブル推進税制	公共施設と一体となった広場空間の再整備（阪急神戸三宮駅西口）
3	神奈川県	川崎市	東急株式会社	2020	2024	都市公園リノベーション協定制度、ウォーカブル推進税制、まちなかウォーカブル推進事業（補助金）	公園と駅の分断解消及び舗装整備による歩行者空間の創出
★4	大阪府	大阪市	うめきた２期開発事業者（代表 三菱地所株式会社）	2020	2025	都市公園占用許可特例	官民が連携したオープン化の推進
★5	三重県	四日市市	株式会社グリーンズ	2021	2022	ウォーカブル推進税制	滞在快適性等向上施設の整備又は管理に関する事業
6	岡山県	倉敷市	倉敷市阿知３丁目東地区市街地再開発事業区域内 あちてらす倉敷北館 土地所有者	2021	2025	都市再生整備計画の提案	・民地の歩行空間としての提供 ・ウッドデッキ・芝生による民有地広場化
7	青森県	むつ市	むつまちづくり株式会社	2021	2024	ウォーカブル推進税制	商業施設の沿道１階部分のガラス張り化、商業施設内外への滞在・交流空間の整備民有地（誘導施設外構）の広場化
8	兵庫県	尼崎市	阪神電気鉄道株式会社	2023		公園施設設置管理協定制度	阪神尼崎駅及びこれに隣接する中央公園において、駅舎と公園間の歩行空間の確保、都市公園と一体的な休憩施設の整備
9	福岡県	久留米市	社会医療法人天神会	2023	2026	都市再生整備計画の提案	医療施設と都市計画公園が一体となったオープンスペースの創出 医療施設周辺の安心・安全な歩行空間の創出
10	東京都	港区	森ビル	2023		一体型滞在快適性等向上事業	歩行者空間・オープンスペースの整備・エリアマネジメント活動の実施
11	静岡県	藤枝市	藤枝市	2024	2027	ウォーカブル推進税制	
★12	大阪府	富田林市	独立行政法人都市再生機構	2024	2030	一体型滞在快適性等向上事業に基づく税制特例の活用(開始年度については未定)	ふれあい大通りの歩道に隣接する金剛団地内ピュア金剛を撤去し、歩道と同様の舗装に打ち換え、一体的な広場へ再整備する。

② 公園施設設置管理協定制度の活用実績

表 2.1-18 公園施設設置管理協定制度の活用実績

NO.	都道府県	市区町村	公園名称	公園管理者	協定締結者	協定締結日	協定終了日	滞在快適性等向上公園施設の内容	特定公園施設の内容	公園利便増進施設等（自転車駐輪場、看板、広告等）の設置の有無	建蔽率特例の活用の有無
1	神奈川県	川崎市	こすぎコアパーク	東急株式会社	川崎市、東急株式会社	2021/3/10	2041/3/9	飲食・食物販も可能な休養施設	ベンチ、植栽等	無	無
2	兵庫県	尼崎市	中央公園	尼崎市	阪神電気鉄道株式会社	2023/3/31	2043/3/31	飲食も可能な休養施設	園路、ベンチ、植栽、芝生広場等	有	有
3	宮城県	仙台市	荒井東1号公園（予定）	仙台市（予定）	一般社団法人荒井タウンマネジメント（予定）			公園内に看板設置予定（詳細・時期ともに未定）			

③ 都市再生整備計画における路外駐車場の配置及び規模の基準の策定実績

表 2.1-19 都市再生整備計画における路外駐車場の配置及び規模の基準の策定実績

NO.	都道府県	市区町村	策定年月日	運用開始年月日	運用終了年月日	内容	場所	特定路外駐車場の規模
1	熊本県	熊本市	令和４年９月 30 日	令和４年 10 月１日	-	※別表参照	滞在快適性等向上区域	駐車マスの合計が 50 ㎡以上

※別表
・駐車場法の出入口基準を準用
・出入口は横断歩道から 5m を超えた部分に設置すること
・歩行者を視認できる視距を確保すること
・歩道に面する場合は、出入口を集約した構造とし、出入口の幅を 6m 以内とすること など
（詳細）
都市再生特別措置法第 62 条の 9 第 1 項に規定する特定路外駐車場の出入口に関する技術的基準は、次のとおりとする。ただし、駐車場の敷地の形状等の理由から、車両の出入口の設置が困難な場合は、この限りでない。
一 次に掲げる道路又はその部分に設けてはならない。
イ 道路交通法第４４条第１項各号に掲げる道路の部分
ロ 横断歩道橋（地下横断歩道を含む。）の昇降口から５メートル以内の道路の部分
ハ 幼稚園、小学校、義務教育学校、特別支援学校、幼保連携型認定こども園、保育所、児童発達支援センター、児童心理治療施設、児童公園、児童遊園又は児童館の出入口から２０メートル以内の部分（当該出入口に接する柵の設けられた歩道を有する道路及び当該出入口に接する歩道を有し、かつ、縁石線又は柵その他これに類する工作物により車線が往復の方向別に分離されている道路以外の道路にあつては、当該出入口の反対側及びその左右２０メートル以内の部分を含む。）
ニ 橋
ホ 幅員が４メートル未満の道路
ヘ 縦断勾配が１０パーセントを超える道路
二 特定路外駐車場の前面道路が二以上ある場合においては、歩行者の通行に著しい支障を及ぼすおそれのあるときその他特別の理由があるときを除き、その前面道路のうち自動車交通に支障を及ぼすおそれの少ない道路に設けること。
三 自動車の出口又は入口において、自動車の回転を容易にするため必要があるときは、隅切りをすること。この場合において、切取線と自動車の車路との角度及び切取線と道路との角度を等しくすることを標準とし、かつ、切取線の長さは、１． ５メートル以上とすること。
四 自動車の出口付近の構造は、当該出口から、イ又はロに掲げる路外駐車場又はその部分の区分に応じ、当該イ又はロに定める距離後退した自動車の車路の中心線上１． ４メートルの高さにおいて、道路の中心線に直角に向かつて左右にそれぞれ６０度以上の範囲内において、当該道路を通行する者の存在を確認できるようにすること。
イ 専ら大型自動二輪車及び普通自動二輪車（いずれも側車付きのものを除く。以下「特定自動二輪車」という。）の駐車のための路外駐車場又は路外駐車場の専ら特定自動二輪車の駐車のための部分（特定自動二輪車以外の自動車の進入を防止するための駒止めその他これに類する工作物により特定自動二輪車以外の自動車の駐車のための部分と区分されたものに限る。） １． ３メートル
ロ その他の路外駐車場又はその部分 ２メートル
五 二から四までの規定は、自動車の出口又は入口を道路内に設ける場合における当該自動車の出口（出口付近を含む。）又は入口については、適用しない。
六 歩道（道路構造令第２条第一号に規定する歩道をいう。）又は自転車歩行者専用道路（道路法第４８条の１４第２項に規定する自転車歩行者専用道路）又は歩行者専用道路（道路法第４８条の１４第２項に規定する歩行者専用道路）に面して出入口を設置する場合は、次に掲げる構造とすること。
イ 出入口を集約した構造とし、幅を６メートル以下とすること。（駐車マスから直接出入りを行うハーモニカ構造の禁止）
ロ 自動車の出入口以外の部分から、自動車の出入りができない構造とすること。
（参考）特定路外駐車場の規模は 50 平方メートルとする。

④ 都市再生整備計画における駐車場出入口制限道路の指定実績

実績報告なし

⑤ 都市再生整備計画における集約駐車施設の位置及び規模の指定実績

実績報告なし

⑥ 普通財産の活用実績

表 2.1-20 普通財産の活用実績

NO.	都道府県	市区町村名	財産名	実施主体	開始年度	終了年度	活用内容	都市再生整備計画地区名
★1	愛知県	名古屋市	金山総合駅連絡通路橋	公益財団法人名古屋まちづくり公社	2023	2038	普通財産の時価よりも安価な貸付	金山駅周辺地区

5) 問 1-3 中心市街地整備推進機構

中心市街地整備推進機構の設立実績について以下に示す。なお、今年度新たに把握した実績は番号の左に★マークを付した。

表 2.1-21 中心市街地整備推進機構一覧

NO.	都道府県	市区町村	団体名	設立年月日	法人形態	ホームページアドレス
1	北海道	帯広市	特定非営利活動法人 十勝まちづくり住の会	2004/1/30	NPO 法人	–
2	青森県	弘前市	NPO コミュニティネットワークキャスト	2000/4/12	特定非営利活動法人	https://npocast.jpn.org/
3	秋田県	秋田市	秋田市総合振興公社	2005/4/1	公益財団法人	http://www.akita-sousin.or.jp/
4	山形県	山形市	一般財団法人 山形市都市振興公社	1963/2/16 設立 2007/11/22 指定	一般財団法人	–
5	山形県	長井市	置賜地域地場産業振興センター	1985/12/13	一般財団法人	https://jibasan.com/
6	栃木県	宇都宮市	特定非営利活動法人宇都宮まちづくり推進機構	2009/9/1	特定非営利活動法人	https://www.machidukuri.org/
7	群馬県	高崎市	一般財団法人高崎市都市整備公社	1985/12/2	一般財団法人	http://toshiseibi-takasaki.jp/
8	埼玉県	蕨市	一般社団法人蕨市にぎわいまちづくり連合会	2010/7/16	一般社団法人	http://www.warabi.ne.jp/~machiren/index.html
9	千葉県	木更津市	一般社団法人まちづくり木更津	2019/7/30	一般社団法人	kisarazu-machizukuri.com
10	千葉県	柏市	財団法人柏市振興公社（現：一般財団法人柏市まちづくり公社）	1962/1/1	財団法人（現：一般財団法人）	http://www.kashiwa-machidukuri.or.jp/
★11	茨城県	水戸市	茨城の暮らしと景観を考える会	2003/5/24	特定非営利活動法人	なし
★12	神奈川県	秦野市	一般社団法人秦野市観光協会	2009/7/1	一般社団法人秦野市観光協会	https://www.kankou-hadano.org/
13	新潟県	長岡市	特定非営利活動法人ながおか未来創造ネットワーク	2014/5/26	特定非営利活動法人	https://ao-re.jp
14	長野県	木曽町	株式会社 まちづくり木曽福島	2003/6/27	株式会社	https://tmokiso.com/company/
15	岐阜県	岐阜市	一般財団法人岐阜市にぎわいまち公社	2006/8/11	一般財団法人	http://www.gifu-nigiwai.org/blog/
16	静岡県	静岡市	公益財団法人 静岡市まちづくり公社	1941/7/17	公益財団法人	https://s-ppc.com/index.html
17	大阪府	茨木市	一般社団法人茨木市観光協会	2005/6/16	一般社団法人	http://www.ibaraki-kankou.or.jp
18	鳥取県	米子市	特定非営利活動法人まちなかこもんず	2007/9/25	特定非営利活動法人	–
19	島根県	松江市	松江市観光振興公社	1970/11/10	公益財団法人	https://www.matsue-horikawameguri.jp/company
20	高知県	高知市	高知市都市整備公社	1994/3/30 設立 2011/10/20 指定	公益財団	kochishi-ts.or.jp
21	佐賀県	佐賀市	特定非営利活動法人まちづくり機構ユマニテさが	2009/10/14	NPO 法人	https://humanite.sagafan.jp/
★22	沖縄県	宮古島市	特定非営利活動法人 美ぎ島宮古島	2009/11/12	特定非営利活動法人	https://www.kagisuma.jp/index.html
23	沖縄県	沖縄市	特定非営利活動法人まちづくり NPO コザまち社中	2008/10/6	NPO 法人	http://koza-npo.com

6) 問 2-1:都市再生推進法人の指定状況等に関する実態調査

① 都市再生推進法人の指定状況

■設問

貴団体における都市再生推進法人の指定状況について、該当するもの(一つ)を選択してください。

■回答

本設問は、市区町村まちづくり担当課のみが回答する調査設計である。

都市再生推進法人を指定していると回答した自治体は 67 で、割合は回答数の 6.1%となっている。

表 2.1-22 都市再生推進法人の指定状況

項目	回答数	割合
1 指定している	67	6.1%
2 指定していない	948	86.2%
無回答	85	7.7%
計	1,100	100.0%

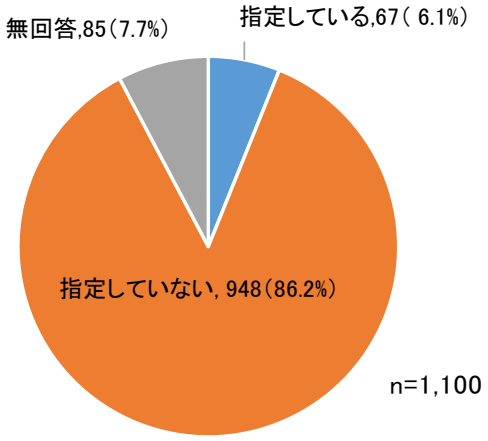

図 2.1-2 都市再生推進法人の指定状況

■設問

以下の設問は、「問 2-1 都市再生推進法人の指定の状況」の設問において、「1 指定している」を選択した場合にのみ、指定している団体ごとに回答してください。

表 2.1-23 都市再生推進法人の指定状況

法人区分	法人名	都道府県	市区町村	設立年月日	指定年月日	設立目的
NPO 法人	NPO 法人かみのやまランドバンク	山形県	上山市	2019/06/12	2021/03/30	この法人は、市内全域の空き家、空き地問題の解決の関する事業を行い、良好で快適な都市づくりに寄与することを目的とする。
	特定非営利活動法人宇都宮まちづくり推進機構	栃木県	宇都宮市	2009/09/01	2023/07/26	公共団体と民間団体が連携して宇都宮のまちづくりに取り組むための中核的な組織として，魅力ある中心市街地の形成を図ることで，宇都宮の将来の発展に寄与すること
	特定非営利活動法人今様草加宿	埼玉県	草加市	2018/03/22	2020/08/14	地域住民に対し、住民自らが積極的に参加できるまちづくりを目指し、住民・行政・企業・様々な市民団体が協働して、「おもてなしのこころにあふれた、歴史・文化・観光・賑わい・安全・安心を共創する街」の空間プロデュース
	志民連いちのみや	愛知県	一宮市	2005/2/2	2021/3/18	
	特定非営利活動法人砂山バンマツリ	和歌山県	和歌山市	2013/04/23	2017/12/26	地域住民に対して、地域の人・モノ・資源を活用した、災害に強く、安全で安心して暮らせ、次世代を育てる魅力あるまちづくりに寄与するため
まちづくり会社（株式会社）	札幌大通まちづくり㈱	北海道	札幌市	2009/09/01	2011/12/09	市民参加によるまちづくり、商店街の活性化、個店の発展につながる取組等を行い、エリアマネジメントによる大通地区の再生を担う。
	株式会社はこだて西部まちづく Re-Design	北海道	函館市	2021/07/29	2021/10/11	函館市西部地区におけるまちづくりや地域課題解決
	株式会社テシカガタウンラボ	北海道	弟子屈町	2022/5/2	2024/4/1	コンパクトシティ化を目指し市街地エリアに町が新たな複合施設（図書館・温浴施設・プール・カフェ等）を整備するのに併せ、同エリアの活性化及びエリアリノベーションに永続的に取り組む事を目的として設立
	むつまちづくり株式会社	青森県	むつ市	2013/06/24	2015/07/15	エリアマネジメントにおける民間主体者として、中心市街地の再生に向けた円滑なまちづくりを推進する。
	株式会社キャッセン大船渡	岩手県	大船渡市	2015/12/15	2018/3/26	
	株式会社　街づくりまんぼう	宮城県	石巻市	2001/2/5	2020/5/29	「人の光が街をかえる」を経営理念とし、宮城県石巻市の中心市街地 52 ヘクタールの商業活性化を中心とした街づくり活動にとどまらず、 広く公益的な立場のもとに、「まちおこし」「産業振興」「人材育成」を果たし石巻市全体の活性化に貢献することを目的とする。
	女川みらい創造株式会社	宮城県	女川町	2014/6/23	2022/2/8	都市開発、観光開発事業並びにこれらに関する企画、設計、施工、管理、運営及び受託等
	株式会社テダソチマ	福島県	須賀川市	2019/08/01	2019/12/18	都市の課題を解決し地域のまちづくりの担い手として行政の補完的機能を担う事を目的とした。
	株式会社まちみとラボ	茨城県	水戸市	2016/11/01	2018/11/01	水戸市のまちなか再生を目的とする。
	牛久都市開発株式会社	茨城県	牛久市	1986/04/15	2013/09/25	牛久市のまちづくりの基本理念として掲げる「スローシティ」実現のため
	つくばまちなかデザイン株式会社	茨城県	つくば市	2021/04/01	2023/03/31	まちなかの人と人、コトとコトをつなげるプラットフォームとして、つくばの"まち"に誰よりも愛着を持ち、"まち"の変化を先取りし、ここでしかできないコトで"多様性を享受する"こと。
	まちづくり会社　UNIT KIRYU 株式会社	群馬県	桐生市	2019/6/3	2024/4/17	
	株式会社まちづくり川越	埼玉県	川越市	2010/03/03	2012/08/07	川越市の中心市街地活性化を図るための事業運営
	川口都市開発株式会社	埼玉県	川口市	1982/9/1	2018/10/1	市町村や民間デベロッパー等では十分に果たすことができない、まちづくりのコーディネーター及びまちづくり活動の推進主体としての役割を果たすことが期待される。

法人区分	法人名	都道府県	市区町村	設立年月日	指定年月日	設立目的
まちづくり会社（株式会社）	株式会社まちづくり寄居	埼玉県	寄居町	2016/04/15	2020/10/01	都市開発、観光開発及び土地・建物の有効活用に関する業務
	株式会社まちづくり府中	東京都	府中市	2024/04/01	2024/04/25	中心市街地内のにぎわい創出を図るため
	株式会社町田まちづくり公社	東京都	町田市	1999/04/08	2019/09/25	町田駅周辺中心市街地の商業活性化
	株式会社　富山市民プラザ	富山県	富山市	1987/07/08	2019/04/01	中心市街地の活性化と活力ある都市づくりのシンボル施設である「富山市民プラザビル」の建設にあたり、市と民間の共同出資による第３セクターとして設立したもの。
	株式会社こまつ賑わいセンター	石川県	小松市	1998/10/07	2022/03/16	活動内容のとおり
	まちづくり福井株式会社	福井県	福井市	2013/05/23	2013/04/18	まち会社が蓄積してきたノウハウを生かし、法人の指定により公的位置づけを高め、まちづくりの担い手として、行政の補完的機能を担いながら関係者調整の役割、まちづくりコーディネーターとして、中心市街地のまちづくりに寄与する。
	まちづくり武生株式会社	福井県	越前市	2015/04/01	2022/07/26	次の業を営むことを目的とする。 １.まちなか居住を促進するための調査研究、企画調整、設計及びコンサルタント業務 ２.動産、不動産の仲介、斡旋、取得、保有、交換、賃貸借、管理、運用及び売買 ３.市街地整備等まちづくりに関わる調査研究、企画調整、事業推進及び実施並びにコンサルタント業務 ４.地域活性化を図るための経営、技術、販売、財務等に関する指導及び情報の提供業務 ５.駐車場、飲食店、物品販売店、文化施設等地域活性化に必要な都市施設、店舗の企画調整、開設及び経営 ６.公共公益施設、市街地整備施設等の活用に関する企画調整及び管理運営業 ７.各種イベントの企画調整、運営及び受託業 ８.まちづくりに関する情報の収集、集約、処理及び情報提供業務 ９.前各号に付帯又は関連する一切の業務
	(株)飯田まちづくりカンパニー	長野県	飯田市	1998/8/3	2012/3/30	飯田の街を守り育て、誇りある街を未来に残す
	株式会社まちづくり佐久	長野県	佐久市	2019/04/01	2020/03/27	地域経済の活性化や官民連携によるまちづくりを推進していく組織として設立された。
	株式会社 OUR FAVORITE CAPITAL	岐阜県	各務原市	2021/02/22	2022/10/31	各務原市のまちづくり・地域活性化に関わる事業、まちづくり・地域活性化に関わる各種セミナー、イベント等の企画、開催、運営及び管理事業等を営むことが目的
	栄ミナミまちづくり株式会社	愛知県	名古屋市	2016/11/07	2018/02/22	1.賑わいづくりに関する事業、2.住みやすさ向上に関する事業、3.その他事業
	株式会社豊橋まちなか活性化センター	愛知県	豊橋市	2000/6/9	2024/8/20	豊橋市中心市街地活性化基本計画に基づく中小小売商業高度化事業（TMO事業）を実施するため
	高蔵寺まちづくり株式会社	愛知県	春日井市	2017/10/2	2018/10/5	高蔵寺ニュータウンの良好な環境や価値の維持・向上を目指すエリアマネジメントを担うため設立
	株式会社城下町 PRIDE	愛知県	西尾市	2018/12/3	2022/8/15	西尾の城下町のポテンシャルを活かしながら、中心市街地再生とにぎわい創出し、活力のある暮らしやすいまちなかをクリエイトしていきます。
	株式会社まちづくり東海	愛知県	東海市	2011/04/01	2015/03/09	東海市の中心市街地活性化のため
	桑名エリアマネジメント株式会社	三重県	桑名市	2022/04/01	2024/03/25	太一丸地区、住吉地区、七里の渡し地区を中心にしたまちづくり活動、活性化、賑わいの創出

法人区分	法人名	都道府県	市区町村	設立年月日	指定年月日	設立目的
まちづくり会社（株式会社）	株式会社まちづくり大津	滋賀県	大津市	2008/1/31	2018/2/20	
	株式会社みらいもりやま２１	滋賀県	守山市	2008/09/24	2019/05/16	「市街地整備等まちづくりに係る調査研究、企画、事業推進および実施」等の事業を行うため
	アドバンス寝屋川マネジメント株式会社	大阪府	寝屋川市	1985/09/30	2019/03/06	寝屋川市施行による寝屋川市駅前第一種市街地再開発事業（1972 年度～1986 年度）で完成した「アドバンスねやがわ 1 号館及び 2 号館」の管理・運営並びに寝屋川市の商業活性化・まちづくり支援を目的とした公共的事業を担うため、株式会社第三セクター法人として設立。
	神戸ハーバーランド株式会社	兵庫県	神戸市		2019/02/12	ハーバーランド地区内事業者と協力して、街全体の活性化に貢献すること。
	三田地域振興株式会社	兵庫県	三田市	2001/04/10	2022/09/22	三田駅前 A・D ブロック地区市街地再開発事業により整備された駐車場・駐輪場施設、商業施設等の取得・管理運営によって中心市街地の活性化に資すること
	桜井まちづくり株式会社	奈良県	桜井市	2016/06/01	2016/09/01	地域振興に関する企画、イベント運営事業委託、観光戦略及び広報戦略に関する業務、地域活性化推進のための事業を営むため。
	株式会社まつくる	島根県	松江市	2022/10/19	2023/11/06	松江市のパートナーとして、松江白潟エリアを「稼ぐ力のあるまち」、「魅力あるまち」へ再生すること
	おかやま未来まちづくり株式会社	岡山県	岡山市	2018/11/1	2020/10/21	当会社は、次の事業を営むことを目的とする。 １．商店街の運営及び活性化に関する事業 ２．広告代理業 ３．不動産の賃貸及び管理 ４．イベントの企画及び運営 ５．コンサルティング料 ６．前各号に関連する一切の事業
	倉敷まちづくり株式会社	岡山県	倉敷市	2008/09/01	2021/07/08	中心市街地活性化
	株式会社突切家守舎	広島県	福山市	2018/04/02	2022/09/30	まちの賑わいのプロデュース、公民連携によるまちづくり、空き家再生、まちづくりに関する専門家派遣・情報提供など。
	株式会社 HYAKUSHO	香川県	丸亀市	2019/08/19	2020/08/31	まちづくり、エリアマネジメント事業
	株式会社　こうし未来研究所	熊本県	合志市	2015/04/10	2018/10/26	（1）施設整備事業 （2）公共公益施設の活用・管理運営事業 （3）民間施設の管理運営事業 （4）地域交通サービス関連事業 （5）店舗運営事業 （6）イベント企画・運営事業 （7）情報発信・提供・広告事業 （8）人材育成・中間支援事業 （9）地域づくり・まちづくり関連事業 （10）前各号に附帯関連する一切の事業
	株式会社　大分まちなか倶楽部	大分県	大分市	2007/05/14	2022/05/12	都市基盤整備、都市再開発、観光開発等都市機能の向上を図る事業及び産業振興事業に関する各種調査、研究、企画立案、情報提供並びに実施及びコンサルタント業務及び事業実施の受託等を目的とする。
社団・財団法人	(公財)前橋市まちづくり公社	群馬県	前橋市	2011/02/07	2018/12/18	まちづくり事業、スポーツ・健康推進事業、芸術文化教養事業及び地域活性化事業を推進し、また、公共施設の効率的、効果的な管理・活用と市民サービスの向上を図り、もって地域社会の健全な発達と住民福祉の向上に寄与することを目的とする。

法人区分	法人名	都道府県	市区町村	設立年月日	指定年月日	設立目的
社団・財団法人	一般社団法人アーバンデザインセンター大宮	埼玉県	さいたま市	2016/12/20	2017/10/4	法人は、埼玉県さいたま市における大宮駅周辺地域を対象としながら、行政機関、地域団体、特定非営利活動法人、市民、企業、教育研究機関等との連携を図りながら、大宮駅周辺地域戦略ビジョンの実現に向けた各種まちづくり事業やアーバンデザインの取り組みについて、調査研究、計画立案、実践、並びにこれらの調整等を行うことを目的とする。東日本の広域的な拠点都市を目指すなかで、中枢的な役割を担うべき大宮駅及び周辺の機能更新や高次化、質の高い都市環境の整備・創造を推進あるいは促進していく。
	一般財団法人柏市まちづくり公社	千葉県	柏市	1962/7/31	2014/2/14	柏市及びその周辺における都市機能及び都市環境の充実向上を目指し、民産官学の協働によるまちづくり事業を推進し、もって柏市及びその周辺の健全な発展と、住民福祉の向上に寄与することを目的とする。
	一般社団法人日本橋室町エリアマネジメント	東京都	中央区	2014/10/09	2020/09/15	日本橋らしい景観を維持しながら、公共空間等を活用して賑わいに資する機会の創出・支援に関する事業を行うことによって地域活性化に寄与することを目的とします。
	一般社団法人　新宿副都心エリア環境改善委員会	東京都	新宿区	2010/06/30	2015/03/26	賑わい形成・低炭素化・防災性向上等の環境改善・地域価値向上に資するまちづくりを進めていくため、地権者法人等で構成される会員が英知を結集して、行政機関・地元とも連携しつつ、既存の地域資源を有効活用しながら、当エリアのさらなる活性化に資するまちづくり構想・計画の立案・情報発信、具体プロジェクトの検討・実施等の各種取組を行っていくことを目的とする。
	一般社団法人渋谷駅前エリアマネジメント	東京都	渋谷区	2015/08/18	2018/05/11	渋谷駅前の再開発中から、まちの魅力向上に失する活動を行うため
	小岩駅周辺地区エリアマネジメント	東京都	江戸川区	2020/11/16	2022/3/29	JR 小岩駅周辺地区の市街地環境や地域資源及び公共施設を管理・活用し、暮らしの安全安心、及び地域の価値向上を目指す。
	一般財団法人武蔵野市開発公社	東京都	武蔵野市	1968/08/19	2020/12/04	武蔵野市が行うまちづくりに関連する事業を推進することにより、快適で豊かな生活環境の実現を目指し、もって市民福祉の増進と市の発展に寄与すること
	一般社団法人横浜西口エリアマネジメント	神奈川県	横浜市	2017/04/03	2024/03/27	横浜西口エリアの活性化や賑わいづくりの様々な取組を行っていくため。
	一般社団法人　大垣タウンマネジメント	岐阜県	大垣市	2019/04/05	2023/05/29	ＤＩＹでのまちづくり活動を起点に、まちの健全な更新を実行していくこと。
	一般社団法人　多治見市観光協会	岐阜県	多治見市	2022/04/01	2024/02/26	当法人は、草薙駅周辺及び有度地区のまちづくりを持続的・一体的・効果的にマネジメントし、住民・商業者・来街者等に価値あるサービスを提供することを目的とし、その目的に資するため、次の事業を行う。 (1)まちづくりに関する調査研究・コンサルティングに関する事業 (2)まちづくりに関する人材育成及び交流促進事業 (3)まちづくりに関連する地域活動の支援事業 (4)公共空間の管理及びマネジメント事業 (5)広告・宣伝に関する事業 (6)地域の安全性、快適性、利便性の維持・向上に関する事業 (7)地域における文化・教育の発展、歴史・文化の伝承に関する事業 (8)地域の賑わい創出、景観の維持向上に関する事業 (9)地域における産学官民の連携を促進する事業 (10) 前各号に附帯関連する一切の事業

法人区分	法人名	都道府県	市区町村	設立年月日	指定年月日	設立目的
社団・財団法人	一般社団法人　草薙カルテッド	静岡県	静岡市	2017/2/14	2018/6/24	伊豆長岡温泉をはじめとする地域資源を活用し、持続的なまちづくりと観光誘客を図るとともに、文化、芸術、教育及び地域の振興等関する事業を行い、地域社会の発展及び市民福祉の向上に寄与すること
	一般社団法人伊豆長岡温泉エリアマネジメント	静岡県	伊豆の国市	2021/6/15	2021/8/27	豊田市中心市街地・都心において、まちづくり事業やプロモーション事業等を展開し、まち・エリアの価値の向上や、まちなかのにぎわい創出等中心市街地の活性化に資する事業を実施
	（一社）TCCM	愛知県	豊田市	2017/2/28	2018/3/23	豊田市中心市街地・都心において、まちづくり事業やプロモーション事業等を展開し、まち・エリアの価値の向上や、まちなかのにぎわい創出等中心市街地の活性化に資する事業を実施
	一般社団法人梅田１丁目エリアマネジメント	大阪府	大阪市	2020/03/18	2021/05/13	大阪市北区梅田１丁目地区及びその周辺において、道路管理者と連携して、道路施設の安全性及び快適性を高めること、並びに当地区におけるまちづくり活動を推進すること。
	一般社団法人水間門前町コ・デザイン区	大阪府	貝塚市	2024/3/13	2024/5/20	貝塚市総合戦略、貝塚市立地適正化計画、貝塚市観光振興ビジョン等に基づき、水間寺、水間公園、水間街道等の周辺地域に新たな賑わいを創出するため、地域創生、エリアマネジメント、観光まちづくりを推進し、都市・地域を再生することを目的とする。
	一般社団法人　KURE-PERS（クレパス）	広島県	呉市	2016/12/28	2022/10/4	民間、行政、様々な分野のスペシャリストが集い、様々なアイデアや色を重ねあわせながら、その見識と感性で地元に存在する魅力を選定・再構築し呉市の展望や前途・眺望を描ききる集団であるとともに、行政と共同し、都市再生特別措置法に基づく地域のまちづくりを担う都市再生推進法人を目指すことを目的とするとともに、その目的を達成するための事業を行う。
	一般社団法人からまち	山口県	下関市	2022/5/20	2024/3/7	唐戸商店街エリア再生
	一般社団法人　天文館みらいマネジメント	鹿児島県	鹿児島市	2022/04/01	2023/06/07	天文館地区及びその周辺地区の商店並びにそれらを構成員とする団体の発展を促進し、地域経済の活性化並びに街づくりに寄与することを目的とし、その目的に資する事業を行う。

② 都市再生推進法人の指定の取消の状況

■設問

貴団体が指定した都市再生推進法人について、その指定を取り消したことがあるかについて、該当するものすべて（複数回答）に「○」印を選択してください。

■回答

都市再生推進法人の指定の取消の状況について、「1 指定を取り消したことがある（当該法人が解散した場合を含む）」との回答は 4 件あった。

なお、「1-d その他」の回答は 4 件の回答があったが、この 1 件は設問趣旨と異なる内容（該当事例がない）であったため集計から除外し、当該回答数を 3 件として扱った。

表 2.1-24 都市再生推進法人の指定の取消の状況

項目		回答数
1指定を取り消したことがある（当該法人が解散した場合を含む）	1-a 改善命令に法人が応じなかった等の理由により、指定を取り消した	0
	1-b都市再生推進法人から指定取消の申し出があり、取り消した	0
	1-c都市再生推進法人が解散した	0
	1-dその他	4
2指定を取り消したことがない		811
計		815

■自由記述

表 2.1-25 都市再生推進法人の指定の取消の状況（自由記述）

法人名	法人区分	指定日	指定取消年月日	指定取消の理由や背景等
株式会社宿坊クリエイティブ	まちづくり会社（株式会社）	2017/12/26	2024/02/06	活動拠点を和歌山市外に移したため
一般社団法人ミチル空間プロジェクト	社団・財団法人	2020/11/24	2024/04/01	当法人の性質からして、空き家等管理活用支援法人の方が適当であると判断したため。
特定非営利活動法人 SYL	NPO 法人	2022/04/15	2024/06/20	都市再生推進法人として活動した内容について、補助金交付対象となっていたが、これに係る申請について虚偽・不適切な内容があった。このような背景から、推進法人から辞退届の提出があったため、これを受理し、指定を取り消した。

(2) 調査2：都市利便増進協定に関する調査

調査2は、「市区町村まちづくり担当課」と「都市再生推進法人」を対象として、都市利便増進協定（法第 46 条第 25 項、法第 74 条～第 80 条の 2）のあり方等を整理することを目的に、市区町村および都市再生推進法人における当該制度に関する認知状況、評価等を把握するために実施した。

1) 回答状況

「調査2：都市利便増進協定の活用に関する調査」の対象者ごとの回答状況を以下に示す。

表 2.1-26 調査2の対象者と回答状況

対象者	団体数	回答数	回答率
市区町村のまちづくり担当課	1,741	1,430	82.1%
都市再生推進法人	127	100	78.7%

2) 都市利便増進協定に関するお考え［市区町村まちづくり担当課向け］

① 調査項目［市区町村まちづくり担当課向け］

調査2の調査項目については、「市区町村のまちづくり担当課」あてのアンケート調査票を次ページ以降に示す。

資料 2.1-2 調査2[市区町村まちづくり担当課向け]調査票(1/2)

【調査２　都市利便増進協定に関する調査】

ご回答の際には、以下のリンクに掲示している参照資料をご確認ください。

都市利便増進協定の概要解説　：　https://www.mlit.go.jp/toshi/system/#riben

都市利便増進協定の締結実績（令和5年10月時点）　：　https://3c905fac.viewer.kintoneapp.com/public/file/inline/134e9da4850ade4fa700a036d465dc085a313d95b2461fb5bb2e5d2a7eb9d544/20240815085117788E39CFB3844FE4B4417BB427735434167

1．都市利便増進協定（法第46条第25項、法第74条～第80条の2）に関するお考え

問1　認知状況・活用ニーズ

住民や観光客等の利便を高め、まちのにぎわいや交流の創出に寄与する各種施設（広場、ベンチ、サイクルポート、サイン等）について、地域住民・都市再生推進法人等の参画のもと、一体的に整備・管理していくための協定制度の一つとして「都市利便増進協定」があります。貴団体における認識について、該当するものを1～3から選択してください（一つだけ○（プルダウン式））。また、それぞれの追加質問にご回答ください。		回答欄
	1　「都市利便増進協定」制度を既に活用している	
	2　「都市利便増進協定」制度を活用したい	
	3　制度の活用を考えていない	

「1 「都市利便増進協定」制度を既に活用している」と回答された方（追加質問）

回答欄で○印を選択した上で具体的な内容を記入して下さい。

		回答欄	記入欄： 具体的な内容をご記入ください
ア	まちづくりのルールとして「都市利便増進協定」制度を選んだ理由や背景を教えて下さい		
イ	協定の締結及び制度の活用にあたり、どのような課題がありましたか		
ウ	上記のような課題に対して、どのような対応や工夫を行いましたか		
エ	上記のような課題に対して、どのような制度上の改善（協定締結者の拡充等）や支援策（補助・融資・税制特例・占用特例等）があれば良かったと思いますか		

資料 2.1-2 調査2[市区町村まちづくり担当課向け]調査票(2/2)

「2 「都市利便増進協定」制度を活用したい」と回答された方（追加質問）

回答欄で○印を選択した上で具体的な内容を記入して下さい。

		回答欄	記入欄： 具体的な内容をご記入ください
ア	まちづくりのルールとして「都市利便増進協定」制度を活用したい理由や背景を教えて下さい		
イ	協定の締結及び制度の活用に向け、どのような課題がありますか。または、どのような課題が今後生じると思いますか		
ウ	上記のような課題に対して、どのような対応や工夫を行いましたか。または行う予定ですか		
エ	上記のような課題に対して、どのような制度上の改善や支援策があれば良いと思いますか		

「3 制度の活用を考えていない」と回答された方（追加質問）

		回答欄
3-a 他の協定制度等を活用		
ア）どのような制度ですか。制度の内容が分かるURLか、参考資料を添付してください		
	名称	
	URL	
	参考資料	参考資料のPDFデータ（スキャン等で構いません）を添付してください。
イ）ア)で回答した制度を活用した理由を教えてください		
	記入欄	
3-b 今のところ各種施設の一体的な整備・管理を考えていない		

② 調査結果[市区町村まちづくり担当課向け]

問 1 認知状況・活用ニーズ

■設問

住民や観光客等の利便を高め、まちのにぎわいや交流の創出に寄与する各種施設（広場、ベンチ、サイクルポート、サイン等）について、地域住民・都市再生推進法人等の参画のもと、一体的に整備・管理していくための協定制度の一つとして「都市利便増進協定」があります。貴団体における認識について、該当するものを 1～3 から選択してください（一つだけ○）。また、それぞれの追加質問にご回答ください。

■市区町村まちづくり担当課の回答

都市利便増進協定の認知状況等は、「1 制度をすでに活用している」が 20 件（1.4%）、「3 制度の活用を考えてない」が 1,301 件である。「3 制度の活用を考えていない」の内訳は「3-a 他の協定制度等を活用」は 10 件（0.7%）、「3-b 今のところ各種施設の一体的な整備・管理を考えていない」が 1,291 件（90.3%）の回答があった。

表 2.1-27 調査2問 1 活用意向

項目		回答数	割合
1「都市利便増進協定」制度を既に活用している		20	1.4%
2「都市利便増進協定」制度を活用したい		67	4.7%
3 制度の活用を考えていない	3-a 他の協定制度等を活用	10	0.7%
	3-b 今のところ各種施設の一体的な整備・管理を考えていない	1,291	90.3%
無回答		42	2.9%
合計		1,430	100.0%

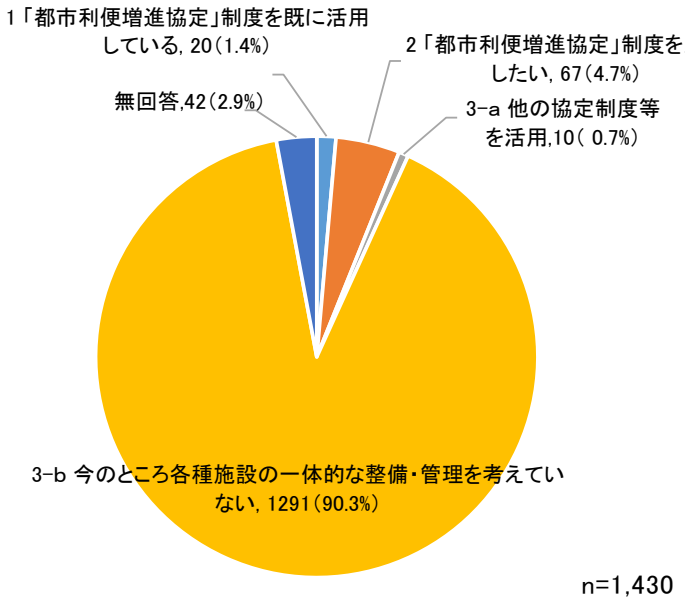

図 2.1-3 調査2問1活用意向

問 1-1 「都市利便増進協定」制度を既に活用していると回答された方への追加質問

■設問

ア)まちづくりのルールとして「都市利便増進協定」制度を選んだ理由や背景を教えて下さい(自由記述)

■回答

回答の自由記述をもとに意見の趣旨を分類した。

表 2.1-28 「都市利便増進協定」制度を活用した理由・背景等

分類	記述
民間が主体となり一体的に整備・維持管理ができるから	・都市再生特別措置法の改正により、民間主体によるまちづくりの取組を展開し、にぎわいの創出や公共施設等の整備・管理の行政負担減が期待できる支援制度が充実したため
	・2019 年度の渋谷駅東口地下広場の供用開始に伴い、公共施設(道路、公衆便所)の清掃・維持管理を渋谷区及び渋谷駅前エリアマネジメント間で行うために制度を検討。 ・都市再生推進法人に指定されていたことから親和性があり、渋谷区側の役割を明確化しやすい制度であったことから採用。
	・JR 福崎駅周辺整備事業に合わせて地域の活性化を図るため活用に至る。
	・富山市中心市街地の活性化を目指し、必要な施設の効果を高めるためには、ソフト事業を実施する民間事業者等との連携が望ましいと考えた。
	・都市再生推進法人による金山総合駅連絡通路橋の利活用を推進するため。(金山駅周辺地区)
	・JR 草薙駅周辺では、まちづくりビジョン(平成 27 年度策定)に掲げるまちの実現にあたり、駅や駅前広場の公共空間を一体的に管理運営するため、都市再生推進法人の指定と合わせて都市利便増進協定制度を活用することとした。 ・駿府城公園のお堀の水辺活用事業として道路空間再配分と張り出しデッキを整備する計画があり、整備後の施設管理を主体的に行う民間事業者を選定する必要があったため。
	・都市再生推進法人自ら稼ぐ手段とし、その利益をまちづくりのために活かすため。
	・高蔵寺駅南口駅前広場や地下道の一部を再整備し、新たに植栽やベンチを設置したことなどを契機に、市とまちづくり会社が互いに協力し、駅周辺の魅力を向上させ、にぎわいの創出を図るため、一体的に整備や管理を実施することができる都市利便増進協定を締結。
	・市街地再開発事業により、再開発ビルの区分所有者が民有地の一部を広場空間として開放し、公共空地と一体となったゆとりのあるオープンスペースが整備されました。このオープンスペースの活用にあたり、都市再生推進法人が主体となり、地域で活動するまちづくり協議会と協働でエリアマネジメントを実施することが望ましいと考えたため、当該制度を選びました。(1事例目)
	・川越市内における都市増進施設の一体的な整備等(川越市自転車シェアリング実証実験)
	・地域のまちづくりを担う法人として指定した都市再生推進法人と協定を結ぶことで、エリアをより一体的に整備・管理することができ、にぎわいの創出に寄与すると考えたため。
収益を民間事業者によるまちづくりに還元	・市が所有する施設である「OMTERRACE」の積極的な活用が見込まれるため。また、貸出し収益を施設の整備費用に還元することにより、市のコスト負担軽減が見込まれるため。
	・公園の整備及び管理にあたって、都市再生推進法人の指定を受けている荒井タウンマネジメントと仙台市との間で都市利便増進協定を締結することで、荒井タウンマネジメントが約3,050㎡に運動施設(フットサル人工芝コートとクラブハウス)を整備し、利用料収入などを公園全体の維持管理に充てることで、公園の高質化を図ることができるため。
別制度の活用に必要であった	・エリアマネジメント活動促進制度(大阪版 BID 制度)の活用に必要であったため。
	・民都機構の「まちづくりファンド支援事業(共助推進型)」を活用するにあたり、まちのにぎわいや交流の創出に寄与する施設の整備、維持管理をルール化するため、当制度を選びました。(中川運河にぎわいゾーン地区)
民間による公共空間の利用がスムーズになるから	・道路空間の更なる活用について、都市再生推進法人や警察との協議を重ねながら、「ほこみち」や他の道路特例活用も含めた可能性を模索してきました。数年に及ぶ協議の中で、イベント開催の実績、通行上支障がないことや歩行者の安全を担保する運営ノウハウも蓄積でき、「都市再生整備計画をもとにした都市利便増進協定で道路活用を進めた方がスムーズではないか」という考えにいきつきました。都市利便増進協定を締結すると、これまで公的事業やお祭り等でしか利用されてこなかった公共空間・道路空間を、民間事業者も使用できるようになります。そこで、都市利便増進協定により道路を活用することを念頭に、令和4年度下期に実証実験を行い、結果や課題を都市再生推進法人や周辺関係者と協議した上で、道路活用のルールを固めていきました。
	・ほこみち制度創設以前から道路空間活用の実施に取り組んでおり、都市再生特別措置法の特例による道路占用許可を活用するにあたり、民間による道路空間の維持管理/活用の観点から協定を締結した。

分類	記述
公共施設の利用を促進するため	・兼用工作物の公園に隣接した公共施設や公共空間を一体で利用してもらいたかったため
民間団体からの提案	・本整備計画は、まちづくり団体からの提案により策定されています。位置付けられている都市利便増進施設は、まちづくり団体にて設置されているため、都市利便増進協定が適切だと考えました。(栄・伏見・大須地区)
事業に対して支援を受けるため	・都市利便増進協定に基づく社会実験・実証事業に対して支援を受けられる可能性があるため。
地域のニーズに対応するため	・人口増やニーズに対応した駅周辺駐輪需要への対応等のため、低未利用地となっている道路空間を活用し、駐輪場とシェアサイクルポートを整備する為の制度として選んだ。
継続性を担保するため	・広告付きベンチを設置するにあたり、継続性を担保する手段として適していたため

■設問

イ)協定の締結及び制度の活用にあたり、どのような課題がありましたか(自由記述)

表 2.1-29 協定の締結及び制度の活用時の課題

分類	記述
地域住民・関係者との合意形成	・民有地を都市利便増進協定の対象としたため、同敷地の管理者との合意形成
	・都市再生推進法人と道路管理者による協定のため、実際に利用する事業者や通行人が制度を理解しておらず苦情をもらうことがあった。
	・警察や周辺関係者への説明、事業運用フローの整備
	・公園管理者(仙台市)との協議・調整。
	・調整先が多岐に渡るため、調整に時間を要した。
所有者の変更による協定の継承が効かない	・協定に承継効がないため、協定締結者に多数の土地建物所有者がいる場合、所有者が変わったことの管理や対応が煩雑になってしまうこと
都市再生推進法人の経営状況	・都市利便増進施設等を活用した都市再生推進法人の経営が安定しているとは言えないため、新たな都市利便増進施設選定や他の制度等を活用し、経営の安定を目指す必要がある。
情報発信	・公共空間活用事業に関する情報発信等が課題としてありました。
継続するための事業不足	・今後継続するための事業性の確保に課題を感じている。
その他	・制度よりも、継続する意思を固めるまでの社会実験等の初動期
	・団体の選定

■設問

ウ）上記のような課題に対して、どのような対応や工夫を行いましたか（自由記述）

表 2.1-30 課題に対しての対応や工夫

分類	記述
行政が連携・調整の支援を行った	・まちづくり担当課が事業者と公園管理者の間に入り、協議・調整の支援をした。
	・調整が速やかに進むよう、行政の窓口として各方面の協議を円滑に進めた。
丁寧な警察協議を行った	・公共空間活用の実証実験を行う上で警察との事前協議を丁寧に行い、運営上の問題や通行上の支障がなかったことを実績として積み上げることで、安全であることの説明材料と信頼の獲得に繋げていきました。警察協議のポイントは、「どのように道路を活用しようとしているのか」「活用実績がある場合はその実績」「事前周知や当日の警備・交通誘導体制」を整理して説明することです。
収入源となる事業の検討中	・歩行者利便増進道路制度の活用やJR高架下未利用地を活用した都市再生推進法人による賑わい創出を図り、新たな収入源として検討中。
行政からの支援が必要	・初動期においては、行政からの十分な金銭や人的支援が必要である
各主体との関係構築が必要	・継続にあたっては、各商店とまちづくり会社の関係性の構築や収益構造の確保が必要。
多様な種類の広報を行った	・看板の設置等による制度の周知
定期的な連絡	・定期的に土地建物所有者に連絡をとること

■設問

エ）上記のような課題に対して、どのような制度上の改善（協定締結者の拡充等）や支援策（補助・融資・税制特例・占用特例等）があれば良かったと思いますか（自由記述）

表 2.1-31 制度に対して求める改善・支援策

記述
・土地建物所有者が変更になった際の対応に関する支援
・事業者への制度周知や講習会、事業者登録など
・都市再生推進法人（エリアマネジメント団体）が協定締結に向けた調整にかかる費用に対しての補助があればよかった。
・団体への補助金等の支援策があればスムーズに手続きを進められたと考える。
・民有地を都市利便増進協定における施設の設置場所とする場合、一体型ウォーカブル事業のような税制特例があると民有地所有者側にメリットがあり、合意形成を図りやすいと考える。

問1-2 「都市利便増進協定」制度を活用したいと回答された方への追加質問

■設問

ア)まちづくりのルールとして「都市利便増進協定」制度を活用したい理由や背景を教えて下さい。(自由記述)

表 2.1-32 「都市利便増進協定」制度を活用したい理由や背景

分類	記述
民間団体が主体となり運営・管理を行ってほしい	・遊休公有地の活用にあたり、都市再生推進法人との官民連携事業により、市所有のまま公共的利用(広場整備)を民間資本で行うため制度活用を検討している。
	・都市再生推進法人が公共空地や道路等を利活用したまちの賑わいの創出に資する事業を実施したいから。
	・エリアマネジメント団体によるまちづくり活動の原資としたい。
	・リニア中央新幹線神奈川県駅(仮称)の設置に伴う土地区画整理事業等の基盤整備による、都市利便増進施設に該当する施設の整備・維持管理及び地域活動に対し、エリアマネジメント組織等の立ち上げや都市利便増進協定制度を活用することについて、今後検討したいと考えている。
	・住民と行政間でのまちづくりイメージを共有しつつ、賑わい創出を担う民間団体の育成を図るため
	・現在、官民連携で新たな賑わいづくりに資する事業を継続実施しているため、ゆくゆくは民側がまちづくり組織を設立し、協働でまちづくりを進めていきたいと考えているため。
	・市街地地区の地域住民や事業者等が主体的に当事者となって自分事として取り組む事が必要と考える為。
	・民間主体の運用・管理を行うことで、サービスの向上や周辺施設との連携を図り、賑わいの創出と維持管理費用の削減を期待する
	・今後、整備する公共空間(広場など)において、都市再生推進法人などに管理・運営していただき、にぎわいの創出を図りたい
	・ハード整備実施後は、まちづくり会社や地元商店街自主的に管理運営していってもらうことが望ましいと考えている。
	・豊橋駅南口駅前広場の管理運営を株式会社豊橋まちなか活性化センターが担い、広場貸し出しの柔軟な運用を行うことで利用者の利便性向上および利用促進に係る広報の拡大により利用率の増加を図り、まちなかの賑わい創出及び滞留や交流の促進を図るため。
	・民間主導による公共空間の維持管理運営を目指すため
	・都市利便増進協定に限った話ではないが、これまでの行政の一律管理ではなく、市民や事業者とともに管理運営を行う必要があると考える。
	・行政は道路や広場の清掃管理しかできず、居心地が良い空間への転換や維持(運営)ができない。エリア価値の向上や公民連携のまちづくりを進めるためにも是非この制度は活用したい。
地域の賑わい創出のため	・まちの賑わいや憩いの場の創出、居住環境の向上といった事業の目的は本市としても目指すところであり、1つの手法であると認識している。
	・商店街の活性化を考えている中で、地域のルールが必要であると考えるため
	・まちの賑わい創出のために活用したい
	・賑わいづくり、居住環境の向上
	・まちの賑わいを目標として、公共の広場を整備する予定であり、「都市利便増進協定」制度を活用することも検討しているため。
	・都市利便増進協定と道路占用許可を組み合わせ、市が推進している「歩いて楽しいまちづくり」によるにぎわいの創出に活用したい。
	・市内の緑地等を賑わいの場として活用するため、官民連携による取り組みが必要であると考えている
	・中心拠点の賑わいの創出
	・中心市街地の活性化として、道路空間の活用を検討しており、制度を活用したい。
	・中心市街地の活性化に向けて、官民連携によるまちづくりを検討しており、その手法の一つとして都市利便増進協定を将来的に活用することを検討している。
	・まちづくりの活性化のため
行政だけでなく民間団体も携わってほしい	・民間活力の関与があってこそ、エリアの活性化や賑わいが生まれると考える。
	・市だけでなく、民間も交えながらまちづくりを進めていきたいから

分類	記述
行政だけでなく民間団体も携わってほしい	・行政だけでは行き届かない部分があることから、まちづくり会社等にまちづくりに関わってもらいたい。
	・公共施設の維持管理運営は、行政のみで行うのではなく、民間や住民のノウハウやマンパワーを取り入れる必要がるため。
	・公共空地の利活用、公共施設の更なる官民連携を進めたい。
	・本市では持続可能なまちづくりを推進していく意向があり、官民連携した取組が必須であると考えています。このなかで地域住民による地域の維持や利便性の向上に向けた取組についての機運醸成を図りたいと考えています。
	・まちなかの公園や道路などの空間再編に向けて、関係者との共創による推進が望ましいと考えるため
	・官民連携による持続的なまちづくりを推し進め、「居心地が良く歩きたくなるまち」の実現を目指しているため。
エリアプラットフォームの構築段階等において活用を検討している	・官民連携まちなか再生推進事業の活用を検討しており、エリアプラットフォームの構築及び未来ビジョンの策定を経て、実際の活動につなげていく段階で検討しうる制度の一つと考える
	・本市の大門・丸之内地区において、エリアプラットフォーム「大門・丸之内　未来のまちづくり」において、道路空間の活用や公園空間の活用について検討されており、今後、整備の方向性を取りまとめ、市へ提案がされた後、都市再生整備計画を策定する予定であるため。
	・今年度、中心市街地において官民連携によるエリアプラットフォームを立ち上げ、未来ビジョンの検討を行っている。ビジョンの内容によっては今後活用の検討が必要であると考える。
	・地域のやる気のある有望なプレーヤーの方々とエリアプラットフォームを立ち上げようとしており、歩行者天国など様々な社会実験を通して地域住民主体のまちづくりをしようとしていることから、今後定めようとしている滞在快適性等向上区域とともに、相乗効果が狙えるため。
	・現在、道路・公園等を活用した社会実験を実施しており、その結果を踏まえた再整備を行う場合に活用したい。
	・交流ゾーンの位置づけがあるため、今後制度活用を検討したい。
一体的な整備・管理をしていくため	・一体的にマネジメントし、にぎわいの創出によるエリアの価値の向上を目指しているエリアがあるため。
	・市が草加駅東口に所有しているアコスイベント広場及びその周辺について、都市利便増進協定を締結することで一体的な管理が可能となるため。
	・市有地を含め、有効活用されていない土地があるため、一体的な整備の検討も必要と考える。
	・民間事業者を主体とした都市再生推進法人がまちのにぎわいや交流の創出に寄与する施設を一体的に整備・管理していけるため。
	・将来的に、住民やまちを訪れる人等の利便を高め、まちの賑わいや交流の創出に寄与する施設（都市利便増進施設）を、地域住民・まちづくり団体等の発意に基づき、施設等を利用したイベント等も実施しながら一体的に整備・管理していくため。
市民が主体となる市民参画の場を作りたい	・公営住宅や公共施設の新規建設や移転による地域コミュニティエリアの変更により新たな住民参加の形を作りたい。
	・地元住民や地元企業等が、地域のまちづくりに参画し、自主的に取り組んでほしいため。
	・地元の施設に愛着を持ち、自分のもののように公共公益施設を管理する地域コミュニティの醸成を期待する。
	・地域住民による自主的なまちづくりが推進されることが想定されるため。
継続的なまちづくり事業を行うことができる	・地域住民等の発意によるため、地域による継続的なまちづくりが期待できるため。
	・推進法人を締結者とすることで、地域のエリアマネジメントの継続的な取り組みに活用していくため
	・継続的に公共空間を活用した、イベント等の賑わい創出事業の実施が期待できる。
関係者協議をスムーズにしたい	・本来は公共施設である道路などで占用特例を活用したいが、道路管理者及び交通管理者との協議を進めることに時間がかかるため。
	・今後ウォーカブルな空間を創出していく事業を展開するにあたり、日常におけるベンチの出し入れや賑わい創出について、各種団体と連携していく体制を整えたい。
収益を管理に還元していきたい	・道路区域を都市利便増進協定の対象区域に設定することで、道路区域での収益取組みと維持管理に還元でき、より一層の賑わいと整備が期待されると考えたため。
	・公共空間で活用した収益を管理に還元していくスキームを構築・運用していきたいため
課題解決に向けて活用したい	・所沢駅周辺エリアの課題解決に向け活用したい
	・滞在快適性等向上区域内に駐車場の確保と移動手段が課題となっている。
	・再開発事業等を活用し公民連携まちづくりを進めるなかで、区が全区一律で取り扱っている考え方とは異なる方法で、公共空間を管理運営する必要が生じるため。
	・公共側の財政負担の軽減が期待されるため。

分類	記述
課題解決に向けて活用したい	・空き地を利用した観光者などへの休憩場所の提供等の要望があるため、緑地帯としての空地の利用等のため
	・市の人材不足
	・現時点での具体的な協定締結の予定はないが、今後、官民連携による公共空間の利活用を推進するための方策として同制度の活用を検討する。

■設問

イ）協定の締結及び制度の活用に向け、どのような課題がありますか。または、どのような課題が今後生じると思いますか（自由記述）

表 2.1-33 制度の活用に向けた課題

分類	記述
各主体との調整・合意形成が難しい	・土地所有者等への制度周知及び意向把握
	・制度自体の周知と理解。
	・整備対象地区に居住する地権者の合意
	・民間事業者におけるまちづくりに対する当事者意識が薄いこと。
	・地域内の関係者、地権者等の理解促進。
	・市と都市再生推進法人の意向が異なる箇所が多く、調整に苦慮している。
	・制度の活用に当たっては、施設管理を担いたい他団体等の理解をえること。
	・ステークホルダーの合意形成
	・スムーズな実施が困難（調整者が多岐に渡る場合や市の関連部署が多い場合）
	・地元住民等との調整に時間を要することが今後課題になると考えている
	・施設管理と活用の観点で調整が想定される。
	・地権者の理解
	・地域住民との合意形成。
	・管理運営組織の体制づくり
人材確保が難しい	・人材確保。
	・活用するプレーヤーの不在
	・施設整備、維持管理の手法等について、先行事例を学び検討したいが、手が回らない。
	・実際に中心となって活動していただく住民や法人が不在。
	・担い手が発掘できていない
	・マンパワーの不足。
	・持続可能な仕組みづくりには、地域が主体となった担い手組織が必要と考えており、この担い手組織の法人化に向けた育成が課題となっている。
	・必要なマンパワー・少子高齢化。
民間団体の育成	・市民団体や賑わい創出団体、エリアマネジメント団体が存在しない。
	・まちづくり団体の育成
	・都市再生推進法人の未指定
	・都市再生推進法人等の不在
	・都市再生推進法人になり得る民間事業者はいるが、体制を含め指定は難しい状況。今後に期待。
制度の理解・認知不足	・制度概要について、詳しく知りたい。制度を活用することが地域にとってどんなメリットやデメリットがあるかを整理したいため。
	・地域住民等から制度や活用に関する問い合わせがない。
	・地元商店が具体的な活用イメージを持っていない。
	・行政の制度認識不足による未活用。
	・地域住民での制度認知が低い
	・区で認定するにあたっては、都市再生整備計画との整合性が必要となるが、制度の趣旨や理解についての説明に時間を要することが予想される。
	・現状では、制度の周知ができていない。
	・制度の理解促進を行政並びに住民ともども図らなければならない。
資金面での課題	・整備・管理にかかる費用について。
	・継続して運用・管理をしていくにあたり、事業収益のみでの継続が可能か
	・将来的な収益確保が難しい。
	・補助金が少ないことによる整備の先送り。

分類	記述
	・事業の継続性、採算性
各主体の役割分担が難しい	・公共空間の利用に対し、清掃・美化等の管理に関する負担部分について認識されていない。
	・都市利便施設の維持管理をどうするか。放置自転車等の対応をどうするかなど。
	・民間団体の責任範囲が曖昧であること。
	・パブリックマインドを持つ民間事業者の機運醸成及び公民のリスク分担
	・官民の役割分担、将来的な費用負担など。
協定が継承されない	・事業の計画段階、整備段階、運営段階の各段階において、協定の内容が継承されるための担保がないことが課題と感じている。
	・協定を活用した活動の継続性
ノウハウが少ない	・まちづくり団体に活躍してもらいたいが、行政に資金やノウハウを依存しすぎて、自走するまでいかない。当市は、賑わい創出については産業部門が担当となるため、ハードが専門である都市計画部門では手が出しにくい。
	・ノウハウの少なさ
制度が使いにくい	・道路協力団体にて指定されている場合、無余地性の緩和性が既にあり、使用料の免除もされているため、都市利便増進協定で得られるメリットが得られにくい。
	・道路や港などの公共空間を利活用するための、行政手続きが統一されていないため、手続きが煩雑になる。
	・冬季は、薬王寺参拝客が利用するため、年間通しての利用協定は締結不可。利用シーズン等の条件をつけた協定締結は可能か？
コミュニティエリアの構築	・現状で自治会等地域コミュニティエリアの形成ができていない地域がある。
検討中	・都市利便増進協定の活用に向けて、現在、官民連携のまちづくりを実現するためのスキームを検討している。
	・まちの賑わいに向けて意欲的な団体と共に本制度の理解を深めて、本制度を活用していくかを検討していく。
	・機運醸成が道半ばであるため、制度の活用の検討についても、まだまだこれからの状況にある。
	・交流ゾーンの位置づけはあるが、土地の基盤整備が出来ていない。
特になし	・具体的な検討はまだ先のため、現時点では特にありません。
	・課題はない
	・現時点で特になし。

■設問

ウ）上記のような課題に対して、どのような対応や工夫を行いましたか。または行う予定ですか（自由記述）

表 2.1-34 課題に対しての対応・工夫等

分類	記述
実務的な議論ができる場を設ける	・住民代表との話し合いや提案をおこなった。
	・様々な状況を想定した協議を行い，取り決めを定めるとともに，協定の運用後も現地の状況に応じて最適化していく。
	・会議体を組成し、まちづくりの具体的な議論をし、機運醸成を図る。
	・部署横断的な連絡調整会議の実施。
	・まちづくり団体と話し合いや先進事例の紹介を行い、地道に育てていく。また内部では、まちづくりに対する組織連携を深めていきたい。
	・定期的に関係団体や行政区長等への活動報告等を行っている。
	・早い時期からの連絡・相談（推進法人認定の 2 年前から相談等実施）
	・上記事業者と情報共有をしつつ、できる範囲で連携を図っている
	・今後、ワークショップの開催などで、イメージの共有を図っていきたい。
	・ワークショップへの参加呼びかけ
運営のための組織を設立中	・社会実験でも地域が主体的に関われるよう、地域主体の実行委員会に運営業務を委託し、社会実験段階から地域も関わる体制づくりを行っている。
	・少しずつ行政と市民活動家との距離を縮めるべく、組織の設立に向けて活動している。
	・民間事業者のやる気を向上させ、自立してもらえるような仕組みづくりを構築したい。
	・エリアプラットフォームの構築・未来ビジョンの策定を行う予定
	・令和 5 年度よりまちなかのにぎわい再生を目指す玉名市まちなか未来プロジェクトを発足し、令和 6 年度より市民とともに活動する場としてエリアプラットフォームを設立しており、市民との対話を行っています。
勉強会等により制度の理解向上に取り組む	・自分も含め理解促進のための勉強会や十分な説明を尽くすこと。
	・地域住民や事業者への資料提供等による理解の向上。
	・WEB 研修への参加。庁内学習会。
	・道路協力団体と都市利便増進協定との違いを整理し、都市利便増進協定にて指定したエリアでの更なる賑わいと収益創出を目指す。
先進事例の情報収集・視察等を行った	・公共空間の維持管理運営がエリア価値上昇に繋がるという先進事例等の情報提供・現場視察など
	・収益事業等による運営の継続方法等を検討するため、他都市の事例を研究する
	・制度における情報収集
制度周知のための PR の実施	・まちづくり会社が設立される場合に制度の PR を行う予定。
	・制度周知のための PR の実施。
人材育成に取り組む	・今後、活用するプレーヤーの育成
都市再生推進法人の指定を行う	・都市再生推進法人の指定
ノウハウのある事業者や人材の参画を求める	・民間事業者や地域団体、行政等で構成するエリアプラットフォームの構成員に協力いただく。
行政手続きの支援	・市が事務局となり、利活用する事業者の行政手続きを支援する社会実験を実施中。
検討中	・検討中
	・未定
	・エリマネジメントの活動において、模索していきたい。
	・対応を検討中
	・具体的な検討はまだ先のため、現時点では特にありません。
	・検討中
	・現時点では課題解決に向けた具体的な検討等はできていない
	・駐車場共同利用による、税の減免は出来ないか？
	・土地の基盤整備検討を実施した。

■設問

エ）上記のような課題に対して、どのような制度上の改善や支援策があれば良いと思いますか（自由記述）

表 2.1-35 制度に対して求める改善・支援策

分類	記述
制度の理解増進のための支援	・国等による説明会等の開催
	・さらなる制度の周知。オンラインで、制度の詳細や事例紹介について学べる機会を増やしてほしい。
	・理解しやすい制度解説の資料や具体的に活用するにあたっての人的なサポートなど。
	・制度 WEB 研修
	・国等によるアドバイスやサポート。
	・制度概要及び制度活用までの各工程がわかる研修会の開催
	・基盤整備に対する補助や、公共交通と合わせた交流拠点の事例を教えて欲しいです。
金銭的補助・支援	・担い手組織の収益事業で必要な設備にかかる初期投資は、市が投資（国費充当）できるようにしてほしい。 ・収益面での不安があるため、担い手組織の運営を補助できるような補助制度
	・都市利便増進協定を見越して整備する事業について、補助率を高める。
	・都市利便増進協定を締結した都市再生推進法人への金銭的な支援。
	・都市利便増進施設の整備・維持管理費に関する補助
ノウハウのある人材の参画	・有識者やアドバイザーの派遣
	・都市利便増進協定の先進事例におけるキープレイヤーを講師として招く費用等への補助
	・制度だけではなかなか難しい。地域に入って活動を先導できるもしくはその機運を醸成できる人材派遣などの支援が必要。
	・専門家の派遣制度
体制の構築・実施における支援	・仕組みづくりの構築における補助支援制度等
	・市町村が抱える課題が異なるため、各市町村の判断で認定や協定実施が認められているが、認定基準や調整内容等国としての推進法人として業務を任せられる判断基準を示してほしい。市町村でまちまちのため、進めづらい。
	・エリアプラットフォームの構築にあたり、まちづくり会社のスタートアップ支援及び既存支援策（国交省以外の事業も含む）の整理
行政手続きの簡素化	・公共空間ごとに法令が異なり、利用するための手続きや規制の厳しさも異なる。ウ）のとおり、事業者の負担は軽減する対応はしているが、事務局の事務手続きの負担が大きい。公共空間を利活用するために、手続き等が一元化できるような特例があるといい。
	・地域住民が主体的に行う際の手間を省略し、利用しやすいよう申請や変更手続きを簡便化できるといいと思います。
人材育成に関しての支援	・市内部及びまちづくり団体とで、まちづくりに関する勉強会を行い、まちづくりに関わる人を育てる支援策があるとよい。
特になし	・現時点で特になし。
	・具体的な検討はまだ先のため、現時点では特にありません。

問 1-3　制度の活用を考えていないと回答された方への追加質問

■設問

ア)3-a 他の協定制度等を活用していると回答された方向け、どのような制度ですか。制度の内容が分かるURLか、参考資料を添付してください(名称・URL)

表 2.1-36 他の協定制度

活用制度名称
歩行者利便増進道路
立地誘導促進施設協定
指定管理者制度
中心市街地活性化制度
歩行者利便増進道路(通称:ほこみち)制度(現在、社会実験中)
歩行者利便増進道路制度(ほこみち)
官民連携モデル形成支援事業(包括的民間委託)
Park-PFI制度

■設問

イ) ア)で回答した制度を活用した理由を教えて下さい。(自由記述)

表 2.1-37 上記制度の活用理由

自由記述
複数の地権者による一団の土地を活用して承継効をもって公共空間を創出するため
つくばセンター広場の管理を効果的かつ効率的に行うため
中心市街地における都市機能の増進及び経済活力の向上を総合的かつ一体的に推進するため。
地元の意向による。
長期的に取り組めること、収益を上げられることなど
徳山駅前広場・駐車場・公園等の維持管理とあわせて、公共空間の利活用も民間と連携することで、エリアが一体となった官民連携の賑わいを創出するため。

問2「都市利便増進協定」の対象施設のニーズ

■設問

「都市利便増進協定」には、まちのにぎわいや交流の創設に寄与する施設（都市利便増進施設）として、以下の1～15を定めることができます。（都市再生特別措置法施行規則第十二条の九）これらの施設のほか、都市利便増進施設への追加を望む施設があればご回答ください。

	都市利便増進施設	施設の性質
1	道路、通路、駐車場、駐輪場その他これらに類するもの	交通施設等
2	公園、緑地、広場その他これらに類するもの	公園系施設等
3	噴水、水流、池その他これらに類するもの	水系施設等
4	食事施設、購買施設、休憩施設、案内施設その他これらに類するもの	にぎわいを創出する施設等
5	広告塔、案内板、看板、標識、旗ざお、パーキング・メーター、幕、アーチその他これらに類するもの	にぎわいを創出する工作物・物件等
6	アーケード、柵、ベンチ又はその上屋その他これらに類するもの	道路附属物等
7	備蓄倉庫、耐震性貯水槽その他これらに類するもの	防災施設等
8	街灯、防犯カメラその他これらに類するもの	防犯工作物等
9	太陽光を電気に変換するための設備、雨水を利用するための雨水を貯留する施設その他これらに類するもの（小型の水力発電設備、風力発電設備等も含まれる）	環境対策施設・工作物等
10	彫刻、花壇、樹木、並木その他これらに類するもの	まちなみ形成工作物・物件等
11	電源設備その他これに類するもの	屋外で快適に働くための設備等
12	給排水設備その他これに類するもの	屋外で安全に運動するための設備等
13	冷暖房設備その他これに類するもの	屋外で快適に働くための設備等
14	民間事業者間の交流又は連携の拠点となる集会施設その他これに類するもの	交流連携施設等
15	都市の居住者その他の者に有用な情報を把握し、伝達し、又は処理するために必要な撮影機器、通信機器、電子計算機その他これらに類するもの	情報化基盤設備等

表 2.1-38「都市利便増進協定」の対象施設のニーズ

記述
賑わいを創出する施設等 賑わい創出を目的とした什器を保管する倉庫
バス停
類するものとあるので、それぞれ該当するか確認しながら事業を進める。
高架下の空間の利活用として、民間でも占用可能となれば、イベントの開催などの賑わい空間の創出に繋がると思います。

3) 都市利便増進協定に関する考え[都市再生推進法人向け]

① 調査項目[都市再生推進法人向け]

調査2の調査項目については、次ページ以降に「都市再生推進法人」のアンケート調査の調査票を示す。

アンケート調査票　記入要領

【市区町村まちづくり担当課にご回答いただく調査票】

回答は本シートの右隣の「調査票」シートにご記入願います。

調査票の構成		
調査の名称等	主な内容	ご回答の対象
基礎情報	ご担当者の連絡先　等	全員
調査1	都市再生特別措置法等に基づく制度の活用等に関する調査	・市区町村まちづくり担当課
調査2	都市利便増進協定に関する調査	・市区町村まちづくり担当課 ・都市再生推進法人

（1）アンケートの記入について

① 回答欄のセルの色は、「ピンク」「白」です。該当するセルにご回答ください。

② ピンク色のセルは、プルダウン式となっていますので、カーソルを移動させた上で、選択してください。

③ 白色のセルは自由記述です。当該欄には、具体的な内容等をご記入ください。選択肢において「その他」の回答を選択するケースも同様です。

④ 集計の際にエラー等が発生する原因となりますので、**シート名の変更、シートの追加・削除等を行わないでください。**

（2）貴団体の基礎情報について

① アンケートの回答について代表となるご担当者の連絡先等を記載する欄があります。

② 当該欄の情報につきましては、回答内容の確認や必要に応じて詳細ヒアリングの調整等に活用させていただく予定です。

（3）ご提出いただく資料について

① 提出期限は **令和６年９月２７日（金）　17：00**　です。

② 電子メールに添付してご提出願います。

送信先アドレス：　aream@kensetsukankyo.co.jp

（4）記入に関する問合せ先について

株式会社　建設環境研究所（調査委託先）

担当　：橋本、加藤、新道（しんどう）　　電話：06-6265-8081

E-mail：aream@kensetsukankyo.co.jp

住所　：〒542－0081 大阪市中央区南船場1-15-14 堺筋稲畑ビル5階

調査票のシートに移行し、各設問にご回答願います。

資料 2.1-3 調査2[都市再生推進法人向け]調査票(2/4)

【本アンケート調査の留意点】

本アンケート調査は、それぞれの設問に回答いただくとともに、資料の提出をお願いしている設問もございますので、お手数をおかけいたしますが、ご協力をお願い致します。

基礎情報について

アンケート調査内容の確認や今後の連絡（ヒアリングにお伺いすること等を含みます）等に活用させていただきますので、下記事項を**必ず記入してください。**

都道府県名（プルダウン）	
所在市区町村名	
法人または団体名	
ホームページURL	
本調査の担当部署	
ご担当者氏名	
ご担当者TEL	
ご担当者メールアドレス	@

資料 2.1-3 調査2[都市再生推進法人向け]調査票(3/4)

【調査２　都市利便増進協定に関する調査】

ご回答の際には、以下のリンクに掲示している参照資料をご確認ください。

都市利便増進協定の概要解説　：　https://www.mlit.go.jp/toshi/system/#riben

都市利便増進協定の締結実績（令和5年10月時点）　：　https://3c905fac.viewer.kintoneapp.com/public/file/inline/134e9da4850ade4fa700a036d465dc085a313d95b2461fb5bb2e5d2a7eb9d544/20240815085117788E39CFB3844FE4B4417BB427735434167

1．都市利便増進協定（法第46条第25項、法第74条～第80条の2）に関するお考え

問1　認知状況・活用ニーズ

住民や観光客等の利便を高め、まちのにぎわいや交流の創出に寄与する各種施設（広場、ベンチ、サイクルポート、サイン等）について、地域住民・都市再生推進法人等の参画のもと、一体的に整備・管理していくための協定制度の一つとして「都市利便増進協定」があります。貴団体における認識について、該当するものを1～3から選択してください（一つだけ○（プルダウン式））。また、それぞれの追加質問にご回答ください。	回答欄
1　「都市利便増進協定」制度を既に活用している	
2　「都市利便増進協定」制度を活用したい	
3　制度の活用を考えていない	

「1 「都市利便増進協定」制度を既に活用している」と回答された方（追加質問）

回答欄で○印を選択した上で具体的な内容を記入して下さい。

	回答欄	記入欄：具体的な内容をご記入ください
ア　まちづくりのルールとして「都市利便増進協定」制度を選んだ理由や背景を教えて下さい		
イ　協定の締結及び制度の活用にあたり、どのような課題がありましたか		
ウ　上記のような課題に対して、どのような対応や工夫を行いましたか		
エ　上記のような課題に対して、どのような制度上の改善（協定締結者の拡充等）や支援策（補助・融資・税制特例・占用特例等）があれば良かったと思いますか		

「2 「都市利便増進協定」制度を活用したい」と回答された方（追加質問）

回答欄で○印を選択した上で具体的な内容を記入して下さい。

		回答欄	記入欄： 具体的な内容をご記入ください
ア	まちづくりのルールとして「都市利便増進協定」制度を活用したい理由や背景を教えて下さい		
イ	協定の締結及び制度の活用に向け、どのような課題がありますか。または、どのような課題が今後生じると思いますか		
ウ	上記のような課題に対して、どのような対応や工夫を行いましたか。または行う予定ですか		
エ	上記のような課題に対して、どのような制度上の改善や支援策があれば良いと思いますか		

「3 制度の活用を考えていない」と回答された方（追加質問）

		回答欄
3-a 他の協定制度等を活用		
ア）どのような制度ですか。制度の内容が分かるURLか、参考資料を添付してください		
	名称	
	URL	
	参考資料	参考資料のPDFデータ（スキャン等で構いません）を添付してください。
イ）ア)で回答した制度を活用した理由を教えてください		
	記入欄	
3-b 今のところ各種施設の一体的な整備・管理を考えていない		

② 調査結果[都市再生推進法人向け]

問 1 認知状況・活用ニーズ

■設問

住民や観光客等の利便を高め、まちのにぎわいや交流の創出に寄与する各種施設(広場、ベンチ、サイクルポート、サイン等)について、地域住民・都市再生推進法人等の参画のもと、一体的に整備・管理していくための協定制度の一つとして「都市利便増進協定」があります。貴団体における認識について、該当するものを 1～3 から選択してください(一つだけ○(プルダウン式))。また、それぞれの追加質問にご回答ください。

■都市再生推進法人の回答

都市利便増進協定の認知状況等は「1制度すでに活用している」が 28 件で、「2制度の活用したい」が 37 件で最も多い。また、「3制度の活用は考えていない」の内訳として「3-a 他の協定制度等を活用」は 6 件、「3-b 今のところ各種施設の一体的な整備・管理を考えていない」は 28 件の回答があった。

表 2.1-39 「都市利便増進協定」の活用意向

項目		回答数	割合
1「都市利便増進協定」制度を既に活用している		28	28.0%
2「都市利便増進協定」制度を活用したい		37	37.0%
3 制度の活用を考えていない	3-a他の協定制度等を活用	6	6.0%
	3-b今のところ各種施設の一体的な整備・管理を考えていない	28	28.0%
無回答		1	1.0%
合計		100	100.0%

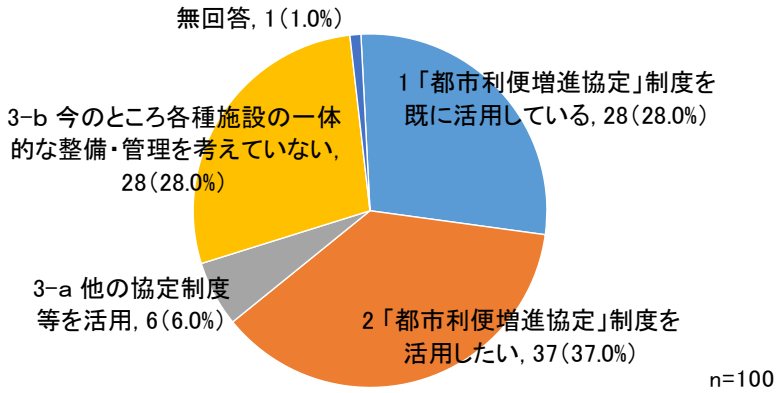

図 2.1-4 「都市利便増進協定」の活用意向

問1-1 「都市利便増進協定」制度を既に活用していると回答された方への追加質問

■設問

ア）まちづくりのルールとして「都市利便増進協定」制度を選んだ理由や背景を教えて下さい（自由記述）

表 2.1-40 「都市利便増進協定」制度の活用理由・背景

分類	記述
公共空間や隣接空間を一体的に活用するため	・道路空間の活用を行いたかったから
	・道路空間の活用、民間利用の促進のため
	・道路利活用等を行うため
	・公有地の有効活用
	・2019 年度ラグビーワールドカップ開催地として、駅前の停車線（市道）を使用したマーケット、集客イベント等を実施するため、市と協定を締結。
	・デジタルサイネージ事業、シェアサイクル事業、常設型パークレット事業等について、道路、公園の公共用地の活用を視野に進めてきたため
	・川越市内における都市増進施設の一体的な整備等（川越市自転車シェアリング実証実験）
	・広告付きベンチを設置するにあたり公道上では時間がかかる為民地に設置する為に協定した。
	・歩道と車道を一体的に利用できるから。管理と共に利活用が一体的にできるから。
	・まちの賑わい創出を目的とし、本協定施設においてイベント等開催をするために、本協定を倉敷市と締結した。
	・魅力ある公園や地域づくりを行うため
	・将来の高蔵寺駅一帯のエリアマネジメントを行うため
	・千代田区の玄関口である有楽町駅周辺は、再開発計画から約 60 年を経て平成 19 年 10 月に一新され、より一層愛し親しまれる街を持続し、新たな有楽町駅周辺のまちづくりに取り組むため、広場等の活用運営行っていく。
民間が主体的に整備・維持管理ができるから	・駿府城の水辺を生かしたまちづくりの推進者のまとめ役ができればと考えて
	・公共空間の民間整備と住民自治的管理を実現するため。
	・静岡市が主導で協定まで進めていただきましたが、これから官民が連携したまちづくりを進める中で行政にとっては任せやすく、地元側とっては持続可能な取り組みにしていくために必要であったため
	・公共空間のイベント貸出による賑わい創出を民間による自立的な貸出・運営によって成立させたい行政側の方針による
	・市と協定を結ぶことにより、民間による中心市街地のにぎわいづくりを進めやすくなる。
公共空間の維持管理から得た収益をまちづくりに還元するため	・公共施設や公共空間を管理運営し、新たな賑わいが創出できることに加え、そこから得た収益をエリアに還元することができるため。
	・土地区画整理事業と連動したまちづくりを進めていて、地元町内会等から一定規模の球技ができる公園の要望を受け、土地区画整理組合では換地等の調整により約 7,000 ㎡の街区公園を確保したが、組合も公園管理者も上物の整備には手が回らない状況であった。都市再生推進法人を取得し、当法人が都市公園において設置管理許可を得て公園施設を整備運営するための前提として、当該都市公園全体を都市利便増進協定を締結し、フットサルコートからの使用料収入等収益から公園全体を維持管理するスキームとした。
	・テナント賃料の一部をひろばの高質な管理をするための費用として再投資している。
	・公共的通路としての性格を持つ駅の連絡通路において、広告媒体やイベントスペースを都市利便増進施設として法的に位置づけ長期的に活用することで、連絡通路の維持管理の高質化やまちへの還元等へ活用するため。
自治体との協議	・市内他地区にて同協定制度の活用事例があった事を踏まえ、公共空間を活用した事業を展開する上で同協定制度を活用することとなった。
	・所管自治体と協議の上
別の制度の利用に必要だった	・開発当初より大阪市エリアマネジメント活動促進制度（大阪版 BID 制度）を適用することが想定されており、その手続きの中に都市利便増進協定の締結が組み込まれていたため。
補助金を受けるため	・都市利便増進協定の締結により、国の民間まちづくり活動促進事業の補助で、施設整備、事業初年度に今後の集客に資するソフト事業を実施するため
その他	・㈱まちづくりとやまを吸収合併したことにより協定を承継した。

■設問

イ）協定の締結及び制度の活用にあたり、どのような課題がありましたか（自由記述）

表 2.1-41 制度活用時の課題

分類	記述
各主体との調整・合意形成が難しい	・行政の各部署と連携していくこと、地元側の合意形成。 ・静岡県で初めての都市再生推進法人の取得であったため担当者も進め方に苦労した。
	・協議にあたり行政内での意見照会等に多くの時間を要することは課題に感じている。
	・対象地権者が市の他に官地に接する民間 32 者あり、すべての対象者に制度や計画を理解してもらうこと。
	・道路管理者との調整、地権者との調整、近隣説明、警察協議
	・行政協議
	・総合駅のため、複数の関係者（名古屋市、名古屋鉄道、JR、名古屋市営地下鉄）との協定を締結が必要。 ・既存の協定（任意協定）の整理
	・市の道路・公共空間等の活用を促進する部署と管理部署との意見・認識の違い、及び警察との制度に対する理解・認識度の乖離、及び道路使用許可を受けるまでの調整
	・ディフェンシブの公園管理者
	・観光交流センターを軸としたエリアマネジメントを福崎町の都市再生整備計画に位置付ける必要があった。
運営・維持管理に関する資金的課題	・管理を利用料でまかなうにはバランスが取れない
	・都市公園内へ利便施設（飲食施設）を設置するにあたっての資金が必要であった。
	・事業資金と収益確保による事業継続不安 ・物価上昇による初期投資額の増 ・施設運営及び管理費の増
運営組織の構築	・まちの賑わい創出の持続性のために、本協定施設の運営をどう行っていくのかを決めること。
	・所管自治体とどう連携を取り、どういった役割を担当していくか
規制がある	・駿府城のお堀ということもあって警察の道路以外の縛りがあります。
先進事例がなかった	・当時利便増進協定の活用事例が少なかった点
安全性の担保	・歩道空間(車道側)に常設型のベンチを設置する際に、警察から安全性の担保を指摘された
その他	・㈱まちづくりとやまを吸収合併したことにより協定を承継したが、本業に占める重要性は高くないことから新たな展開が難しい。

■設問

ウ）上記のような（協定の締結及び制度の活用の際の）課題に対して、どのような対応や工夫を行いましたか（自由記述）

表 2.1-42 課題に対しての対応・工夫

分類	記述
実務的な議論ができる場を設けた	・行政と一緒に縦割りではなく各課参加の委員会で対応いたしております。
	・倉敷市、地域関係者などと協議を重ね、運営方法を決め、まちの賑わい創出の持続性を図っている。
	・行政と密な協議を実施した
	・福崎町、ノオト、神戸新聞社（同年 12 月から PAGE として）、「福崎町文化観光まちづくり協議会」設立。協議会内で検討を重ねた。
	・協定の内容について、各者と丁寧に調整を実施。 ・一部、既存協定と都市利便増進協定の両方で並列して規定しているものが存在している。
行政内の調整役が動いてくれた	・庁内調整は庁内での依頼（窓口の明確化）と、警察への調整は豊田市（企画部門と管理部門に同席）に帯同いただき調整
	・庁内調整を主導したオフェンシブな公民連携部署および前向きな担当者の存在
	・調整役としての都市計画局の役割は大きい。
コミュニケーションで信頼関係を築いた	・交流会、意見交換、飲み会などを重ねることでコミュニケーションをとっていった。 ・国交相や森ビルの方などもお越しになったりと、先進事例を作っていっているみなさんにアドバイスもいただいた。
	・国土交通省さんや国土交通政策研究所さんらの有志による勉強会で取り扱っていただき、府中市の道路活用に対する理解が進んだ。 ・警視庁さんや所轄警察署さんとの日頃の道路使用における信頼関係の構築。
先進事例の情報収集・視察等を行った	・他の活用自治体のヒアリング・事例収集等
勉強会・研修会等により制度の理解向上に取り組んだ	・協定締結の 1 年半ほど前から説明会や勉強会、ワークショップ、社会実験等を繰り返すことで理解を図った。それらに参加しない地権者含め個別の説明も丁寧に実施した。
役割分担の明確化	・業務の棲み分けを明確にする
費用削減に関して検討を行った	・事業規模等の精査による初期投資額の削減 ・維持管理等費用削減のために運営方法の検討
補助金の活用	・補助金を活用
利便性を高めた	・最初は料金設定を低くした。椅子やテーブル・テントなどの貸出物を準備していた。利便性を高めました。調印するときに商店街にも同席してもらい、商店街の理解促進を行った。
安全対策を見直した	・車道側からの視認性を確保する為にベンチの高さを低くしたり、夜間時に照明が付くように工夫した
特になし	・特に対応していない。

■設問

エ）上記のような（協定の締結及び制度の活用の際の）課題に対して、どのような制度上の改善（協定締結者の拡充等）や支援策（補助・融資・税制特例・占用特例等）があれば良かったと思いますか（自由記述）

表 2.1-43 制度に求める改善・支援策

分類	記述
金銭的補助・支援	・此処でイベントを行う場合の商業労政の補助・固定資産税の減免拡充・
	・税制特例、占用特例の拡充を希望したい
	・本協定施設の運営にあたり、費用負担の軽減のための税制特例と持続性の実現を図るための倉敷市からの補助、支援を今後もお願いしたい。
	・資金融資対象地域・地区の緩和
	・収益性の確保（金銭的支援）がないと動けない。
	・道路の管理費を利用料から充当するのではなく、道路管理者が予算で充当してほしい
	・制度活用そのものには課題を感じなかったが、制度を活用して整備する施設等において資金的支援策があればありがたい。
	・補助の額を増額してほしかった。
	・都市利便増進協定締結までの労力が大きくそれに活用できる助成や補助制度。
制度の理解に関しての支援	・自治体に向けて国が制度の理解や積極的な活用を促し、より詳細に手続きのステップやマニュアルをホームページ等で公開されていると進めやすいと感じました。
	・近年、都市再生推進法人をとりたいと動き出している団体が多くいる中で、団体内や関係者で合意形成ができていない状態で進めるケースも出てくると思います。その際に、ここは仲間で共有しておきましょうという指南書みたいなものがあると良いと思います。
行政手続きの簡素化	・占用の申請の簡素化
	・公物管理者（公園管理者、道路管理者／交通管理者）のディフェンシブな思想を、国をあげて解きほぐしてほしい。

問 1-2 「都市利便増進協定」制度を活用したいと回答された方への追加質問

■設問

ア）まちづくりのルールとして「都市利便増進協定」制度を活用したい理由や背景を教えて下さい。（自由記述）

表 2.1-44 「都市利便増進協定」制度を活用したい理由や背景

分類	記述
地域の賑わい創出に貢献するため	・中心市街地活性化などに寄与できると考えたため
	・民間のまちづくり会社としても、都市の利便を増進することに貢献したいと考えるため
	・駅前通り（市道）の歩行者空間（滞在空間）の拡充に向けた社会実験を進めてきており、本格的な街路空間の再整備を見据え、維持管理や利活用に関する市との連携体制について、公的な位置づけを得たい。
	・長期的な目線にはなるが、活動エリア内での駅周辺開発が進むこと兆しがあることから、周辺の公共空間・施設を活用することが求められると想定している。そのための管理運営も都市再生推進法人の大切な役割と考えているため。
	・豊橋駅南口駅前広場の管理運営を弊社が担い、広場を借り易くすることで利用率の増加・滞在性の向上を図りたいため。また市の条例や規則を超えるための後ろ盾として活用したいと考えている。
	・エリマネ型のスマートシティの取り組みが推進される中で、エリアマネジメントとして担う領域がデジタル領域等にも拡大しているが、現行の都市再生推進法人の位置づけではデジタル領域の活動やデータ等の担い手としての位置づけが不明瞭であり、データを利活用し都市サービスを提供するためには制度的位置づけが必要となっている。
	・現在、岡山市北区「下石井公園」の管理運営実証実験業務を岡山市から委託されており、今後の管理運営（ルールづくり等）においても必要な制度と感じるため。
	・自分たちの住む町に愛着を持ち、誇れるまちづくりに参画したいと思う企業、団体、地域住民を増やしたいため
	・現在、まちなかウォーカブル推進事業として駅前エリアで社会実験、ワークショップを重ねたおり、次のステップとして本制度が重要と考えるため
	・街の発展に伴い、公共空間管理の拡大・複雑化に対する適切な対応および利活用の収益を街の円滑な運営となるよう街全体へと活用するために、適切な制度を利用したいため
	・空洞化が進んでいる中心市街地に、今般、複合施設を活性化のシンボルとして建設する予定であり、周辺地域も含めたルール作りによって、景観の統一感による魅力度の向上、ソフトコンテンツの運用による地域活性化の相乗を図っていきたい。
	・快適で楽しく歩ける、駅まち一体の魅力的な歩行者空間を形成し、まちの賑わいや交流の創出を図るため。
	・住民や観光客等の利便を高め、まちの賑わいや交流の創出に寄与する事で、地域の価値を向上させる。
	・地域の商業活性化やにぎわい創出に貢献し、草加駅前地域の活性化につなげるため。
公共空間の活用を検討している	・ウォーカブル推進事業なども進めているので、まちを歩いてまわりやすくするための看板などを設置したいため。
	・公的空間の活用の幅を広げていくため、施設等の設置・整備し活用する可能性があるため
	・都市再生整備計画の提案にあたり、通常使うことができない建物周囲の空地や、歩道・道路・駅前広場などを利用可能にするため
	・公共空間を利用して、継続的な賑わい創出に関する事業の実施が期待できる。
公共空間の活用を検討している	・街区の主軸である東田大通り公園などの屋外公共空間の活性化による地区の一体性、滞在快適性ならびに回遊性向上等が課題となっていることから、公民連携によるオープンスペースの場づくりやエリアマネジメント事業を本格的に推進し新たな地域価値創出を図るため
	・公園や緑地、公的施設の空きスペースなど、安全性も保たれており、市民がハードル低く参加できる場づくりとして必要なものだと考えています。
	・近い将来、北ぶらくり丁商店街の道路整備後、ベンチや机、植栽などを設置したいと思っている
	・再開発や、都市計画道路のエリアに、計画途上の未利用空間が生まれやすくなっている。
まちづくりに有効な一体的な整備・管理をしていくため	・裏通りを中心に、土地の有効活用がなされていない。地域の方々と一体となってエリアの価値を高めたい。
	・商店街内の公園やアーケードを一体的に整備・管理したい。
	・管理に関するルールを協定事項として定めることが可能なため景観の保全や美化に対して有効的な面と、地域住民が共同で利用する地域の広場・緑地の清掃・利用に関するルールやイベントなどを組込むことで、より地域に密着したまちづくりがやりやすくなるからです。

分類	記述
	・「都市利便増進協定」制度を活用することにより、より有効的にまちづくりが推進できると考えるため
	・地域住民の生活利便性を向上させ、持続可能なまちづくりを推進するため
	・市のコンパクトシティ構想の中でウォーカブルなまちづくりを推進しているが、各拠点が連担していないことから、途中の何もない歩道にベンチやトイレ、雨宿りなどの設備が望まれている
公共空間の手続きをスムーズにするため	・協定締結により、イベント開催等の企画がスムーズになると思われるため。
	・一時的な占用制度だと行政側の担当者変更等によりかなわなくなる
財源確保のため	・公開空地や道路等を活用した活動を持続的に行うための財源を求めているため。
その他	・まちづくりに無関心だった西尾市がやっと市長が 8 年前に交代しやっと関心をもってもらえるようになりました。しかしここから先に進むにはいろんな知識や制度の活用が必要だと考えています。
	・まだ具体的に活用する段階に至っていないが、やがては必要とすなると考えるため。

■設問

イ）協定の締結及び制度の活用に向け、どのような課題がありますか。または、どのような課題が今後生じると思いますか（自由記述）

表 2.1-45 制度の活用時の課題

分類	記述
他の主体との調整・協議が難しい	・駅周辺の歩道や道路は、土地の権限者が多岐に渡り、関係者調整がかなり難しい状況にある。また、鉄道会社所有の土地を道路や歩道・広場として共用している場所も多く、企業側の意向で駅周辺の公共的空間の利活用が進まない
	・締結のためには所有権者、建物所有者の参画が必要。特に JR 西日本の所有するエリアが過半近く占めているので同意と協定契約に時間がかかる
	・協定の対象エリアや対象施設をどのように設定し、誰と調整すれば良いかが分からない。
	・地域利害関係者とりわけ商業者、商業団体との調整に課題が生じると思う。
	・自治体との協同による管理・運営
	・スムーズな実施が困難（調整者が多岐に渡る場合や市の関連部署が多い場合）。収益受領し事業をするものへの過大な期待や協定締結上での義務付与がされること。
	・町役場との協議に労力と時間を要する
	・2024 年 3 月に都市再生推進法人指定を受けたばかりのため、行政との調整が始まったばかり。
	・地域住民の協力が不可欠であること
	・地域住民との合意形成
	・土地の所有者である地域住民に本主旨について賛同を得ることができるか。また、土地・物件所有者が当該地に居住していないケースがあり、交渉に時間がかかる可能性がある。
	・企業や団体間の連携が薄い。また、まちづくりに興味を示すも本業との両立が難しい企業が多い傾向が見受けられる。
	・都市利便増進協定では地域の地権者の全員参加を要件としておらず、地域の相当数の参加で締結が可能なため、より柔軟に協定が締結できるとありますが、相当数の参加との曖昧や表現に対しての不安感があります。地方の特性として実際に不参加者が出た場合は、その不参加の地域での発言力の状況により事業自体がストップする可能性の課題が生じる可能性があるのでは思います。
	・協定締結及び制度活用に向けた市町村との調整や実現に向けた事例の調査など、実現に向けた作業が多岐にわたることが 課題。
	・土地所有者の意識が低いこと。不在地主がいること。優遇処置が限られていること。
金銭的な課題がある	・当法人が活動の目標としている市道の歩行者空間拡充に対し、現時点では都市再生整備計画等での計画上の位置付けがなされておらず、事業化に向けた予算措置等の見通しも立っていない。
	・お金の部分も。
	・地方都市では協定の締結による民間発意の事業収益だけで管理できるイメージがわかない
	・資金や管理の負担
	・安定収益事業及び継続可能な事業の構築
	・現状、利用申請の手間や利用料金などハードルが高めであることも理由の一つです。
制度に関する知識がない	・組織内や関係団体で、制度内容の理解が深まっていない。
	・正直制度が煩雑で実際どのような場合に活用ができるのかイメージがし辛い
	・我々まちづくり会社や市役所職員の勉強不足により制度をどう使っていいのかよくわからない。
	・制度の理解がまだ出来ていないが、持続して管理ができるのか（管理費からの収入などで維持できるのか）
インフラ整備・運用が必要	・西尾市歴史公園は中心市街地にあり、市民の憩いの場であると同時に観光誘客の拠点ともなっている。そのためにネット社会に対応するインフラ整備（無料 Wi-Fi など）が必要である。
	・上記の状況がある中で、エリマネが主体となってエリアのカメラやセンサー、アプリ、統合データ基盤等のデジタル都市アセットの整備・運用によるまちづくりの向上を図るにあたり、エリア経営を継続できるような仕組みが必要となるものの、制度的な位置づけが十分ではないため、デジタルインフラの持続的な整備・運用等が困難となると考えられる。
区域内で異なる制度が活用されている	・区域の設定によっては、他区域の影響が懸念される
	・公共空間の各所で違う制度（契約）のもと運営されている

分類	記述
締結者同士の役割分担が難しい	・協定の対象や協定で定める事項が柔軟な印象があり活用しやすいと思う一方で、協定の締結者同士の責任範囲が曖昧になってしまう可能性があると感じる。
安全管理の問題	・活用できる空間が狭く、歩車道の安全確保が必要。完成後の設備管理、清掃の役割分担と費用負担
都市再生推進法人に指定されたメリットが感じれない	・岡山市都市再生推進法人になったものの、それ以前との差があまりなく「都市再生推進法人」に指定された意義が今のところ感じられないのが課題。
協定に継承が効かないため持続性の確保	・承継効がないため土地所有者の権利が変わった場合には、協定の再締結が必要。いかに協定効力の持続性を確保してゆくかが課題。
利用者がいない	・観光地ではないため人が歩いていない。

■設問

ウ）上記のような（協定の締結及び制度の活用に向けた）課題に対して、どのような対応や工夫を行いましたか。または行う予定ですか（自由記述）

表 2.1-46 課題に対しての対応・工夫

分類	記述
制度の理解増進に取り組む	・適切な制度活用を行うための勉強会などを行う予定。
	・窓口となる市役所の職員に対して、こちらの検討している事業などを逐一共有しつつ、活用できる制度がないかを模索する。
	・フラットで開かれた話し合いの場を設ける。共通する学びの機会を持ち、地域課題を共有する。
	・今年の夏に国土交通省へ出向き、どのような制度があるのか話を伺いました。
	・地域の将来像を共有する機会の創出、地元住民の立場に立った説明会など開催により解決を図っていきたい。
	・都心部と地方では地域住民の考え方が違います。私どもの活動エリアでは普段の業務を外部へ向けての発信にのみならず、普段日頃から地域へ啓蒙活動と会話を重視した活動が不可欠と考えており、定期的な説明会を実施する予定です。
	・商店街に対する説明を行った。
	・まちづくりの周知啓発活動
実務的な議論ができる場を設ける	・行政や商店街、町内会又はボランティアを巻き込んだ協議の場（プラットフォーム）の構築
	・横浜市担当部署（都市整備局）との不定期での意見交換を実施中。
	・都市利便増進協定における意義を説明し、協議を行う。
	・早い時期からの連絡・相談（推進法人認定の 2 年前から相談等実施）。
	・市と協議し、まちづくりにつながる製品、商品等の開発などから間接的に関わってもらう等を検討していきたい。
	・地域のニーズにあった事業の抽出（ワークショップ等で地域課題の議論を実施中）
社会実験・イベント等による検証	・制度的位置づけを付与するものとして、カメラ等のデジタル都市アセットを都市再生整備計画に位置付け、整備・運用していることが想定されるが、現行の制度上、それらの位置づけが明示されていない状況にある。これらの状況を踏まえ、全国エリアマネジメントネットワーク スマートシティ・DX 研究会の中で、都市再生整備計画へのデジタル都市アセットの整備・運用等の位置付けに係る検証を実施する予定である。
	・市の担当者との不定期での意見交換や協議を実施しながら、既存の歩道を活用した社会実験に取り組んでいる。
	・社会実験を提案したり、実行しています。
	・自主事業として実験的な市民参加型のイベントを行なっています。公園や私有地を使用した公共と言える空地を利用していくのですが、参加者の中に市民と行政職員も加わっていただき場の有効活用をみなさんで考えるきっかけをつくっています。冬場を除き、毎月開催しています。
実績の積み上げを行う	・スモールステップで、少しずつ実績や成果を積み上げていく
	・イベントなどを定期的に行い、目指してもらえるまちづくりをしていく。
都市再生推進法人として指定	・都市再生推進法人の利点、優位性の周知
内部ルールの設定	・協定の下に具体なルールを作り整理予定。
ノウハウのある機関・人員の参画	・専門の機関にサポートをいただき、協定の締結及び制度の活用に向けた準備を実施。
補助金や支援を活用	・国や自治体の補助金や支援を活用
その他	・都市再生整備計画の継続と再開発のための市の予算化が必要。
検討中	・現時点では対応予定なし
	・都市利便増進協定により、適切な課題解決を検討する

■設問

エ）上記のような（協定の締結及び制度の活用に向けた）課題に対して、どのような制度上の改善や支援策があれば良いと思いますか（自由記述）

表 2.1-47 制度に求める改善・支援策

分類	記述
制度の理解増進のための支援	・制度上の改善というよりは、市役所内の担当課（特に道路管理の担当課など）が制度の趣旨や対象、意義等を理解できるよう、庁内での周知を図ってもらいたい。
	・対象エリアや施設の設定方法、調整先リスト、スケジュール等が記載された利便増進協定マニュアルがあると良い。
	・多様な事例の学びの機会。
	・各市町村の判断で認定や協定実施が認められているが、認定基準や調整内容等国としての推進法人として業務を任せられる判断基準を示してほしい。市町村でまちまちのため、進めづらい。
	・都市再生推進法人のみならず行政も一緒に、地域に対する啓発活動を実施する。優遇処置を増強する。
	・どの自治体でも、制度の活用や都市再生推進法人の参画が平等にできる支援体制をよろしくお願いいたします。
先行事例の共有	・先進地のお困りごとを学びながら、私たちのまちに当てはめてこれから考えます
	・自分達の活動地域と類似した全国の活動報告や、類似した困難事例を共有できる協議会などの設置をしてほしい。
	・自治体の支援を得やすくするために、行政からも地権者にもメリットが感じられる協定の活用例の提示が必要。一定の基準を満たす土地所有者に対し、一時的な税制上の優遇措置を行うなど。
	・制度の具体的な活用例を示したパワーポイントなどの資料があればありがたい
	・都市利便増進協定の事例集や協定書の参考例などが充実していると良いと感じる
金銭的な支援・補助	・駅前整備のための国や県の補助金の確保。
	・活動プランの精度を上げるためのコンサル等活用費用の補助。
	・まちづくりにつながる場づくり、製品・商品開発のための助成金や補助金があると良い
	・利用料の高さは目に見える大きな課題と思います。
	・課題と改善を整理し提示することを考えているが、スマートシティの取り組みに対する公的性の付与や、補助制度・税制優遇等の制度的仕組みが期待される。
行政手続きの簡素化	・公園利用申請の複雑化
	・共用開始している公共的空間に関する利活用のルールや仕組みづくり、及び事例についてすぐにアクセスできるようにしてほしい。事例については、行政側の視点で、どのようなロジックでどのような対応をしたか？がわかるようにしてほしい。推進法人とはいえ、一民間団体に公共的空間での事業を許可するにあたり、毎回庁内で根拠を求められて頓挫してしまうことが多い
意見交換・議論できる場	・市との緊密な意見交換。特に中長期的な視点をもった取組についての議論
ノウハウのある人材の参画	・市役所へのアドバイザーを派遣してほしいです
その他	・これまでにない活用方法をしている

問 1-3　制度の活用を考えていないと回答された方への追加質問

3-ａ　他の協定制度等を活用

■設問

ア）どのような制度ですか。制度の内容が分かる URL か、参考資料を添付してください（名称・URL）

表 2.1-48 問 1-3 他の制度内容

事業名
スマイルリバー事業
立地誘導促進施設協定
国家戦略特区道路占用事業
歩行者利便増進道路制度
道路協力団体制度

■設問

イ）ア）で回答した制度を活用した理由を教えて下さい。（自由記述）

表 2.1-49 制度活用理由

記述
みなとオアシス和歌山　水軒ゾーンの景観の向上
弊社が進めている街づくりに一番適した制度であると判断したから
2015 年に指定を受け、道路空間も含めた官民オープンスペースの一体的利活用について、社会実験を実施している また、今後の取組みについては、ほこみち制度への移行を視野に検討中
古町ルフル広場と古町通 7(アーケード内)を一体化した情報発信スペースとしたい。 ほこみち制度の指定により利用が高まり商店街の活性化に結び付けたい
道路占用においてではあるが、都市再生特別措置法に基づく道路占用許可特例の場合、道路占用料が9割減免であり、食事購買のみ(プロモーションやキャンペーンのみでは不可)であったが、道路協力団体制度に移行することにより、道路占用料は 10 割減免、販売とプロモーションの両方が実施可能であったため。

問 2 「都市利便増進協定」の対象施設のニーズ

■設問

「都市利便増進協定」には、まちのにぎわいや交流の創出に寄与する施設（都市利便増進施設）として、以下（資料 2.1.2-4 参照）の 1～15 を定めることができます。（都市再生特別措置法施行規則第十二条の九）

これらの施設のほか、都市利便増進施設への追加を望む施設があればご回答ください。（具体的に）

資料 2.1-4 都市利便増進協定」には、まちのにぎわいや交流の創出に寄与する施設

	都市利便増進施設	施設の性質
1	道路、通路、駐車場、駐輪場その他これらに類するもの	交通施設等
2	公園、緑地、広場その他これらに類するもの	公園系施設等
3	噴水、水流、池その他これらに類するもの	水系施設等
4	食事施設、購買施設、休憩施設、案内施設その他これらに類するもの	にぎわいを創出する施設等
5	広告塔、案内板、看板、標識、旗ざお、パーキング・メーター、幕、アーチその他これらに類するもの	にぎわいを創出する工作物・物件等
6	アーケード、柵、ベンチ又はその上屋その他これらに類するもの	道路附属物等
7	備蓄倉庫、耐震性貯水槽その他これらに類するもの	防災施設等
8	街灯、防犯カメラその他これらに類するもの	防犯工作物等
9	太陽光を電気に変換するための設備、雨水を利用するための雨水を貯留する施設その他これらに類するもの（小型の水力発電設備、風力発電設備等も含まれる）	環境対策施設・工作物等
10	彫刻、花壇、樹木、並木その他これらに類するもの	まちなみ形成工作物・物件等
11	電源設備その他これに類するもの	屋外で快適に働くための設備等
12	給排水設備その他これに類するもの	屋外で安全に運動するための設備等
13	冷暖房設備その他これに類するもの	屋外で快適に働くための設備等
14	民間事業者間の交流又は連携の拠点となる集会施設その他これに類するもの	交流連携施設等
15	都市の居住者その他の者に有用な情報を把握し、伝達し、又は処理するために必要な撮影機器、通信機器、電子計算機その他これらに類するもの	情報化基盤設備等

■回答

表 2.1-50 「都市利便増進協定」の対象施設のニーズ

記述
小規模なライブやアート、演劇などがしやすい場所、機材、天候対応などの小規模インフラ
グラウンド、体育館など運動系施設
今後、全国エリアマネジメントネットワーク スマートシティ・DX 研究会にて整理予定であるが、現時点では以下が想定される。 ○デジタル都市アセット ・都市 OS ・サイネージ ・防犯カメラにとどまらない多機能な解析機能を持つカメラ ・センサー ・街アプリ 等 ○モビリティ関連 ・モビリティポート 等
バス停のベンチや雨風よけなど、路線バス運行会社所管の施設への予算投入 （15 関連）パブリック wi-fi 設置 歩道の誘導（点字）ブロックの音声案内システム整備
EV の充電施設
駅施設
10 彫刻、花壇、樹木、並木その他これらに類するものに含まれるかもしれないが、アート作品と明記してほしい。
文化財（文化財に影響を及ぼさない範囲内での活用促進。例えば、埋蔵文化財上部の広場の未利用地の活用促進。）
地域内を通過する地域交通の車両など
企業の空き会議室、空き家のガレージ、駅構内の有効スペース（連絡通路）など
椅子やテーブルなどの什器を保管するための倉庫。防災施設等に区分される備蓄倉庫ではなく、にぎわいを創出する施設等に位置付けられるか。 また、シェア型モビリティやバス停等のモビリティハブのような施設も今後のニーズがあると思われます。
現在は、上記の施設に加えて追加を望む施設はありません。

(3) 調査４：エリアマネジメントの実施・展開に向けた調査

調査4は「都市再生推進法人」、「全国中心市街地活性化まちづくり連絡会議会員」、「全国エリアマネジメントネットワーク会員」を対象として、エリアマネジメントを実施・展開していく上での課題等を整理することを目的に実施した。

1) 調査 4：エリアマネジメントの実施・展開に向けた調査回答状況

調査 4：エリアマネジメントの実施・展開に向けた調査の対象者ごとの回答状況を以下に示す。

表 2.1-51 調査 4 の対象者ごとの回答状況

対象団体	団体数	回答数	回答率
都市再生推進法人	127	89	70.1%
全国中心市街地活性化連絡会議会員	34	9	26.5%
全国エリアマネジメントネットワーク会員	37	12	32.4%

2) エリアマネジメントの実施・展開に向けた調査

① 調査項目

調査4の調査項目については、「都市再生推進法人」「全国中心市街地活性化まちづくり連絡会議会員」「全国エリアマネジメントネットワーク会員」あてのアンケート調査を次ページ以降に示す。

資料 2.1-5 調査 4[都市再生推進法人、全国中心市街地活性化まちづくり連絡会議会員、全国エリアマネジメントネットワーク会員向け]調査票(1/3)

【調査４　エリアマネジメントの実施・展開に向けた調査】

１．エリアマネジメントの実施・展開に向けた調査

問１

回答欄で○印を選択した上で具体的な内容を記入して下さい。

エリアマネジメントを計画・実施・展開していく上で、どのような課題がありますか。また、その課題に対してどのような工夫・取組をしましたか
以下①～⑤のうち該当する項目にご回答ください（複数回答可・プルダウン式）

		回答欄
①	官民連携の実動組織立ち上げに至るまでの課題、その課題に対しての工夫・取組	
	課題	
	工夫・取組	
②	まちづくりのビジョン作成や地域との合意形成にかかる課題、その課題に対しての工夫・取組	
	課題	
	工夫・取組	
③	社会実験やプロジェクトを実施する際の課題、その課題に対しての工夫・取組	
	課題	
	工夫・取組	

資料 2.1-5 調査 4[都市再生推進法人、全国中心市街地活性化まちづくり連絡会議会員、全国エリアマネジメントネットワーク会員向け]調査票(2/3)

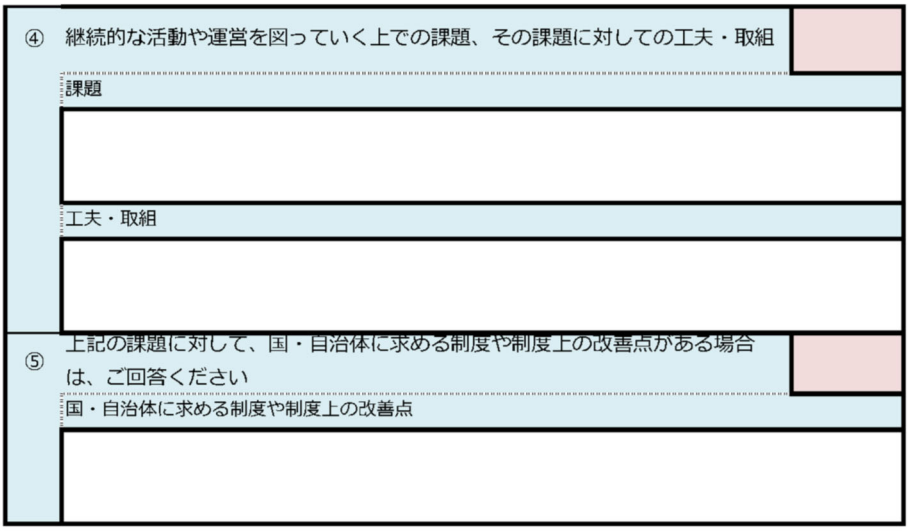

資料 2.1-5 調査 4[都市再生推進法人、全国中心市街地活性化まちづくり連絡会議会員、全国エリアマネジメントネットワーク会員向け]調査票(3/3)

問 2

回答欄で○印を選択した上で具体的な内容を記入して下さい。

以下の施策分野①～④について、エリアマネジメント活動の中で具現化されている取組、事例などがあればその概要を記述し、参考資料・参考URLをご回答ください（複数回答可・プルダウン式）

	回答欄
① デジタル（PLATEAU、スマートシティ等）	
概要	
参考URL等	
参考資料	
参考資料のPDFデータ（スキャン等で構いません）を添付してください。	
② 環境（緑化、脱炭素化、暑熱対策、生物多様性等）	
概要記述	
参考URL等	
参考資料	
参考資料のPDFデータ（スキャン等で構いません）を添付してください。	
③ くらし（子育て、教育、健康、文化、交通等）	
概要記述	
参考URL等	
参考資料	
参考資料のPDFデータ（スキャン等で構いません）を添付してください。	

② 調査結果：調査4エリアマネジメントの実施・展開に向けた調査

問 1 課題と取組

■設問

エリアマネジメントを計画・実施・展開していく上で、どのような課題がありますか。また、その課題に対してどのような工夫・取組をしましたか。以下①～⑤のうち該当する項目に（複数回答可・プルダウン式）ご回答ください。

■自由記述 回答状況

表-2.1-52 問1回答状況

項目	回答数	
	課題	工夫
① 官民連携の実動組織立ち上げに至るまでの課題、その課題に対しての工夫・取組	52	46
② まちづくりのビジョン作成や地域との合意形成にかかる課題、その課題に対しての工夫・取組	49	44
③ 社会実験やプロジェクトを実施する際の課題、その課題に対しての工夫・取組	63	53
④ 継続的な活動や運営を図っていく上での課題、その課題に対しての工夫・取組	80	60
⑤ 上記の課題に対して、国・自治体に求める制度や制度上の改善点がある場合は、ご回答ください		42

①-1 官民連携の実動組織立ち上げに至るまでの課題（複数回答）

回答の自由記述をもとに、意見の趣旨を分類し、傾向を整理した。（表 2.1-53 に示す）

一つの回答中に趣旨の異なる複数の意見が含まれる場合はそれぞれの分類で各一件とカウントした。

「官民連携の実動組織立ち上げに至るまでの課題」については、56 件の回答があり、「意識の異なる複数の主体を組織化するのが難しい」が最も多く 21 件、「行政との連携が難しい」が 14 件であった。

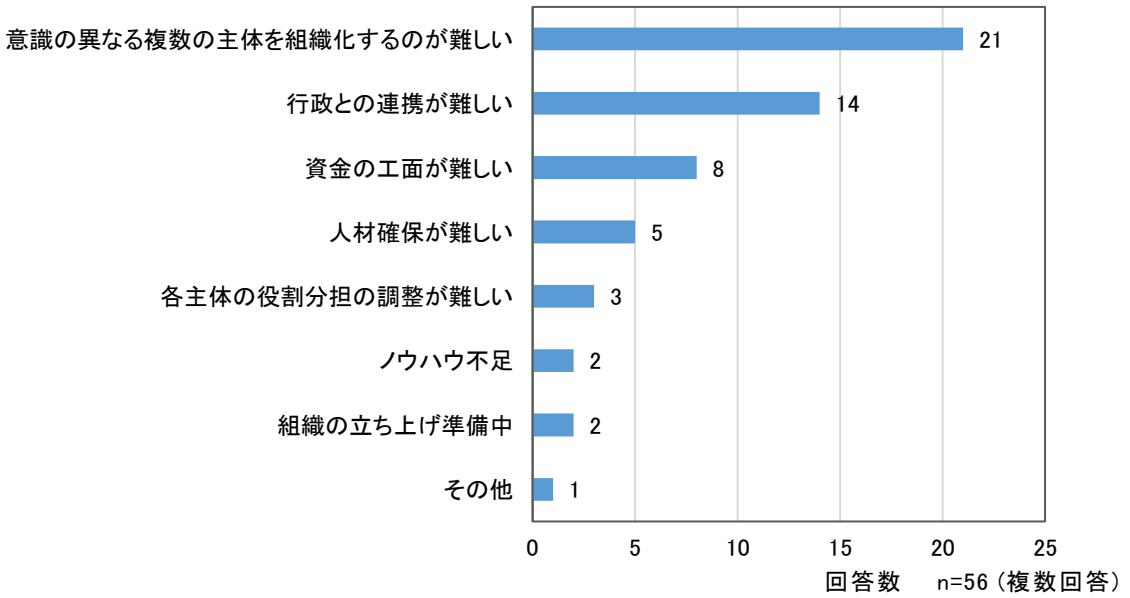

図 2.1-5 官民連携の実動組織立ち上げに至るまでの課題

■都市の人口規模による傾向

人口規模が 50 万人以上 100 万人未満の都市で活動している団体は「意識の異なる複数の主体を組織化するのが難しい」が多かった。

人口規模 10 万人未満の都市で活動している団体は「行政との連携が難しい」が多かった。

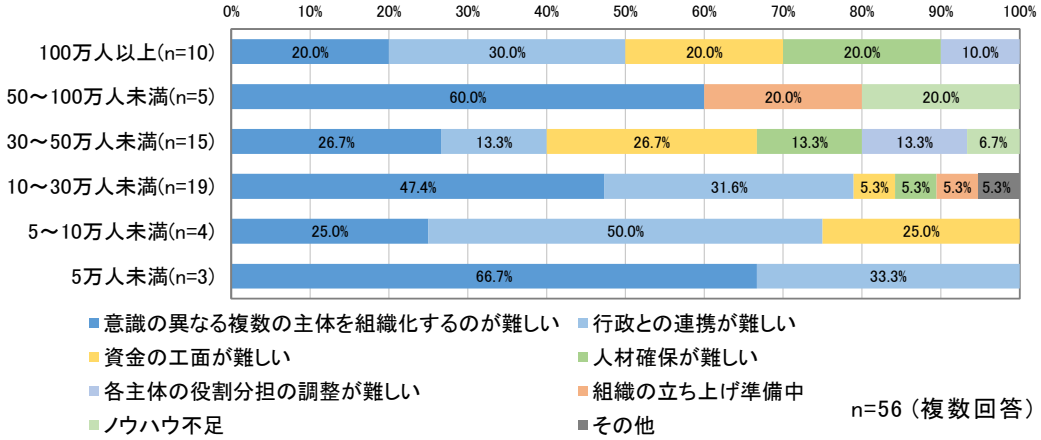

図 2.1-6 都市の人口規模によるクロス集計

■三大都市圏と地方都市圏による傾向

官民連携の実動組織立ち上げに至るまでの課題、まちづくりビジョン作成や地域との合意形成にかかる課題では、地方都市圏、三大都市圏どちらも「意識の異なる複数の主体を組織化するのが難しい」と回答している割合が大きい。

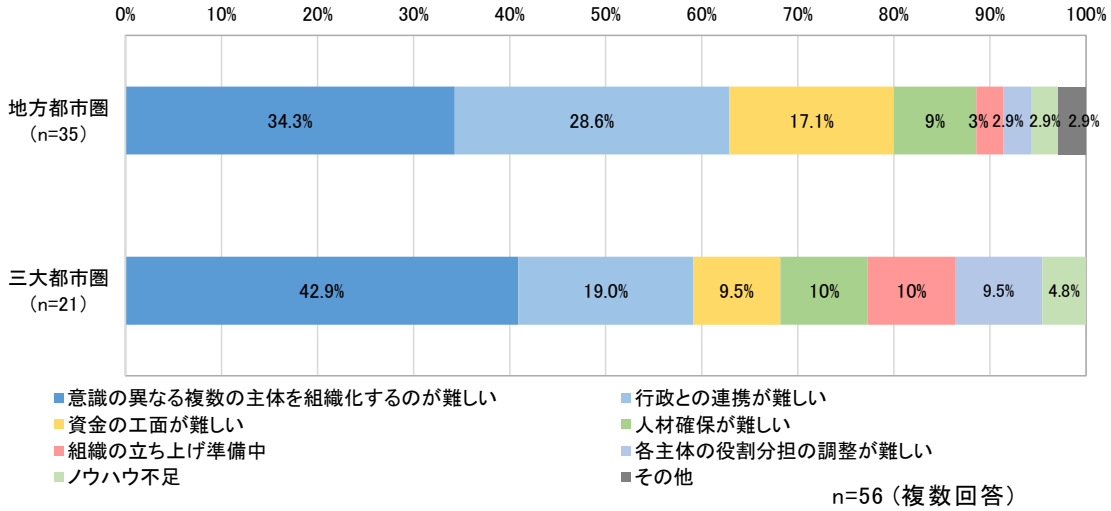

図 2.1-7 三大都市圏と地方都市圏によるクロス集計

※参考（以下のクロス集計については都市再生推進法人を対象に、地域特性と常勤職員数に着目して整理した）

■活動エリアの地域特性による傾向

住居地域で活動している団体は「意識の異なる複数の主体を組織化するのが難しい」が多かった。

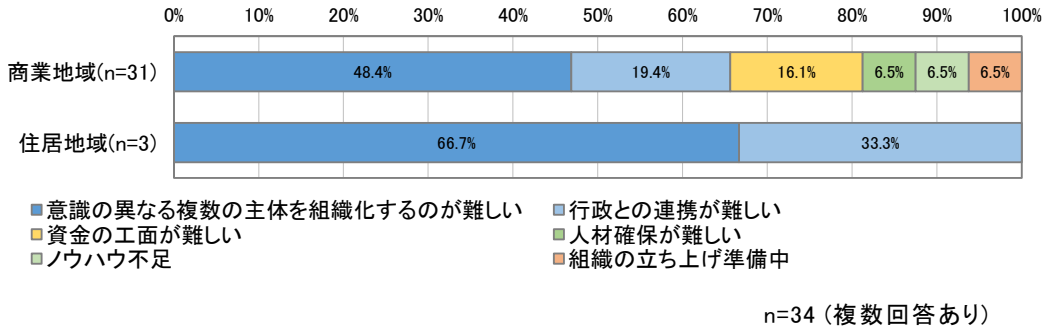

n=34（複数回答あり）

図 2.1-8 活動エリアの地域特性によるクロス集計

■常勤職員による傾向

「意識の異なる複数の主体を組織化するのが難しい」の回答が多かった。

常勤職員 6～10 人の団体では、「行政との連携が難しい」の回答が多い。

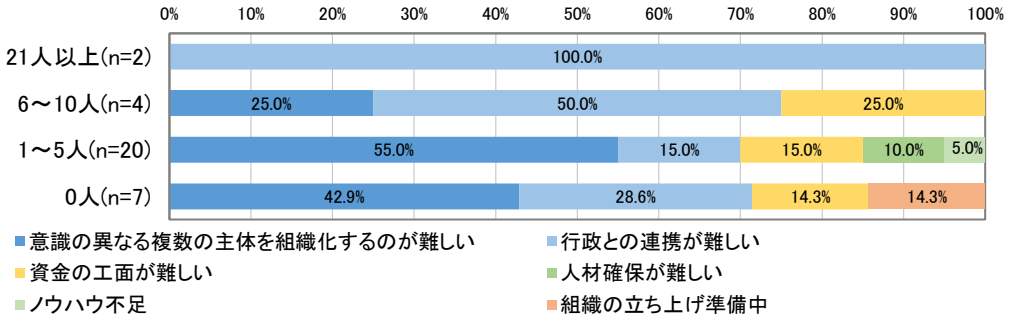

n=33（複数回答あり）

図 2.1-9 常勤職員数によるクロス集計

■自由記述回答

「官民連携の実動組織立ち上げに至るまでの課題」に関する自由記述と分類を以下に示す。

表 2.1-53 自由意見の分類

分類	記述
意識の異なる複数の主体を組織化するのが難しい	中心市街地で活動している団体同士の連携
	駅周辺の大型施設が単館の活動ではなくエリア一体となり、エリマネ活動による資産価値の向上を目指すその為の関係者に対するエリマネの必要性についての理解促進、合意形成が大きな課題
	現在、堺市中心市街地活性化協議会事務局を担っているが設立時には関わっていなかったため
	駅ビル百貨店の出店に対抗できる丸亀町商店街をつくる為の組織を立ち上げる。(H2 年)
	土地区画整理事業で新設された駅前広場地区の美観形成と賑わいづくり
	弊社は自治会と商店会が共同で立ち上げております。 その中で両者の合意形成を作りながら、行政の皆さんと歩幅を合わせていくこと。
	民間連携の難しさ
	民間の利害調整、合意形成が困難。
	地域の方々の意識が低い。
	構成メンバーの選定
	各々、自分がプレイヤーであるという認識をもっていないなかで、どのように当事者としての意識を根付かせていくかが課題である。
	信頼関係構築
	メンバーの選定にあたり、鉄道事業者(JR 東日本)を勧誘したが実現しなかった。
	合意形成が課題。特に、大学の先生など実務をしないが、口は出すような存在はエリアマネジメントを実行していく上で不要だと考えています。
	地域住民、商工関係者との連携
	自治会活動には、地区自治会と各種団体(当地区は 16 自治会と 13 団体)があるので、それぞれ独立した活動を行っている。これの活動一体化に苦労した。
	他地域の参加
	複数の商店街組織による自治体形成と、各団体の組合員の減少
	二子玉川の公共空間利用を検討するにあたり、地域組織と企業の思惑が一致せず、調整が難航した
	東銀座地区のみならず銀座・築地につながるエリア全体での連携が必要。
	意思決定のハードルが高くなりすぎない、実効性のある組織づくり
行政との連携が難しい	行政との連携の構築、維持
	組織がまだ具体的な実績を上げていなかったため、行政等の支援、様々な申請(道路使用許可等)に対する理解を得ることが難しかったことでした
	実働組織立ち上げに向けた自治体との合意形成
	市で中心市街地活性化基本計画を持っているため、中活協との違い
	民間の意向と行政の意向のギャップがどうしてもあります。行政は政策的に的に進めたいエリマネがあり、民間は民間なりに思うエリアの考えがあります。その役割と視座の違いを弁えながらお互いの理解を深める体制づくりが不足していると感じています。
	民間と行政のスピード感
	実働組織立ち上げに向けて、民間で発意されたとしても、町会・商店街等への配慮から、行政側が特定の地域の支援に躊躇する場合がある。
	行政側に担当する部署や担当者の存在
	官にご参加いただくハードルが高く、立ち上げが難しいことが課題
	官としての制度設計・民がいかに自分事として取り組むか？
	普段からの官との接点づくり
	行政側の参画を求める場合、取組の目的や期間、実施効果などをより明確に求められることが多く、中長期的な取組などで明確な目標を定めることが難しいケースでは参画が難しい。
	行政の理解
	関係行政庁との事前調整等
資金の工面が難しい	必要な予算として、25年度要求させていただいている(配分待ち)
	当財団は中間支援組織として、官民連携の実働組織(柳ヶ瀬を楽しいまちにする株式会社、岐阜まち家守　いずれも現在、岐阜市から都市再生推進法人に指定)の立ち上げ、その継続的な支援を行っております。

分類	記述
資金の工面が難しい	その立ち上げの際の課題としてパブリックマインドをもった民間の取り組みを行う実働メンバーが揃い、動こうとした際にその事業を進めるイニシャルの費用が無かったこと。
	官から自立した民間組織とするための資金確保。
	2 年ほど準備期間をとり、営業活動を行いました。
	持続可能な経営形態(収支)を整理する必要がある
	立ち上げ初期の資金的な問題。事業化し自走するまでの費用が自社では用意できず、事業着手できないものがある。
	事務局業務が無報酬であることに対する、事務局員を派遣する親会社の理解
	年会費の徴収
人材確保が難しい	組織体制の構築、専任スタッフの確保、外部人材の活用、ネットワーク形成。
	事務局の担い手についての調整
	人材の確保。
	人の発掘・育成。
	民間側の担い手の存在
各主体の役割分担の調整が難しい	官民連携を推進するための指定管理者制度導入、その主体となる地元企業・団体の役割と負担
	横浜市と当社団の官民連携・共同提案で 2022 年 4 月第 1 回脱炭素先行地域に選定され、全体方針取り纏めや環境省との協議調整等を横浜市が行い、地区内への募集・調査依頼等の展開や参画施設への取り纏めを当社団が実施しているが、具体取組での細かい役割分担や事業者選定等の調整が難しい。
	官と民の役割分担。民の合意形成
ノウハウ不足	推進法人を含め、各ステークホルダー、行政のエリアマネジメントに関する知識・理解不足
	実績がないことを実現するまでに時間が掛かったり、実際に該当エリアで暮らしたり事業をしている人たちの声よりも、実績のあるコンサル業者の声の方が行政に反映されやすいこと。
組織の立ち上げ準備中	新たなエリアマネジメント課題を再調査するための準備中
	現時点で地域を含めた実働組織の設立まで考えていない。 現在、事業中である駅前再開発事業による新たな商業・業務・住居施設の整備が進められており、この事業完了予定(令和 10 年度末)を見据え、組織等の設立等について検討する予定である。
その他	エリアマネジメントを計画していません。

①-2 官民連携の実動組織立ち上げに至るまでの課題に対しての工夫・取組

①-1 官民連携の実動組織立ち上げに至るまでの課題に対しての工夫や取り組みに関する自由記述と分類を以下に示す。

表 2.1-54 官民連携の実動組織立ち上げに至るまでの課題に対しての工夫・取組

課題分類	工夫分類	記述
意識の異なる複数の主体を組織化するのが難しい	運営のための組織を設立した	中心市街地エリア全体を道の駅登録をし、都市再生推進法人が道の駅事務局業務を行うことで民間団体と官民連携での実働組織化をした
		自治会活動の一体化という課題を踏まえ、NPO を立ち上げ（他にも理由あり）全ての団体がこれに参加し、一体化を図った。
		エリアプラットフォームの組織
		複数の商店街組織の一本化とまちづくり会社を設立し、事務局業務の委託を行なった。 組合員や地権者、地域住民とのコミュニケーションを密にとり、反発の出ない方向へ展開している。
		駅前広場地区の地権者で NPO 法人を設立し、同広場管理業務を市から受託する体制を整え、地権者ビル管理と一体的な管理運営を行っている
	勉強会やイベントなどを行い、協力体制を作成した	はじめから大きなことには取り組まず、できることからスモールスタートしていくことで総意を得て、組織立ち上げに繋がった
		活動地域内の民間組織とあらかじめ協議したうえで十分な連携を図る。
		一緒に行う事業を増やす。共同で行うイベントを実施
		プロジェクトベースで組織参画を推進したこと、参画企業・行政等の担当者レベルの密なコミュニェーション・調整
	ハブとなる機関の参画を求めた	まちづくり会社の創設にあたって、商工会青年部のメンバーを中心に発起人とし、組織組成にあたった。
		グループ会社の駅商業施設運営会社を正社員とした。
		エリマネの考え方やエリアの魅力価値向上の必要性を理解するために 2019 年「エリアマネジメント研究会」を発足。公共空間の活用事業や社会実験、関係者間の意見交換等を通して理解活動や方向性を確認。2024 年「とよたエリアマネジメント協議会」設立。
		当初、まだ衰退が始まっていないメイン商店街は再開発事業の対象ではないと市は難色。 この為(株)シープネットワーク（西郷氏）の指導の下、丸亀町商店街再開発東京委員会を作って、メイン商店街における再開発事業やテナントミックスの必要性を纏めて、市にも協力して頂ける事になった。 結果、平成 4 年の中心市街地活性化法の施行により、再開発事業の検討ができるようになった。 高松丸亀町まちづくり（株）:3 セク（市出資 5%）を設立、高松丸亀町商店街振興組合と共同して、丸亀町 7 街区の総合再生計画を策定した。
	工夫してもなおハードルがある	エリアマネジメントは、地方公共団体の業務とするべきではなく、民間の資金でビジネスが回る形で実施していく方が健全だと感じています。
		災害には地域指定は不可能で他地域の参加要請が難しい
		説明し、必要性は理解してくれたが、動いてくれない。
	実務的な議論ができる場を設けた	それぞれが何を望んでいるのかを理解し合いながら進めること。会議室のような場所でやるとどうしても表向きのことを言ってしまいがちですが、本当のところどうしたいのかをいかにお互いに言えるかが大事だと思っているので、そこのコミュニケーションを多く取りました。
		課題を共有する部会を立ち上げ、実質的な議論は人数を絞ったうえで行うことを検討している
	ノウハウのある事業者や人材の参画を求めた	従前の都市再生整備計画区域があり、UR 機構・須賀川市にエリアプラットフォームに参画してもらい展開できた。
行政との連携が難しい	実務的な議論ができる場を設けた	・行政との協同、共催事業を企画する。 ・定期的に情報交換会を開催する。
		事務局にオブザーバーとして区役所に参加してもらった

課題分類	工夫分類	記述
行政との連携が難しい	実務的な議論ができる場を設けた	取組ごとに実行委員会形式とし、目的や目標をできる限り明確にした上で行政側の参画を得るようにする。
		エリアマネジメント負担金制度導入に向け8年ほど前から取り組んでいたが行政の理解が得られず2年前まで進まなかったが現在は令和 8 年度導入に向け協議を進めている。
		できるだけスムーズに物事が運ぶように早期から行政庁担当部局との情報共有を実施
		自治体との情報交換・情報共有のための打合せ会議（協議会の設立）を検討
		大丸有地区では、官民が協働して議論できる会議体（＝協議会等と行政が議論できるプラットフォーム）の設置や実働組織立ち上げにつながる協定（＝ガイドライン等）の締結を実施しながら、行政内での円滑な承認に向けて取り組みを進めている。
		工夫としては、行政、民間、お互いの立場を超え、未来の地域を描く具体的な戦略を同じ目線で同じ立場で話していくことだと思います。またエリアはさまざまな課題が複合的に重複しているものです。行政としても都市計画や産業促進だけではなく福祉や教育、子育てなど課を跨ぎ、総合的な議論の中でエリアマネジメントをしていかねば今の課題には向き合えないと思います。ですので、縦割りを崩せるような役割を我々の活動から行なっていきたいと考えております。
	民間先行で組織を設立した	民間が先行し行政が後からサポートするための民間のまちづくり会社を設立 地元の 3 つの金融機関とテレビ局の出資⇒信用力（資金調達力）とパブリシティ
	勉強会やイベントなどを行い、協力体制を作成した	フランクに話し合える場の設定・永続できる体制づくり。民が主体となって動く体制づくり。
	行政と地域住民・まちづくり団体への説明等支援を行った	中間支援組織である当財団が行政組織の考え方、現状の行政が取り組んでいる政策等の解説、商店街や地域のまちづくり団体等の実情などの情報を提供した。 申請にかかる書類作成の支援等も行った また、行政や地元に対する説明資料等を作成支援を行い、実働部隊のマンパワーが説明書類等の作成にとられないようにサポートを行った。また新たな取り組みを行政内部や商店街、地元住民にもわかりやすく説明をするための通訳的な役割をになった。
	行政の課題意識が必要	行政の政策課題としてしっかりと位置付ける必要がある
	その他	現在取組中
資金の工面が難しい	収益源を確保した	財界を中心とした呼びかけによる会費確保と人材探し（工夫ではなく情熱）。
		各種補助金制度やプロポーザルなどを活用。しかし、不採択になることもあり、事業実行できずにいるものもある
		地域ならではの収益源を見つけることで持続ある経営体制を整理
	資金源に関しての取り組みを行った	設立当初は、年会費ではなく任意の協力金とし、事務局は準備会議等の運営を支援していたコンサルタントが無償で担当。（2022 年度に年会費制へ移行し、会員企業への事務局委託を開始）
	勉強会やイベントなどを行い、協力体制を作成した	勉強会やピッチイベント等を行い参加の促しを行った。
	補助金を利用した	初期費用については、行政が持っている補助金（商店街用）があったため、商店街と共催事業とする形にした。
人材確保が難しい	ノウハウのある事業者や人材の参画を求めた	前身団体はオブザーバーに桑名市、国土交通省木曽川下流河川事務所を迎えており、実働組織(株式会社)立ち上げ時点から官民連携した取り組みを行っている。
		これまでは、全体の関連人口を増やすようしてきたが、ピンポイントで探しアプローチしようと模索中です。
		財界を中心とした呼びかけによる会費確保と人材探し（工夫ではなく情熱）。
ノウハウ不足	ノウハウのある事業者や人材の参画を求めた	・有識者を招聘し、ワークショップ等によるエリアマネジメント研究会の立ち上げ ・市へのエリアマネジメントの必要性を提案し、市計画への掲載と負担金（助成金）の確保
	コツコツと実績を積んだ	本業と掛け持ちで携わっているメンバーで構成されているためスピード感は劣るものの、コツコツと実績を積んで信頼関係を築いていくよう努力し、取り組んでいる。

課題分類	工夫分類	記述
各主体の役割分担の調整が難しい	ノウハウのある事業者や人材の参画を求めた	指定管理者である本法人理事職を地元企業・団体の責任ある役職者により組織構成した。
	運営のための組織を設立した	当社団の環境対策部会の分科会として本取組を実施する官民連携組織ゼロエミッション分科会を立上げ、事務局を横浜市の担当部署と共同で実施。「ボトル to ボトル」や「Fry to Fly」等の具体展開は逐次個別に協議・調整して、実施方法と役割分担を確定して対応中。
	実務的な議論ができる場を設けた	官と民のコミュニケーションを定期的に実施。民では合同事業の実施等による意識改革。
組織の立ち上げ準備中	ノウハウのある事業者や人材の参画を求めた	行政と地域街づくり協力隊と連携する。
課題記述無し	ノウハウのある事業者や人材の参画を求めた	既存の官民で設立していた協議会の統合 事業内容に応じた新たな会員の事前確保

②-1 まちづくりのビジョン作成や地域との合意形成にかかる課題

回答の自由記述をもとに、意見の趣旨を分類し、傾向を整理した。(表 2.1-55 に示す)

一つの回答中に趣旨の異なる複数の意見が含まれる場合はそれぞれの分類で各一件とカウントした。

「まちづくりのビジョン作成や地域との合意形成にかかる課題」については、51 件の回答があり、「意識の異なる複数の主体の意見を調整するのが難しい」が最も多く 22 件、「理解・当事者意識の向上が必要」が7件であった。

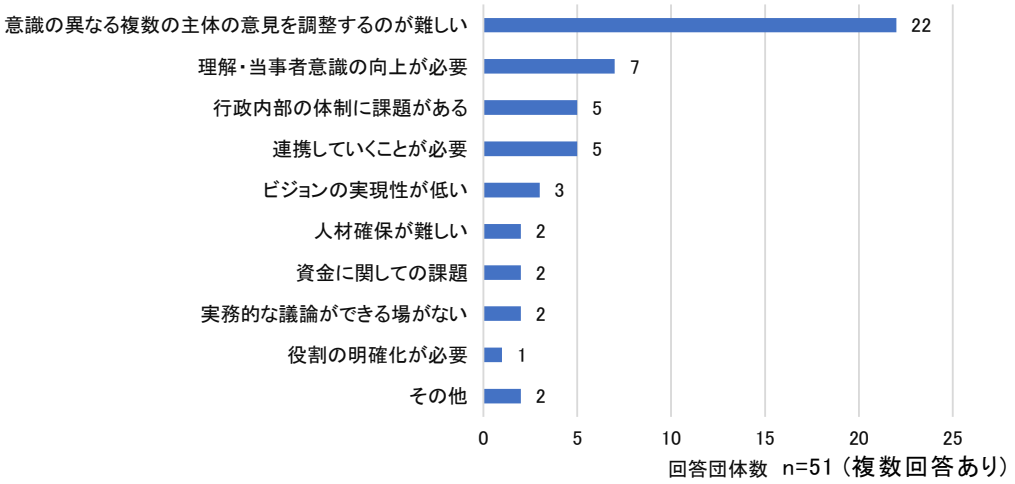

図 2.1-10 まちづくりのビジョン作成や地域との合意形成にかかる課題

■都市の人口規模による傾向

人口規模が5万人未満の都市で活動する団体を除き、都市の人口規模が大きくなるほど「意識の異なる複数の主体の意見を調整するのが難しい」と回答する団体の割合が多い。

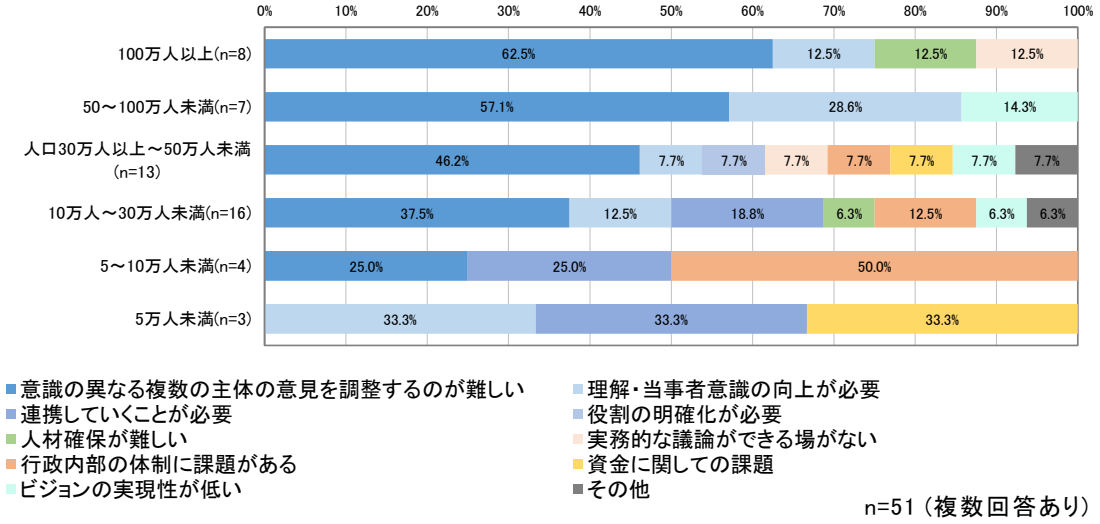

図 2.1-11 都市の人口規模によるクロス集計

■三大都市圏と地方都市圏による傾向

まちづくりビジョン作成や地域との合意形成にかかる課題では、地方都市圏、三大都市圏どちらも「意識の異なる複数の主体を組織化するのが難しい」と回答している割合が大きい。

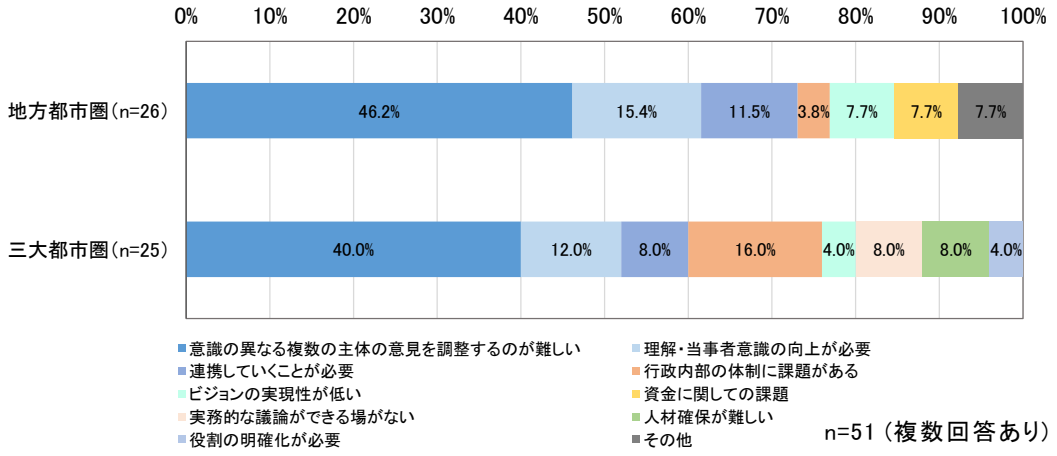

図 2.1-12 三大都市圏と地方都市圏によるクロス集計

※参考（以下のクロス集計については、都市再生推進法人を対象に地域特性と常勤職員数に着目して整理した）

■活動エリアの地域特性による傾向

「意識の異なる複数の主体の意見を調整するのが難しい」が多い。

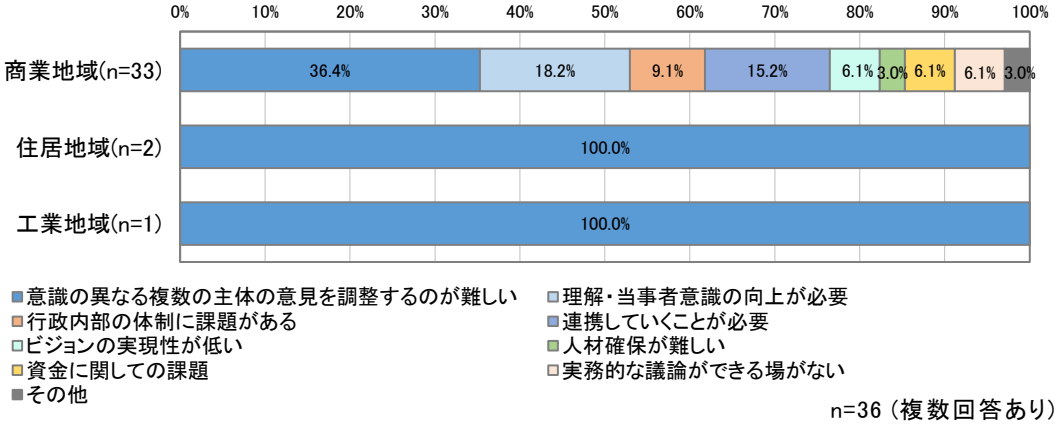

図 2.1-13 活動エリアの地域特性によるクロス集計

■常勤職員による傾向

「意識の異なる複数の主体の意見を調整するのが難しい」が多い。

常勤職員 6～10 人の団体では「連携していくことが必要」が多い。

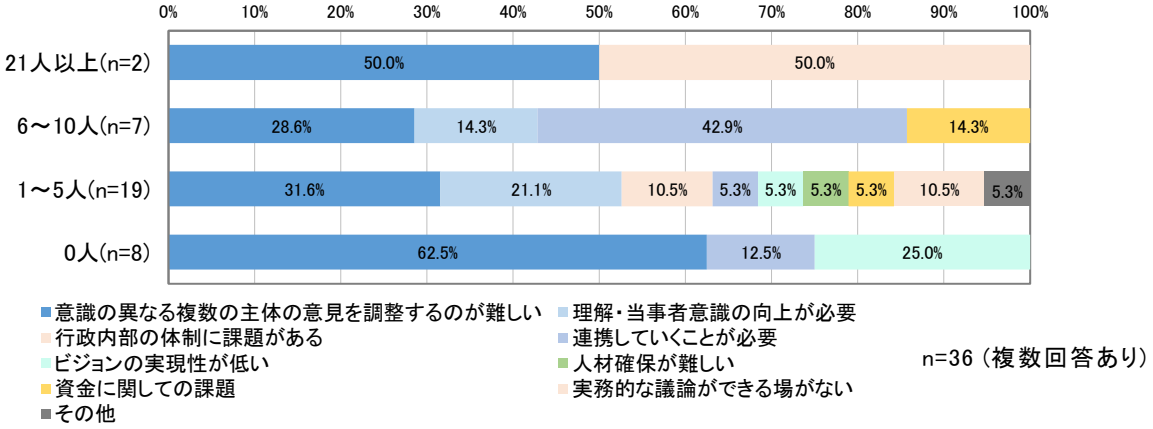

図 2.1-14 常勤職員数によるクロス集計

■自由記述回答

「まちづくりのビジョン作成や地域との合意形成にかかる課題」に関する自由記述と分類を以下に示す。

表 2.1-55 まちづくりのビジョン作成や地域との合意形成にかかる課題

分類	記述
意識の異なる複数の主体の意見を調整するのが難しい	いままでのまちづくりに対する活動には総花的に地域との合意形成に取り組んできた。
	当該地域で絶大な発言力を持つ旧来の商業者の参画が得られない。
	合意形成が課題。特に、大学の先生など実務をしないが、口は出すような存在はエリアマネジメントを実行していく上で不要だと考えています。
	弊社のマネジメントエリアは物流拠点として発展してきたエリアを順次再開発しており、歴史のある企業や現在も倉庫業を営む企業、また新たに進出した企業等、多様な企業が集積しているほか、多くの観光客等が訪れるエリアでもあり、それぞれの異なる目線、目的から出る意見をビジョンに反映することが課題であった。
	幣団体の活動エリアは複数町会が属する連合町会にある。また、企業も複数社参画しており、ビジョンを決定する際に多くのステークホルダーの合意が必要になる。
	地区内には、海や川に近いところと、そうでないところや、海抜の高低差があり、住民の考えが全く違う
	郡山のエリアプラットフォーム（こおりやま公民協奏エリアプラットフォーム）の構成員は行政が選定し決定されています。その事務局を弊社が担当しております。エリアプラットフォームの構成メンバーは、さまざまな事業レイヤーで構成されていること、また民間事業者の集合体ですので課題の根っこが自社の課題に偏ってしまうことが課題です。さまざまな方で構成されている状態は理想的ではあるが、そのため共通のビジョンが描きにくいところが課題となっている。
	活動エリアが、駅を中心として南北2つの行政区にわかれており、地域住民（周辺学区）や商店街、行政などもぞれぞれの行政区ごとに課題や意見が異なっている部分がある。
	地元の想いと、行政の考えの溝を埋めていくプロセス
	行政と地域だけでは対立構造となりがち
	様々な意見や発案が上がってくる
	活動エリアが工場跡地でもあったため、一般活用が始まってからの歴史が浅いため地域の方々や当法人も町の特色についての一致したイメージがない
	活動エリア内に居住地域と商業地域が混在するなかにおいて、住民と事業者(店舗)のあいだでまちづくりに対して望むことが異なるため、ビジョンがまとまりづらい。
	古町花街エリアプラットフォームを立上げ、古町花街エリアの合意形成の場としてビジョンイメージの作成を行うも、直近2年はエリアプラットフォーム加盟団体のそれぞれの活動になり横ぐしの機能は果たせていない
	まちづくりのビジョン作成の際には官民で相反する考え※が生じる場合があり、調整や合意形成に時間を要する課題がある。 ※例）民間側では公共空間で広告を実施したいが、行政側では認められないなど
	弊社は自治会と商店会が共同で立ち上げております。 その中で両者の合意形成を作りながら、行政の皆さんと歩幅を合わせていくこと。
	・行政や地域住民などステークホルダーにとって違和感がなく納得感のあるビジョンの作成 ・行政が参画したうえで「ビジョン」を作成する場合、パブコメが必要となるとの指摘
	開発の進捗や時代趨勢対応のため地区の「エリマネあり方検討(現在「新たなエリマネ※」として対応中)」を2019年実施：理事会社など主要会員からの意見は引き出せるが、会員全体の意見反映や街の開発が最終段階になる中での多様な会員施設やその関係者との調整が難しく課題である。
	設立当初、将来の姿についてイメージを共有する必要があると考えた
	街づくり計画に関しては、行政、民間との意見交換を実施し、当団体と行政は、社会情勢や地域性を鑑み方向性の意見が一致した場合でも、民間や地域の事業者に対し立場的には強制できない部分があるため、合意形成が非常に難しく、実行実現となるとハードルが上がる
	地域住民、商店街振興組合等の地域組織に関しては、組織の目的やそれぞれの位置づけが違うため、すべての合意形成を取っていくことは非常に困難であったこと。
	目指すべき姿やビジョンの明確化と共有（どのようなまちにするのか、主にどういう層を呼び込むのか）またどのように資産価値の向上につなげるか等の議論が不足
	ビジョンを作ってからの地域への浸透、徹底。

分類	記述
理解・当事者意識の向上が必要	地域のありたい姿の共有
	地元商店会や住民の認知度向上と理解醸成
	有識者、専門家とエリマネ研究会事務局の都市再生推進法人が中心に作成したことから、ステークホルダーへの理解・認識度が低い
	事業者と住民の意識改革:他人事から自分事へ
	地域の人の参加率の低さ
	住民理解など地域等へ周知啓発や合意形成
行政内部の体制に課題がある	①大丸有協議会主導でビジョン等の策定後に、実際に街で取組みを始める際の行政との合意形成を担っているが、協議先が複数の課にわたっていたり、策定されたビジョンについて各窓口の実際のご担当者まで把握いただける状況になれば、更に効果的な官民一体のアクションを実現できると考える。
	市役所の縦割りによるたらい回し。情報共有ができない事
	官民連携で作ったものの、市内部での建て付けの整理
	地域・商店街との合意はしやすい立場にあるものの、商店主が組合から離れているため、影響力と規模が小さくなる。
	本来ならビジョン・ガイドラインを策定して合意形成を取ってからエリマネ組織を立ち上げるべきだと思うが、順番が必ずしもその通りには行かない
連携していくことが必要	組織の連携
	市役所内部および商工会議所に関する関係調整
	より多くの地域の団体と調整する必要がある
	町の施設を利用し、町から金銭的支援をうけるため、地元住民や関係者、議会との調整が必要だった。
	対企業・対来街者だけでなく、地域住民の目線にたったビジョンの検討および、周辺地域(団体)への共有と連携。
ビジョンの実現性が低い	既存団体からの理解が得られにくい(ハレーションを懸念してしまう) エリアプラットフォームという枠組みを形成するハードルが高い まちづくり基本計画を作る過程で、課題把握とビジョン作成は完成していると地域と行政は考えている(が、実際は粒度が高く、エリマネを実行するにあたっては活用できる状況にない)
	各団体の長の合意は得られたものの、実働レベルに落とし込まれないこと。
	ビジョンは作成したが、動いてくれない。
実務的な議論ができる場がない	商業者と地域住民が共通して対等に話し合い、学ぶ機会の欠如
	話し合う場の不足。
資金に関しての課題	ビジョン(前橋市アーバンデザイン)作成に抵抗がある状況ではなかったので課題はない。強いて言えばビジョン作成に要する費用。
	施設整備、改修にかかるコストやリスクを誰が負うか?
人材確保が難しい	事務局運営担当者の人員不足。
	当団体は任意組織であり会員企業から担当が業務を担う体制となっているため、人事異動によるメンバーの変更が多い。そのため、策定したビジョンの十分な浸透や引継ぎには課題がある。
役割の明確化が必要	官民連携による中長期ビジョンを具現化するためのそれぞれの役割の明確化
その他	人口減が進む中で何時来るかわからない災害への備え促進
	「100 年先の未来に向けて進化を続ける丸亀町」であり続ける事。430 年を越える歴史を持つ丸亀町を更に 100 年先の市民からも必要とされる町にする為のまちづくり事業を行い続けます。地域で一番、「安心安全、美しく、便利、住みやすく、居心地が良い町」が目標です。

②-2 まちづくりのビジョン作成や地域との合意形成にかかる課題に対しての工夫・取組

②-1 まちづくりのビジョン作成や地域との合意形成にかかる課題に対しての工夫や取り組みに関する自由記述と分類を以下に示す。

表 2.1-56 まちづくりのビジョン作成や地域との合意形成にかかる課題に対しての工夫・取組

課題分類	工夫分類	記述	団体
意識の異なる複数の主体の意見を調整するのが難しい	実務的な議論ができる場を設けた	コンサル的なまちづくりに対するビジョン作成や地域との合意形成に取り組む	御伝鷹まちづくり株式会社
		時間は要するものの、ステークホルダーが集まり、議論できる機会を多く設け、お互いが面と向かって話し合いのできる時間を増やし、意思疎通を図った。	一般社団法人日本橋浜町エリアマネジメント
		官民連携にて説明会を行う	宇都宮まちづくり推進機構
		まちづくりのビジョンに地域の意見をすり合わせして反映をするため、地域住民(周辺学区)や商店街、行政、周辺企業、団体等に対し、「地域課題の把握」と「ビジョン案の提案と意見反映」に分けて、それぞれ複数回ヒアリングを実施した。	公益財団法人名古屋まちづくり公社
		・民間と行政だけでなく、有識者を入れた形で議論を行うことで、民間と行政が対立しそうな点について、上手く落としどころを見つけることが可能になった ・パブコメを回避するため、「ビジョン」ではなく「地域戦略プラン」という名称にした点	一般社団法人　中之島まちみらい協議会
		「エリマネあり方検討」によるビジョン作成と運用：検討会委員を会員企業から公募し、学識者を座長に検討会を 3 回開催して新たなビジョンとアクションプランを作成。毎年当社団事業として各取組を継続実施中。 https://www.ymm21.jp/areamanage/areamanage2.html &pdf ファイル参照(問2①の最初の添付ファイル)	一般社団法人横浜みなとみらい21
		設立までの段階で、地権者で「めざしたくない例」を視察した上で、望ましい在り方を議論した	NPO 法人 KAO の会
		分科会活動を通じて、共通して持つべき価値観、考え方、アイディアや行動等を議論中 受益者となる大型施設が運営費負担し、資産価値向上につながる活動を目指す予定	豊田まちづくり株式会社
	勉強会やイベントなどを行い、協力体制を作成した	まちづくりの機運を高めるため、エリア内の企業向けにまちづくりの講演会を実施した。また、コロナ禍ではあったが、まちづくりの専門家による支援の下、各企業の幹部と何度も個別に意見交換を重ねるとともに、各幹部が一堂に会し、自由に意見交換を行うワークショップを複数回開催するなど、合意形成に向けたコミュニケーションの構築に努めた。その他、各企業の若手社員や大学生を集めたワークショップや来訪者に対するアンケートも実施し、多くの意見を収集した。	株式会社神戸ウォーターフロント開発機構
		ワークショップの開催や有識者を招いての勉強会開催、地域住民との意見交換	一般社団法人八幡東田エリアマネジメント
		団体が掲げるビジョンについて、関係者を招いての説明会及び勉強会を重ねることで、住民と事業者(店舗)双方が納得するビジョンを更新していく取り組みを続ける。	桑名エリアマネジメント株式会社
		現在新潟市のまちづくり推進課と連携し、ほこみち指定に向けた商店街、地権者、関係者の勉強会を実施し今後のイメージの共有を図る。	新潟古町まちづくり株式会社
	実態に沿ったコミュニケーションをとっている	事業者ごととのコミュニケーションを密に行い、会議場でてこないお話や体制の悩みなどをヒアリングしています。その中で個別に信頼関係を結び、言語合わせを行なっています。	一般社団法人ブルーバード
		それぞれが何を望んでいるのかを理解し合いながら進めること。会議室のような場所でやるとどうしても表向きのことを言ってしまいがちですが、本当のところどうしたいのかをい	一般社団法人草薙カルテッド

課題分類	工夫分類	記述	団体
意識の異なる複数の主体を組織化するのが難しい		かにお互いに言えるかが大事だと思っているので、そこのコミュニケーションを多く取りました。	
	ハブとなる機関の参画を求めた	コーディネーターなどの調整役の存在。単なる計画策定だけするコンサルタントは不要。	一般社団法人荒井タウンマネジメント
	実現可能性を精査して進める	5年後10年後を見据えたビジョンであるか、実行可能であるかを含め精査しながら進めている。	一般社団法人からまち
	ノウハウのある事業者や人材の参画を求めた	エリアマネジメントの必要性を理解している若手商店主、ビルオーナー、クリエーターなどと衰退商店街再生の専門家を交え、そのグループが考えたビジョンとして作成し、商店街振興組合に対して自分たちはこうした仮説をもとに取り組みを行っていくことを説明し、最低限の合意で民間主導での取り組みをすすめていった。当財団はその事務作業や調整を主に支援した。	一般財団法人岐阜市未来のまちづくり財団
	制度自体の改善も検討する	目指すべき方向性を官民で共有していくとともに、改善点を洗い出し、必要に応じて制度の変更に向けて官民が連携して議論する必要がある。特に、地域の合意形成に際しては、民間だけでなく、行政側の推進力も非常に重要なポイントとなるため、例えば国交省からもビジョン※を示していただけると、より取り組みが進むと考えられる。 ※例）ウォーカブルにおける「WEDO」など	一般社団法人大手町・丸の内・有楽町地区まちづくり協議会
	キーマンの理解得を重点的に取り組んだ	地域のキーマンとなる方に理解いただくことを心掛け、複数人に対して根気強く説明し納得いただくようにしている。ただし、中心市街地の事業者すべてに浸透しないことが課題	㈱街づくり山口
	その他	地区分けをし、見合った「まちづくり」とした	愛福会
		エリアマネジメントは、地方公共団体の業務とするべきではなく、民間の資金でビジネスが回る形で実施していく方が健全だと感じています。	株式会社 HYAKUSHO
理解・当事者意識の向上が必要	情報共有・発信を行った	今年度エリマネ協議会を発足したことから、関係者の理解を得られ、外部にも発信できるビジョンに改訂したい	一般社団法人TCCM
		100 人インタビューによるニーズの把握、大学生の活用、YouTube 等での情報発信、協議会の設立	（株）まつくる
		紙媒体や WEB による情報発信と対面による声掛け	錦二丁目エリアマネジメント
	勉強会やイベントなどを行い、協力体制を作成した	以前は，大学生有志を中心とした活動展開であったが，2019 年度のカマクリ協議会参画を契機に，地元商店会や住民への取組内容の周知や理解醸成に力を入れていき，更なる活動拡大につなげている	一般社団法人釜川から育む会
		一つでも多くの街づくりに関する会合を持つ。イベントや街づくり作業に練りこんでいく。	㈱ジェイ・スピリット
	実務的な議論ができる場を設けた	今後、エリアリノベーションを推進した結果、地域がどのような姿になっていたいか、当社のメンバーにて複数回のワークショップを開催しありたい姿のマップを作成し、それをたたき台として、協議の活性化を図っていく事とした。	株式会社テシカガタウンラボ
		官民連携にて説明会を行う	宇都宮まちづくり推進機構
行政内部の体制に課題がある	勉強会やイベントなどを行い、協力体制を作成した	少しずつ途絶えていた商店ごとの関係性の強化に努める。	株式会社 Q-NEXT
	現在取組中	現在、それらを解消するため活動中	株式会社　城下町 PRIDE（まちづくり会社）
		現在取組中	街づくりまんぼう
連携していくことが必要	勉強会やイベントなどを行い、協力体制を作成した	まち育てフォーラムを実施し、未来ビジョン「みちしるべ」について関係各所および市民に対して公開を行った	株式会社テダソチマ
		全会員を対象にした勉強会（まちを考える会）で、方針の共有と目指す姿について意見交換を実施。	一般社団法人東銀座エリアマネジメント
	実務的な議論ができる場を設けた	まちづくり会社は法人格を持つ株式会社であり、団体によっては参画しづらいことから、任意団体である協議会も併設し、当社が事務局を担うことでより多くの方に参画頂いている	つくばまちなかデザイン㈱

課題分類	工夫分類	記述	団体
	実務的な議論ができる場を設けた	何度も意見交換の場を設け、納得するまで話し合った	株式会社 PAGE
	運営のための組織を設立した	エリアプラットフォームの組織及びビジョンの策定	株式会社まちづくり東海
ビジョンの実現性が低い	実務的な議論ができる場を設けた	実働レベルに集まって頂く会議を設定。	株式会社豊橋まちなか活性化センター
	その他	一緒にビジョンを作成し、それなりに盛り上がったが、実働となると動いてくれない。	株式会社まちみとラボ
実務的な議論ができる場がない	実務的な議論ができる場を設けた	「円卓会議」としてフラットな地域利害関係者の話し合いの場を設定	特定非営利活動法人志民連いちのみや
		運営パートナー事業者の活用。商店会の会議への積極的な参加や行政と民間によるワーキング等の新規開催。	一般社団法人横浜西口エリアマネジメント
資金に関しての課題	ノウハウのある事業者や人材の参画を求めた	市民意見の吸い上げ等のファリテーション、プロセスの可視化、最終的なまとめまでノウハウある専門家（地元と米国の設計事務所）への委託。	一般社団法人前橋デザインコミッション
人材確保が難しい	引継ぎしやすい推進体制を整える	長期的な方針を策定した上で、それらを細分化した短期的な取り組みを進め、年度末に取り組んだ活動の結果を長期方針と照らし合わせながら評価を行っている。	梅田地区エリアマネジメント実践連絡会
役割の明確化が必要	情報共有・発信を行った	官民、理事間、事務局内、それぞれの形での定期的「ほうれんそう」の実施 全国で公共空間の利活用事業で成果を上げた各種専門家を招へいし講演会を開催	一般社団法人 藤沢駅周辺地区エリアマネジメント
その他	その他	緊急発電点検義務違反が多く見受けられる中、財団として点検業務を進めて行く	一般財団法人和歌山まちづくり財団
		激変を続ける商業環境への直接的な対応ではなく、丸亀町とその周辺部（約 500m×500m）に居住し、働く、生活者の生活環境を向上する為のまちづくり・環境整備を目標にしています。 ・住むなら丸亀町、出店するなら丸亀町、明日！何もする事が無い時には丸亀町に行こう、と言われるような町を作ろうとしています。	高松市丸亀町商店街振興組合

③-1　社会実験やプロジェクトを実施する際の課題

回答の自由記述をもとに、意見の趣旨を分類し、傾向を整理した。(表 2.1-57 に示す)

一つの回答中に趣旨の異なる複数の意見が含まれる場合はそれぞれの分類で各一件とカウントした。

「社会実験やプロジェクトを実施する際の課題」については、68 件の回答があり、「各主体の役割分担の調整が難しい」が最も多く13 件、「許可申請の手続きがスムーズにいかない」、「資金が不足している」が 11 件であった。

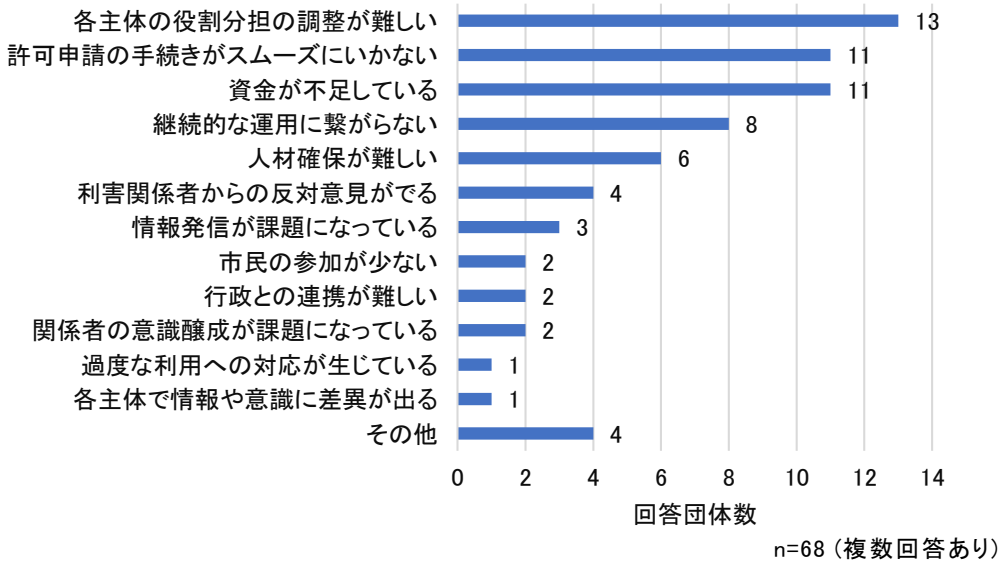

図　2.1-15　社会実験やプロジェクトを実施する際の課題

■都市の人口規模による傾向

人口 10 万人以上 50 万人未満の都市では「各主体の役割分担の調整が難しい」が多かった。

人口 50 万人以上 100 万人未満の都市では「資金が不足している」が多かった。

人口 100 万人以上の都市では「許可申請の手続きがスムーズにいかない」「継続的な運用につながらない」が多かった。

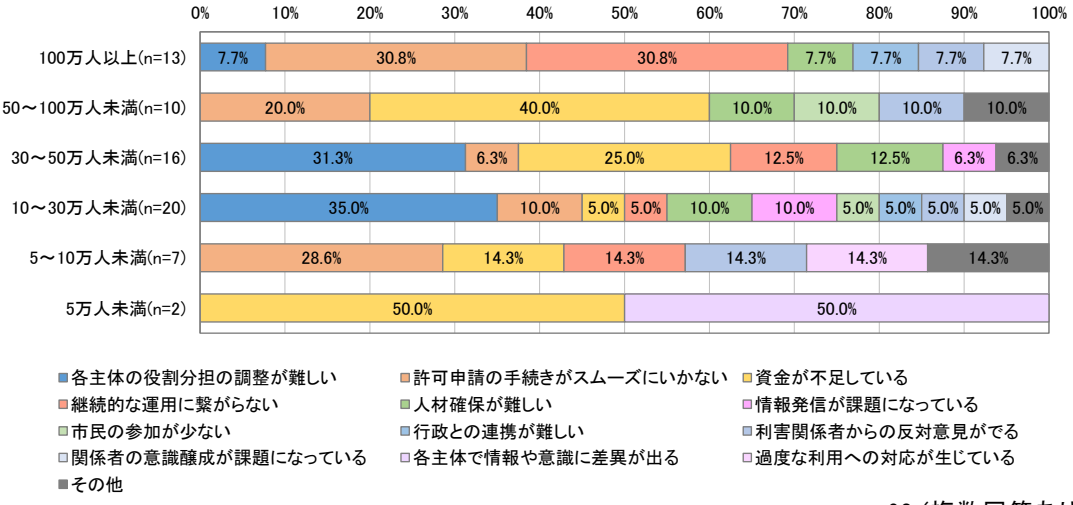

n=68（複数回答あり）

図 2.1-16 都市の人口規模によるクロス集計

■三大都市圏と地方都市圏による傾向

社会実験やプロジェクトを実施する際の課題では、地方都市圏で 25%が「資金が不足している」と回答している。

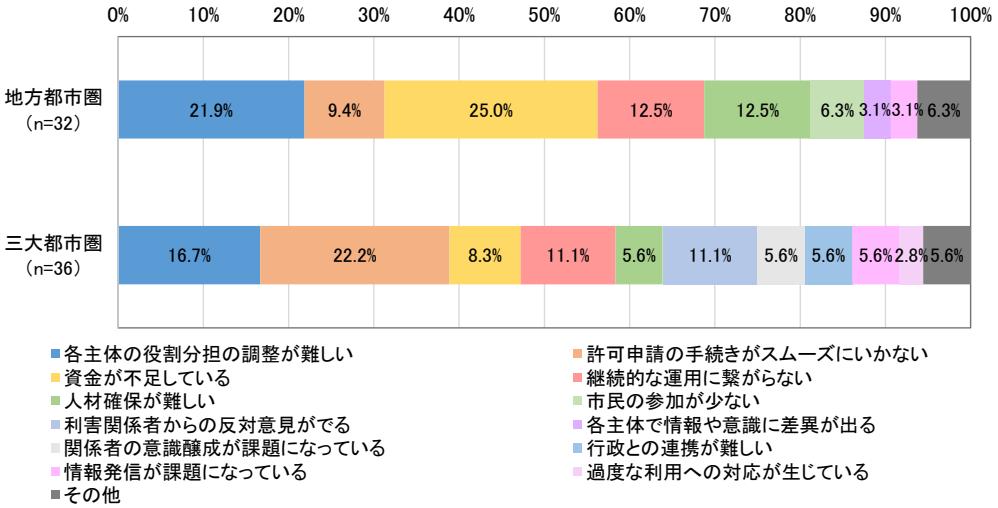

n=68（複数回答あり）

図 2.1-17 三大都市圏と地方都市圏によるクロス集計

※参考（以下のクロス集計については、都市再生推進法人を対象に地域特性と常勤職員数に着目して整理した）

■活動エリアの地域特性による傾向

住居地域では「人材確保が難しい」の回答が多い。

商業地域では「許可申請の手続きがスムーズにいかない」「各主体の役割分担の調整が難しい」の回答が多い。

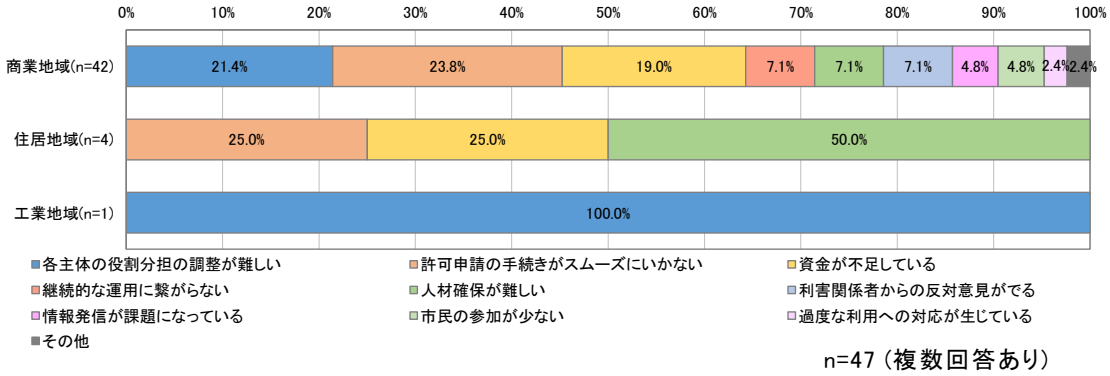

図 2.1-18 活動エリアの地域特性によるクロス集計

■常勤職員による傾向

常勤職員が少ない団体（0 人、6～10 人、11～20 人）では「資金が不足している」の回答が多かった。

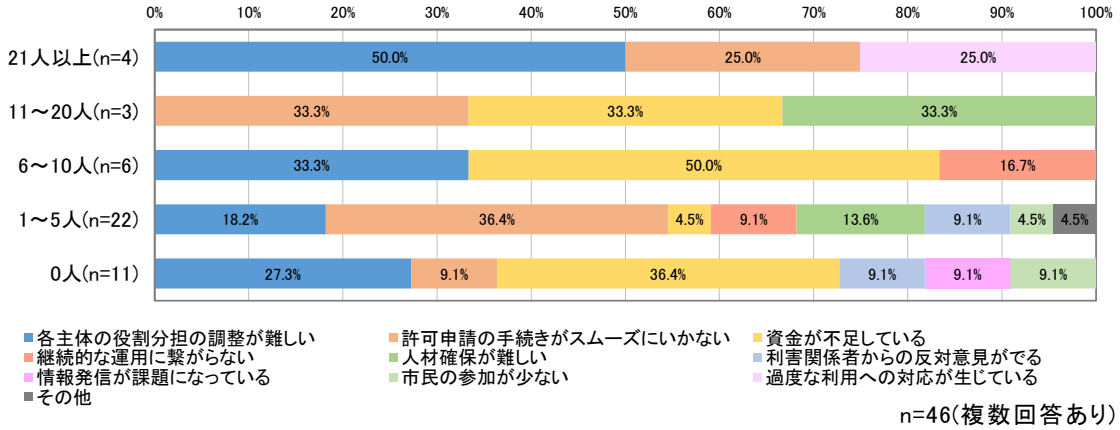

図 2.1-19 常勤職員数によるクロス集計

■自由記述回答

「社会実験やプロジェクトを実施する際の課題」に関する自由記述と分類を以下に示す。

表 2.1-57 社会実験やプロジェクトを実施する際の課題

分類	記述
各主体の役割分担の調整が難しい	プロデュースする組織の不存在
	連携の難しさ
	行政主導で様々な社会実験は行われるが民間の動きが鈍く継続力もない。
	当社のマネジメントエリアは土地の所有者が複雑であり、1つの社会実験やプロジェクトを実施するにあたっても複数の関係者と調整を行わなければならないことが課題である。
	事務局、市以外の積極的な関与がない。
	行政及び関係者との調整
	行政との連携、対話、協力。
	関係各所への説明と合意形成および、許可申請に時間を要する事が課題。
	民間のみでは実現できない内容が出てくる
	社会実験の実施に際し、協賛金等は提供頂けるが、自分たちの問題として認識していない。
	自団体だけでは実行できない部分をどうするか
	地域団体との合意形成
	行政主導のみで社会実験案件が進んでしまっていること。
許可申請の手続きがスムーズにいかない	・街として開催することに意義を感じる案件・日本東京を世界にアピールできるような訴求力のある案件でも、規制・制度がうまく読み解けずに断念せざるを得ない事例があった。 ・道路空間活用の事例が多く、多数の案件がある中、占用許可を出す部署以外の了解も必要で、区の担当部署とのアポ調整が毎度大変である。別日になる場合には同一案件に複数回協議を行い、時間も人工もかかる。 ・道路空間を活用していきたいが無余地性を排除できないとの理由で、占用協議がストップした事例があった。
	任意団体のとき兵庫島公園内にて社会実験を繰り返していたが、任意団体のままで継続して実施することに課題があった
	官民連携し、公共エリアを含めた社会実験の実施
	取組みが民間主体となってしまうことで、どうしても行政としての関わりが許認可権者という位置づけになってしまいがち。
	行政協議の手間・時間（複数部署との協議が必要） 初回実施のハードルの高さ（初年度は、期間や場所への制限等が多い）
	歩道上でのイベント占用のハードルの高さが課題である。本市では民間が主体となったイベント占用は認められておらず、行政に主体となってもらう必要があり、そのための協議に多くの時間と手間を要する。
	危機管理局及び消防局との連携が出来ていないのが課題
	活動エリアが、駅を中心として2つの行政区にわかれており、地域住民（周辺学区）や商店街、行政（区役所、土木、警察など）などは、2つの行政区間で連携が薄い傾向にある。
	官民の不動産活用
	社会実験を実施するまで、行政等の関係者調整などが多岐にわたる。
	道路を活用したイベントについて占用申請の調整に時間がかかる。
資金が不足している	いままでのまちづくりに対する活動に欠落していた運営費の調達
	財源
	社会実験というとハードの面がほとんどで、街の賑わいであったりコスト(時間)がかかる部分はソフト麺だと思っています。そこに対して補助が薄いイメージがあります。
	実施体制の構築と資金確保
	必要経費の確保
	行政の支援（制度面、費用面、他）無くして社会実験を実施することは難しい
	社会実験の実施費用の捻出
	資金不足
	熊本商工会議所が事務局を担っていることで官民の中心市街地活性化施策等との連携が取りやすい。一方、社員はゼロ、加えて収入財源も限られていることから事業拡張性が低い。
	資金調達
	1．社会実験では実験的な取組みに挑戦することもあり、特に道路等の公的空間を活用する場合には、警察や道路管理者からの指導により、十分な警備が必要となるケースが多い。それに伴い、警備計画の精査といった時間的な手間、警備費の増といったコストが掛かる。
継続的な運用に繋がらない	社会実験終了後の継続的な実施、本格運用
	社会実験が目的化され、実装までいかない場合が多い

分類	記述
継続的な運用に繋がらない	2.「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律　第 22 条　財産の処分の制限」においては交付された補助金の目的外使用を制限している。「社会実験」は一時的・暫定的な検証が目的であることから、補助金を用いて社会実験の中で作成した造作・構造物・什器といったものは、社会実験中にしか使えない（＝行政から各年度の社会実験終了後、造作等を廃棄するように指導される）。
	社会実験はやるようになってきたがその先どうするの？
	「何に対して」社会実験をしているのか。仮説をたてて、観察しないと、ただのイベントになってしまう。
	ルーティンの社会実験は定着するが、新たな社会課題とそれを解決するための新たな社会実験の取り組みが停滞する
	社会実験は本来目指すべき姿や方向性があり、それに向けた仮説の立証・課題の洗い出しなどを行っていくことが本来の目的と考えているが、行政からの委託などにおいては、単年度での社会実験のわかりやすい成果（来街者数等）を求められる場合が多く、また地域からの苦情、クレームが極力出ないようなリスク回避が求められる傾向が強い
	市の整備に合わせ、エリマネ研究会として社会実験を行ったが、市民等への発信面（何を目的でやっているのか）は少し弱かったと思える
人材確保が難しい	継続的な活動のための雇用体制を整えたいが、そのための事業展開を行う人手が足りていないこと。事務局に業務が偏っていること。また、若手育成も課題。
	参加者確保、コロナ禍でのコミュニケーション。
	社会実験など長期間のプロジェクト場合は、備品などを管理する場所やすぐに出せることなどオペレーションが課題になります。地元に施設や場所を持っており、スタッフがいる地元事業者の協力は欠かせません。
	人材不足
	プロジェクトの主体的な発意や担い手の不足
	エリマネを運営する事務局スタッフのマンパワー不足
利害関係者からの反対意見がでる	対象用地の選定が進まない（そもそも土地や空間がない） 用地があっても土地の権利者の確認が容易にできない 公有地となると、社会実験実施にあたってのロジックを求められ、計画が進まなくなる
	社会実験やプロジェクトの実施によって住民生活や店舗業務が脅かされるのではないかという心配、不安を払拭しきれず、結果、団体の活動に影響してしまう。
	総論賛成各論反対といった状況に陥りがち
	総論（ビジョン）賛成、各論反対。ビジョンづくりの段階では無関心で参加しなかった方々がプロジェクトが目の前に来ると反対される等。
情報発信が課題になっている	プロジェクトを実施する際の告知に課題感がある。幣団体のエリアでは、住民・ワーカーが同じ割合になっている。そのため、それぞれにリーチできる方法を検討する必要がある。（住民に関しては、少しずつリーチできてきている。）
	市の HP 等で案内はあるものの、地域の方々への周知が低い
	集客、KPI 設定、関係者調整
市民の参加が少ない	公園の有効利用策としてキッチンカー設置の社会実験をしているが、出店業者が集まらない。公園の利用者が少ない。
	街づくり会社主導だけでなく、市民等の巻き込み
行政との連携が難しい	1)当地区は各種モビリティや自動運転など新たな技術・テクノロジーの実証実験を広く展開している。実装に向けた関係法令・制度の緩和による、例えば、地区内での「自動運転車専用レーン設置」実現などが課題である。 2)公共空間の利活用対応では、更なる制度等緩和が課題である。
	行政との協議期間の長期化
関係者の意識醸成が課題になっている	・社会実験やプロジェクトが、本質的に地域のために必要かどうかという、行政やエリマネ構成各社からの問い
	自治会を中心とした地域主体の体制を整えること、KAO の会がそのバックオフィスとして機能することが必要と考えた
過度な利用への対応が生じている	・道路空間活用を積極的に行っていくように努めたいが、活用事例が増えるほどイベント会場として認知されてしまい、一般企業やイベント会社などからの相談が増え、窓口としてエリマネ団体側で対応するのに非常に人工がかかっている。また、あらゆる案件の相談がくるため、街のブランドや通りの価値向上に寄与する案件の選別が難しい。
各主体で情報や意識に差異が出る	プロジェクト（イベント）を行う際の各商店街店舗への情報の届き方がバラバラで、認識の違いが生まれる
その他	民地の暗がりになる空間であること、また回遊性の向上を目的として歴史文化の街灯り景観形成実験
	エリマネ研究会の事務局、豊田市の都市再生推進法人ＴＣＣＭが主体的に社会実験等を実施しており、同社が別途、本調査回答予定のため記述は控えさせていただきます。

分類	記述
その他	・都心居住の生活コストを削減（20%）するシステムを実現させる。 ・高齢者の社会参加：高齢者が働きたい間は、短時間でも働けるシステムをつくる。 ・元気に 100 歳が迎えられる町をつくる。
	実施していない

③-2 社会実験やプロジェクトを実施する際の課題に対しての工夫・取組

③-1 社会実験やプロジェクトを実施する際の課題に対しての工夫や取り組みに関する自由記述と分類を以下に示す。

表 2.1-58 社会実験やプロジェクトを実施する際の課題に対しての工夫や取り組み

課題分類	工夫分類	団体
各主体の役割分担の調整が難しい	議論ができる場を設けた	一方通行の説明会形式による調整ではなく、関係者を個別訪問し説明することによって、社会実験等の趣旨に理解、賛同を得る。
		エリアプラットフォームでの連携
		各関係者とのコミュニケーションを重ねながら、エリアマネジメントを進める意義を理解いただき、取り組みを進めているところである。
		より多くの定例会議での議題、議論、報告。
		企画段階から具体深度化にむけた相談等を行い、検討・協議期間に余裕をもって進め実施にあたる。
	体制づくりの工夫	プロジェクトの主体をビジョン冊子のなかに書き込み。
		組織形成を複層的に進める社会実験
		前橋工科大学と連携し、共同研究を行った
		エリプラの活動や構成員とのリソースを組み合わせながら、全体を連動させた社会実験のプランを考えられる体制づくりが必要です。
	行政との連携を行った	行政と連携をとり目的や内容をしっかりと共有することで、必要とするサポートをいただいている
	実績を積み信頼を得る	社会実験やプロジェクト賛同を得ることだけでなく、地域活動にも参加しながら地域課題を理解することで地域団体との信頼関係を積み上げていく。また、地域団体との信頼関係により行政協力を得る部分がある。
	参加者の確保を行った	SNS を用いての店舗紹介や実験への参加等を呼び掛けるも、きわめて反応が低い。
許可申請の手続きがスムーズにいかない	行政との関与強化	活動エリアで、2つの行政区を含む「地域イベント（まつり）」を開催し、地域住民（周辺学区）や商店街、行政（区役所、土木、警察など）などの連携強化や、協働して取り組むという気運を醸成するきっかけとした。
		①道路エリアや公共エリアを含むイベント時の占有許可②準備や実施の際の人的パワーの支援③桜井市④市の広報誌での案内
		地域課題の把握、取組施策の企画検討の段階から行政と共に連携し、それぞれの役割において進め方の分担ができるとより良い取組となると思われる。
		活動を積み重ねたことによる信頼増で行政申請の効率化。 活動実績の着実な積み重ねと効果検証結果の行政共有による理解促進。
		行政にプロジェクト実行委員会や協賛への参画をいただくことで行政主体の手続きを実現している。
		法律で規定されているので今後は進んで実施する
	都市再生推進法人の制度を活用	滞在快適性等向上区域に指定し、都市再生推進法人を経由して占用申請を行う事で円滑なイベントの推進を図る。
		以前までは，利活用可能な空き地，空き家等の不動産調達，所有者との交渉に難航していたが，2019 年度以降の官民連携の取組参画・展開や 2023 年度の都市再生推進法人指定を契機に，近年利活用できる官民の不動産が増加している。
		一般社団法人化および都市再生推進法人の認定により、責任ある組織として認められることで、公共空間利用において、行政から許可が下りた
資金が不足している	補助金等の活用	国や町の補助金の活用と地元金融機関からの融資で賄った
		資金は民間寄付をベースに民都機構共助推進型ファンドや国交省補助、PFS/SIB により確保。
	行政との連携を行った	行政の社会実験やプロジェクトに積極的に参加
		官と民の分担により拠出

課題分類	工夫分類	団体
資金が不足している	収益事業に取り組む	新型コロナ感染症の影響などから収入（財源）が縮小していたが、令和7年度からはコロナ禍前の収入が確保できる見込みであり、収益事業等の実施に向けて財政基盤の強化に取り組む。
	必要物資を社内で融通	必要経費を抑えるため社内での必要な什器の柔軟な対応をしている。
	検証の実施	プロジェクトごとの事業計画・収益性の検証
	防犯カメラ等の活用	警備費の圧縮といった観点から防犯カメラ映像の AI 解析といったことも取り組んでいるが、設備的（画質）、技実的（解析の精度）、金銭的（機材・運営費が高額）な制約があり途上段階。（また、道路空間で実施をする場合には、カメラ設置に伴い占用協議が必要となることも活用が進まない要因の一つ。）
継続的な運用に繋がらない	継続的な議論を行う	道路管理者、交通管理者、沿道地権者との継続した調整、協議
		次につなげられるように協議中
	一時的なレンタル品で対応せざるを得ない	既製品のレンタル用品で賄えるものに関しては、レンタルで対応をするなどしている。（ただし、レンタルにも限りがあるので、造作・購入せざるをえないものも多数ある状況。）
	経済的な予算措置が必要	社会実験には行政予算がつくが、実装に向けての資金は民間まかせにならぬよう、一定程度行政も負担すべきでは。
	検証の実施	目的に沿ったアンケートの実施や丁寧なデータの収集が必要。 また、実験内容が検証できるプログラムを実施する。
	連携の拡大	地域住民、企業、市内の大学と連携し、空間を活用した様々なコンテンツを展開できた
	住民説明に取り組む	地域の代表者に対する説明や社会実験開催に関する告知などのチラシを配布するなど、地域住民に対して一定の説明を行うこと。行政と協議しながら可能なラインを見極め、できる限りギリギリのラインでやってみる。クレームなどが来た場合はすぐに対処を行うなどの体制を作った
	小さい取り組みから始める	スモールスタートを心がけている
人材確保が難しい	他機関との連携を行った	社会実験の一部運営委託やエリマネ活動に協力的な企業の巻き込み
		会員企業等の個別の取組への協力等によるプロジェクト化、組織外の人材等との連携によるプロジェクト実施など
	解決策は見いだせていない	人材不足に関しては、抜本的な解決策は見いだせていない。
	ボランティアを活用した	学生を中心としたボランティアスタッフを募集し、当日の運営をフォローしている。
	多様な参加手段により参加者の自由度を確保した	長期にわたる継続的なワークショップと勉強会を実施して常に新しい参加者を確保し、リアル／リモートを組み合わせてコロナ禍影響だけでなく参加者の自由度を確保。
利害関係者からの反対意見がでる	丁寧な対話を行った	社会実験やプロジェクトの実施について、事前に関係者に対して丁寧な説明を行い、心配や不安をひとつずつ潰していく取り組みが求められている。
		行政間で、特に許可権者と計画推進者の調整が必要かと思われる
		丁寧なコミュニケーションと記録の作成。町内会等地縁組織の会長のご理解を積み上げていく。
情報発信が課題になっている	多様な情報発信に取り組んだ	住民：ポスティング業者への依頼・各町会への掲示板掲載・小学校への配布 ワーカー：ビル内立て看板設置。ビル内エレベーター設置。ビル内サイネージ掲載。
		社会実験の場所に看板を設置し、利用する可能性が高いまたは、通行人に対し、この場所がどういう場所かを解るようにした。また、地元紙に取材を依頼し、社会実験事業を紹介してもらった。
		SNS・web サイトでの周知、エリアプラットフォームを活用した合意形成
行政との連携が難しい	検証を実施	1)自動運転乗用車・EV バスの公道走行実証を複数回・複数ルートで実施、エリア毎の車両走行量や歩行者量から適切な走行ルートを検証している。
	手続きの柔軟化	2)公共空間活用委員会の申請で公共空間でのオープンカフェやキッチンカー等を実施中だが、現在地区活性化対応でより柔軟な展開が求められている。
	他機関との連携を行った	社会実験やプロジェクト賛同を得ることだけでなく、地域活動にも参加しながら地域課題を理解することで地域団体との信頼関係を積み上げていく。また、地域団体との信頼関係により行政協力を得る部分がある。
市民の参加が少		観光客を対象とするか地域住民を対象にするか、出店場所を変えている。

課題分類	工夫分類	団体
ない	市民が参加しやすい工夫	現在取組中
関係者の意識醸成が課題になっている	事前調査の実施	・事前に地域課題に対するアンケートなどを構成会社に実施してから社会実験やプロジェクトを実施することで、納得感を醸成する点
	運営のための組織を設立した	設立時からKAOの会の事務所を地域関係団体の寄り合いの場としたことに加え、H23 年度からは自治会、商店会、KAO の会で協議会を設立し、名実ともにイベント等の実施主体として一体化した
各主体で情報や意識に差異が出る	議論ができる場を設けた	会議等を行い上記課題の解決に努めた。また、イベント概要の書類を作り各店舗に再度お願いに行くなど、情報伝達の工夫も行った。
その他	他機関との連携を行った	照明デザイナーと連携し、石畳や軒行灯の歴史風情にマッチした仮設照明を設置し、夜間も安心安全で居心地の良い空間を形成する
	その他	・何でもシェア倶楽部：使用するが所有はしない。（可能なものは全部シェアする倶楽部） ・カーシェア：マイカーの年間費用は約 40 万、これを月額 2 万、年間 24 万にする。（実験開始） ・サイクルシェア、DIY用品シェア、等々、（計画中） ・ハウスシェア：分譲マンションとは別に町営アパート、空家のリニューアル、ルームシェア、（計画中） ・ワークシェア：まちづくり事業の中で発生するワークを働きたい高齢者でシェアする。（実施中） 既に、地元団体（香川県高齢者支援協会）と提携して、24 時間駐車場の管理、商店街ビルや街路の清掃、植栽の管理、等々に約 80 人の方が従事されています。 4 時間単位でワークシェアしています。 ・セルフチェック！ボディバンク：簡易健康診断と高齢者用の筋力強化ジム（実施中） ・町営クリニックの設置を検討中です。

④-1 継続的な活動や運営を図っていく上での課題

回答の自由記述をもとに、意見の趣旨を分類し、傾向を整理した。(表 2.1-59 に示す)

一つの回答中に趣旨の異なる複数の意見が含まれる場合はそれぞれの分類で各一件とカウントした。

「継続的な活動や運営を図っていく上での課題」については、90 件の回答があり、「安定した収益の確保が難しい」が最も多く 47 件、「人材育成ができない」が 19 件であった。

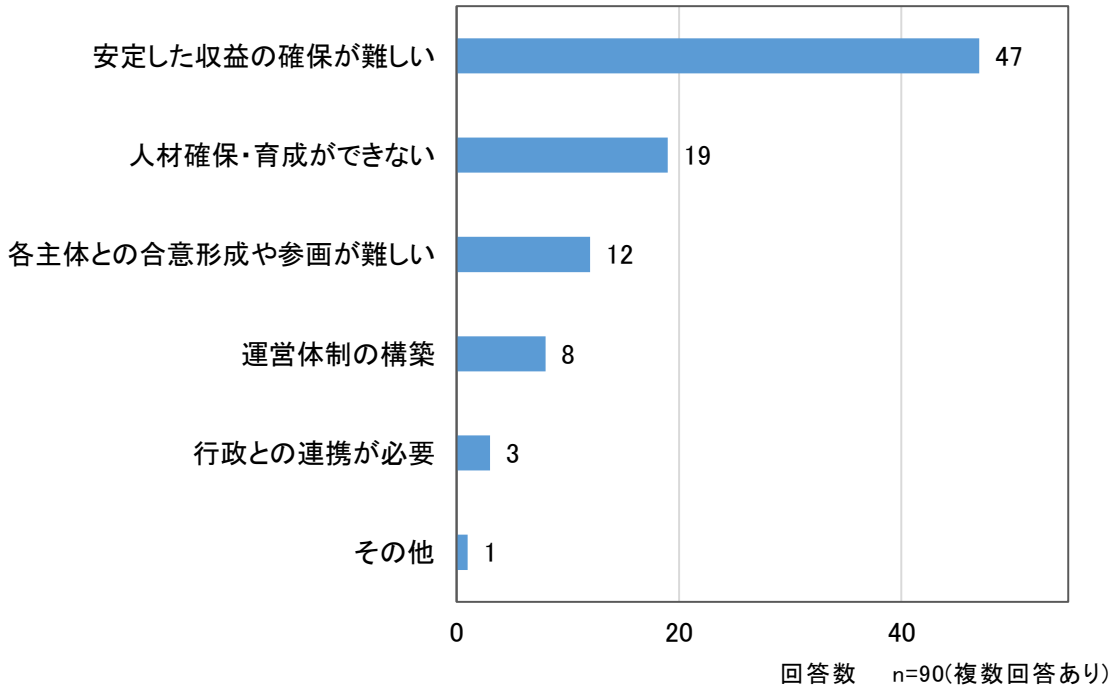

図 2.1-20 継続的な活動や運営を図っていく上での課題

■都市の人口規模による傾向

都市の人口規模において5万人以上100万人未満の都市は人口規模が少なくなるにつれて「安定した収益の確保が難しい」と回答する団体の割合が多くなった

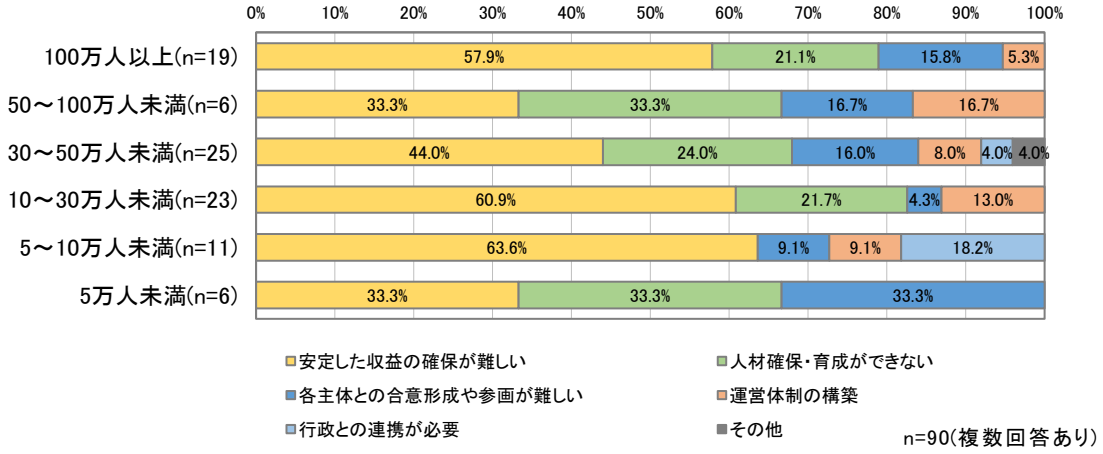

図 2.1-21 都市の人口規模によるクロス集計

■三大都市圏と地方都市圏による傾向

継続的な活動や運営を図っていく上での課題では、地方都市圏、三大都市圏どちらも「安定した収益の確保が難しい」と回答している割合が大きい。

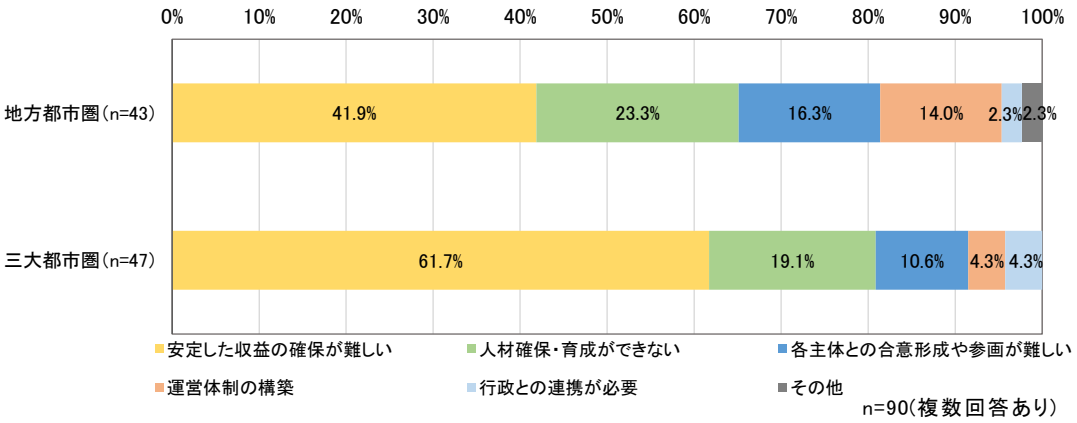

図 2.1-22 三大都市圏と地方都市圏によるクロス集計

※参考（以下のクロス集計については、都市再生推進法人を対象に地域特性と常勤職員数に着目して整理した）

■活動エリアの地域特性による傾向

「安定した収益の確保が難しい」がいずれの地域でも多くなった。

住居地域では「人材確保・育成ができない」という回答も多い。

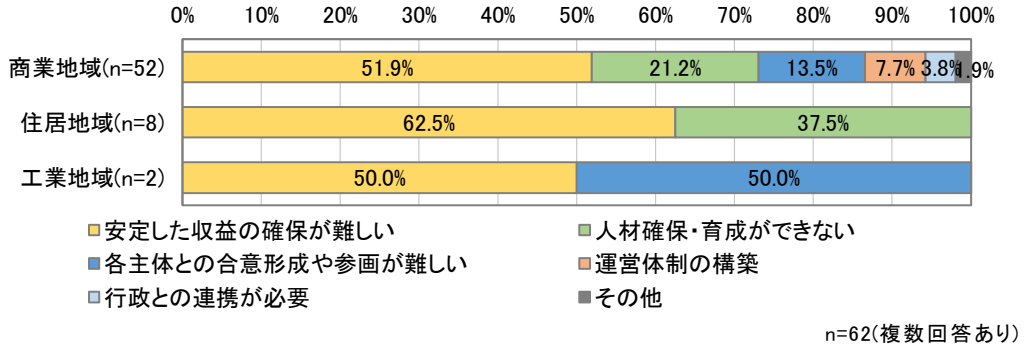

図 2.1-23 活動エリアの地域特性によるクロス集計

■常勤職員による傾向

「常勤職員が 6～10 人」の団体を除き、常勤職員数が少ない団体ほど「安定した収益の確保が難しい」という回答の割合が高くなった。

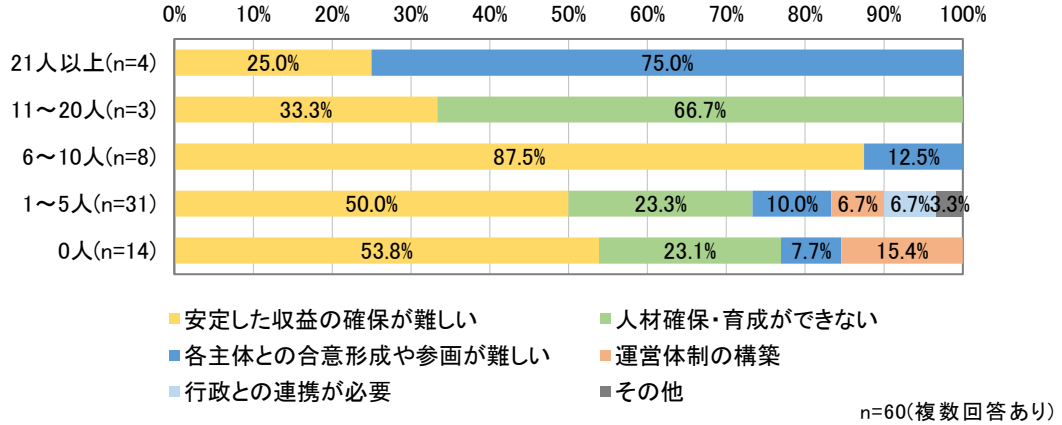

図 2.1-24 常勤職員数によるクロス集計

■自由記述回答

「継続的な活動や運営を図っていく上での課題」に関する自由記述と分類を以下に示す。

表 2.1-59 継続的な活動や運営を図っていく上での課題

分類	記述
安定した収益の確保が難しい	資金不足。
	財源
	継続的なエリアマネジメント活動を図っていく上では、特定の企業等に負担が生じるのは望ましくないところ、現状大丸有地区は、協議会に所属する地権者の会費の他に、特定の企業による協賛金等で活動資金を賄っている現状がある。上記については、運営に係る人員確保も必要となっており、大規模なエリアでのマネジメントにおいては、資金面・人員面での課題が生じることになる。
	施設投資を行った分の収益を上げていく
	エリアマネジメントのマネタイズ（収益化）
	自立的な運営のための資金基盤の獲得
	自主財源がないこと
	①会費以外に固定収入がないエリマネ団体の営利目的ではない収入に対しても、法人税の課税がなされている。また、その課税も単年度に対してとなるため、NPO 法人として収益がありすぎる場合には年度内に財源を使い切ろうと無理に取組み実施などを行っているが、3 ヵ年での収支に対する課税にするなどの支援があればこれを本来取り組むべき事業に、計画的に活用できるので有難い。
	活動資金の確保
	主体者である地元の方々が動いてくれない。 継続するための費用が工面できない可能性がある。
	①自走する財源確保 ②エリアプラットフォーム会議における出席率の向上
	企画・運営辞任の不足。協賛金頼みで自主財源が少ない。
	資金不足
	財源確保が課題である。
	収益事業の確保。
	イベント経費の捻出と街づくり会社の役割
	まちづくりに必要な費用を、安定した収益で賄う
	安定的な活動費の確保も課題である。
	財源
	資金調達
	実証実験等を実施するところまでは何とかなっても、最終的には継続的な事業資金確保が課題になる。
	収入源が会費のみだったため、活動推進にあたっての費用の捻出が難しかった
	まちづくり会社としての安定的かつ継続的な収益源の確保及び資金調達。主要事業の選択と集中。
	まちづくりは、時間を要すること、描いたロードマップ通りには推進できないこと、手戻りもあること等、関係者の理解を得ること。 会費だけの財源では行き詰まり感があること。
	運営資金の確保
	財源の確保にむけた仕組みづくりと参加者のモチベーション維持。
	まちに人を呼ぶために定期的なイベントなどによる人との関わり・にぎわいを作っていく必要性があり、それを継続的に行っていくための人件費等の捻出が課題。
	資金不足: 長期的な運営や施設の維持には安定した資金が必要。
	収益につながらないが、地域で取り組むべき課題が常にあること。
	収益源の確保
	自主財源をモットーにしており（業務委託は別）、時間を浪費し、お金が稼げないことが多い。
	安定した収益基盤の形成
	収益を得にくいことを起因とする金銭面での継続性が課題。
	活動資金、利益の確保
	・持続的なプロジェクト実施に向けた財源の確保
	安定した収入源が必要
	まちづくりのみの収益で継続していくことが難しい
	継続的なエリアマネジメント活動を図っていく上では、特定の企業等に負担が生じるのは望ましくないところ、現状大丸有地区は、協議会に所属する地権者の会費の他に、特定の企業による協賛金等で活動資金を賄っている現状がある。上記については、運営に係る人員確保も必要となっており、大規模なエリアでのマネジメントにおいては、資金面・人員面での課題が生じることになる。

分類	記述
安定した収益の確保が難しい	まちの賑わい創出のため、イベント等の開催を企画しているが、継続した集客力の維持向上が課題と考えている。
	収益をいかに効率的に上げるか 収益がないと、人員も雇えず、効率的な運営もできない。
	資金調達
	・活動を支える枯渇しない財源の確保
	運営資金の確保（賛助会員の新規獲得等）
	安定的な活動財源の不足、収益事業に対する課税負担
	1)当社団のエリマネ事業費は、会費に加えて、地区内のイベントスペースや広告スペース等の賃貸運用事業収入と横浜市からの補助金を組合わせて事業費を確保し、「新たなエリマネ対応※」や2年毎の会員宛アンケート実施等で会員要望を反映した事業展開を進めている。 2)信託銀行等への施設所有者変更後のエリマネへの意向確認対応を今後は実施する。
	カネ
	自主運営を目指した活動費の捻出、受益者負担（活動による資産価値や利益の向上）の理解促進
人材確保・育成ができない	継続的な活動のための雇用体制を整えたいが、そのための事業展開を行う人手が足りていないこと。事務局に業務が偏っていること。また、若手育成も課題。
	慢性的な人手不足。
	活動内容の周知及び賛同者の確保
	マンパワーの確保
	大手企業の出資企業とかでない限り、正社員 1 名を採用しそこで雇用し続けるというのはとても難しいかと思います。
	人材確保
	ある程度のスキルを持った仲間が不足している。特にマネジメント人材。
	人材の確保
	人材不足
	ヒト
	人材不足
	・都市再生正推進法人の人材育成、担い手の発掘 ・多様なプレーヤーと連携（ネットワークづくり）
	人材の確保
	・エリマネ活動に携わる関係者の拡大
	活動拡大に伴う人手不足、負担増
	26 団体はそれぞれ会則に従って、役員を選出している。従って任期も 2 年・3 年や長期で、活動の引継ぎがうまくいかないことが多い。
	いろいろありますがひとつ挙げるならば「人の育成・定着」が課題
	人手不足
	拠点住民と事業者で構成している当法人では、活動人材、運営・事務局人材を発掘育成し、運営体制を地域に移行していくことをめざしているが、各所属団体の担当が短期間で交代することもあり、継続的な体制を構築していくことが困難。
各主体との合意形成や参画が難しい	次世代人材育成
	民間他社と単発的には連携はできるが、弊社の管理施設以外での継続的活動は困難。
	地域の課題の洗い出しを担う
	課題の共有
	事務局、市以外の積極的な関与がない。大きな資金をかけるプロジェクトの選定が困難。各社の異動。
	弊協会は比較的にエリマネ広告の案件を安定的に獲得できているが、「旧美観地区」特有の規制が多く、機会ロスになることがある（光源の点滅に当たるものは掲出不可など）。
	官の担当課が複数に渡る
	現在、ビジョンの実現に向けたプロジェクトチームを周辺企業とともに立ち上げ、取り組みを進めているが、異なる考え方や目的を持つ各企業が足並みを揃えて取り組みを進めることができるよう、マネジメントや合意形成を行っていくことが課題である。
	・エリマネ＝イベントという判断をされがち。まちの将来像に沿って事業をしていても、外部から見た場合に単なるイベントと認識され、その場限りの協力になりがちである。
	①行政、指定管理者、地元企業・団体との事業活動への相互理解。 ②近隣在住者ほか市民全体への本事業への理解と浸透。
	・継続的に推進するエリマネ運営体制 ・エリマネ構成各社への活動や運営の情報共有
	地域の合意形成を得る方法や機会の創出
運営体制の構築	組織体制（担い手含む）

分類	記述
運営体制の構築	有給の事務局スタッフがいないため、主要メンバーのボランタリーな貢献で組織運営が成り立っているが、この点は新たな事業展開の障壁にもなっている。
	持続的な会の運営体制の構築
	エリマネ運営において、事務局への負担が大きくなっている。町会を巻き込んだ活動であると、継続して実施をしてほしいと促されている。
	制度上認められないと毎回協議・申請のステップを踏まなければならなくて ノウハウが溜まりにくい
	組織
	全町統括管理への移行が今後の課題。
	商店街で催事事業をおこなっても、お店にまで周知しきれない。また、こちらが実施主体になりすぎると、商店街の自立性を損なう。
行政との連携が必要	活動エリアが駅前道路広場（区道）のみであるため、毎回実施するイベントの活動条件や手続きの時間などに必要以上の時間を要している。
	私たちが取り組んでいる地域、桜井駅前エリアの都市再生整備計画を継続的に策定かつ、私たちの提案をその計画に反映していただけること
	当財団は市の外郭団体であり、収益の大部分が市からの委託事業となっていることから、市の意向をふまえた事業展開が求められている
その他	街づくりイコール人命最優先で東南海地震に向けて避難訓練を進める

④-2 継続的な活動や運営を図っていく上での課題に対しての工夫・取組

④-1 継続的な活動や運営を図っていく上での課題に対しての工夫や取組に関する自由記述と分類を以下に示す。

表 2.1-60 継続的な活動や運営を図っていく上での課題に対しての工夫や取組

課題分類	工夫分類	記述
安定した収益の確保が難しい	資金源に関しての取り組みを行った	①外から来る視察受入の有償化。 ②議事録の作成と周知展開。
		金融機関とのリレーション、収入事業の確保
		会費収入以外にも、広告事業の収入をエリアマネジメント活動の資金として充当する等の仕組み作りを行いながら、取り組みを進めているが、依然として課題となっている。
		街全体のパッケージ化　マーケット展開
		マルシェ・キッチンカー等の活動を増やすことによる収入増。 活動支援ボランティアの整理・強化。
		エリアの認知度向上や回遊性向上といった、全ての企業にとってメリットと感じる内容から取り組み、エリアマネジメントの重要性を実感してもらえるよう努めている。また、活動費を各企業からもいくらか負担いただき、活動を進めているところである。
		（規模は小さくとも）各種地域事業の余剰収益を地域内で集約・還元（環流）するような仕組みを検討模索中。
		2020 年に屋外広告事業を開始できたことで、安定した収益を得ることができ、持続的な組織づくりができるようになった
		官民連携した商品の開発、まちづくりのランドマークに据える施設との関係強化。
		季節ごとの例年イベントおよび、東京のしゃれた街並みづくり推進条例を活用した公開空地での収益確保と、各種助成金の活用。
		地方自治体、企業との協力を強化し、資金やリソースの確保を図る
		事業を（長期的に見ながら）取捨選択をして、収益性を高めていっている。
		カフェ整備・運営、地元産品の販売、地元生産者と連携しお土産など開発、歴史的建造物を全国初の文化財ホテルとして宿泊・飲食施設に改修しサブリース
		・キッチンカー出店料の徴収や視察有料化、イベントスポンサーなど新たな収益源を検討中
		行政に頼るのではなく、地域の市場動向を充分に加味した収益事業を展開している
		まちづくり以外の収入事業を行なっている（飲食店やデザイン業など）
		公的融資の活用によって必要経費を削減し、また、賃貸先に対して何らかの付加価値をつける、あるいは見せることで、相場より少し上の賃料で賃貸するなどしている
		公共空間を活用したエリアマネジメント広告事業等の収益事業の実施、事業執行の会員企業への委託による収益事業の分離
	勉強会やイベントなどを行い、協力体制を作成した	イベント等の開催
		継続的に行っていくと、そこに自分でお店を持ちたい人も集まってきて、商店街エリアの空き物件に出店してもらえる事例が増えている。
		地域の事業者だけでなく、地域 NPO 組織や学校関係などとも連携したイベントの企画開催を行っていきたい。
		取り組みに賛同していただける会社や個人への協力を募る。（協賛いただく） ただの資金提供だけではなく、取り組みに興味をもっていただき、一緒に参加していただけるプログラムの実施。
		健康イベントや地球にやさしいエコなどフェスタを図り統一感を図りように努めている。
	現在取組中	現在取組中
		自主財源の確保可能な事業を立ち上げる準備をしている
		地域内資金循環の方法の模索、検討
	人材育成・確保の取組を行った	人材に関しては数年前に常勤の正職員を直雇用することで継続的な事業に取り組む人員を確保した。 財源に関しては開業当初より OOH・スペース販売に取り組んでいるが、それだけでは事業活動費には足りていない状況である。（事業活動費は事業者からのエリマネ業務委託費によって賄っている）
		人材は集まるが、彼らを継続的に雇用するための収益事業を現状に甘んじることなく常に開拓・開発していく必要がある。

課題分類	工夫分類	記述
安定した収益の確保が難しい	会費・協賛金のみでは不要である	補助金など初期の実施を実現しながら、関係者の理解と協力を深め、協賛などを得ていっているが、継続性を考えると協賛のみでは不十分であり、安定した財源確保は課題である。
		1)各エリマネ活動を実施する必要予算確保が難しい。当社団会員でも新型コロナの影響等により業績悪化などのため会費負担が難しくなり、脱退する会員が最近若干出ている等今後状況は厳しくなると予想される。
	行政や関係機関に活動報告や取組について説明した	商店街への声掛けや取り組みの紹介等を、その都度行っている。 費用については、官民連携まちづくり推進事業等への応募を続けている。
	補助金の利用	・補助金の獲得による活動資金の確保
	周知活動を行った	当エリアマネジメントのブランディングパンフレットを更新し、周辺企業への認知度向上に向けた活動を実施。
	街の価値の理解向上に取り組む	2)施設所有者が信託銀行等に変わる例が近年増加し、事業収益等優先の度合いが増して「街の価値向上に繋がるエリマネ」等への会員理解が課題になっている。
	検証を行う	官民それぞれの運営費負担 活動後の効果測定を通じて、当初予定した効果や利益を得られたかどうか、次へつなげるための改善が重要
	その他	まちづくり会社でストック機能を果たしている
		公共空間で収益を上げることへのネガティブなイメージがまだある。特に行政に。都市再生推進法人は首長が指定しているにもかかわらず、ほとんどエコ贔屓がない。
人材確保・育成ができない	人材育成・確保の取組を行った	各団体で、人気のない役員（班長）等を参加していただき、何時でも引継ぎができるようにした。
		弊社は全員が兼業モデルになっております。ただそれだと会社に注力できる人が薄くドーナッツのような状態になってしまうので、雇用対象を地域の方を中心にしています。
		人材に関しては数年前に常勤の正職員を直雇用することで継続的な事業に取り組む人員を確保した。 財源に関しては開業当初より OOH・スペース販売に取り組んでいるが、それだけでは事業活動費には足りていない状況である。（事業活動費は事業者からのエリマネ業務委託費によって賄っている）
		イベント実施時などボランティアの募集をしたり、常に関わりシロを作ることを意識している
		・地元出身の人材をアドバイザーとして採用
		地権者の相続人にあたる子息子女等の伴走参加を促している
	複数人での情報共有	業務のマニュアル化を進めているが、ルーティン組織になり勝ちで解決策にはならない担当者を１人にせずに複数人で情報共有するように心がけている
	資金源に関しての取り組みを行った	・新たな会員獲得に向けて勧誘活動を行っている
	勉強会やイベントなどを行い、協力体制を作成した	取り組みに賛同していただける会社や個人への協力を募る。（協賛いただく） ただの資金提供だけではなく、取り組みに興味をもっていただき、一緒に参加していただけるプログラムの実施。
	行政や関係機関に活動報告や取組について説明した	定期的（月１回）に活動報告会を実施する。
	実務的な議論ができる場を設けた	運営体制について協議を継続。持続可能な法人組織と構成、運営形態の検討を行っている。
	現在検討中	長期的な解決策を模索中。
	その他	まちづくり会社でストック機能を果たしている
		既存団体の一時利用。
各主体との合意形成や参画が難しい	資金源に関しての取り組みを行った	エリアの認知度向上や回遊性向上といった、全ての企業にとってメリットと感じる内容から取り組み、エリアマネジメントの重要性を実感してもらえるよう努めている。また、活動費を各企業からもいくらか負担いただき、活動を進めているところである。
		地域の課題による経済損失等を調査し地域企業や行政より費用を負担してもらい解決に導く

課題分類	工夫分類	記述
各主体との合意形成や参画が難しい		・定期的な協議会の会議体（分科会、勉強会、講演会等）にて活動や運営の情報共有の実施
	行政や関係機関に活動報告や取組について説明した	定期的な情報共有の会合を持つ
	多様な情報発信を行った	①何事にも意見交換ができる「風通しのよい」会議体の定期的開催 ②本法人 SNS を活用した積極的発信、行政が運営する市民向け情報発信ツールの利活用
	勉強会やイベントなどを行い、協力体制を作成した	中心市街地複合施設のワークショップにて、周辺地域に関する内容や意見についても、参加者から引き出し確認しながら、今後の課題として選別することで、事前に対応策などについて検討していく。
	その他	所管自治体や商店街組合、まちづくり会社との連携強化
	現在検討中	現状では、特になし
運営体制の構築	人材育成・確保の取組を行った	以前は宇都宮大学の大学生が中心となり活動運営を図っていたが，卒業と同時に宇都宮や育む会を離れてしまう問題もあり，近年は地元の社会人を巻き込み，一緒に活動を展開する仲間とする取組を進めている。
	行政や関係機関に活動報告や取組について説明した	個々のプロジェクトで紐づけることができるプロジェクトに関しては、同時に開催を検討したりしている。また、各運営内容を見直し、取捨選択をしながら物事を進めている。活動に関しては、単に打ち切りにするのではなく、関係各者に事業を説明し、納得感を持ってもらったうえで、プロジェクトを終えている。
		実施主体がこちらであっても、いかにして、キーパーソンにかかわってもらうかが重要。 エリア内店舗への周知は地道に行う
	管理の統合のための負債解消	・現在は、街区ごとに独立採算になっている為、管理コストの合理的な削減が出来ない。 ・政権交代時に実施された街区には大きなダメージが残されており、負債が大きすぎて、他の街区や振興 組合も手が出せない。 ・単独では正常化に 30 年掛かる予想。これを半減させる工夫を鋭意検討中。
	その他	まちづくり会社でストック機能を果たしている
		公共空間で収益を上げることへのネガティブなイメージがまだある。特に行政に。都市再生推進法人は首長が指定しているにもかかわらず、ほとんどエコ贔屓がない。
	現在検討中	有給（常勤）の事務局スタッフ 1 名の雇用を賄えるだけの組織の収入源となる、まちづくり貢献型の収益事業（空き店舗活用、公共施設の指定管理など）の可能性を検討している。
行政との連携が必要	勉強会やイベントなどを行い、協力体制を作成した	健康イベントや地球にやさしいエコなどフェスタを図り統一感を図りように努めている。
		①官民連携の検討会やワークショップの実施②ステークホルダー参加のシンポジウム実施③提案を市長宛提出
	中間支援としての役割を果たす	エリアで民間のまちづくりに取り組む団体（都市再生推進法人等）の立ち上げ支援やその後の日常的な情報共有などを行いながら、業務を民間まちづくり団体と連携して運営。市と民間のまちづくり団体をつなぎ、官民連携のエリアマネジメントが継続できるよう中間支援組織としての役割を意識している。行政、民間から気軽な相談を受け付けられるよう努めている

⑤上記の課題に対して、国・自治体に求める制度や制度上の改善点

回答の自由記述をもとに、意見の趣旨を分類し、傾向を整理した。(表 2.1-61 に示す)

一つの回答中に趣旨の異なる複数の意見が含まれる場合はそれぞれの分類で各一件とカウントした。

「国・自治体に求める制度や制度上の改善点」については、48 件の回答があり、「国から自治体への働きかけ・周知」が最も多く 6 件であった。

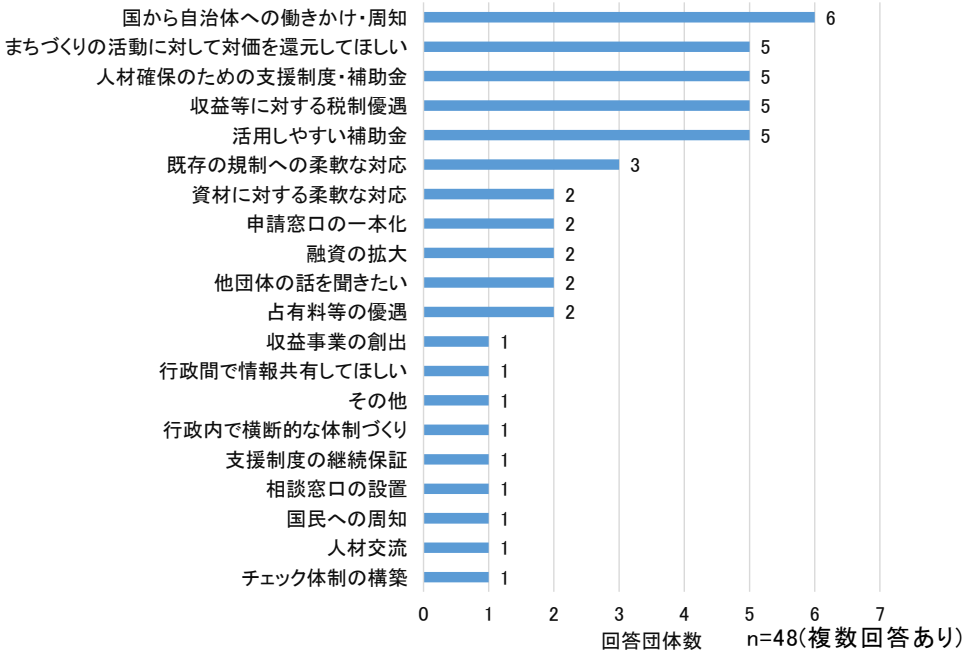

図 2.1-25 国・自治体に求める制度や制度上の改善点

■自由記述回答

「国・自治体に求める制度や制度上の改善点」に関する自由記述と分類を以下に示す。

表 2.1-61 国・自治体に求める制度や制度上の改善点

分類	記述
国から自治体への働きかけ・周知	自治体が、歩きたくなるまちなかづくりに、もっと関心を持って欲しい。そのための啓発活動を、国も進めて欲しい。
	民間主体の事業運営に寄り添う支援
	弊社は自治会と商店会が共同で立ち上げております。 その中で両者の合意形成を作りながら、行政の皆さんと歩幅を合わせていくこと。ソフトに対する補助があると嬉しいです。
	新制度適応の際には、その制度ができた背景や意図などを国から各行政の担当レベルまで周知頂けるよう通達を出すなり、指針や解釈基準を示して頂きたい。また、自治体や担当者にもよるものの、許可権者はネガティブチェックだけでなく、企画実現に向けた前向きな議論を頂き、新たに活用できる制度などの助言等を頂けると有難い
	制度利用について、国は積極的に感じますが自治体は各自治体で温度差を感じます。 国からの制度利用の働きかけ、もしくは国と直接できる制度を求めたい。
	官民連携や社会実験への協力に対する理解度の向上
人材確保のための支援制度・補助金	小規模な NPO や社団法人でも、雇用しやすい制度。
	まちづくり事業に興味を持つ若者への賃金補助などの就業サポート
	設備投資だけではなく、人件費など運転資金にも使える融資などがほしい。 また、行政もいっしょにまちづくりをしていくという意味で、行政がまちづくり会社にもう少し気軽に出資をしていけると動きやすくなり、まちづくり会社として雇用も生み出すこともできる。
	市の職員が都市再生推進法人に出向して民間の立場から公民連携業務に携われるような制度を整備してもらいたい。
	次代を担う若手リーダ人材育成への支援。
収益等に対する税制優遇	何らかの税制優遇があれば良い。
	まちづくり会社は地域に利益を還元し、まちの魅力を高めていくものであることから、法人税や固定資産税などの各税制に対する優遇を検討してほしい。（税分を街に投下することができる）
	公共空間活用時の使用料等の減免などの支援
	法人税の課税については、単年度に対してではなく 3 ヵ年での収支に対する課税にするなどの支援があればこれを本来取り組むべき事業に投資できるので有難い。もしくは、エリマネ融資制度ではなくエリマネ基金のように特定の目的にのみ活用できる資金を基金として、それに対しては課税対象外になる等の仕組みづくりをしていただきたい。
	税金面（固定資産税等）でのもっと柔軟な優遇措置を与えてほしい
活用しやすい補助金	大きな施設整備への補助だけでなく、活動の拠点となる施設等への小回りきく整備費等補助
	金銭的な補助制度
	必要な時に柔軟かつ迅速に対応できる補助金。事前着工 OK、申請・審査の簡略化など。
	活動資金補助の強化
	・安定的かつ継続的な補助金等の確保（現在補助金が条件的に対応できないケースや、補助金の交付率の大幅削減があり、継続的活動がかなり厳しいため） ・補助金の申請時期や内容（当年度の事業が始まらない中で次年度の事前申請が必要で、その内容や金額の枠を元に本申請する必要あり、当年事業による状況の変更などが反映しにくい）
まちづくりの活動に対して対価を還元してほしい	都市公園において指定管理代行料が無い場合に、公園施設設置許可料等をパークマネジメント法人に還元できる仕組みを創設頂ければ有難い
	プロジェクトを対象とした補助意外に、団体補助が欲しい。地域民間で集める負担金に応じた補助等。「よろず相談所」としての機能など、常時運営への対価が得られにくい。
	地権者含めた会費や協賛を中心に予算を組立、事業を動かしているが、恒常的安定的な活動に向けて、エリマネ活動により生じた付加価値の評価手法の確立と、それをお金に還元する仕組み・制度を確立していく必要があると感じる。
	ローカル地域での持続可能な活動資金の調達
	現状の調査などの事業に関わる費用がなかなか捻出されないこと 成果などを表すにしても、取り組み以前のデータが無いため、成果を表しにくいと考えている 調査事業等は民間単独で収益を生むことは実質的には不可能であるため、民間の取り組みに向け

分類	記述
	た継続的な調査を行う形の支援がほしい。またそうしたデータ行政がもつデータ等を所有している場合は最大限開示してもらいたい
資材に対する柔軟な対応	公共施設の指定管理の場合、受託団体が施設の備品や設備を負担することが多いが行政の目的外使用 などの措置など柔軟な仕様になると小規模事業者やNPO法人などが参入しやすくなる。
	・③-2の課題について →SDGs、環境負荷の低減といった観点からも、一定の要件を満たした場合には、造作等を残置・他の取り組みに流用できる仕組みづくり、法制度の緩和を検討いただきたい。また、最低限、同一事業が数か年続く事業計画となっている場合（社会実験を年度毎に1回づつ実施する場合など）、同一事業においては事業期間中の造作等の流用を認めるなど制度を緩和してほしい。 ・④の課題について →広告事業は収益事業として取り扱われるため、法人税の課税対象となっている。資金調達面での課題が生じているなか、法人税の課税は一定の負担となっており、継続的な活動や運営を図っていく上では、当該負担を軽減することが有益であると考えられる。ついては、都市再生推進法人における収益事業に係る法人税課税の免除に関する特例措置（租税特別措置法）の創設をご検討いただきたい。
他団体の話を聞きたい	制度を利用したことのある人の話を伝えてほしい
	他のエリマネ団体がどのようなフローと協力を得て補助金メニューを活用しているのか知りたい。行政担当者レベルでの情報交換が円滑に進むような、自治体レベルでの連携をより図れるようにしてほしい。
申請窓口の一本化	申請窓口のワンストップ化。（決裁権限を持つエリマネジメント専門部署設置）
	案件相談の際には、各行政内での共有をしていただき、窓口を一本化（ワンストップ化）するような制度があると有難い。警察も含めてだと非常に効率的。
占有料等の優遇	・道路占用料単価が毎年上昇し続けているためエリマネ活動のハードルとなっているため道路占用料単価の上限額の設定など緩和措置を検討してもらいたい ・補助金支援の他にエリマネの持続的な活動に係る財源確保の支援策を検討いただきたい
	収益事業に対する税制の優遇制度
融資の拡大	エリアマネジメント融資制度の対象拡大。都市再生推進法人である株式会社の追加。
	これまで中心市街地の商業文化の賑わい・集客・交流拠点として、中核的な役割を果たしてきた再開発ビルの老朽化が課題。ライフスタイルが大きく変容するなか、中活に根差した地域ニーズへの対応や新たな都市機能等に対応するため、まちの顔である大規模施設の再々開発に対する投資支援、税制優遇などの施策の充実。
既存の規制への柔軟な対応	・法律・法令にて一定の基準があると理解しているものの、ルールや制度の解釈の幅を設けて頂けると有難い。例えば、イベント時の設置物（1ヶ月未満）に常設工作物のルールが適応されてしまい、実現できなかった案件があったが、1ヶ月未満の設置であればその限りではないなど催事用のルールを設けて頂きたい。 ・1933 年からある「旧美観地区」指定により、デジタルサイネージやプロジェクションマッピングなど今では当たり前となった掲出物の活用もハードルが高く、時流に合った制度改変をお願いしたい。 ・エリアマネジメント広告について、①アートにアーティスト名が入ると行政で「広告扱い」になり面積制限も受けることになるなど、アートのまちづくりを推進していくうえで弊害が多い為、アートのまちづくりが進むよう「アート」と「広告」は区別して扱っていただけるよう指針を示すなどして頂きたい。②工事用仮囲いへのアート掲出を進めていきたいが、区の道路占用基準にて、占用上では広告はおろかアート（装飾）すら掲出できない限定列挙になっている。「道路」のルールも含めて、関係法令が一元的に繋がり、まちづくりを進めていけるよう整えていただきたい。
	新しい発想・取組に対する支援（規制緩和・行政手続きの簡素化）
	関係法令・制度と運用の規制緩和：公共空間利活用での地区の賑わい形成に資する取組での、協賛広告物の扱い等の緩和や、自動運転等実証実験を実装化するための専用レーン設置実現対応等(特区活用や道交法改正)が必要。
相談窓口の設置	課題の解決の為の相談窓口を身近に設置
支援制度の継続保証	・仕掛り事業については、政権交代時でも補助金の減額や停止をしないで下さい。 ・前回は、そのダメージの内、振興組合が約 6 億も負担することになりました。 ・今回は、コロナとの理由で、2 億円の補助金が消えてしまいました。 ・銀行からは、今後は経産省の補助金はまちづくりの事業計画には計上しないで下さ いと言われました。
人材交流	・エリマネ人材の流動化（ジョブ型制度に基づくまちづくり人材紹介を国が支援する） ・エリマネ伝道師の派遣
行政間で情報共有してほしい	民間が見られなくてもいいので、行政の実務担当者レベルでの、各種メニューや整備計画関係の体験談や調整方法などが共有できたほうが良いのではないか？実例がないか？とエリマネ団体側に求

分類	記述
	められることが多々あるが、他地区・他行政区では実際に行われていることもあるので、そこがもっとシームレスに情報交換ができていると話がもっと早く進むと思う。
収益事業の創出	都市再生推進法人の安定的な財源確保がはかれる事業の創出
チェック体制の構築	都市再生推進法人の指定後のチェックをしっかりと（例えば、10年ごとの更新制で、途中経営状況のチェック） そうすることで、エコ贔屓できる組織に耐えうるようにしていくべき
国民への周知	地権者相続人をはじめとした地元地域の若年世代に関心が高まるためには、取り組みの周知、世間からの評価が圧倒的に不足している。YouTube や Instagram、X 等を活用した公共広告や取材に基づく番組づくり等、国の力で日を当ててほしい。この四半世紀で格段に広まっているが、未だ一部意識の高い層や専門家の領域に留まっていると痛感している。
行政内で横断的な体制づくり	まちづくりを、都市計画や産業振興などハードや経済の視点で切り取り見るのではなく、予算執行上難しいとは思いますが、都市政策課＋障害福祉課＋地域振興課など、横断的に手を組むことによって申請できる補助金や事業構築ができたら嬉しいです。民間でいうジョイントベンチャー（JV）で申請するプロポーザルと同等です。専門領域から超えるものは他者と組み提案をするのはリクエストに応えるためには必要な体制づくりと言えます。自治体も専門の枠を超えて課題解決を考える体制づくりに予算をつけるなどお願いしたいです。
その他	弊社ではエリアマネジメントを取組、計画、実行は行っておりません。

問 2 取組・事例

■設問

以下の政策分野①～④ついて、エリアマネジメント活動の中で具現化されている取組、事例などがあればその概要を記述し、参考資料・参考 URL をご回答ください。(複数回答可)

■自由記述 回答状況

表-2.1-62 問 2 回答状況

項目	回答数
①デジタル(PLATEAU、スマートシティ等)	19
②環境(緑化、脱炭素化、暑熱対策、生物多様性等)	21
③くらし(子育て、教育、健康、文化、交通等)	26
④防災(避難シミュレーション、帰宅困難者対策等)	17

① デジタル（PLATEAU、スマートシティ等）

表 2.1-63 デジタル（PLATEAU、スマートシティ等）

回答者属性	概要
都市再生推進法人	エリアマネジメントの継続的な活動や運営に際しては、エリアマネジメントの高度化が必要であり、データ活用等のエリマネのスマートシティ化による活動・運営の持続的な仕組み化が重要であると考えている。その上で、都市のアップデート／都市のリ・デザインとして、日常・非日常における、ポテンシャルの拡大・レジリエンスの増強という観点でスマートシティ化により解決すべき課題を「区域の発展的課題」として見出し、各取り組みを推進している。 ・Oh MY Map!…大丸有を訪れる人々のより充実した回遊体験のために、エリアで開催中のイベントや移動に関連する情報を発信している Map。 ・エリアダッシュボード…大手町・丸の内・有楽町における昼間人口や事業所数・従業者数、建物情報、歩行者通行量など、エリアに関する現況やこれまでの状況を可視化するツール。 ・Data Library…　大手町・丸の内・有楽町にまつわるさまざまなデータを一覧化していく、デジタル上の図書館。 ・エリア評価…　EBPM／CP の観点からエリアの各種データ活用による大丸有エリア全体の持続的・継続的な評価の仕組みを検討。 ・エリマネデジタルツイン…　公的空間を含む建物内外などの官民領域やデジタル・リアルを横断した高度化されたサービスの提供の仕組みを構築。 ・３D データ活用（BIM、PLATEAU 等）…　大丸有エリア内で BIM データを面的に整備。PLATEAU とも連動しながら防災等の各種ユースケースにおいて 3D 活用を検証。 ・AMCI…大手町・丸の内・有楽町で働くワーカーや、街を訪れるひと、エリア内の企業が取り組んでいる SDGｓアクション等の活動を、３D 都市モデルを用いて一目瞭然に可視化するツール。 ・モビリティ実証＆リデザイン WG
	①桜井市内の観光地市民が選んだ桜井 100 選をデジタルマップ化②駅前周辺のグルメ・宿泊施設等のデジタルマップ化③駅前商業ビルに大型 LED ビジョン設置
	SNS 等での情報発信、デジタルサイネージの活用。
	地域マップのオンライン閲覧
	画像センサーと AI を組合わせた動態モニタリングを開発中。街路の通過交通を人・車に分類し、方向・速度等のデータをクラウドに蓄積して。３D モデル上で都市生態を分析できる状態を目指している。
	スマートポール設置の社会実験を検討
	VR 及び AR 技術を用いた体験型コンテンツスマートフォンアプリ(桑名城探訪)の開発
	自動運転モビリティ実証 2020 年度より継続取組中
	リアルに存在する街とバーチャル上で存在する都市「和歌山城下町」をメタバース事業にて展開。
	・高輪ゲートウェイ駅周辺で PLATEAU を利用した学校と連携したガイドブックつくりを行った ・高輪ゲートウェイ駅周辺地区スマートシティコンソーシアムの事務局を担
	モビリティのシェアリング等を実施
	地域情報（タッチパネル地図等）とデジタル広告を掲出する２画面式デジタルサイネージを設置。 デジタル広告は、行政からの要請に応じて行政広報も可能としている。
	竹芝地区において収集した人流データや訪問者の属性データ、道路状況、交通状況、水位などのデータをリアルタイムでさまざまな事業者が活用できるデータ流通プラットフォームや、先端技術を活用したサービスなどを竹芝地区に実装することで、回遊性の向上や混雑の緩和、防災の強化などを実

回答者属性	概要
	現し、竹芝および周辺地区の課題を解決することを目指します。デジタルツイン上で災害情報を統合するプラットフォームを開発。エリアマネジメントにおける防災まちづくりを推進する。
	エリアマネジメントの継続的な活動や運営に際しては、エリアマネジメントの高度化が必要であり、データ活用等のエリマネのスマートシティ化による活動・運営の持続的な仕組み化が重要であると考えている。その上で、都市のアップデート／都市のリ・デザインとして、日常・非日常における、ポテンシャルの拡大・レジリエンスの増強という観点でスマートシティ化により解決すべき課題を「区域の発展的課題」として見出し、各取り組みを推進している。 ・Oh MY Map!…大丸有を訪れる人々のより充実した回遊体験のために、エリアで開催中のイベントや移動に関連する情報を発信している Map。 ・エリアダッシュボード…大手町・丸の内・有楽町における昼間人口や事業所数・従業者数、建物情報、歩行者通行量など、エリアに関する現況やこれまでの状況を可視化するツール。 ・Data Library…　大手町・丸の内・有楽町にまつわるさまざまなデータを一覧化していく、デジタル上の図書館。 ・エリア評価…　EBPM／CP の観点からエリアの各種データ活用による大丸有エリア全体の持続的・継続的な評価の仕組みを検討。 ・エリマネデジタルツイン…　公的空間を含む建物内外などの官民領域やデジタル・リアルを横断した高度化されたサービスの提供の仕組みを構築。 ・３D データ活用（BIM、PLATEAU 等）…　大丸有エリア内で BIM データを面的に整備。PLATEAU とも連動しながら防災等の各種ユースケースにおいて 3D 活用を検証。 ・AMCI…大手町・丸の内・有楽町で働くワーカーや、街を訪れるひと、エリア内の企業が取り組んでいる SDGｓアクション等の活動を、３D 都市モデルを用いて一目瞭然に可視化するツール。 ・モビリティ実証＆リデザイン WG
全国エリアマネジメントネットワーク会員	まち歩きマップのデジタル化（Stroly 連携）
	エリアマネジメント・ダッシュボードの構築（実施協力）
	1)スマートシティ：本年 3 月コンソーシアムを設立し「新たなエリマネ※(問 1②)」の項目を中心に実行計画を策定、今年度より具体個別 PJ 実施と都市 OS や DX 構築に向け関係者と協議調整検討中。
全国中心市街地活性化まちづくり連絡会議会員	まち歩きマップのデジタル化（Stroly 連携）

②環境（緑化、脱炭素化、暑熱対策、生物多様性等）

表 2.1-64 環境（緑化、脱炭素化、暑熱対策、生物多様性等）

回答者属性	概要
都市再生推進法人	【大手町・丸の内・有楽町地区およびその周辺地区におけるグリーンインフラの推進】 グリーンインフラ活用型都市構築支援事業を活用し、皇居や日本橋川と隣接する自然環境を活かしたグリーンインフラの導入を図るべく、様々な調査、整備を推進 （例） ・グリーンインフラ推進基本方針の策定 ・有楽町 slit park の整備 ・レインガーデンの整備と効果検証 ・大丸有地区のエコロジカルネットワークの調査 ・屋外空間の熱的快適性と就労時の生産性に関する調査 ・TOKYO OASIS の機能更新 など 【脱炭素の実現に向けた取組】 ・2050 年カーボンマイナスという目標を含む「大丸有エネルギーエリアビジョン」の策定（以降はこのビジョンの実現に向けた取組） ・エネルギーインフラ再構築に向けた議論テーブルの企画運営 ・広い行動変容を企図した地区内就業者向け講座の企画
	歩行者中心のまちなかづくりの推進。歩道へのパークレットの設置。
	テナントから得た賃料の一部をひろばの高質な管理（市民との協働）に使用。
	街ぐるみで環境指標生物の「ミツバチ」を飼っている。生物多様性にも寄与し、なおかつ緑を増やすまちづくりや、ベンチなどの公共空間、ふるさと納税としてのはちみつなど
	IOT スマートリサイクルボックスの設置による環境美化・啓蒙。 カヤックによる河川ゴミ拾いの水上アクテビティ提供。 地域高校生との河川水質調査活動。
	河川水面に近い親水空間を整備、暗渠を経て水温が下がった河川水により快適な滞在空間をつくっている。
	二子玉川の自然資産である多摩川とその水辺環境の保全および安全利用の意識啓発につながる活動を「かわのまちアクション」と名付け、地域有志の協力を得ながら除草・清掃や美化活動を継続的に実施している。
	2017 年より，釜川やその周辺の生物（魚類等の水生生物や鳥類，昆虫などの陸生生物，植物）の調査や水質調査を実施している。 これらの調査活動の一部は，市内に住む親子向けの環境学習型ワークショップとして，年 2 回程度開催し，親子の釜川への興味関心，愛着の醸成にも繋げており，令和５年度は１００人程度の親子に参加いただいた。 また，2020 年からは，上記の調査から，釜川下流部は，市街地内でありながらも絶滅危惧種も生息できる水質である，河川構造物等の影響により，魚類等の生息，ひいては生物の多様性確保が困難となっていることを受けて，釜川への石積みビオトープや石組み魚道の設置，月 2 回程度の定期的な清掃活動（年間１８０人程度参加）の実施など，人と生き物の共生に向けた取り組みを展開している。
	「hamacho midori project」。都心の中でも自然環境に恵まれたエリアに属しており、「みどり」を再考することで、世代や価値観の壁を越え、未来の幸福度を地域から高めようとする実験的な取り組み。
	「東銀座エリア清掃活動」の実施 毎月 10 日前後「中央区：まちかどクリーンデー」に合わせ清潔・快適・魅力的なまちを目指す。

回答者属性	概要
	①2030 年を目標年次とする錦二丁目長者町地区まちづくり構想の実現と、二酸化炭素削減目標の実現に向けた取り組み（名古屋市の低炭素モデル地区） ②錦二丁目 SDGsWEEks による企業連携 ③「みちにわ」による環境にやさしいライフスタイルの発信
	市駅前通り（市道和歌山市駅前線）の歩道を活用した社会実験として、天然芝とウッドデッキ等によるパークレット形式の歩行者滞在空間として、市駅前ストリートガーデン「しえきのにわ)」を設置している。
	行政の環境部と連携して、脱炭素先行地域の CO2 フリー電気の啓蒙・脱炭素に関わるアンケートの実施・WS を企画しています。
	養蜂活動を通じた環境意識の醸成
	AEMS 活動として、渋谷駅前の５施設(渋谷ヒカリエ、渋谷ストリーム、渋谷スクランブルスクエア、渋谷フクラス、渋谷サクラステージ)のエネルギーデータの取り纏め分析等を実施している。 また、2024 年 4 月より一般社団法人 SWiTCH と連携した環境活動を実施。駅前のサイネージで地球環境に係る動画を放映するなど、環境問題を幅広い層に伝え、「サステナブルな都市渋谷」を世界に発信している。
全国エリアマネジメントネットワーク会員	エリア各所で打ち水を同時開催する啓発活動
	緑化：札幌駅前通ストリートガーデン　さっぽろタウンガーデナーとオフィスワーカーとの協働により札幌市中心部のオフィスエリアを花と緑で彩っています。 脱炭素化：札幌駅前通北街区地区計画該当地域内で開発される場合、脱炭素化の取組をした場合容積緩和を受けられる。(開発される場合は、北街区地区の開発検討委員会を通す必要がある)
	1)2022 年 4 月脱炭素先行地域(第 1 回)に選定され(横浜市と共同提案･当初 32 が現在 41 施設参画)各取組の具体化を実施中､2)｢水環境生物多様性｣地区内の海の実験場での生物観察 10 年継続し結果を HP で発信、3)｢緑・花｣桜木町駅広の植栽桝等花の植替えを年 6 回実施・HP で発信(下記 URL 参照)。
全国中心市街地活性化まちづくり連絡会議会員	商店街（昭和の町）の各店舗に対し、猛暑対策としてミスト導入の補助金を今年度から実施。
	エリア各所で打ち水を同時開催する啓発活動

③くらし（子育て、教育、健康、文化、交通等）

表 2.1-65 くらし（子育て、教育、健康、文化、交通等）

回答者属性	概要
都市再生推進法人	子育てへの支援活動として地元 NPO と共に子供食堂を中心としたイベントの開催、地元陶芸家などが参加する倉敷民芸を紹介するイベントの開催を行っている。
	弊社では子育て支援施設「カブッキーランド」を運営しており、遊具で親子が一緒になって遊んだり、料理教室を親子で楽しむことができる施設となっています
	・周辺地区の例大祭等文化的行事への協力（人的・場所）
	・社会福祉協議会と連携し、エリアプラットフォームメンバーを対象とした、認知症サポーター講座の開催 ・子供の将来の選択肢拡大のため、プログラミング教室の開催
	公開空地・河川上等へのアート描画による環境改善 複数の高校の学生たちによるまちの文化祭開催 地元高校の地域貢献事業への協力
	道路空間を通行止めにして、地域の高校生と地元事業者による賑わい創出をしました。
	・文化 …夢を応援するまちの通年事業として、ミュージシャン発掘・応援プロジェクトである「MUSIC BUSKER」、新進気鋭のアーティストを起用する「ART SCRAMBLE」を実施。 ・交通…エリア内の回遊性向上・自動車交通流入抑制を企図して交通サービスを実施
	地域の伝統的な意匠素材であるレンガに着目して、レンガ歩道整備時に市民から賛同金を得て名前入りレンガを 2300 個敷設している。この賛同者にむけて前橋レンガの勉強会や手作りレンガワークショップ等を行って、歴史や地域文化での理解を図っている。
	山口県の補助金を活用し、「子連れコワーキング」施設を今年度中にオープン予定
	道路空間内の未利用地（道路高架下）を駐輪場およびシェアサイクルポートとして利活用。
	釜川やその周辺に点在する空き地や空き家を活用し，釜川が持つ豊かな生態系・歴史・文化を手掛かりに，釜川の植物を活用した草木染めや空き地，河川空間を活用したアート作品設置など，アーティストや地域住民による文化・芸術の創造を促進し，地域文化の発展や，新たなまちの魅力を創出に取り組んでいる。 また，釜川周辺エリアに関わり，活動を展開する仲間を増やすべく，2019 年より，各分野の第一線で活躍する講師をお招きしてのレクチャーイベントや，地元クリエイターのプロフィール，作品等を発信するクリエイターズファイルの構築・発信を実施している。 さらに，宇都宮市内で働くエンジニアや理系ママが講師となり，ラジコンボートを作り，釜川で動かしてみるなどといった，ものづくりやプログラミング，自然科学ワークショップを 2020 年より展開しており，2023 年度は計 1 60 人程度の親子に参加いただいた。
	「浜町げんきプロジェクト」。食・運動・思考と多方面から健康にアプローチし、楽しく、健やかに、生き生きと暮らし・働くまちを目指すプロジェクト。現在まで、会員企業であるカゴメ様と野菜を使ったイベントであったり、ランニングイベントを開催している。
	行政連携イベントの実施（消防署・警察署） 防火防災および交通安全イベントを通じ、啓蒙を図ると共に地域コミュニティの活性化を図る。
	千代田区内の学生による HIBIYA Brass Band DAY（吹奏楽部演奏会）を実施。 かんだ歌宴によるクリスマスコンサートを実施。
	和歌山市の委託事業として、和歌山市民図書館に併設された地域子育て支援拠点施設「育ちのえき　くすの木」を運営し、市内の未就園児の親子の交流や、子育てに関する相談等の場を提供している。

回答者属性	概要
	文化の継承・コミュニティの醸成・次世代の発掘を目的に、地域の盆踊りを主催で復活させました。また、新たな伝統を作るべく新しい盆踊りも作りました。
	地元資産の活用 県指定文化財「大庄屋三木家住宅」を全国初の文化財活用ホテル・レストランとして改修、運用。 修繕・改修工事費用などイニシャルコストは民間がすべて負担し、自治体の財政負担ゼロを実現。 指定管理料ゼロで運営することにより、自治体が負担する文化財の日常の維持管理コストを大幅に軽減。
	地域通貨やこどもへの科学教育、モビリティシェアリング等を実施
	シェアサイクル事業を実施（道路、公園等の公共用地でのポート設置に特例占用を活用） 令和６年５月よりシステムを変更（でらチャリ　→　カリテコバイク）
	・中心市街地の公園及び公共空間を活用した食と文化をテーマにした賑わいイベント「街の森のアトリエ」の定期開催。
	地域交通に関して、駅中心地区への車両流入を軽減するために、駐車場一体運用ルールを策定し、入庫ルートを整備。駅周辺施設でこのルールが運用されており、各施設でのお買い上げ額を合算し、その合計金額に応じた駐車場サービスが利用できる仕組みも実現している。
全国エリアマネジメントネットワーク会員	●Think School まちづくりとアートを学びながら、自分の好きなこと、やりたいことを「見つける」「深める」「伝える」技術を磨く学校です。 アートマネジメントとまちづくりの手法から企画の組み立て方を学ぶ「企画コース」とアーティストとキュレーターから作品制作と展示の基礎を学ぶ「制作コース」の２つのコースがあります。 ●まちのこそだて研究所「gurumi」 gurumi では、まちで働く幼い子を持つお母さん、お父さん、子どもに関わるすべての人とともに、働きながらどう子育てしていくのかを研究します。研究内容は、子育てに関する多角的な学びや「ちょっと聞いてほしい」「ちょっと聞きたい「それ、わかる」という共感など、子育てに関係するあらゆるもの・ことです。 ●人体改造カブ式会社 新たなエリアマネジメント活動のひとつとして、札幌駅前通地区において主役となるビジネスパーソンの健康づくりに取り組むことで札幌駅前通地区全体の健康の底上げを図り、「札幌駅前通地区をビジネスパーソンのみなさんが働きやすい、健康な地区」を目指す取組みです。
	駅前広場の日常管理、イベント等の実施（そのための地権者不動産事業収益の一部還元と公民連携）
	●文化等：1)「ミュージックポート横浜」等の各取組、2)地区内の「アート＆ミュージアム」めぐり、3)「公共空間の活用」の取組、等を「新たなエリマネ※」の方針に基づき実施中(下記他 URL 参照､含交通)。 ●交通：4)「スマートモビリティビジョン」に基づき、5)「エコモビチャレンジ」等の実施。
全国中心市街地活性化まちづくり連絡会議会員	まちなかを走行するバスを運行（まちづくり会社事業）
	熊本県産品の発掘や情報提供、中心商店街及び熊本城ミュージアムわくわく座（熊本城観光交流サービス㈱）との連携に関する業務、販促活動や熊本商工会議所会報「商工ひのくに」へのＰＲ掲載（毎号/年１２回）などを展開。

④防災（避難シミュレーション、帰宅困難者対策等）

表 2.1-66 防災（避難シミュレーション、帰宅困難者対策等）

回答者属性	概要
都市再生推進法人	静岡の駅前は JR/私鉄に挟まれその中の自治体・商店街は各々の防災計画等はあるが、連携がなく困っている為それを総体的に構築する。
	・大丸有地区都市再生安全確保計画の推進 ・千代田区と災害時の DX 連携協定を締結し、区を運営主体とし、避難者へデジタルサイネージやスマホで情報提供する「災害ダッシュボード」を大丸有エリアに社会実装。 ・大丸有地区における発災時人流シミュレーションの研究を実施。混乱や危険な対向流なく、帰宅困難者が帰宅困難者受け入れ施設まで移動する最適解を検証中。
	災害時帰宅支援防災マップの作製・配布・公開
	梅田エリアマネジメント実践連絡会の一員として防災啓発活動を実施
	帰宅困難者対策地域協力会を運営
	水害が起きる地域として、NPO 法人水・防災機構とともに事前に避難計画を立てる「防災マイタイムライン」の普及活動を推進している。2020 年から 22 年までは講座イベントを開催し、23 年・24 年は「イザ！カエルキャラバン in 二子玉川ライズ」内のブースにて出店した。
	「浜町防災プロジェクト」。①浜町界隈の災害対策に関し、共助へのアプローチを目指し、武蔵野美術大学との産学連携プロジェクトを実施。②オフィシャル LINE に防災に関するサービスを取り入れ、『災害に強いまち』を目指し、防災に関する情報を定期的に発信。
	「東銀座防災スタンプラリー」の実施 地域防災連携を図るべく、災害時に利用可能な施設・設備をめぐり有事に備える。
	地区施設である広場が帰宅困難者の一次避難先となっている
	防災イベントの開催、駅と連携した防災訓練の実施
	リアルタイムデータを活用した防災サービスの導入による防災力の強化、早期の社会実装を見据えたスマートシティの実証調査
	東京都、渋谷区、工事関係者、施設管理者と連携し、有事の際の情報連携体制・ルールを策定。また、周辺施設を含む渋谷駅前エリアマネジメント協議会における帰宅困難者受け入れルール等を作成している。 浸水被害を想定した訓練も開催。2022 年は、東口地下広場にて浸水実働訓練を開催。2023 年は、渋谷駅周辺地下空間にて、地下空間の浸水被害から逃れるための避難訓練（東京都主催）を実施。
全国エリアマネジメントネットワーク会員	まちをつよくする一番の方法は、人が力を合わせること。「みんながみんなを守るまち 梅田」を合言葉に、梅田の就業者・就学者だけでなく来街者など、梅田に関わるすべての皆様に、危機感を持ち、もしもの時に協力し合える意識づくりに努めている。 方法：街中サイネージでの掲出、携帯端防災マニュアルブックの作成、梅田防災スクラムゼミ（梅田就業者を対象とした防災に関する討論会）
	札幌駅前通地区防災協議会にて、帰宅困難者の手引き等を策定している。
	・中之島を大阪都心部で最も安全・安心なエリアとする目標を掲げ、エリア防災活動を検討、推進 ・都市再生安全確保計画を作成（2016 年度策定、2021 年度改定） ・体制づくりの中で災害時掲示板や災害時行動マニュアルを改善し災害時の自助共助体制を確立中
	帰宅困難者対策の検討（勉強会等の開催、ポータブル発電機の購入、都市再生安全確保部会への協力など）
	●帰宅困難者対策等：防災エリマネ推進委員会を設置し、1)当地区都市再生安全確保計画の策定・改定、2)その実運用での地区共通マニュアル「災害時行動ガイド」の活用と「帰宅困難者支援ガイド(防災マップ)」の発行、3)地区合同防災訓練、等の防災対策を地区全体で継続実施(下記 URL 参照)。

(4) 調査 5:都市再生推進法人等会議に対する意向把握

調査5は、「都市再生推進法人、都市再生推進法人をめざす団体(市区町村が把握しているもの)、全国エリアマネジメントネットワーク会員」を対象として、令和 6 年 11 月 28 日(木)に実施した都市再生推進法人等会議'24 に対する意向を把握した。

1) 回答状況

調査5:都市再生推進法人等会議に対する意向把握に関する調査を行った結果、「都市再生推進法人、都市再生推進法人をめざす団体(市区町村が把握しているもの)、全国エリアマネジメントネットワーク会員」のいずれかに該当する 132 団体から回答があった。回答者属性としては、「都市再生推進法人」(76.5%)が最も多いという結果となった。

表 2.1-67 回答者属性

項目	団体数	割合
都市再生推進法人	101	76.5%
都市再生推進法人を目指す団体	18	13.6%
全国エリマネ会員	13	9.8%
合計	132	100.0%

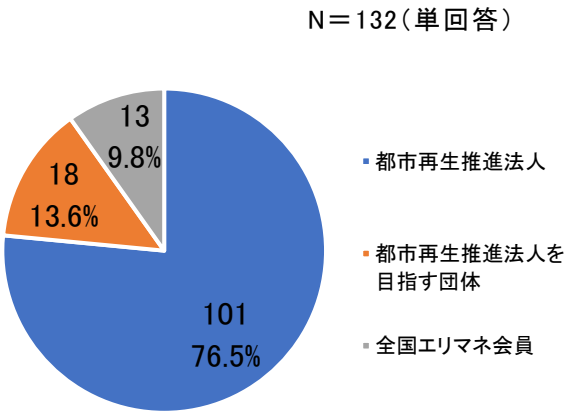

図 2.1-26 回答者属性の割合

2) 調査項目

調査 5 の調査項目については、次項以降に、アンケート調査の調査票を示した。

資料 2.1-6 調査 5:都市再生推進法人等会議に対する意向把握 調査票(1/2)

【調査５　都市再生推進法人等会議に対する意向把握】

１．都市再生推進法人等会議に対する意向把握

都市再生推進法人等会議は、各都市再生推進法人等が持つ知見や課題等を共有し、課題解決に向けて意見交換するとともに法人等同士の交流の機会となるものです。

問１

令和6年11月28日（木）に、東京都内において、都市再生推進法人等会議の開催を予定しています。参加のご意向についてご回答ください	回答欄
①　会場で参加したい	
②　WEBで参加したい（WEB配信が可能な場合）	
③　会議には参加せず、会議資料のみ入手したい	
④　参加は考えていない	

問２

問1で①と回答された方にお伺いします。 協議したいテーマ・内容がありましたら記載して下さい。(財源確保、課題解決に向けた工夫事例、合意形成の図り方など、エリア評価につながる有効な指標)
記入欄：具体的な内容をご記入ください

問３

問1で①と回答された方にお伺いします。 会議は、テーマに分かれたグループ討議と全体での情報共有を想定していますが、その他取り入れたいコンテンツ(会議形態等)ありましたらご記入下さい。
記入欄：具体的な内容をご記入ください

資料 2.1-6 調査 5:都市再生推進法人等会議に対する意向把握 調査票(2/2)

問 4

問1で①と回答された方にお伺いいたします。 会議後等に会場周辺のエリアマネジメント等の視察会を開催する予定です。参加のご意向についてご回答下さい	回答欄
① 参加の意向	
② 参加は考えていない	

※都市再生推進法人等会議及び視察会への出欠確認は、参加意向の団体様向けに改めてご案内させて頂きます。

3) 調査結果

都市再生推進法人等に対する意向把握について、単純集計を行った結果を以下に示す。

問 1　都市再生推進法人等会議の参加意向

■設問

令和 6 年 11 月 28 日(木)に、東京都内において、都市再生推進法人等会議の開催を予定しています。参加のご意向についてご回答ください。

■回答

都市再生推進法人等会議の参加意向として「①会場で参加したい」(34.8%)が最も多く、次いで「②WEB で参加したい(WEB 配信が可能な場合)」(29.5%)「③会議には参加せず、会議資料のみ入手したい」(25.8%)という結果となった。

表 2.1-68 参加意向

項目	団体数	割合
① 会場で参加したい	46	34.8%
② WEB で参加したい (WEB 配信が可能な場合)	39	29.5%
③ 会議には参加せず、会議資料のみ入手したい	34	25.8%
④ 参加は考えていない	13	9.8%
合計	132	100.0%

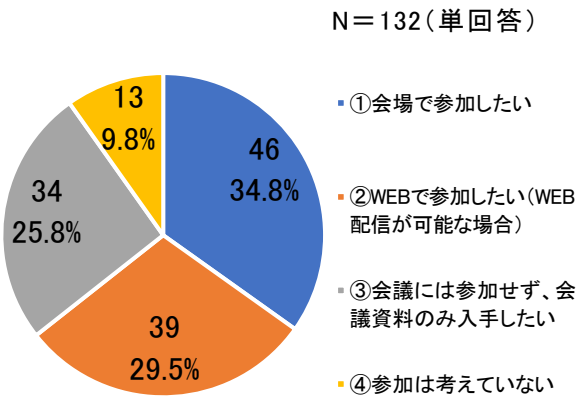

図 2.1-27 参加意向の割合

問 2　都市再生推進法人等会議で協議したいテーマ・内容

■設問

問 1 で①会場で参加したいと回答された方にお伺いします。

協議したいテーマ・内容がありましたら記載して下さい。(財源確保、課題解決に向けた工夫事例、合意形成の図り方など、エリア評価につながる有効な指標)

記入欄：具体的な内容をご記入ください

■回答

協議したいテーマ・内容について、5 つのキーワードに分類を行った結果、「①財源確保」(65.7%)が最も多く、それに次いで「④体制(官民連携)」(25.7%)という結果となった。

表 2.1-69 協議したいテーマ・内容　　N＝35(複数回答)

項目	団体数	割合
①財源確保	23	65.7%
②合意形成	6	17.1%
③人材確保、人材育成、発掘	6	17.1%
④体制(官民連携)	9	25.7%
⑤エリア評価	6	17.1%
⑥その他	13	37.1%

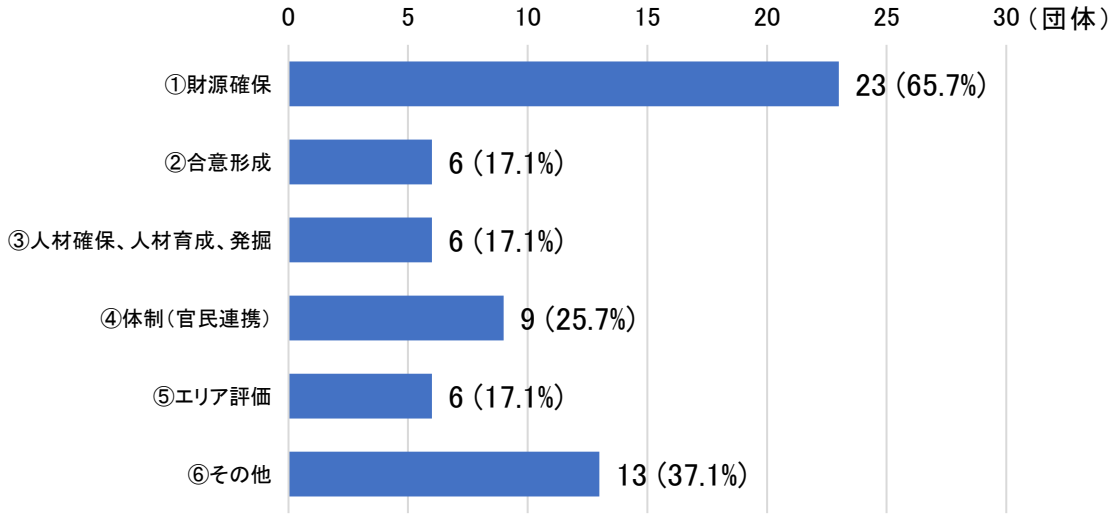

図 2.1-28 協議したいテーマ・内容の割合

表 2.1-70 回答内容一覧

	回答内容
1	・安定的な財源の確保方法 ・行政との連携方法（事例） ・会員同士の合意形成の手段
2	・人材確保 ・財源確保 ・組織体制
3	・効果的な公共空間利活用が地域活性化にも繋がる、関係法令とその取扱いの規制緩和について ・自動運転等の新技術の実証実験を実運用に繋げるための効果的な総合施策について
4	・財源確保及び人員配置
5	・事業を実施してく上での財源の確保について
6	・エリアマネジメントを実施する際の財源確保の手法・仕組み作りについて
7	・まちのビジョンの作成プロセス ・エリア評価につながる有効な指標
8	・財源確保 ・エリア評価につながる有効な指標
9	・まちづくり会社（株式）が土地を取得するにあたり、その永続性が求められるが、かつての土地開発公社など、行政が買い戻し（引受け）の最終シナリオが準備されていない現状では、先に進めないという課題がある。古いビルの取得についても同様で最終的には取り壊し費用の負担について、数千万円のリスクをはらんだ所有権移転は躊躇される
10	・健康寿命増加 ・ウォーカブル ・地域おこし協力隊の活用 ・スタートアップ等との連携の方法
11	・財源確保 ・人材育成、発掘
12	・自主事業による安定した経営に向けた取り組み内容について意見交換 ・目標達成に向けたロードマップの作成について、その作成過程を合意形成の図り方も含め意見交換
13	・合意形成の方法について、実務をしない人間をどのように意思決定に関わらせないようにするのかなど
14	・財源確保 ・都市利便増進協定締結の事例、サポート ・エリマネ活動の客観評価方法と指標

	回答内容
15	・民間のまちづくり会社として事業を継続するための収益性（財源）の確保
16	・都市再生推進法人の制度は整いつつあり、積極的に活用したいと考えているが、窓口となる行政の（我々のエリアは「区」）制度利用に対する温度感に差があり、進まない。制度利用の条件として行政を入れずに活用することを検討していただきたい ・財源確保についても、エリアマネジメント広告事業など制度はあるものの、担当行政によって温度差があり進まない。直接国（国交省）も交えながら地方行政（区）と協議する場を設定できるような制度を検討していただきたい
17	・財源確保の手法について ・地域活性化に有効なソフト・ハードコンテンツついて
18	・エリマネ活動の財源確保について
19	・国・自治体による支援施策について（特によく活用されている施策、施策活用の有効事例、実際に施策を活用するときの難易度）
20	・財源確保（都市再生整備計画などを活用した取り組み） ・大手企業が関わらないエリマネ団体における団体運営や事業展開に関する意見交換
21	・財源確保
22	・エリマネ評価 ・次代につなげる担い手の確保と育成
23	・財源確保
24	・まちづくり団体ならではの収益事業
25	・エリアの経済活動に対する評価方法、比較方法 ・小規模なまちでの財源確保事例
26	・優先すべき課題の抽出方法
27	・財源確保の事例
28	・人材確保と維持継続の財源確保 ・地方都市での財源確保の事例 ・合意形成のプログラム成功事例
29	・エリアマネジメント活動の KPI ・エリマネの人材の教育 ・各種制度の活用について
30	・都市再生計画の内容確認 ・不動産の所有と利用の分離について ・空間地上権の活用について
31	・公益法人ではない「都市再生推進法人に土地等を譲渡した場合の譲渡所得の特例」について
32	・財政確保

	回答内容
	・合意形成の図り方 ・公民連携の方法 ・地域への浸透のさせ方
33	・財源確保 ・地元住民との合意形成の図り方 ・エリアマネジメント概論について簡単な説明
34	・エリア評価につながる有効な指標
35	・推進法人指定を得るまでの過程と審査基準

問 3　取り入れたいコンテンツ(会議形態等)

■設問

問 1 で①会場で参加したいと回答された方にお伺いします。
会議は、テーマに分かれたグループ討議と全体での情報共有を想定していますが、その他取り入れたいコンテンツ(会議形態等)ありましたらご記入下さい。
記入欄:具体的な内容をご記入ください

■回答

表 2.1-71 回答内容一覧

	回答内容
1	・所管省庁による都市再生推進法人の今後の展望に関する講演
2	・議論の継続性が重要だと思う。素人によるグループ討議は毎年同じような議論が繰り返されがちであり、過去の議論をフィードバックし、課題解決のためにどのような打ち手が用意され、現在どのような常態であるのか、という一連の流れを解説してもらいたい ・今回の議論を今後どのように施策に反映するのかも冒頭に説明してもらえると積極的な意見が期待でき、前向きな取り組みになると思う
3	・テーマに分かれたグループ討議と全体での情報共有で良い
4	・前回テーマに分かれたグループ討論が自己紹介程度で終わってしまったため、テーマを絞った具体的な情報提供が主になる場だと良い
5	・形式は問わないが、グループ討議でありがちな「時間不足」で終わり、全体会での報告というのでは実が無いと思う。①時間に余裕を持って、②フリートーク(懇談)は会議後の懇談会など設定する
6	・地域活性に寄与した実例のケーススタディ ・成功要件の洗い出し、共有機会
7	・観光産業との連携 ・二次交通事業の採算性向上
8	・有効施策の事前共有
9	・おすすめの国・自治体による支援施策や、活用してみた感想
10	・グループ分けにあたり、団体設立の背景や特徴が似ている団体同士でグループを組む方が、実務レベルでそれぞれどのようにしているか会話できると思う。企業型のエリマネ団体と、地域主体のエリマネ団体とだと、そもそもの前提が違いすぎて、グループワークでも噛み合わない傾向に感じる
11	・懇親会
12	・エリア評価の指標について
13	・様々な団体の取組みを知りたい
14	・不動産の所有と利用の分離および空間地上権の活用を進めるにあたり、地

	回答内容
	主等との協議の進行について
15	・討議結果の会議全体への共有 ・後日議事録のようなものの配布
16	・ワールドカフェ形式

問 4　視察会参加意向

■設問

問 1 で①参加の意向と回答された方にお伺いいたします。
会議後等に会場周辺のエリアマネジメント等の視察会を開催する予定です。参加のご意向についてご回答下さい

■回答

視察会参加意向として「①参加の意向」(88.1%)が多いという結果となった。

表 2.1-72 視察会参加意向

項目	団体数	割合
①参加の意向	37	88.1%
②参加は考えていない	5	11.9%
合計	42	100.0%

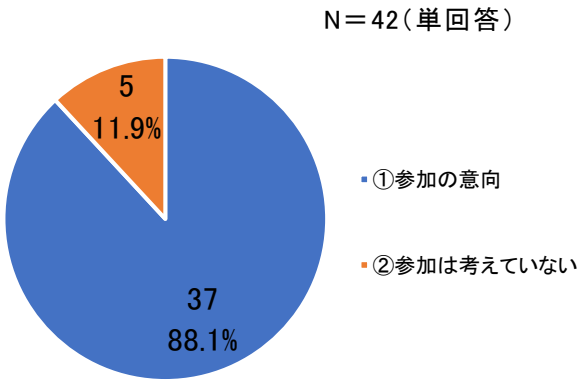

図 2.1-29 視察会参加意向の割合

2.2 都市再生推進法人の法人概要資料・活動実態資料に関する調査の実施

都市再生推進法人を対象に、活動実態を把握し、結果の分析・整理を行った。

2.2.1 調査方法

本調査は、都市再生推進法人の法人概要、活動情報、財務情報等について、都市再生推進法人に提出を依頼するものである。

この調査の実施については、前節のアンケート調査の実施にあわせ、都市再生推進法人が存する地方公共団体のまちづくり担当課から、管内の都市再生推進法人にアンケート調査への回答とあわせて、都市再生推進法人の法人概要資料・活動実態資料の作成（作成済みの場合は更新）と当該データの提出を依頼した。

以下に調査の送付から回収までのフローを示す。

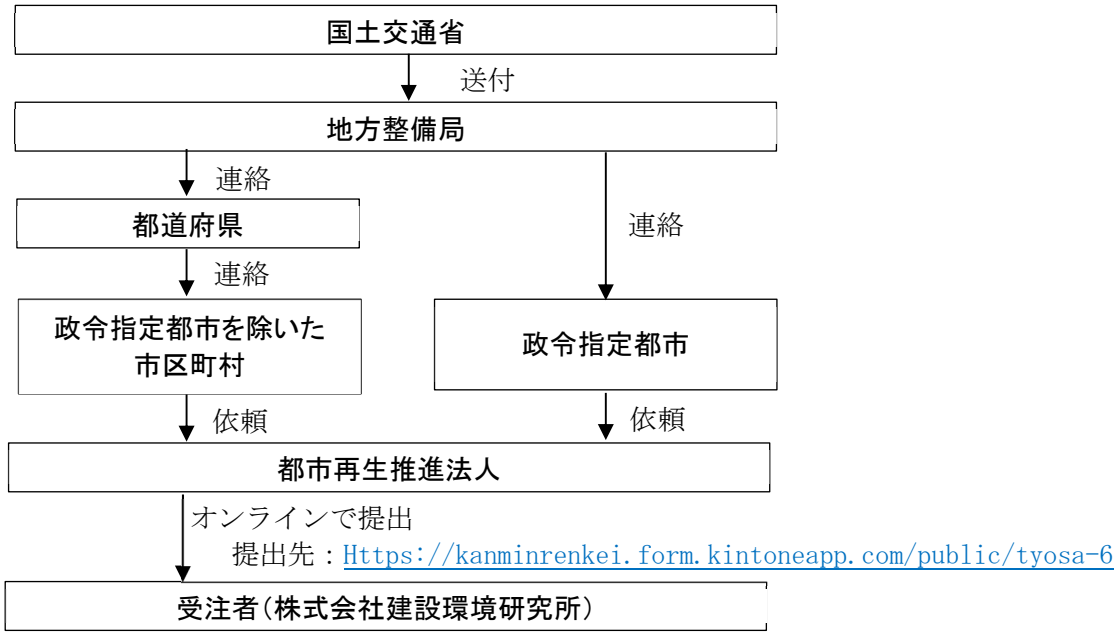

図 2.2-1 都市再生推進法人の法人概要資料・活動実態資料に関する調査のフロー

2.2.2 調査内容

提出を依頼した資料は、「法人概要資料」と「活動実態資料」であり、それぞれ表 2.2-1 に示す調査内容となっている。調査対象は、全国の都市再生推進法人とした。

表 2.2-1 都市再生推進法人の法人概要資料・活動実態資料に関する調査

調査項目		主な内容	対象団体	団体数(R6.10時点)	一覧掲載箇所
法人概要資料		・ Basic information ・ 法人の紹介 ・ 官民連携による事業推進体制 ・ 活動エリア ・ Project ・ Hot topic ・ Tool(活用している各種まちづくり制度)	都市再生推進法人	127	表 2.1-5
活動実態資料	法人の概要	・ 法人名、主たる事務所の所在地、代表者氏名、設立登記年月日、都市再生推進法人指定年月日 ・ 定款や組織規約等に記載された団体・法人の目的、活動の目標、団体・法人の主な活動内容及び主なサービスの対象者、法第 119 条各号 ・ 活動エリアの主な用途地域(プルダウンで選択) 活動エリアの概況(活動エリア面積と直近 5 か年の公示価格) ・ 構成員等、年間予算、団体の性格 ・ 本件の担当者、ホームページ等			
	活動情報(事業分野、理由、工夫)	(1)主となる収入(収益の多い順に上位3つ。事業分野と収益を上げられている理由・そのための工夫) (2)主となる経費等(経費の多い順に上位3つ。どのようなことにお金がかかるか。またその理由。経費縮減に向けた工夫)			
	市・民間事業者等からの支援と保有資産の状況	(1)市・民間事業者等からの支援の状況 (2)保有資産の状況			
	任意回答調査票(財務情報)	(1)直近の事業年度(直近の決算) (2)(1)の事業年度の予算額 (3)貸借対照表			

資料 2.2-1 都市再生推進法人の法人概要資料

注）記載いただいた内容は、官民連携まちづくりポータルサイト等で対外的に公表させていただく予定ですので、ご了承ください。

資料 2.2-2 都市再生推進法人の活動実態資料(1/3)

都市再生推進法人の活動実態に関する調査※以下の黄色の部分に記載して下さい。

ふりがな				法人の形態（法人区分）			
法人名							
ふりがな							
主たる事務所の所在地							
代表者氏名							
設立登記年月日	年	月	日	定款や組織規約等の有無		有・無を選択	
都市再生推進法人指定年月日	年	月	日				
定款や組織規約等に記載された団体・法人の目的							
活動の目標	記載例：公共空間の活用による地域の活性化、地域の管理によるエリア価値の向上、○○などの遊休不動産の活用による地域の再生等1行程度で記載						
団体・法人の主な活動内容 サービスの対象者、法第119条各号との対応 （主たるものをプルダウンで一つ選択） ※「法第119条各号との対応」は(1)～(16)まで選択肢があります	1．活動内容		左記活動の分類		サービスの対象者		法第119条各号との対応
	2．活動内容		左記活動の分類		サービスの対象者		法第119条各号との対応
	3．活動内容		左記活動の分類		サービスの対象者		法第119条各号との対応
	4．活動内容		左記活動の分類		サービスの対象者		法第119条各号との対応
	5．活動内容		左記活動の分類		サービスの対象者		法第119条各号との対応
	6．活動内容		左記活動の分類		サービスの対象者		法第119条各号との対応
活動エリアの主な用途地域（プルダウンで選択）							
活動エリアの概況（活動エリア面積と直近5か年の公示価格）	面積		ha	公示価格		年度	円
						年度	円
						年度	円
						年度	円
						年度	円
	※活動エリア近傍の1箇所の公示価格を記載						
構成員等（可能な範囲で記入してください）	事務局の職員数	名	常勤職員	名	非常勤職員	名	
	会員数／社員数	名					
	主な構成員（本社の所在地が活動エリア外の場合、組織名の後ろに（）書きで所在地住所を記載）（構成員が個人の場合所属する組織名）	1．					
		2．					
		3．					
		4．					
		5．					
	出資者数	名	自治体の出資割合	%	出資自治体		
	主な出資者	1．					
		2．					
		3．					
		4．					
		5．					
年間予算	約	千円（直近の事業年度）					
団体の性格（近いものに○）	1. 公的機関の関与が強い団体（外郭団体等）	2. 中小企業が主体の団体(4.を除く)	3. 大企業が主体の団体	4. 商店街・自治会等が主体の団体	5. 小規模なまちづくり会社・NPO法人等		
	6. その他（シンクタンク・中間支援組織等）	（具体的に					
本件の担当者	氏名		問合せ電話番号		FAX番号		
ホームページ等	URL		メールアドレス				

資料 2.2-3 都市再生推進法人の活動実態資料(2/3)

活動情報

(1)主となる収入(収益の多い順に上位3つ。事業分野と収益を上げられている理由・そのための工夫)

事業分野	
理由	
工夫	

事業分野	
理由	
工夫	

事業分野	
理由	
工夫	

(2)主となる経費等(経費の多い順に上位3つ。どのようなことにお金がかかりますか。またその理由。経費縮減に向けた工夫)

事業分野	
理由	
工夫	

事業分野	
理由	
工夫	

事業分野	
理由	
工夫	

市・民間事業者等からの支援と保有資産の状況

(1)市・民間事業者等からの支援と保有資産の状況			市区町村			民間事業者等		
			人的	物的	金銭	人的	物的	金銭
職員数		常勤●名		－			－	
		嘱託・臨時社員・パート・アルバイト等●名	－	－		－	－	
主な事業	ソフト事業	●●事業	－			－		
		▲▲事業	－			－		
	ハード事業	○○事業	－			－		
	非収益事業	◆◆イベント	－			－		
	指定管理	□□（施設名）	－			－	－	－
(2)保有資産の状況								

市・民間事業者等からの支援と保有資産の状況

（1）市・民間事業者等からの支援の状況

・当該推進法人の職員数を「常勤」とそれ以外に分けて記載してください。

・「活動情報」（1）主となる収入に記載した当該推進法人の収益事業に対する市及び民間事業者等からの「人的」、「物的」、「金銭的」支援の有無について、「○」、「×」で記載してください。なお該当しない項目は「－」を記載してください。

また、指定管理や非収益事業を行っている場合も同様に記載してください。

（2）保有資産の状況

・当該推進法人の保有資産を記載してください。

（例）オープンカフェ、音響装置、事業用土地・建物、駐車場、物販施設の内装・設備、デジタルサイネージ、バナー広告

資料 2.2-4 都市再生推進法人の活動実態資料(3/3)

財務情報　※任意回答の調査項目です。ご回答いただける場合は、以下ご記入願います。

（１）直近の事業年度（直近の決算）　　年度　（　　年　月　日　～　　年　月　日）

損益計算書（収支計算書、正味財産増減計算書、事業活動収支計算書、活動計算書）

単位：千円

	【公益事業】 ○○事業 （または会計単位・区分）	【収益事業】 ○○事業 （または会計単位・区分）	【その他事業】 ○○事業 （または会計単位・区分）	合計
経常収益計				
(a)及び(b)の占める割合	%	%	%	%
公的補助金(a)				
公的受託収益(b)				
○○収入				
○○収入				
○○収入				
経常費用計				
事業費合計				
管理費合計				
当期経常増減額				

※事業区分は、個別事業ごとの区分ではなく、「公益事業」「収益事業」「その他事業」等の区分とする。

単位：千円

補助金の内訳	事業名（国、県、市町村の区分）	金額

（２）（１）の事業年度の予算額

　　年度　（　　年　月　日　～　　年　月　日）

損益計算書（収支計算書、正味財産増減計算書、事業活動収支計算書、活動計算書）

単位：千円

	【公益事業】 ○○事業 （または会計単位・区分）	【収益事業】 ○○事業 （または会計単位・区分）	【その他事業】 ○○事業 （または会計単位・区分）	合計
経常収益計				
(a)及び(b)の占める割合	%	%	%	%
公的補助金(a)				
公的受託収益(b)				
○○収入				
○○収入				
○○収入				
経常費用計				
事業費合計				
管理費合計				
当期経常増減額				

※事業区分は、個別事業ごとの区分ではなく、「公益事業」「収益事業」「その他事業」等の区分とする。

単位：千円

補助金の内訳	事業名（国、県、市町村の区分）	金額

（３）貸借対照表　　令和　　年　　月　　日　現在

単位：千円

Ⅰ　資産の部	
１．流動資産	
２．固定資産	
資産合計	

単位：千円

Ⅱ　負債の部	
１．流動負債	
２．固定負債	
負債合計	
Ⅲ　正味財産の部	
正味財産合計	
負債及び正味財産合計	

2.2.3 調査結果

(1) 法人概要資料

1) 回答状況

法人概要資料は 62.2%の回答があった。

表 2.2-2 法人概要資料の回答状況

対象団体	団体数	回答数	回答率
都市再生推進法人	127	79	62.2%

(2) 活動実態資料

1) 回答状況

活動実態資料は 70.8%の回答があった。

表 2.2-3 活動実態資料の回答状況

対象団体	団体数	回答数	回答率
都市再生推進法人	127	90	70.8%

2) 調査結果

活動実態資料のうち、以下①～⑱の項目において、単純集計を行った結果を以下に示す。

①法人の形態（法人区分）

法人の形態（法人区分）は、「株式会社」（51.1%）が最も多く、次いで「社団法人・財団法人」（40.0%）が多い。

表 2.2-4 法人の形態（法人区分）

項目	団体数	割合
株式会社	46	51.1%
一般社団法人・ 一般財団法人	36	40.0%
特定非営利活動法人	6	6.7%
公益財団法人	2	2.2%
合計	90	100.0%

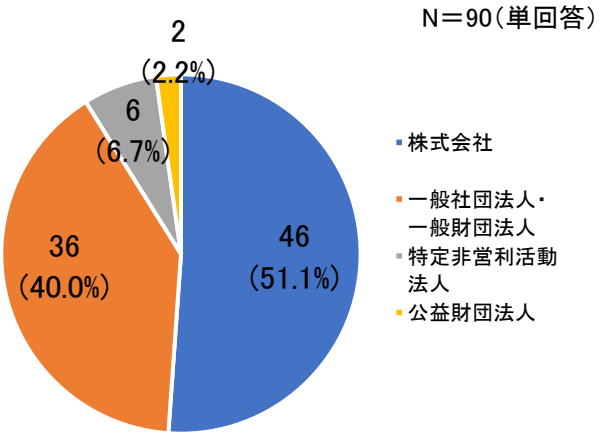

図 2.2-2 法人の形態（法人区分）の割合

②都市再生推進法人　全 127 団体の活動形態

都市再生推進法人の形態は、「株式会社」が 70 団体(55.1%)と最も多く、次いで「一般社団法人・一般財団法人」が 45 団体(35.4%)、「特定非営利活動法人」が 10 団体(7.9%)である。

表 2.2-5　都市再生推進法人　全 127 団体の形態(単回答)

N＝127(単回答)

	団体数	割合
株式会社	70	55.1%
一般社団法人・一般財団法人	45	35.4%
特定非営利活動法人	10	7.9%
公益財団法人	2	1.6%
合計	127	100.0%

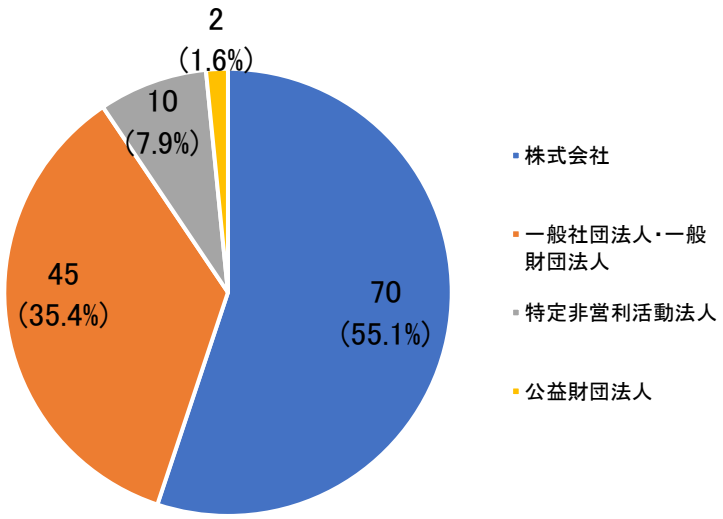

図 2.2-3　都市再生推進法人　全 127 団体の形態

③団体・法人の主な活動内容

団体・法人の主な活動内容は、自由記述で収集し、回答内容を 12 種類に分類した。

主な活動内容は、「②イベント等実施による賑わい創出」(69.8%)が最も多く、次いで「①公共施設の管理・活用」(55.6%)、「④空き家・空き地の活用」(30.2%)、「③不動産管理・運営」(28.6%)が多い。

表 2.2-6 団体・法人の主な活動内容　　N＝63(複数回答)

項目	団体数	割合
①公共施設の管理・活用	35	55.6%
②イベント等実施による賑わい創出	44	69.8%
③不動産管理・運営	18	28.6%
④空き家・空き地の活用	19	30.2%
⑤広告設置事業	13	20.6%
⑥行政支援(行政からの受託業務等)	14	22.2%
⑦地域ビジョン・ルールの作成	15	23.8%
⑧防災・防犯の意識啓発	8	12.7%
⑨清掃・美化活動	8	12.7%
⑩地域情報の発信(広報紙・SNS・HP 等)	17	27.0%
⑪中間支援的活動(コミュニティ形成支援等)	12	19.0%
⑫その他	18	28.6%

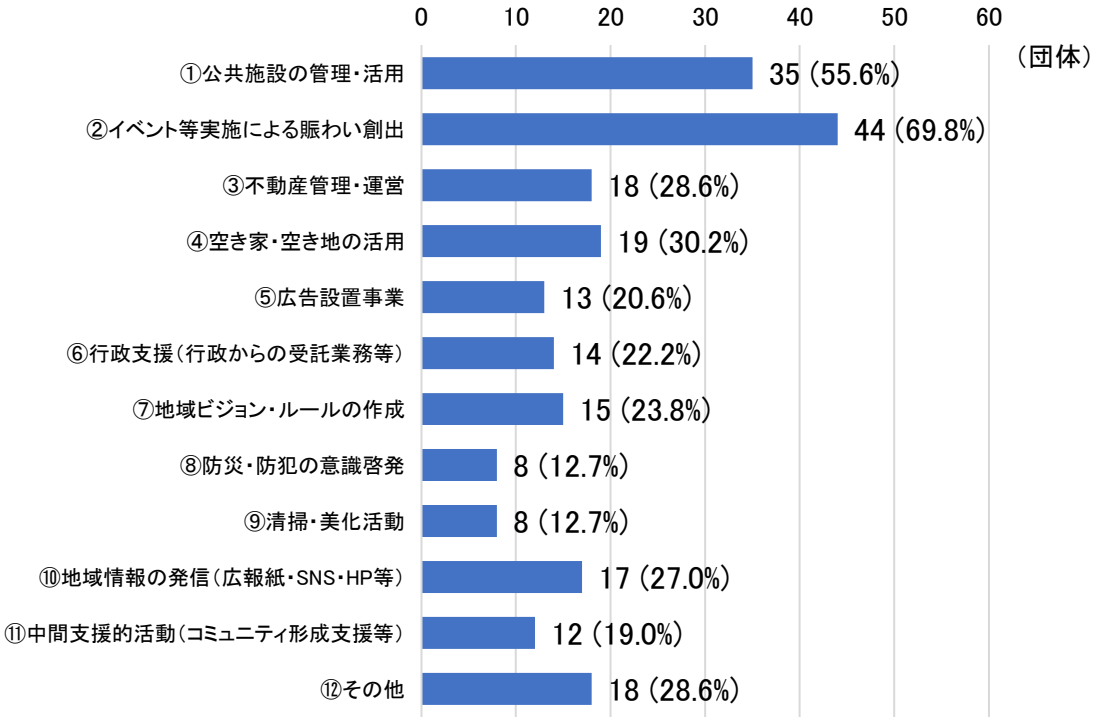

図 2.2-4 団体・法人の主な活動内容の割合

④サービスの対象者

主なサービスの対象者は、「事業者」(69.0%)、「これら以外の来訪者」(66.7%)、「居住者」(65.5%)であり、概ね同じ割合である。

表 2.2-7 サービスの対象者　　N＝84(複数回答)

項目	団体数	割合
居住者	55	65.5%
事業者	58	69.0%
これら以外の来訪者	56	66.7%

図 2.2-5 サービスの対象者の割合

⑤法第 119 条各号との対応

法第 119 条各号との対応は、「(16) その他の都市の再生に必要な業務」(63.2%)が最も多く、次いで「(5) 公共施設、駐車場、駐輪場の管理」(35.1%)、「(11) 滞在快適性向上施設等の整備及び管理、滞在者の滞在及び交流の促進を図る広報又は行事の実施」(33.3%)が多い。

表 2.2-8 法第 119 条各号との対応　　N＝57(複数回答)

項目	団体数	割合
(1) 都市開発事業、跡地等の管理に関する事業、低未利用土地の利用又は管理に関する事業を行う民間事業者に対する専門家派遣、情報提供、相談等の援助	1	1.8%
(2) 都市開発事業、跡地等の管理に関する事業を行う NPO 法人等に対する助成	2	3.5%
(3) 都市開発事業、跡地等の管理に関する事業の実施や公共施設、駐車場、駐輪場の整備	7	12.3%
(4) 事業用地の取得、管理、譲渡	2	3.5%
(5) 公共施設、駐車場、駐輪場の管理	20	35.1%
(6) 緑地等管理効率化設備又は再生可能エネルギー発電設備等の管理	0	0.0%
(7) 公園施設設置管理協定に基づく滞在快適性向上公園施設の整備及び管理	3	5.3%
(8) 都市利便増進協定に基づく都市利便増進施設の一体的な整備及び管理	11	19.3%
(9) 低未利用土地利用促進協定に基づく居住者等利用施設の整備及び管理	1	1.8%
(10) 跡地等管理協定に基づく跡地等の管理等	0	0.0%
(11) 滞在快適性向上施設等の整備及び管理、滞在者の滞在及び交流の促進を図る広報又は行事の実施	19	33.3%
(12) 道路、公園の占用や道路の使用の許可に係る申請の経由事務	11	19.3%
(13) 都市の再生に関する情報の収集、整理及び提供	12	21.1%
(14) 都市の再生に関する調査研究	10	17.5%
(15) 都市の再生に関する普及啓発	13	22.8%
(16) その他の都市の再生に必要な業務	36	63.2%

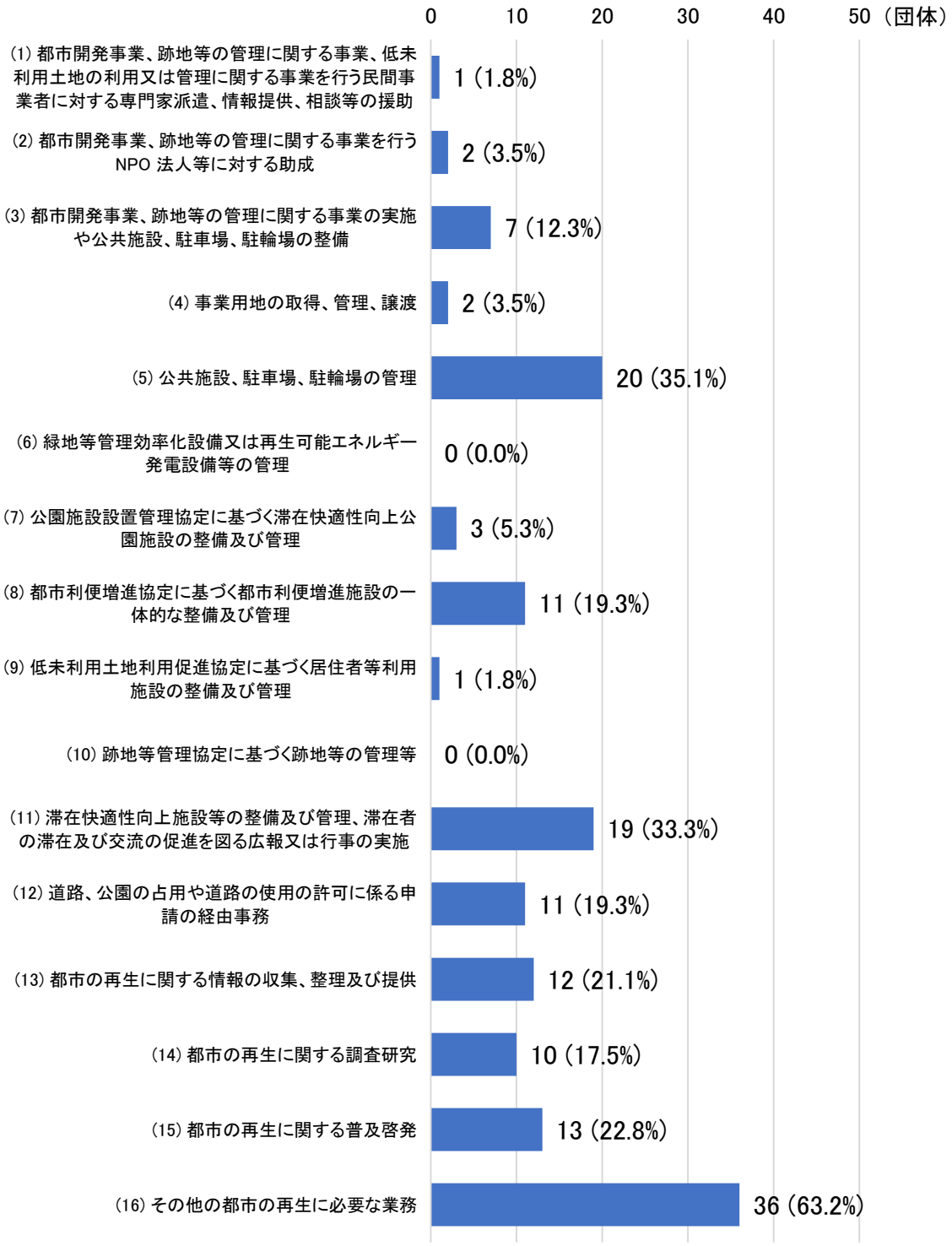

図 2.2-6 法第 119 条各号との対応の割合

⑥法 119 条「(16) その他の都市の再生に必要な業務」の分類

法 119 条「(16)その他の都市の再生に必要な業務」の回答内容を、5つの項目に分類した。「地域活性化・まちづくり」(37.7%)が最も多く、次いで「商業・観光事業」(17.4%)、「不動産・施設管理」(15.9%)である。

表 2.2-9 法 119 条「(16) その他の都市の再生に必要な業務」の分類

N＝69(複数回答)

順位	項目	回答数	割合
1	地域活性化・まちづくり	26	37.7%
2	商業・観光事業	12	17.4%
3	不動産・施設管理	11	15.9%
4	イベント・サービス運営	10	14.5%
5	地域連携・安全	10	14.5%
	合計	69	100%

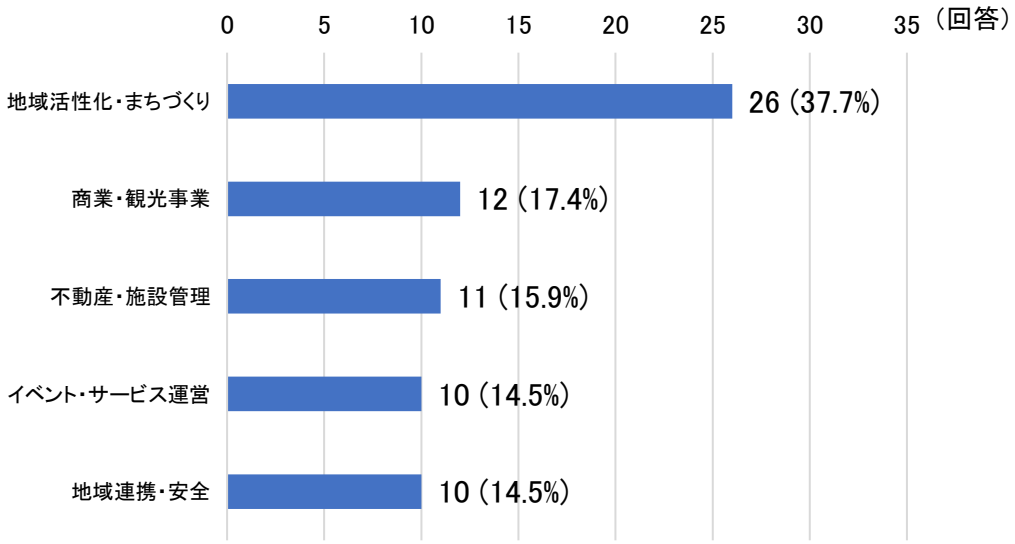

図 2.2-7 法 119 条「(16) その他の都市の再生に必要な業務」の分類

⑦活動エリアの主な用途地域

活動エリアの主な用途地域は、「商業地域」(86.2%)が最も多い。

表 2.2-10 活動エリアの主な用途地域

項目	団体数	割合
住居地域	11	12.6%
商業地域	75	86.2%
工業地域	1	1.1%
合計	87	100.0%

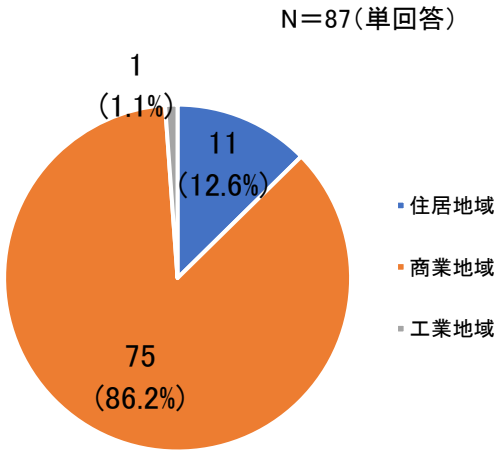

図 2.2-8 活動エリアの主な用途地域の割合

⑧活動エリアの面積

活動エリアの面積は、「100ha～」(31.9%)が最も多く、次いで「10～50ha 未満」(29.2%)が多い。

表 2.2-11 活動エリアの面積

項目	団体数	割合
10ha 未満	12	16.7%
10～50ha 未満	21	29.2%
50～100ha 未満	16	22.2%
100ha～	23	31.9%
合計	72	100.0%

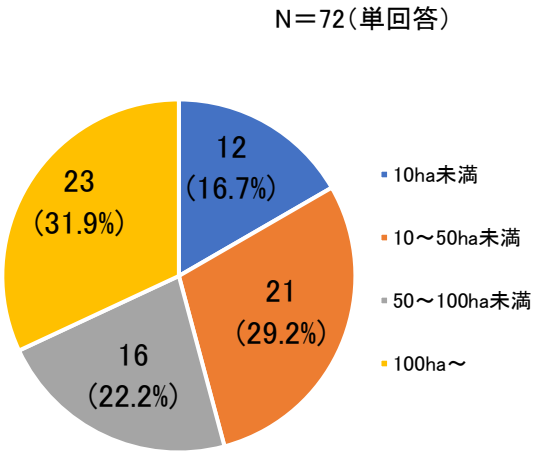

図 2.2-9 活動エリアの面積の割合

⑨活動エリア近傍1箇所の公示価格の増減率

都市再生推進法人の「活動エリア近傍1箇所の公示価格」の最も古い年次と最新年次の増減率を算出した。活動エリア近傍 1 箇所の公示価格の増減率は、「0～5%下落」(30.4%)が最も多く、次いで「0～5%上昇」(19.6%)が多い。

表 2.2-12 活動エリア近傍 1 箇所の公示価格の増減率

項目	団体数	割合
15%以上上昇	8	14.3%
10～15%上昇	8	14.3%
5%～10%上昇	7	12.5%
0～5%上昇	11	19.6%
横ばい	2	3.6%
0～5%下落	17	30.4%
5～10%下落	2	3.6%
10～15%下落	1	1.8%
15%以上下落	0	0.0%
合計	56	100.0%

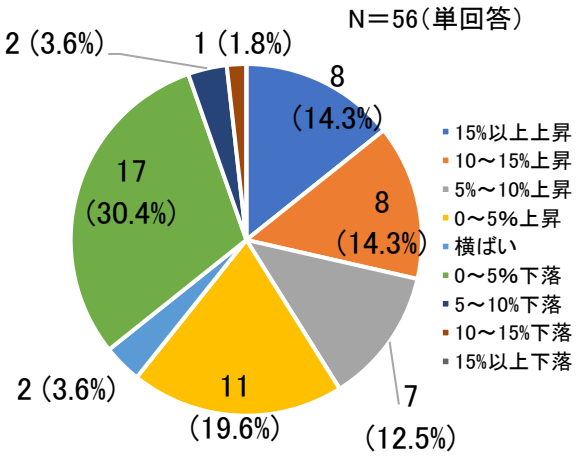

図 2.2-10 活動エリア近傍 1 箇所の公示価格の増減率の割合

⑩事務局の職員数

事務局の職員数は、「～5 人」(51.2%)が最も多い。

表 2.2-13 事務局の職員数

項目	団体数	割合
～5 人	44	51.2%
6～10 人	21	24.4%
11～50 人	18	20.9%
51 人～	3	3.5%
合計	86	100.0%

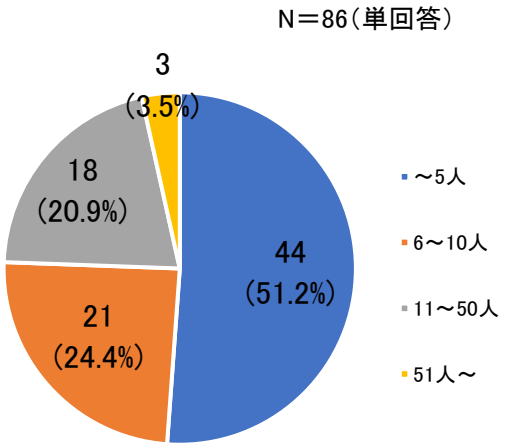

図 2.2-11 事務局の職員数の割合

⑪事務局の職員構成

事務局の職員構成は、「常勤と非常勤で構成」(50.6%)が最も多く、次いで「常勤のみで構成」(32.1%)が多い。

表 2.2-14 事務局の職員構成

項目	団体数	割合
常勤のみで構成	26	32.1%
常勤と非常勤で構成	41	50.6%
非常勤のみで構成	14	17.3%
合計	81	100.0%

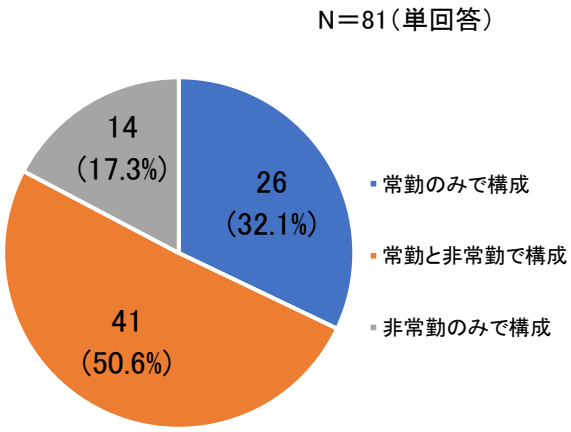

図 2.2-12 事務局の職員構成の割合

⑫会員数／社員数

自治体の会員数／社員数は、「～5 人」(35.1%)が最も多く、次いで「11～50 人」(32.5%)が多い。

表 2.2-15 会員数／社員数

項目	団体数	割合
～5 人	27	35.1%
6～10 人	18	23.4%
11～50 人	25	32.5%
51 人～	7	9.1%
合計	77	100.0%

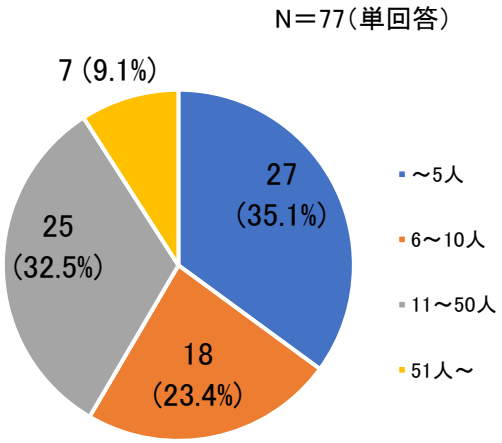

図 2.2-13 会員数／社員数の割合

⑬出資者数

自治体の出資者数は、「～5 人」(41.7%)が最も多く、次いで「11～50 人」(25.0%)が多い。

表 2.2-16 出資者数

項目	団体数	割合
～5 人	30	41.7%
6～10 人	14	19.4%
11～50 人	18	25.0%
51 人～	10	13.9%
合計	72	100.0%

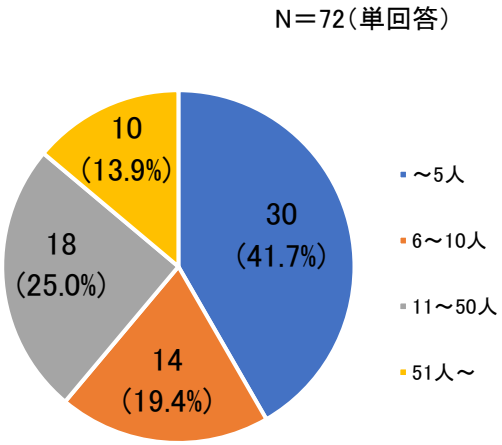

図 2.2-14 出資者数の割合

⑭自治体の出資割合

自治体の出資割合は、「出資なし」(46.8%)が最も多く、次いで「50%～」(21.0%)が多い。

表 2.2-17 自治体の出資割合

項目	団体数	割合
出資なし	29	46.8%
25%未満	11	17.7%
25～50%未満	9	14.5%
50%～	13	21.0%
合計	62	100.0%

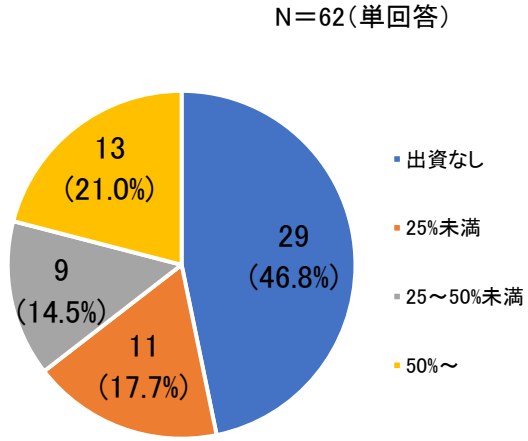

図 2.2-15 自治体の出資割合の割合

⑮年間予算額(分類/5 項目)

年間予算額(分類/5 項目)は、「5,000 万円～」(45.7%)が最も多く、次いで「1,000～5,000 万円」(28.6%)が多い。

表 2.2-18 年間予算額(分類/5 項目)

項目	団体数	割合
100 万円未満	5	7.1%
100～500 万円未満	9	12.9%
500～1,000 万円未満	4	5.7%
1,000～5,000 万円未満	20	28.6%
5,000 万円～	32	45.7%
合計	70	100.0%

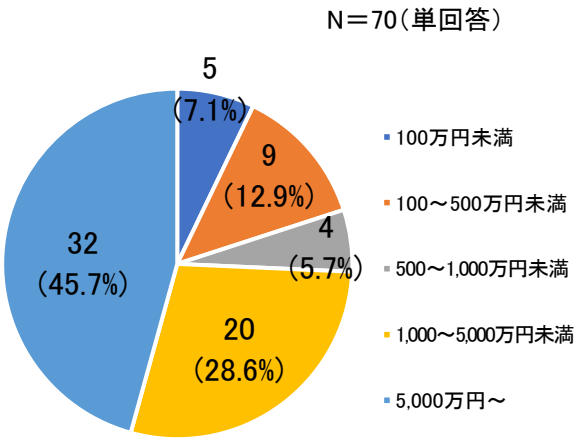

図 2.2-16 年間予算額(分類/5 項目)の割合

⑯年間予算額(分類/11 項目)

年間予算額(分類/11 項目)は、「500 万円未満」(20.0%)が最も多く、次いで「10,000～30,000 万円未満」(17.1%)が多い。

表 2.2-19 年間予算額(分類/11 項目)

項目	団体数	割合
500 万円未満	14	20.0%
500～2,000 万円未満	9	12.9%
2,000～4,000 万円未満	10	14.3%
4,000～6,000 万円未満	8	11.4%
6,000～8,000 万円未満	3	4.3%
8,000～10,000 万円未満	3	4.3%
10,000～30,000 万円未満	12	17.1%
30,000～50,000 万円未満	6	8.6%
50,000～70,000 万円未満	3	4.3%
70,000～100,000 万円未満	1	1.4%
100,000 万円以上	1	1.4%
合計	70	100.0%

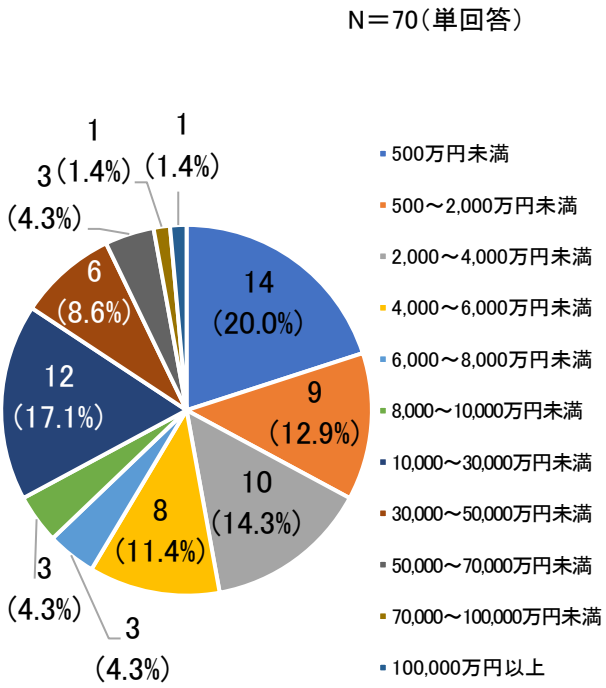

図 2.2-17 年間予算額(分類/11 項目)の割合

⑰団体の性格

団体の性格は「1.公的機関の関与が強い団体(外郭団体等)」(28.7%)が最も多く、次いで「5.小規模なまちづくり会社・NPO 法人等」(25.3%)が多い。

表 2.2-20 団体の性格　　N＝87(複数回答)

項目	団体数	割合
1.公的機関の関与が強い団体(外郭団体等)	25	28.7%
2.中小企業が主体の団体(4.を除く)	11	12.6%
3.大企業が主体の団体	14	16.1%
4.商店街・自治会等が主体の団体	11	12.6%
5.小規模なまちづくり会社・NPO 法人等	22	25.3%
6.その他(シンクタンク・中間支援組織等)	6	6.9%

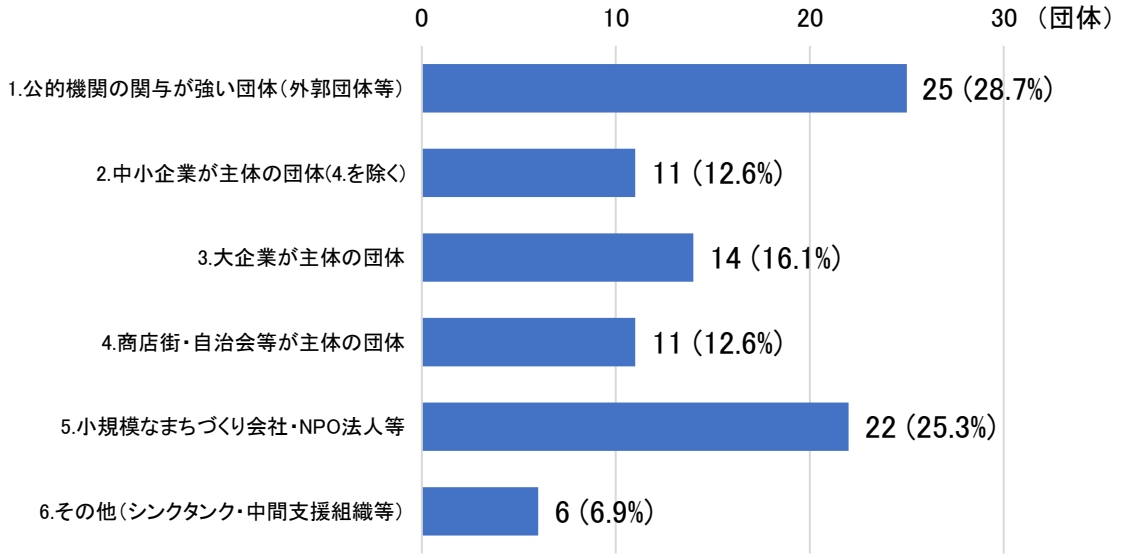

図 2.2-18 団体の性格の割合

⑱団体・法人の主な収入

主な収入は、「自主事業」(54.4%)が最も多く、次いで「不動産管理収入」(44.3%)が多い。

表 2.2-21 団体・法人の主な収入　　N＝79(複数回答)

項目	団体数	割合
不動産管理収入	35	44.3%
指定管理等の公共からの委託料	30	38.0%
イベント収入	11	13.9%
広告設置料	18	22.8%
自主事業	43	54.4%
会費・負担金	8	10.1%
補助金	5	6.3%
中間支援事業	8	11.4%
寄付金	4	5.1%

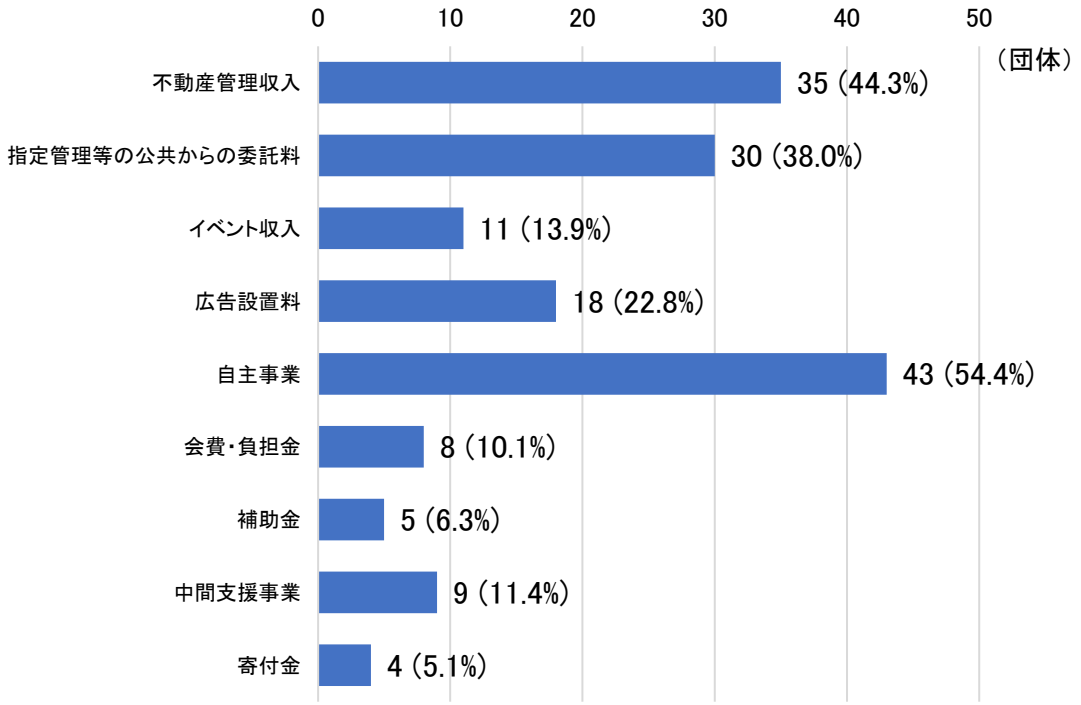

図 2.2-19 団体・法人の主な収入の割合

⑲団体・法人の主な経費の分類

団体・法人の主な経費、理由、工夫について、上位3つまで回答を受けた。80 団体から回答があり、総回答数は 197 であった。

このうち、活動エリア近傍1箇所の公示価格を回答した団体を対象に、主な経費を分類した。主な経費は、「人件費」(54.2%)が最も多く、次いで「業務委託費」(45.8%)が多い。

表 2.2-22 団体・法人の主な経費の分類　　N＝24(複数回答)

項目	団体数	割合
人件費	13	54.2%
業務委託費	11	45.8%
賃借料	7	29.2%
維持管理費	6	25.0%
光熱費など	5	20.8%
広告宣伝費	4	16.7%
その他	7	29.2%

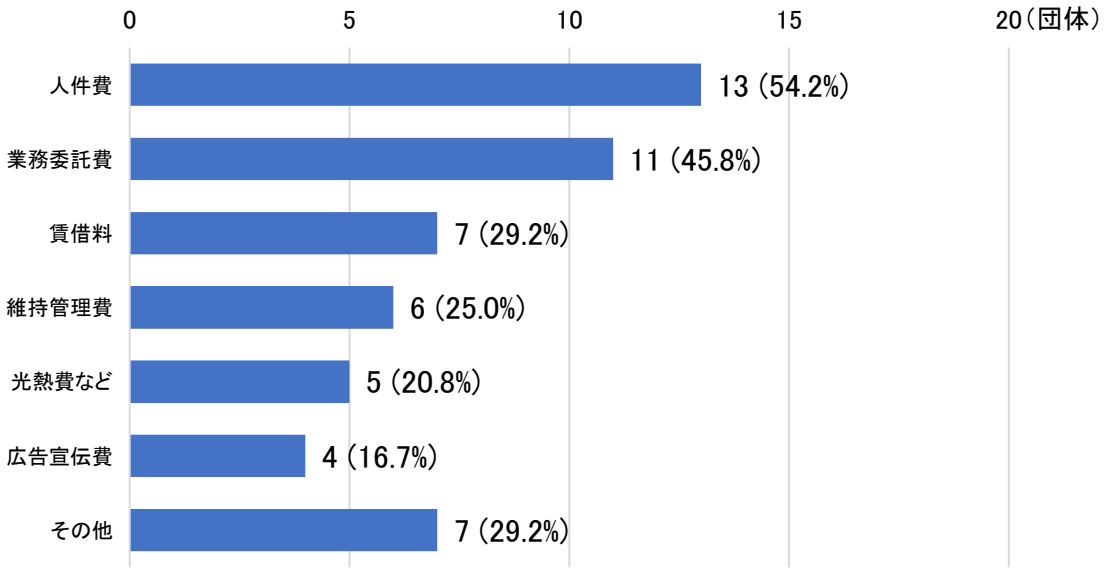

図 2.2-20 団体・法人の主な経費の割合

⑳保有資産の状況

保有資産の状況は、「あり」(80.3%)が最も多い。

表 2.2-23 保有資産の状況

項目	団体数	割合
保有資産あり	49	80.3%
保有資産なし	12	19.7%
合計	61	100.0%

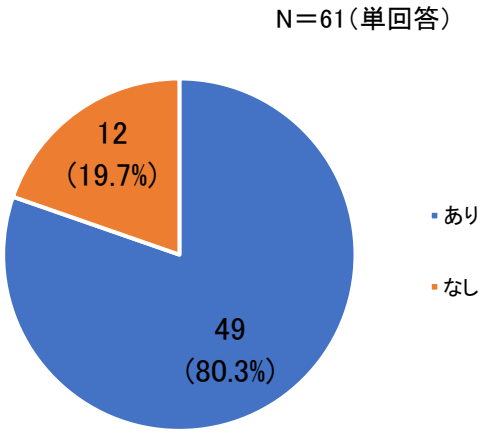

図 2.2-21 保有資産の状況の割合

2.3 環境整備・制度見直し検討

2.3.1 懇談会資料作成

本項は、令和 7 年 3 月 17 日に開催された、第6回「都市の個性の確立と質や価値の向上に関する懇談会」（テーマ　まちづくりを支える人材・財源確保のあり方※これからのエリアマネジメント、ファイナンスのあり方　等）の基礎資料を作成したものである。

作成した資料の概要を以下に示す。

また、本業務で取り扱ったアンケート調査は、都市再生推進法人の活動実態調査である。アンケートの内容は、第 2 章第 2 項で記載したとおりである。

表 2.3-1 作成資料の概要

No.	資料名	目的	使用したアンケート調査およびデータ	アンケート調査の対象
1	都市再生推進法人　活動実施状況及びエリアマネジメントの効果報告書	・都市再生推進法人の活動実施状況の把握 ・都市再生推進法人によるエリアマネジメントの効果の把握	・都市再生推進法人の活動実態調査（アンケート調査6）	・令和 6 年 10 月時点で都市再生推進法人に指定されている 127 団体のうち、今年度の活動実態調査を回答した 90 団体
			・ウォーカブル区域の各指標（RESAS 地域分析データ） ※街路交通施設課調査結果を使用。	・令和 5 年 4 月時点で「まちなかウォーカブル推進事業」を実施した 136 区域

(1) 都市再生推進法人の活動実施状況及びエリアマネジメントの効果

1) 都市再生推進法人の活動実態調査(アンケート調査6)による集計

都市再生推進法人の活動実態状況について把握するため、令和6年8月にアンケート調査6を実施した。このうち、本データ分析に使用した「活動実態調査」の内容を以下に示す。

表 2.3-2 活動実態調査の項目と内容

調査項目	主な内容
法人の概要	・法人名、主たる事務所の所在地、代表者氏名、設立登記年月日、都市再生推進法人指定年月日
	・定款や組織規約等に記載された団体・法人の目的、活動の目標、団体・法人の主な活動内容及び主なサービスの対象者
	・活動エリアの主な用途地域
	・活動エリアの概況(活動エリア面積と直近 5 か年の公示価格)
	・構成員等、年間予算、団体の性格
	・本件の担当者、ホームページ等
活動情報 (事業分野、理由、工夫)	・主となる収入(収益の多い順に上位3つ。事業分野と収益を上げられている理由・そのための工夫)
	・主となる経費等 (経費の多い順に上位3つ。どのようなことにお金がかかるか。またその理由。経費縮減に向けた工夫)
市・民間事業者等からの支援と保有資産の状況	・市・民間事業者等からの支援の状況
	・保有資産の状況
任意回答調査票(財務情報)	・直近の事業年度(直近の決算)
	・直近の事業年度の予算額
	・貸借対照表

① 都市再生推進法人の活動実施状況の把握

活動実態調査から、都市再生推進法人の活動実施状況を把握するために、使用した調査項目と集計方法を以下に示す。調査の結果は、ページ 2-229 以降に示す。

なお単純集計の結果は、第 2 章第 2 項に示しているため、本項では割愛する。

表 2.3-3 活動実施状況を把握するために、使用した調査項目および集計方法

本データ分析に使用した活動実態調査の項目		集計方法
項目	詳細	
都市再生推進法人の活動内容に関する実施状況	都市再生推進法人の形態	・圏域別（活動実態調査を回答した 90 団体/全 127 団体）
	活動内容の分類	・令和4年度アンケートとの比較（両方とも回答した団体のみ） ・圏域別
	サービスの対象者	・圏域別
	法第 119 条各号との対応	・法 119 条「(16)その他の都市の再生」に必要な業務の分類
	活動エリアの主な用途地域	・圏域別
	活動エリアの面積	・圏域別
	団体の性格	・圏域別 ・活動内容の分類別 ・活動エリアの面積別 ・事務局の職員数別 ・自治体の出資割合別 ・法人の年間予算別 ・主となる収入別
都市再生推進法人の組織体制に関する状況	事務局の職員数	・圏域別
	事務局の職員構成	・圏域別
	都市再生推進法人の会員数/社員数	・圏域別
	都市再生推進法人への出資者数	・圏域別
	自治体の出資割合	・圏域別
都市再生推進法人の財源に関する情報	年間予算	・圏域別
	主となる収入	・圏域別
	主となる経費	・圏域別
	保有資産の状況	・圏域別
	当期経常増減額（総額）	・公的補助金の有無による比較
	当期経常増減額（公益事業）	・公的補助金の有無による比較
	当期経常増減額（収益事業）	・公的補助金の有無による比較

【参考】圏域別の定義

圏域別の集計は、三大都市圏と、地方圏（その他）で分類した。

「三大都市圏」は、国土交通省の用語の定義を参照した。各都市圏の定義を以下に示す。また、各圏域と構成市区町村を、図 2.3-1～図 2.3-6 に示す。

・「三大都市圏」：東京圏、大阪圏、名古屋圏
・「東京圏」：首都圏整備法による既成市街地及び近郊整備地帯を含む市区町村の区域
・「大阪圏」：近畿圏整備法による既成市街地及び近郊整備区域を含む市区町村の区域
・「名古屋圏」：中部圏開発整備法による都市整備区域を含む市区町村の区域

首 都 圏 政 策 区 域 図

図 2.3-1 首都圏 政策区域図

出典：国土交通省 「首都圏整備法 政策区域図」

政策区域の構成市町村名一覧　（平成28年4月1日現在）

（注）アンダーラインを引いた市町村は行政区域の一部が区域指定に係るものである。（市町村合併による行政区画の変更以外の軽微な変更については考慮していない）

東京圏

○首都圏整備法の指定区域

（1）既成市街地 【1特別区5市】

東京都	特別区	武蔵野市	三鷹市			
埼玉県	川口市					
神奈川県	横浜市	川崎市				

（2）近郊整備地帯 【111市28町】

東京都	八王子市	立川市	三鷹市	青梅市	府中市	昭島市	調布市
	町田市	小金井市	小平市	日野市	東村山市	国分寺市	国立市
	福生市	狛江市	東大和市	清瀬市	東久留米市	武蔵村山市	多摩市
	稲城市	羽村市	あきる野市	西東京市	瑞穂町	日の出町	
埼玉県	さいたま市	川越市	熊谷市	川口市	行田市	所沢市	飯能市
	加須市	東松山市	春日部市	狭山市	羽生市	鴻巣市	上尾市
	草加市	越谷市	蕨市	戸田市	入間市	朝霞市	志木市
	和光市	新座市	桶川市	久喜市	北本市	八潮市	富士見市
	三郷市	蓮田市	坂戸市	幸手市	鶴ヶ島市	日高市	吉川市
	ふじみ野市	白岡市	伊奈町	三芳町	毛呂山町	越生町	滑川町
	嵐山町	川島町	吉見町	鳩山町	宮代町	杉戸町	松伏町
千葉県	千葉市	市川市	船橋市	木更津市	松戸市	野田市	成田市
	佐倉市	習志野市	柏市	市原市	流山市	八千代市	我孫子市
	鎌ケ谷市	君津市	富津市	浦安市	四街道市	袖ケ浦市	印西市
	白井市	富里市	酒々井町	栄町			
神奈川県	横浜市	川崎市	相模原市	横須賀市	平塚市	鎌倉市	藤沢市
	小田原市	茅ヶ崎市	逗子市	三浦市	秦野市	厚木市	大和市
	伊勢原市	海老名市	座間市	南足柄市	綾瀬市	葉山町	寒川町
	大磯町	二宮町	中井町	大井町	松田町	開成町	愛川町
茨城県	龍ケ崎市	常総市	取手市	牛久市	守谷市	坂東市	つくばみらい市
	五霞町	境町	利根町				

（3）都市開発区域 【41市17町1村】

埼玉県	熊谷・深谷地区	熊谷市	深谷市			
	本庄地区	本庄市				
	秩父地区	秩父市	横瀬町	皆野町		
茨城県	水戸・日立地区	水戸市	日立市	ひたちなか市	常陸太田市	那珂市
		茨城町	大洗町	東海村		
	鹿島地区	鹿嶋市	神栖市			

図 2.3-2 首都圏整備法 政策区域の構成市町村名一覧（抜粋）

出典：国土交通省 「首都圏整備法 政策区域構成市町村」

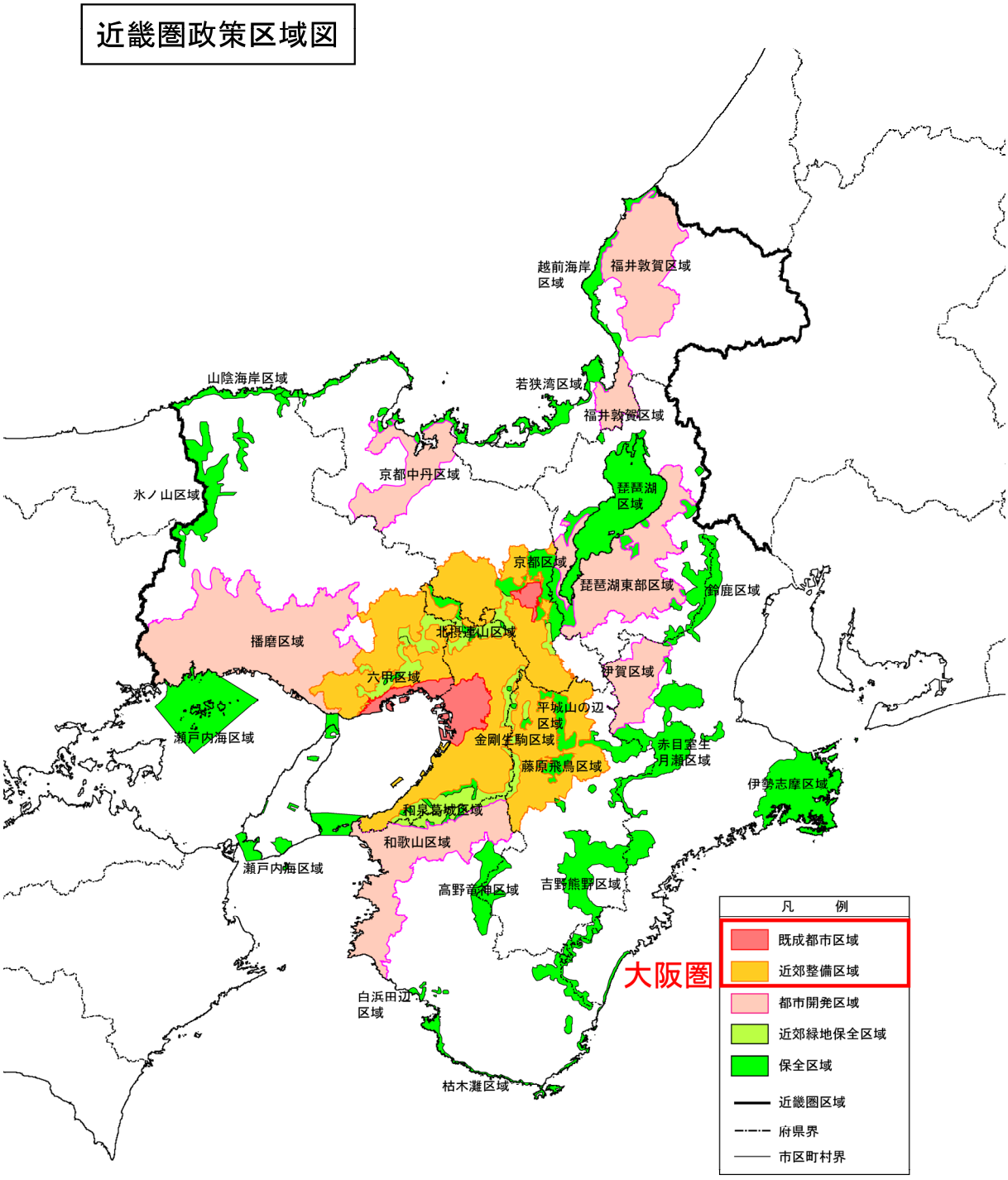

図 2.3-3 近畿圏 政策区域図

出典：国土交通省 「近畿圏整備法 政策区域図」

政策区域の構成市町村名一覧　（平成30年4月1日現在）

（注）アンダーラインを引いた市町村は行政区域の一部が区域指定に係るものである。（市町村合併による行政区画の変更以外の軽微な変更については考慮していない）

大阪圏

○近畿圏整備法の指定区域

（1）既成都市区域 【9市】

京都府	京都市					
大阪府	大阪市	堺市	守口市	東大阪市		
兵庫県	神戸市	尼崎市	西宮市	芦屋市		

（2）近郊整備区域 【62市29町2村】

京都府	京都地区	京都市	宇治市	亀岡市	城陽市	向日市
		長岡京市	八幡市	京田辺市	南丹市	木津川市
		大山崎町	久御山町	井手町	精華町	
大阪府	大阪地区	堺市	岸和田市	豊中市	池田市	吹田市
		泉大津市	高槻市	貝塚市	守口市	枚方市
		茨木市	八尾市	泉佐野市	富田林市	寝屋川市
		河内長野市	松原市	大東市	和泉市	箕面市
		柏原市	羽曳野市	門真市	摂津市	高石市
		藤井寺市	東大阪市	泉南市	四條畷市	交野市
		大阪狭山市	阪南市	島本町	豊能町	能勢町
		忠岡町	熊取町	田尻町	岬町	太子町
		河南町	千早赤阪村			
兵庫県	兵庫地区	神戸市	尼崎市	西宮市	芦屋市	伊丹市
		宝塚市	川西市	三田市	猪名川町	
奈良県	奈良地区	奈良市	大和高田市	大和郡山市	天理市	橿原市
		桜井市	五條市	御所市	生駒市	香芝市
		葛城市	宇陀市	平群町	三郷町	斑鳩町
		安堵町	川西町	三宅町	田原本町	高取町
		明日香村	上牧町	王寺町	広陵町	河合町
		吉野町	大淀町	下市町		

（3）都市開発区域 【44市22町】

福井県	福井敦賀区域	福井市	敦賀市	鯖江市	あわら市	越前市
		坂井市	永平寺町	南越前町	越前町	
三重県	伊賀区域	名張市	伊賀市			
滋賀県	琵琶湖東部区域	大津市	彦根市	長浜市	近江八幡市	草津市
		守山市	栗東市	甲賀市	野洲市	湖南市
		東近江市	米原市	日野町	竜王町	愛荘町
		豊郷町	甲良町			
京都府	京都中丹区域	福知山市	舞鶴市	綾部市	宮津市	
兵庫県	播磨区域	姫路市	明石市	相生市	加古川市	赤穂市
		西脇市	三木市	高砂市	小野市	加西市
		宍粟市	加東市	たつの市	稲美町	播磨町
		福崎町	太子町	上郡町		
和歌山県	和歌山区域	和歌山市	海南市	橋本市	有田市	御坊市
		紀の川市	岩出市	かつらぎ町	九度山町	湯浅町
		広川町	有田川町	美浜町	日高町	由良町
		日高川町				

図 2.3-4 近畿圏整備法 政策区域の構成市町村名一覧（抜粋）

出典：国土交通省 「近畿圏整備法 政策区域構成市町村」

中部圏政策区域図

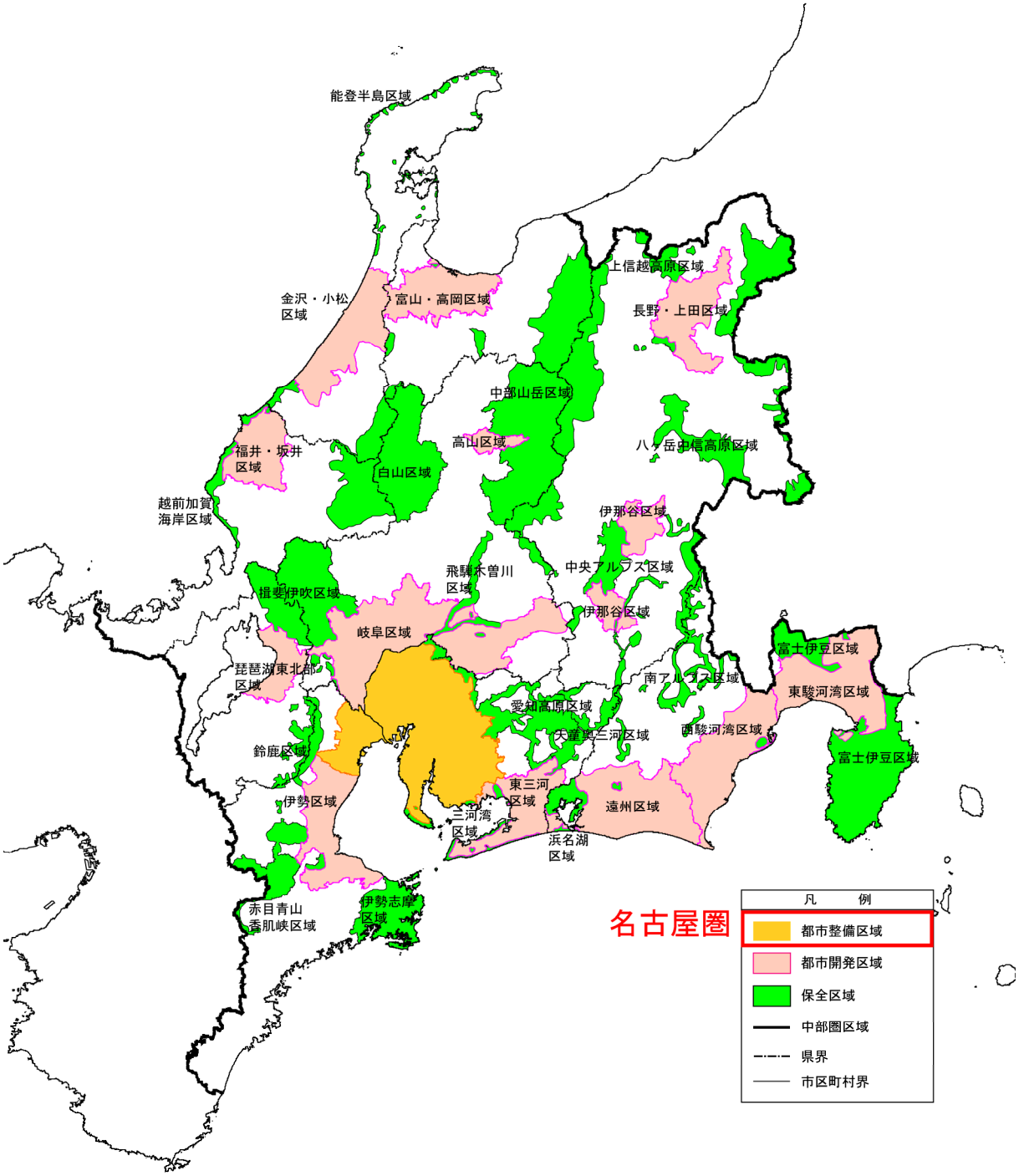

図 2.3-5 中部圏 政策区域図

出典：国土交通省 「中部圏開発整備法 政策区域図」

政策区域の構成市町村名一覧　（平成30年4月1日現在）

（注）アンダーラインを引いた市町村は行政区域の一部が区域指定に係るものである。（市町村合併による行政区画の変更以外の軽微な変更については考慮していない）

名古屋圏

中部圏開発整備法の指定区域

（1）都市整備区域 【36市16町1村】

愛知県	名古屋市	岡崎市	一宮市	瀬戸市	半田市	春日井市	津島市
	碧南市	刈谷市	豊田市	安城市	西尾市	犬山市	常滑市
	江南市	小牧市	稲沢市	東海市	大府市	知多市	知立市
	尾張旭市	高浜市	岩倉市	豊明市	日進市	愛西市	清須市
	北名古屋市	弥富市	みよし市	あま市	長久手市	東郷町	豊山町
	大口町	扶桑町	大治町	蟹江町	阿久比町	東浦町	南知多町
	美浜町	武豊町	幸田町	飛島村			
三重県	四日市市	桑名市	いなべ市	木曽岬町	東員町	朝日町	川越町

（2）都市開発区域 【72市33町2村】

富山県	富山・高岡区域	富山市	高岡市	砺波市	小矢部市	射水市
		舟橋村				
石川県	金沢・小松区域	金沢市	小松市	かほく市	白山市	能美市
		野々市市	川北町	津幡町	内灘町	
福井県	福井・坂井区域	福井市	あわら市	坂井市	永平寺町	
長野県	長野・上田区域	長野市	上田市	須坂市	中野市	千曲市
		坂城町	小布施町			
	伊那谷区域	飯田市	伊那市	駒ヶ根市	宮田村	
岐阜県	岐阜区域	岐阜市	大垣市	多治見市	関市	中津川市
		美濃市	瑞浪市	羽島市	恵那市	美濃加茂市
		土岐市	各務原市	可児市	山県市	瑞穂市
		本巣市	海津市	岐南町	笠松町	養老町
		垂井町	関ケ原町	神戸町	輪之内町	安八町
		揖斐川町	大野町	池田町	北方町	坂祝町
		富加町	川辺町	八百津町	御嵩町	
	高山区域	高山市				
静岡県	東駿河湾区域	静岡市	沼津市	三島市	富士宮市	富士市
		御殿場市	裾野市	伊豆の国市	函南町	清水町
		長泉町	小山町			
	西駿河湾区域	静岡市	島田市	焼津市	藤枝市	御前崎市
		牧之原市	吉田町			
	遠州区域	浜松市	磐田市	掛川市	袋井市	湖西市
		御前崎市	菊川市	森町		
愛知県	東三河区域	豊橋市	豊川市	蒲郡市	新城市	田原市
三重県	伊勢区域	津市	伊勢市	松阪市	鈴鹿市	亀山市
		明和町				
滋賀県	琵琶湖東北部区域	彦根市	長浜市	米原市	豊郷町	甲良町
		多賀町				

図 2.3-6 中部圏開発整備法 政策区域の構成市町村名一覧（抜粋）

出典：国土交通省 「中部圏開発整備法 政策区域構成市町村」

ア)都市再生推進の形態(圏域別)

都市再生推進法人の活動形態を、圏域別に集計した。

三大都市圏は、「一般社団法人・一般財団法人」が 26 団体(55%)と最も多く、次いで「株式会社」が 17 団体(36%)である。

地方圏は、「株式会社」が 29 団体(67%)と最も多く、次いで「一般社団法人・一般財団法人」が 10 団体(23%)である。

表 2.3-4 都市再生推進法人の形態(圏域別) 回答数

N=90(単回答)

団体数	株式会社	一般社団法人・一般財団法人	特定非営利活動法人	公益財団法人	合計
三大都市圏	17	26	3	1	47
地方圏	29	10	3	1	43

表 2.3-5 都市再生推進法人の形態(活動エリア別) 割合

割合	株式会社	一般社団法人・一般財団法人	特定非営利活動法人	公益財団法人	合計
三大都市圏	36.2%	55.3%	6.4%	2.1%	100.0%
地方圏	67.4%	23.3%	7.0%	2.3%	100.0%

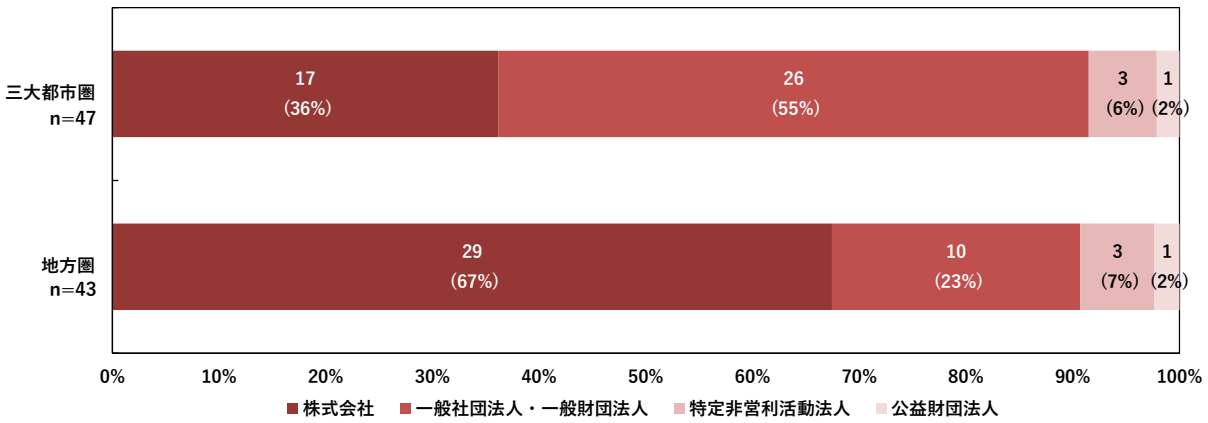

図 2.3-7 都市再生推進法人の形態(圏域別)

イ)都市再生推進法人　全 127 団体の形態(圏域別)

都市再生推進法人全 127 団体の活動形態を、圏域別に集計した。

三大都市圏は、「一般社団法人・一般財団法人」が 28 団体(49%)と最も多い。

地方圏は、「株式会社」が 48 団体(69%)と最も多い。

表 2.3-6 都市再生推進法人全 127 団体の形態(圏域別) 回答数

N＝127(単回答)

	株式会社	一般社団法人・一般財団法人	特定非営利活動法人	公益財団法人	合計
三大都市圏	22	28	6	1	57
地方圏	48	17	4	1	70

表 2.3-7 都市再生推進法人全 127 団体の形態(圏域別) 割合

	株式会社	一般社団法人・一般財団法人	特定非営利活動法人	公益財団法人	合計
三大都市圏	38.6%	49.1%	10.5%	1.8%	100.0%
地方圏	68.6%	24.3%	5.7%	1.4%	100.0%

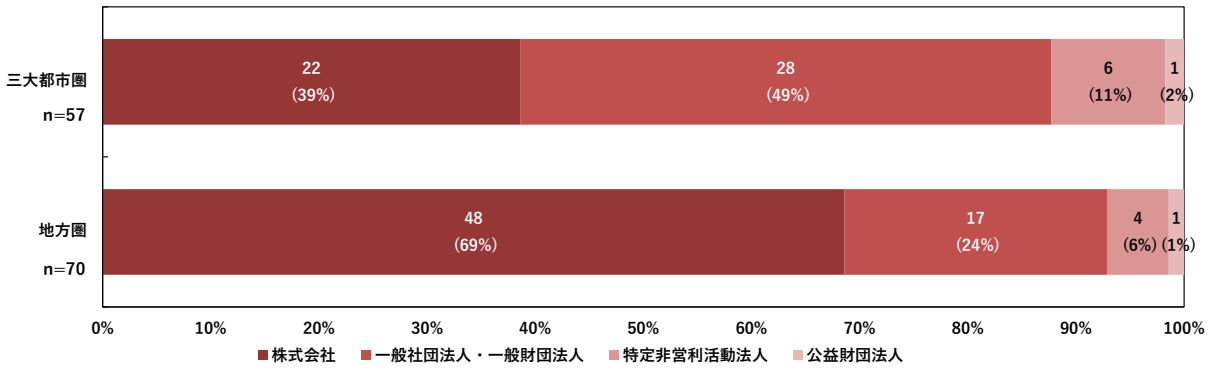

図 2.3-8 都市再生推進法人　全 127 団体の形態(圏域別)

ウ)主な活動内容の分類(令和4年度アンケートとの比較)

都市再生推進法人の主な活動内容を、令和 4 年度アンケートの回答結果と比較した。集計対象は、令和 4 年度アンケートと今年度アンケートを、両方とも回答した団体である。

令和 6 年度は、令和 4 年度と比べて、「②イベント等実施による賑わい創出」や「⑦地域ビジョン・ルールの作成」を活動内容としている団体の割合が高くなった。一方で「⑪中間支援的活動(コミュニティ形成支援等)を活動内容としている団体の割合が、低くなった。

令和 4 年度は、活動している団体の割合が 10%未満である項目が 4 項目見られたが、令和 6 年度は、1項目に減少している。

また、複数回答の設問に対して、活動内容の項目数が令和 4 年度より増加した団体は、9 団体(39.1%)であり、都市再生推進法人の活動が多様化している。

表 2.3-8 活動内容の分類(令和4年度アンケートと令和 6 年度アンケートの比較)

N=23(複数回答)

	令和4年度		令和6年度	
項目	団体数	割合	団体数	割合
①公共施設の管理・活用	15	65.2%	12	52.2%
②イベント等実施による賑わい創出	12	52.2%	17	73.9%
③不動産管理・運営	9	39.1%	7	30.4%
④空き家・空き地の活用	5	21.7%	7	30.4%
⑤広告設置事業	5	21.7%	8	34.8%
⑥行政支援(行政からの受託業務等)	11	47.8%	9	39.1%
⑦地域ビジョン・ルールの作成	1	4.3%	5	21.7%
⑧防災・防犯の意識啓発	2	8.7%	2	8.7%
⑨清掃・美化活動	2	8.7%	3	13.0%
⑩地域情報の発信(広報紙・SNS・HP 等)	9	39.1%	9	39.1%
⑪中間支援的活動(コミュニティ形成支援等)	9	39.1%	3	13.0%
⑫その他	1	4.3%	6	26.1%

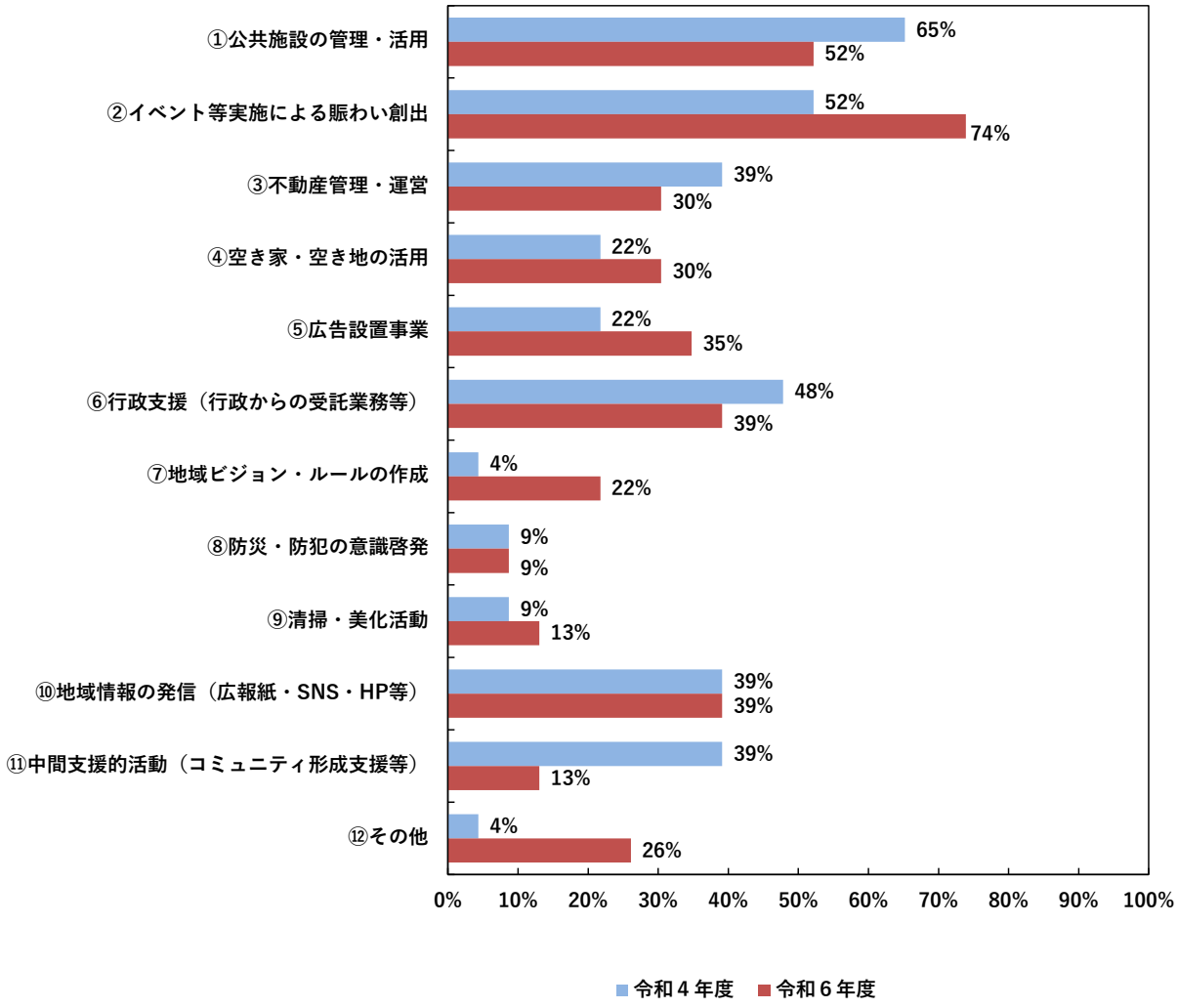

図 2.3-9 活動内容の分類（令和4年度アンケートと令和 6 年度アンケートの比較）

表 2.3-9 活動内容の項目数の変化（令和4年度アンケートと令和 6 年度アンケートの比較）

N＝23（複数回答）

	団体数	割合
活動内容の項目数が、令和4年度より増加した団体	9	39%
活動内容の項目数が、令和4年度と変わらない団体	10	43%
活動内容の項目数が、令和4年度より減少した団体	4	17%

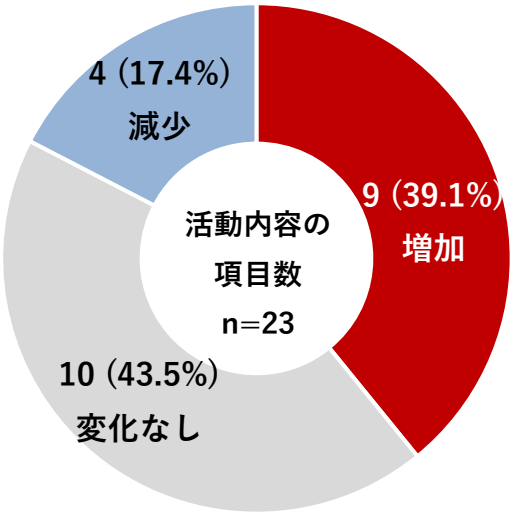

図 2.3-10 活動内容の項目数の変化（令和4年度アンケートと令和 6 年度アンケートの比較）

エ)主な活動内容の分類(圏域別)

都市再生推進法人の主な活動内容の分類を、圏域別に集計した。

三大都市圏では、地方圏よりも「⑧防災・防犯の意識啓発」「⑨清掃・美化活動」「⑩地域情報の発信(広報誌・SNS・HP 等)」を活動内容としている団体の割合が高い。

地方圏では、三大都市圏よりも「③不動産管理・運営」や「④空き家・空き地の活用」を活動内容としている団体の割合が高い。

表 2.3-10 活動内容の分類(圏域別) 回答数

N=63(複数回答)

	①公共施設の管理・活用	②イベント等実施による賑わい創出	③不動産管理・運営	④空き家・空き地の活用	⑤広告設置事業	⑥行政支援(行政からの受託業務等)	⑦地域ビジョン・ルールの作成	⑧防災・防犯の意識啓発	⑨清掃・美化活動	⑩地域情報の発信(広報紙・SNS・HP等)	⑪中間支援的活動(コミュニティ形成支援等)	⑫その他
三大都市圏	18	23	5	6	8	8	8	6	6	14	5	8
地方圏	17	21	13	13	5	6	7	2	2	3	7	10

表 2.3-11 活動内容の分類(圏域別) 割合

N=63(複数回答)

	①公共施設の管理・活用	②イベント等実施による賑わい創出	③不動産管理・運営	④空き家・空き地の活用	⑤広告設置事業	⑥行政支援(行政からの受託業務等)	⑦地域ビジョン・ルールの作成	⑧防災・防犯の意識啓発	⑨清掃・美化活動	⑩地域情報の発信(広報紙・SNS・HP等)	⑪中間支援的活動(コミュニティ形成支援等)	⑫その他
三大都市圏	58.1%	74.2%	16.1%	19.4%	25.8%	25.8%	25.8%	19.4%	19.4%	45.2%	16.1%	25.8%
地方圏	53.1%	65.6%	40.6%	40.6%	15.6%	18.8%	21.9%	6.3%	6.3%	9.4%	21.9%	31.3%

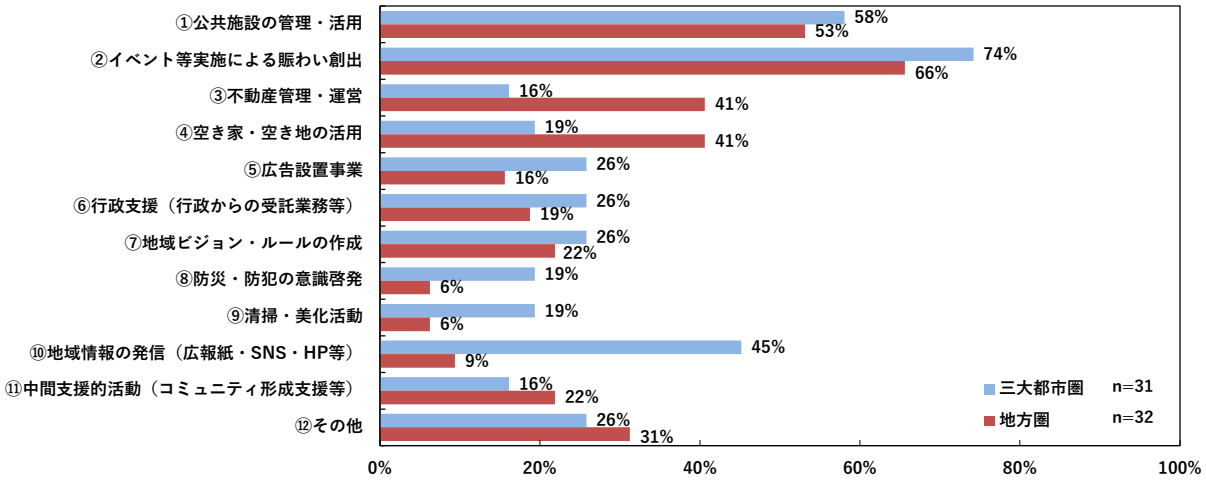

図 2.3-11 活動内容の分類（活動エリア別）

オ)サービスの対象者(圏域別)

都市再生推進法人のサービスの対象者を、圏域別に集計した。

三大都市圏では、地方圏よりも「事業者」をサービスの対象者としている団体の割合が高い。

地方圏では、三大都市圏よりも「居住者」をサービスの対象者としている団体の割合が高い。

表 2.3-12 サービスの対象者(圏域別) 回答数

N=84(複数回答)

	居住者	事業者	これら以外の来訪者
三大都市圏	23	33	31
地方圏	32	25	25

表 2.3-13 サービスの対象者(圏域別) 割合

	居住者	事業者	これら以外の来訪者
三大都市圏	53.5%	76.7%	72.1%
地方圏	78.0%	61.0%	61.0%

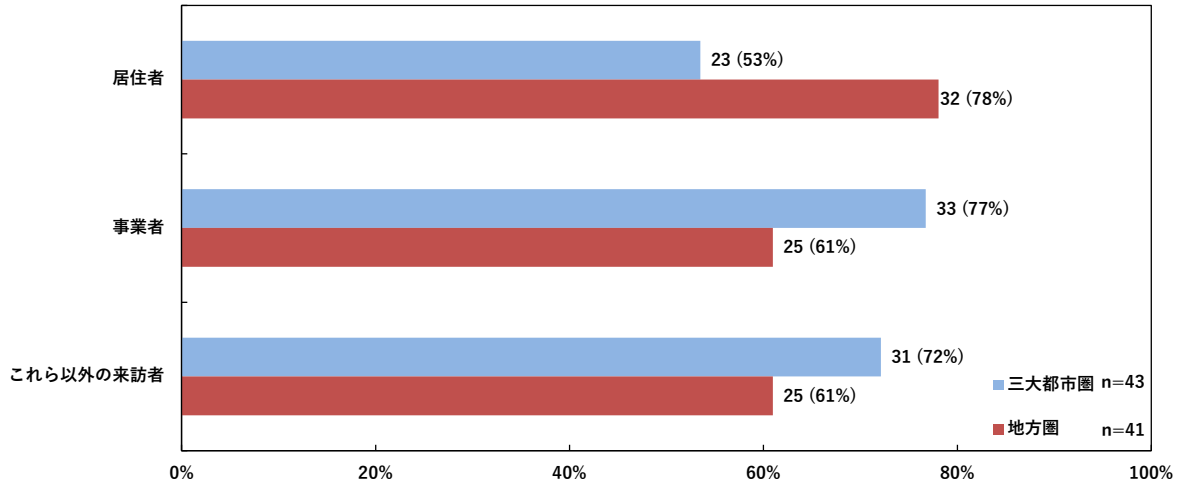

図 2.3-12 サービスの対象者(圏域別)

カ)活動エリアの主な用途地域(圏域別)

活動エリアの主な用途地域を、圏域別に集計した。

三大都市圏は、「商業地域」が 38 団体(83%)と最も多く、次いで「住居地域」が 7 団体(15%)である。

地方圏も、「商業地域」が 37 団体(90%)と最も多く、次いで「住居地域」が 4 団体(10%)である。

表 2.3-14 活動内エリアの主な用途地域(圏域別) 回答数

N=84(単回答)

	住居地域	商業地域	工業地域	合計
三大都市圏	7	38	1	47
地方圏	4	37	0	43

表 2.3-15 活動内エリアの主な用途地域(圏域別) 割合

	住居地域	商業地域	工業地域	合計
三大都市圏	15.2%	82.6%	2.2%	100.0%
地方圏	9.8%	90.2%	0.0%	100.0%

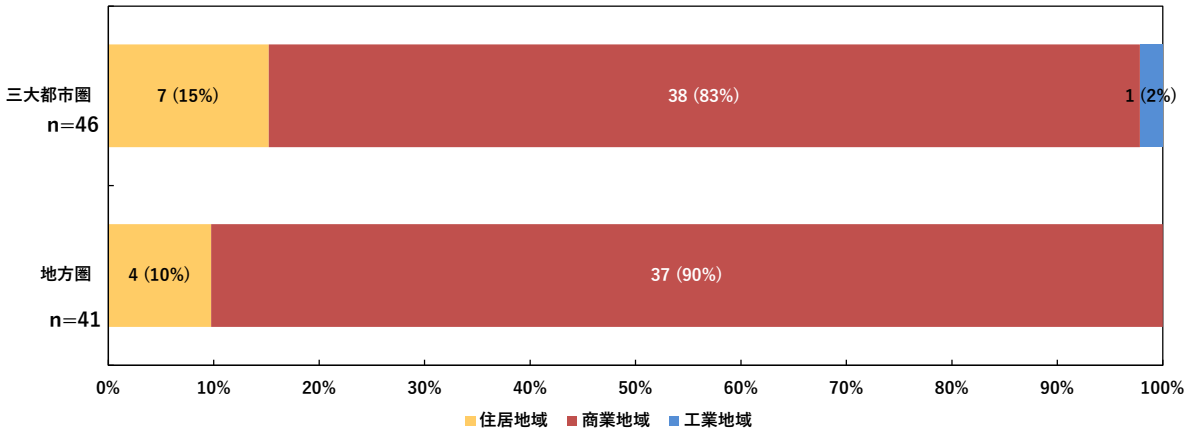

図 2.3-13 活動エリアの主な用途地域(圏域別)

キ)活動エリアの面積(圏域別)

都市再生推進法人の活動エリアの面積を、圏域別に分類した。

三大都市圏は、「10～50ha 未満」の団体が 15 団体(37%)と最も多い。

地方圏は、「100ha～」の団体が 15 団体(48%)と最も多い。

表 2.3-16 キ)活動エリアの面積(圏域別) 回答数

N＝72(単回答)

	10ha 未満	10～50ha 未満	50～100ha 未満	100ha～	合計
三大都市圏	8	15	10	8	41
地方圏	4	6	6	15	31

表 2.3-17 キ)活動エリアの面積(圏域別) 割合

	10ha 未満	10～50ha 未満	50～100ha 未満	100ha～	合計
三大都市圏	19.5%	36.6%	24.4%	19.5%	100.0%
地方圏	12.9%	19.4%	19.4%	48.4%	100.0%

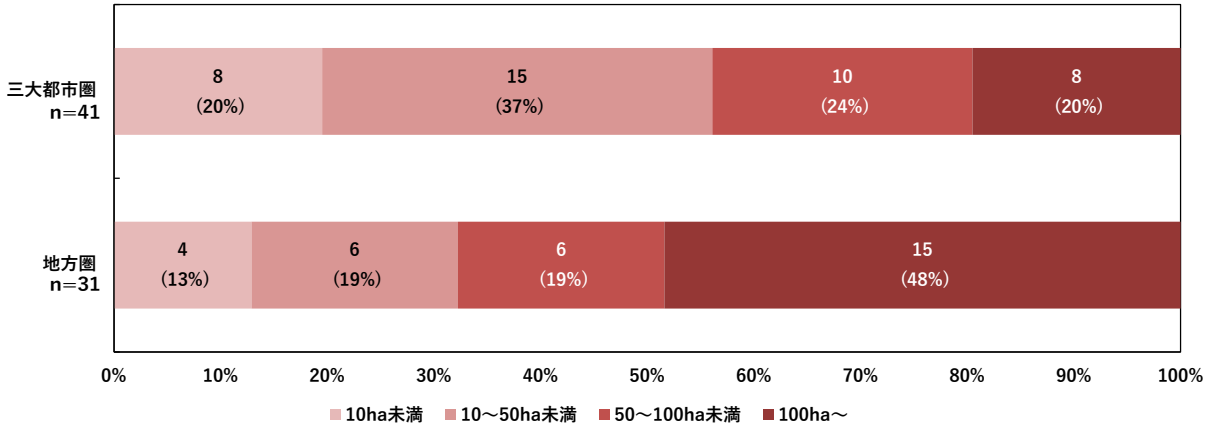

図 2.3-14 活動エリアの面積(活動エリア別)

ク)団体の性格(圏域別)

団体の性格を圏域別に分類した。

三大都市圏では、地方圏よりも「大企業が主体の団体」の割合が高い。

地方圏では、三大都市圏よりも「小規模なまちづくり会社・NPO 法人等」の割合が高い。

表 2.3-18 団体の性格(圏域別) 回答数

N=87(複数回答)

	1.公的機関の関与が強い団体(外郭団体等)	2.中小企業が主体の団体(4.を除く)	3.大企業が主体の団体	4.商店街・自治会等が主体の団体	5.小規模なまちづくり会社・NPO 法人等	6.その他(シンクタンク・中間支援組織等)
三大都市圏	14	3	13	5	7	4
地方圏	11	8	1	6	15	2

表 2.3-19 団体の性格(圏域別) 割合

	1.公的機関の関与が強い団体(外郭団体等)	2.中小企業が主体の団体(4.を除く)	3.大企業が主体の団体	4.商店街・自治会等が主体の団体	5.小規模なまちづくり会社・NPO 法人等	6.その他(シンクタンク・中間支援組織等)
三大都市圏	31.1%	6.7%	28.9%	11.1%	15.6%	8.9%
地方圏	26.2%	19.0%	2.4%	14.3%	35.7%	4.8%

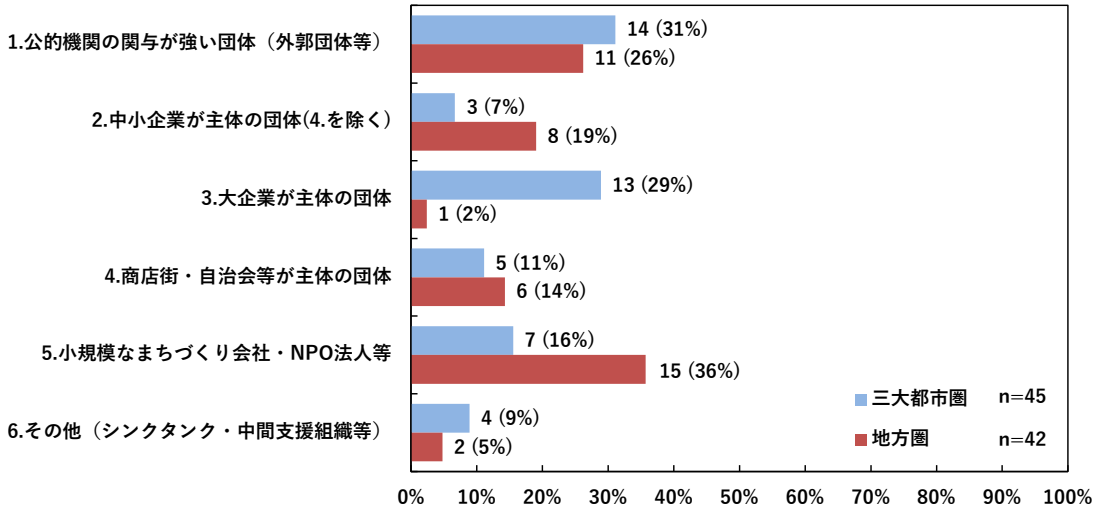

図 2.3-15 団体の性格(圏域別)

ケ)団体の性格(活動内容の分類別)

団体の性格を、活動内容の分類別に集計した。

団体の性格は、活動内容の分類による違いはみられない。

表 2.3-20 団体の性格(活動内容の分類別) 回答数

N＝62(複数回答)

	1.公的機関の関与が強い団体(外郭団体等)	2.中小企業が主体の団体(4.を除く)	3.大企業が主体の団体	4.商店街・自治会等が主体の団体	5.小規模なまちづくり会社・NPO 法人等	6.その他(シンクタンク・中間支援組織等)
公共施設の管理・活用	11	3	5	8	6	1
イベント等実施による賑わい創出	11	4	8	6	13	2
不動産管理・運営	9	3	1	0	5	0
空き家・空き地の活用	8	2	1	1	6	0
広告設置事業	3	1	2	3	5	0
行政支援(行政からの受託業務等)	5	2	1	1	4	2
地域ビジョン・ルールの作成	2	1	4	3	5	0
防災・防犯の意識啓発	1	2	4	0	2	0
清掃・美化活動	2	1	3	1	2	0
地域情報の発信(広報紙・SNS・HP 等)	5	1	5	4	2	1
中間支援的活動(コミュニティ形成支援等)	0	0	3	2	6	1
その他	3	2	4	3	5	1
合計	60	22	41	32	61	8

表 2.3-21 団体の性格（活動内容の分類別） 割合

	1.公的機関の関与が強い団体（外郭団体等）	2.中小企業が主体の団体(4.を除く)	3.大企業が主体の団体	4.商店街・自治会等が主体の団体	5.小規模なまちづくり会社・NPO 法人等	6.その他（シンクタンク・中間支援組織等）
公共施設の管理・活用	18.3%	13.6%	12.2%	25.0%	9.8%	12.5%
イベント等実施による賑わい創出	18.3%	18.2%	19.5%	18.8%	21.3%	25.0%
不動産管理・運営	15.0%	13.6%	2.4%	0.0%	8.2%	0.0%
空き家・空き地の活用	13.3%	9.1%	2.4%	3.1%	9.8%	0.0%
広告設置事業	5.0%	4.5%	4.9%	9.4%	8.2%	0.0%
行政支援（行政からの受託業務等）	8.3%	9.1%	2.4%	3.1%	6.6%	25.0%
地域ビジョン・ルールの作成	3.3%	4.5%	9.8%	9.4%	8.2%	0.0%
防災・防犯の意識啓発	1.7%	9.1%	9.8%	0.0%	3.3%	0.0%
清掃・美化活動	3.3%	4.5%	7.3%	3.1%	3.3%	0.0%
地域情報の発信（広報紙・SNS・HP 等）	8.3%	4.5%	12.2%	12.5%	3.3%	12.5%
中間支援的活動（コミュニティ形成支援等）	0.0%	0.0%	7.3%	6.3%	9.8%	12.5%
その他	5.0%	9.1%	9.8%	9.4%	8.2%	12.5%
合計	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%

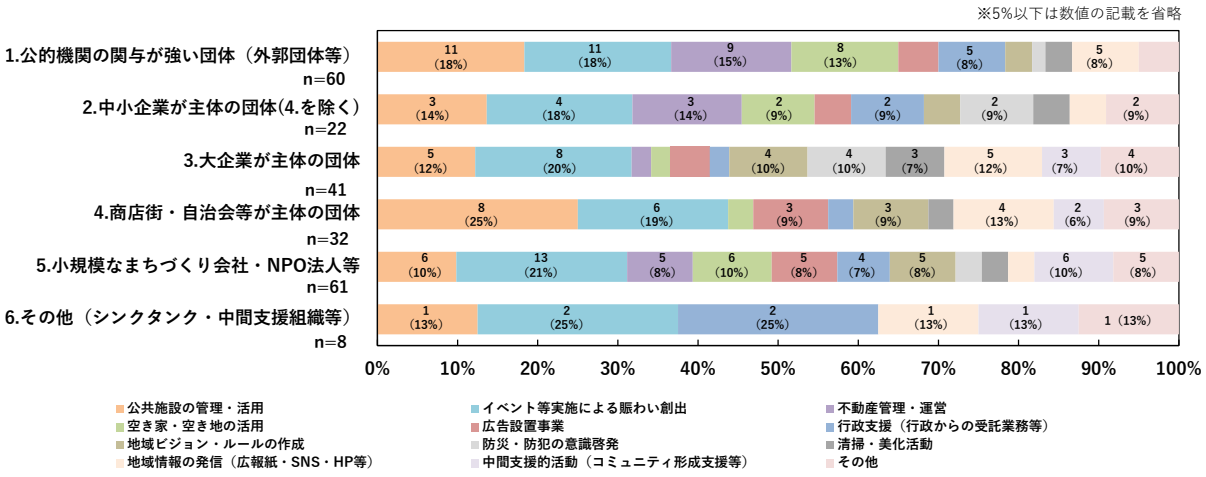

図 2.3-16 団体の性格（活動内容の分類別）

コ)団体の性格(活動エリアの面積別)

団体の性格を、活動エリアの面積別に集計した。

企業が主体の団体は、活動エリアの面積が小さい。特に「2. 大企業が主体の団体」は、「3. 中小企業が主体の団体」よりも、活動エリアの面積が小さい。

表 2.3-22 団体の性格(活動エリアの面積別) 回答数

N=72(複数回答)

	1.公的機関の関与が強い団体(外郭団体等)	2.中小企業が主体の団体(4.を除く)	3.大企業が主体の団体	4.商店街・自治会等が主体の団体	5.小規模なまちづくり会社・NPO 法人等	6.その他(シンクタンク・中間支援組織等)
10ha 未満	2	2	5	1	2	0
10～50ha 未満	5	4	6	1	7	0
50～100ha 未満	7	1	2	2	2	1
100ha～	7	2	1	5	3	4
合計	22	9	14	9	14	5

表 2.3-23 団体の性格(活動エリアの面積別) 割合

	1.公的機関の関与が強い団体(外郭団体等)	2.中小企業が主体の団体(4.を除く)	3.大企業が主体の団体	4.商店街・自治会等が主体の団体	5.小規模なまちづくり会社・NPO 法人等	6.その他(シンクタンク・中間支援組織等)
10ha 未満	9.5%	22.2%	35.7%	11.1%	14.3%	0.0%
10～50ha 未満	23.8%	44.4%	42.9%	11.1%	50.0%	0.0%
50～100ha 未満	33.3%	11.1%	14.3%	22.2%	14.3%	20.0%
100ha～	33.3%	22.2%	7.1%	55.6%	21.4%	80.0%
合計	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%

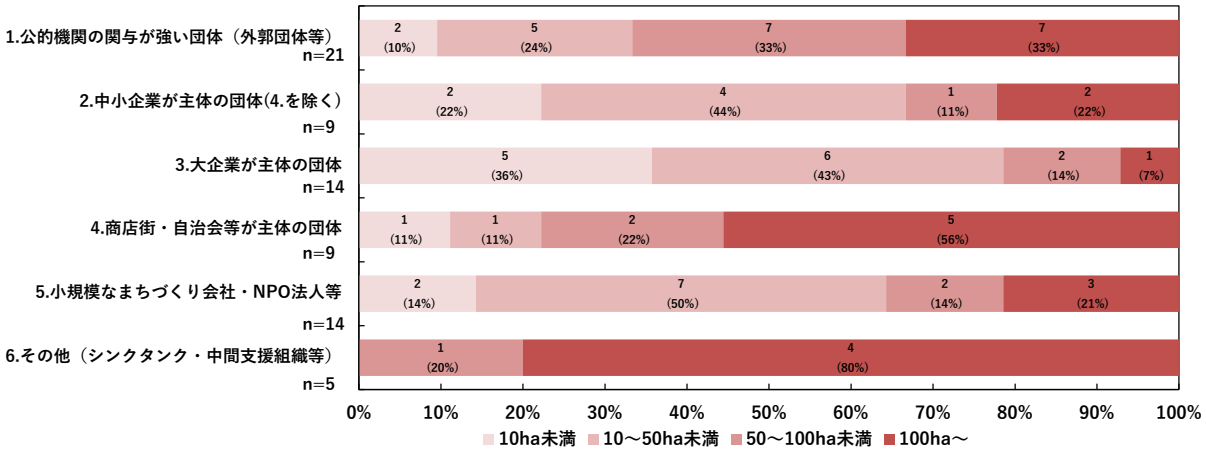

図 2.3-17 団体の性格(活動エリアの面積別)

サ)団体の性格(事務局の職員数別)

団体の性格を、事務局の職員数別に集計した。

「1. 公的機関の関与が強い団体(外郭団体等)」や「3. 大企業が主体の団体」は、事務局の職員数が多い。

表 2.3-24 団体の性格(事務局の職員数別) 回答数

N＝86(複数回答)

	1.公的機関の関与が強い団体(外郭団体等)	2.中小企業が主体の団体(4.を除く)	3.大企業が主体の団体	4.商店街・自治会等が主体の団体	5.小規模なまちづくり会社・NPO 法人等	6.その他(シンクタンク・中間支援組織等)
～5 人	7	8	3	8	13	3
6～10 人	9	2	5	1	2	2
11～50 人	6	1	5	1	5	1
51 人～	2	0	0	0	1	0
合計	24	11	13	10	21	6

表 2.3-25 団体の性格(事務局の職員数別) 割合

	1.公的機関の関与が強い団体(外郭団体等)	2.中小企業が主体の団体(4.を除く)	3.大企業が主体の団体	4.商店街・自治会等が主体の団体	5.小規模なまちづくり会社・NPO 法人等	6.その他(シンクタンク・中間支援組織等)
～5 人	29.2%	72.7%	23.1%	80.0%	61.9%	50.0%
6～10 人	37.5%	18.2%	38.5%	10.0%	9.5%	33.3%
11～50 人	25.0%	9.1%	38.5%	10.0%	23.8%	16.7%
51 人～	8.3%	0.0%	0.0%	0.0%	4.8%	0.0%
合計	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%

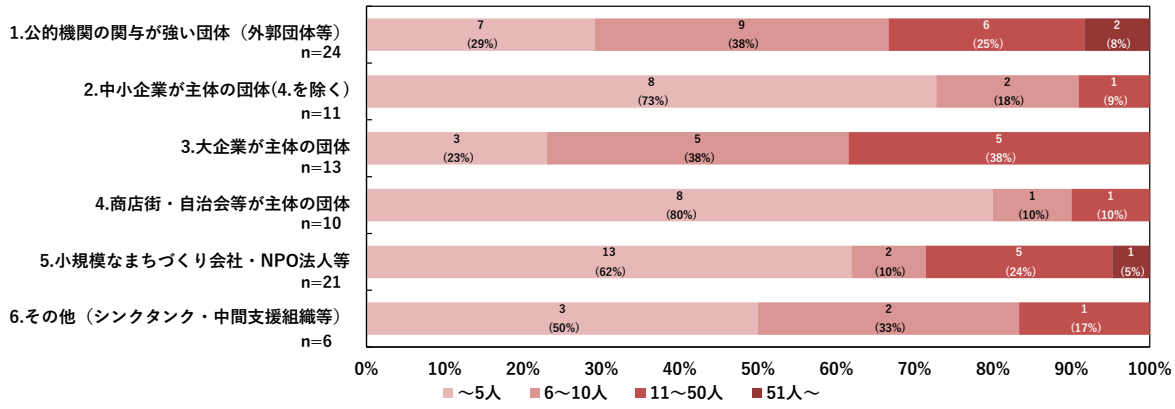

図 2.3-18 団体の性格(事務局の職員数別)

シ)団体の性格(自治体の出資割合別)

団体の性格を、自治体の出資割合別に集計した。

「3. 大企業が主体の団体」、「4. 商店街・自治会等が主体の団体」は、自治体からの出資を受けていない。

表 2.3-26 団体の性格(自治体の出資割合別) 回答数

N＝60(複数回答)

	1.公的機関の関与が強い団体(外郭団体等)	2.中小企業が主体の団体(4.を除く)	3.大企業が主体の団体	4.商店街・自治会等が主体の団体	5.小規模なまちづくり会社・NPO法人等	6.その他(シンクタンク・中間支援組織等)
出資なし	0	3	6	6	12	2
25%未満	4	3	0	0	3	0
25～50%未満	7	0	0	0	2	0
50%～	11	1	0	0	0	0
合計	22	7	6	6	17	2

表 2.3-27 団体の性格(自治体の出資割合別) 割合

	1.公的機関の関与が強い団体(外郭団体等)	2.中小企業が主体の団体(4.を除く)	3.大企業が主体の団体	4.商店街・自治会等が主体の団体	5.小規模なまちづくり会社・NPO法人等	6.その他(シンクタンク・中間支援組織等)
出資なし	0.0%	42.9%	100.0%	100.0%	70.6%	100.0%
25%未満	18.2%	42.9%	0.0%	0.0%	17.6%	0.0%
25～50%未満	31.8%	0.0%	0.0%	0.0%	11.8%	0.0%
50%～	50.0%	14.3%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
合計	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%

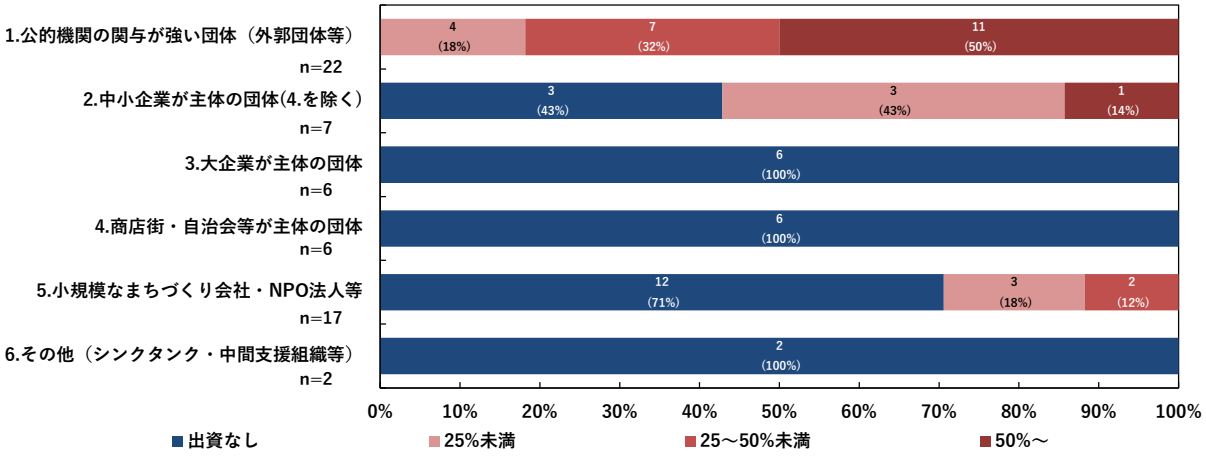

図 2.3-19 団体の性格（自治体の出資割合別）

ス)団体の性格(法人の年間予算別)

団体の性格を、法人の年間予算別に集計した。

「1. 公的機関の関与が強い団体(外郭団体等)」は、年間予算が多く、「4. 商店街・自治会等が主体の団体」は、年間予算が少ない。

表 2.3-28 団体の性格(法人の年間予算別) 回答数

N＝70(複数回答)

	1.公的機関の関与が強い団体(外郭団体等)	2.中小企業が主体の団体(4.を除く)	3.大企業が主体の団体	4.商店街・自治会等が主体の団体	5.小規模なまちづくり会社・NPO法人等	6.その他(シンクタンク・中間支援組織等)
100 万円以下	0	1	1	1	2	0
500 万円以下	0	2	1	2	3	1
1,000 万円以下	0	0	1	1	1	0
5,000 万円以下	3	4	2	5	4	3
5,000 万円超	16	4	5	0	6	0
合計	19	11	10	9	16	4

表 2.3-29 団体の性格(法人の年間予算別) 割合

	1.公的機関の関与が強い団体(外郭団体等)	2.中小企業が主体の団体(4.を除く)	3.大企業が主体の団体	4.商店街・自治会等が主体の団体	5.小規模なまちづくり会社・NPO法人等	6.その他(シンクタンク・中間支援組織等)
100 万円以下	0.0%	9.1%	10.0%	11.1%	12.5%	0.0%
500 万円以下	0.0%	18.2%	10.0%	22.2%	18.8%	25.0%
1,000 万円以下	0.0%	0.0%	10.0%	11.1%	6.3%	0.0%
5,000 万円以下	15.8%	36.4%	20.0%	55.6%	25.0%	75.0%
5,000 万円超	84.2%	36.4%	50.0%	0.0%	37.5%	0.0%
合計	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%

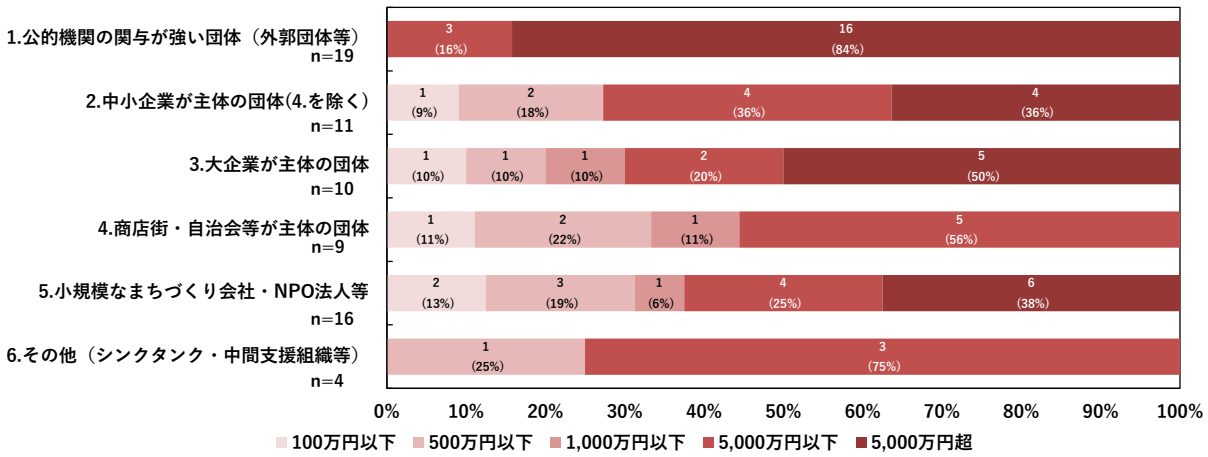

図 2.3-20 団体の性格（法人の年間予算別）

セ)団体の性格(主となる収入別)

団体の性格を、主となる収入別に集計した。

団体の性格は、主となる収入による大きな違いはない。

表 2.3-30 団体の性格(主となる収入別) 回答数

N＝79(複数回答)

	1.公的機関の関与が強い団体(外郭団体等)	2.中小企業が主体の団体(4.を除く)	3.大企業が主体の団体	4.商店街・自治会等が主体の団体	5.小規模なまちづくり会社・NPO法人等	6.その他(シンクタンク・中間支援組織等)
不動産管理収入	12	3	4	2	11	2
指定管理等の公共からの委託料	9	3	1	3	10	3
イベント収入	1	2	2	2	2	2
広告設置料	2	1	7	7	2	0
自主事業	10	3	5	4	14	5
会費・負担金	1	1	3	1	0	2
補助金	1	0	1	1	1	1
中間支援事業	2	2	0	3	2	1
寄付金	0	0	2	2	0	0
合計	38	15	25	25	42	16

表 2.3-31 団体の性格(主となる収入別) 割合

	1.公的機関の関与が強い団体(外郭団体等)	2.中小企業が主体の団体(4.を除く)	3.大企業が主体の団体	4.商店街・自治会等が主体の団体	5.小規模なまちづくり会社・NPO法人等	6.その他(シンクタンク・中間支援組織等)
不動産管理収入	31.6%	20.0%	16.0%	8.0%	26.2%	12.5%
指定管理等の公共からの委託料	23.7%	20.0%	4.0%	12.0%	23.8%	18.8%
イベント収入	2.6%	13.3%	8.0%	8.0%	4.8%	12.5%
広告設置料	5.3%	6.7%	28.0%	28.0%	4.8%	0.0%
自主事業	26.3%	20.0%	20.0%	16.0%	33.3%	31.3%
会費・負担金	2.6%	6.7%	12.0%	4.0%	0.0%	12.5%
補助金	2.6%	0.0%	4.0%	4.0%	2.4%	6.3%
中間支援事業	5.3%	13.3%	0.0%	12.0%	4.8%	6.3%
寄付金	0.0%	0.0%	8.0%	8.0%	0.0%	0.0%
合計	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%

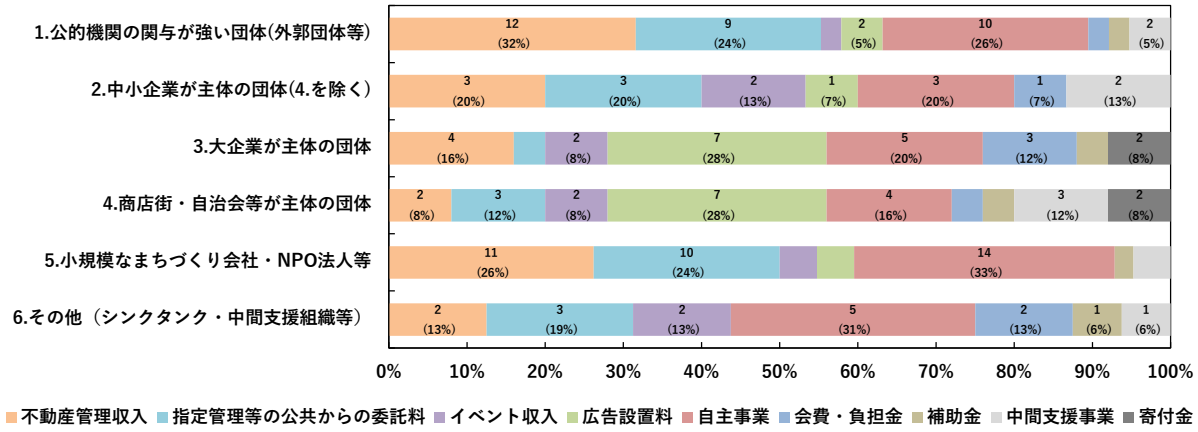

図 2.3-21 団体の性格（主となる収入別）

ソ)事務局の職員数(圏域別)

事務局の職員数を、圏域別に集計した。

三大都市圏は、「6～10 人」が 17 団体(37%)と最も多く、次いで「5 人未満」が 15 団体(33%)である。

地方圏は、「5 人未満」が 29 団体(73%)と最も多く、次いで「11～50 人」が 5 団体(13%)である。

表 2.3-32 事務局の職員数(圏域別) 回答数

N＝86(単回答)

	～5 人	6～10 人	11～50 人	51 人～	合計
三大都市圏	15	17	13	1	46
地方圏	29	4	5	2	40

表 2.3-33 事務局の職員数(圏域別) 割合

	～5 人	6～10 人	11～50 人	51 人～	合計
三大都市圏	32.6%	37.0%	28.3%	2.2%	100.0%
地方圏	72.5%	10.0%	12.5%	5.0%	100.0%

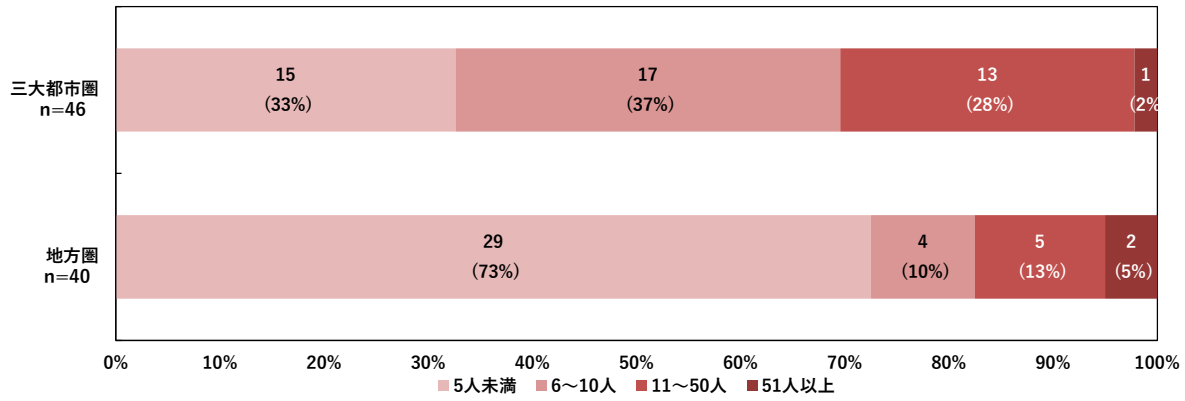

図 2.3-22 事務局の職員数(圏域別)

タ)事務局の職員構成(圏域別)

事務局の職員構成を、圏域別に集計した。

三大都市圏は、「常勤と非常勤で構成」が 21 団体(49%)と最も多く、次いで「常勤のみで構成」が 15 団体(35%)である。

地方圏も、「常勤と非常勤で構成」が 20 団体(53%)と最も多く、次いで「常勤のみで構成」が 11 団体(29%)である。

事務局の職員構成は、活動エリア別による違いは見られない。

表 2.3-34 事務局の職員構成(圏域別) 回答数

N=81(単回答)

	常勤のみで構成	常勤と非常勤で構成	非常勤のみで構成	合計
三大都市圏	15	21	7	43
地方圏	11	20	7	38

表 2.3-35 事務局の職員構成(圏域別) 割合

	常勤のみで構成	常勤と非常勤で構成	非常勤のみで構成	合計
三大都市圏	34.9%	48.8%	16.3%	100.0%
地方圏	28.9%	52.6%	18.4%	100.0%

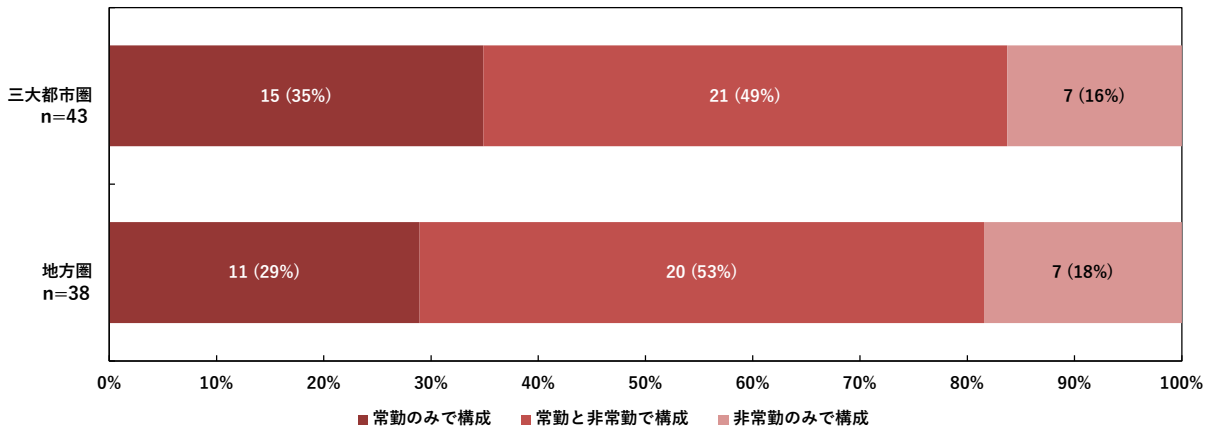

図 2.3-23 事務局の職員構成(圏域別)

チ)都市再生推進法人の会員数/社員数(圏域別)

都市再生推進法人の会員数/社員数を、圏域別に集計した。

三大都市圏は、「5 人未満」が 15 団体(38%)と最も多く、次いで「11～50 人」が 12 団体(31%)である。

地方圏は、「11～50 人」が 13 団体(34%)と最も多く、次いで「5 人未満」が 12 団体(32%)である。

地方圏の方が、三大都市圏よりも法人の会員数/社員数が多い団体の割合が高い。

表 2.3-36 都市再生推進法人の会員数/社員数(圏域別) 回答数

N＝81(単回答)

	～5 人	6～10 人	11～50 人	51 人～	合計
三大都市圏	15	10	12	2	39
地方圏	12	8	13	5	42

表 2.3-37 都市再生推進法人の会員数/社員数(圏域別) 割合

	～5 人	6～10 人	11～50 人	51 人～	合計
三大都市圏	38.5%	25.6%	30.8%	5.1%	100.0%
地方圏	31.6%	21.1%	34.2%	13.2%	100.0%

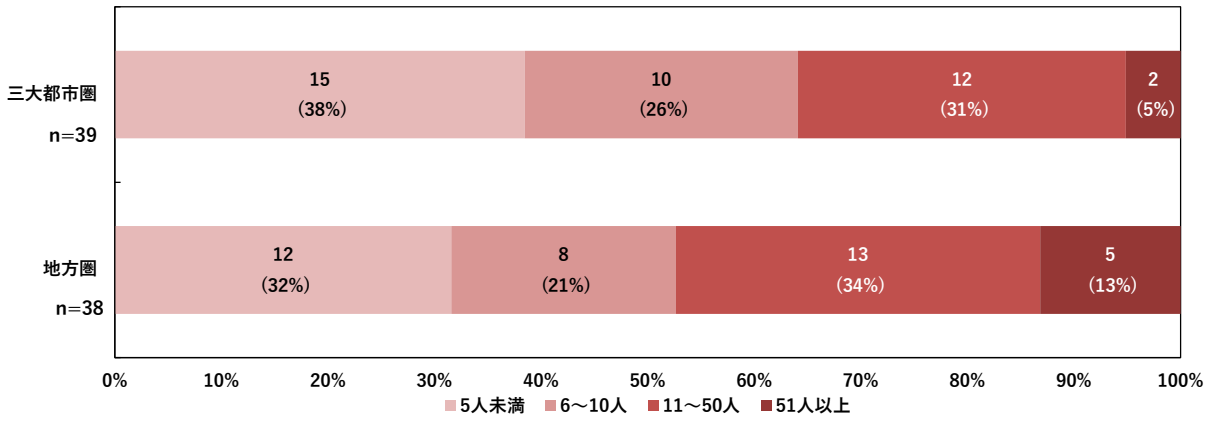

図 2.3-24 都市再生推進法人の会員数/社員数(圏域別)

ツ)都市再生推進法人への出資者数(圏域別)

都市再生推進法人への出資者数を、圏域別に集計した。

三大都市圏は、「5 人未満」が 16 団体(44%)と最も多く、次いで「11～50 人」が 9 団体(25%)である。

地方圏も、「5 人未満」が 14 団体(39%)と最も多く、次いで「11～50 人」が 9 団体(25%)である。

都市再生推進法人への出資者数は、活動エリア別による違いは見られない。

表 2.3-38 都市再生推進法人への出資者数(回答数)

N＝72(単回答)

	5 人以下	6～10 人	11～50 人	51 人以上	合計
三大都市圏	16	6	9	5	36
地方圏	14	8	9	5	36

表 2.3-39 都市再生推進法人への出資者数(割合)

	5 人以下	6～10 人	11～50 人	51 人以上	合計
三大都市圏	44.4%	16.7%	25.0%	13.9%	100.0%
地方圏	38.9%	22.2%	25.0%	13.9%	100.0%

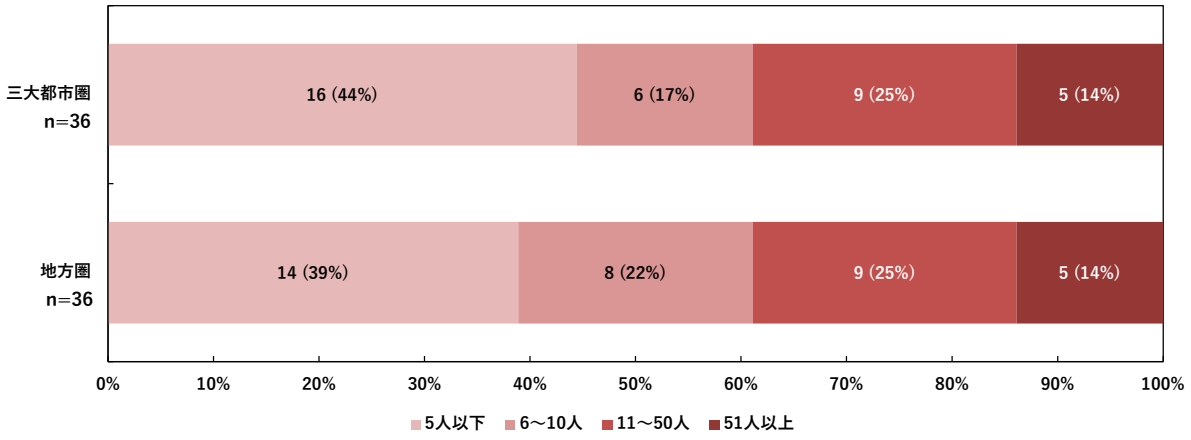

図 2.3-25 都市再生推進法人への出資者数

テ)自治体の出資割合(圏域別)

自治体の出資割合を、圏域別に集計した。

三大都市圏は、「出資なし」が 13 団体(43%)と最も多く、次いで「50%以上」が 10 団体(33%)である。

地方圏は、「出資なし」が 16 団体(50%)と最も多く、次いで「25%未満」が 7 団体(22%)である。

三大都市圏の方が、地方圏よりも「自治体の出資割合が 50%以上」である団体の割合が 24 ポイント多い。

表 2.3-40 自治体の出資割合(圏域別) 回答数

N=62(単回答)

	出資なし	25%未満	25～50%未満	50%～	合計
三大都市圏	13	4	3	10	30
地方圏	16	7	6	3	32

表 2.3-41 自治体の出資割合(圏域別) 割合

	出資なし	25%未満	25～50%未満	50%～	合計
三大都市圏	43.3%	13.3%	10.0%	33.3%	100.0%
地方圏	50.0%	21.9%	18.8%	9.4%	100.0%

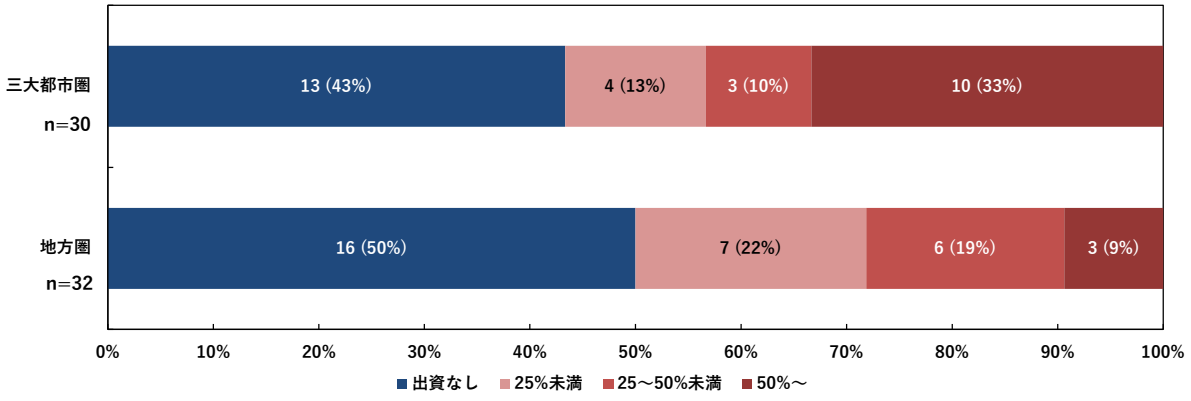

図 2.3-26 自治体の出資割合(圏域別)

ト)年間予算(圏域別)

年間予算を、圏域別に集計した。

三大都市圏の方が、「年間予算 5,000 万円以上」である団体の割合が 11 ポイント多い。

表 2.3-42 年間予算(圏域別) 回答数

N＝70(単回答)

	100 万円未満	100～500 万円未満	500～1,000 万円未満	1,000～5,000 万円未満	5,000 万円～	合計
三大都市圏	2	5	3	7	18	35
地方圏	3	4	1	13	14	35

表 2.3-43 年間予算(圏域別) 割合

	100 万円未満	100～500 万円未満	500～1,000 万円未満	1,000～5,000 万円未満	5,000 万円～	合計
三大都市圏	5.7%	14.3%	8.6%	20.0%	51.4%	100.0%
地方圏	8.6%	11.4%	2.9%	37.1%	40.0%	100.0%

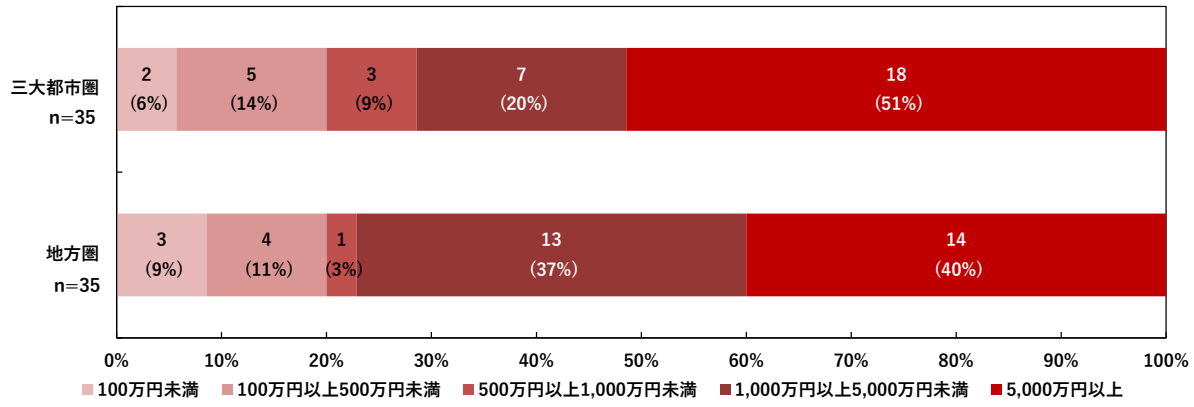

図 2.3-27 年間予算(圏域別)

ナ)主となる収入(圏域別)

主となる収入を、圏域別に集計した。

三大都市圏では、地方圏よりも「広告設置料」を主となる収入としている団体の割合が高い。

地方圏では、三大都市圏よりも「指定管理等の公共からの委託料」を主となる収入としている団体の割合が高い。

表 2.3-44 主となる収入(圏域別) 回答数

N=79(複数回答)

	不動産管理収入	指定管理等の公共からの委託料	イベント収入	広告設置料	自主事業	会費・負担金	補助金	中間支援事業	寄付金
三大都市圏	18	12	5	13	22	6	1	4	2
地方圏	17	18	6	5	21	2	4	5	2

表 2.3-45 主となる収入(圏域別) 割合

	不動産管理収入	指定管理等の公共からの委託料	イベント収入	広告設置料	自主事業	会費・負担金	補助金	中間支援事業	寄付金
三大都市圏	43.9%	29.3%	12.2%	31.7%	53.7%	14.6%	2.4%	9.8%	4.9%
地方圏	44.7%	47.4%	15.8%	13.2%	55.3%	5.3%	10.5%	13.2%	5.3%

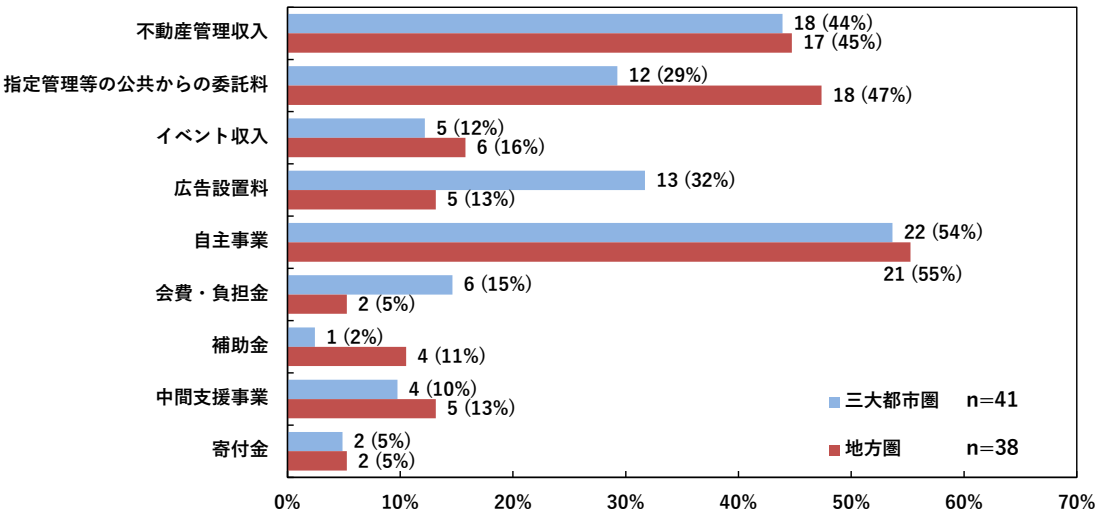

図 2.3-28 主となる収入(圏域別)

ニ)主となる経費(圏域別)

主となる経費を、圏域別に集計した。

三大都市圏では、地方圏よりも「業務委託費」や「維持管理費」を主な経費としている団体の割合が高い。

地方圏では、三大都市圏よりも「人件費」を主な経費としている団体の割合が高い。

表 2.3-46 主となる経費(圏域別) 回答数

N=24(複数回答)

	人件費	業務委託費	賃借料	維持管理費	光熱費など	広告宣伝費	その他
三大都市圏	7	9	4	5	3	3	5
地方圏	6	2	3	1	2	1	2

表 2.3-47 主となる経費(圏域別) 割合

	人件費	業務委託費	賃借料	維持管理費	光熱費など	広告宣伝費	その他
三大都市圏	46.7%	60.0%	26.7%	33.3%	20.0%	20.0%	33.3%
地方圏	66.7%	22.2%	33.3%	11.1%	22.2%	11.1%	22.2%

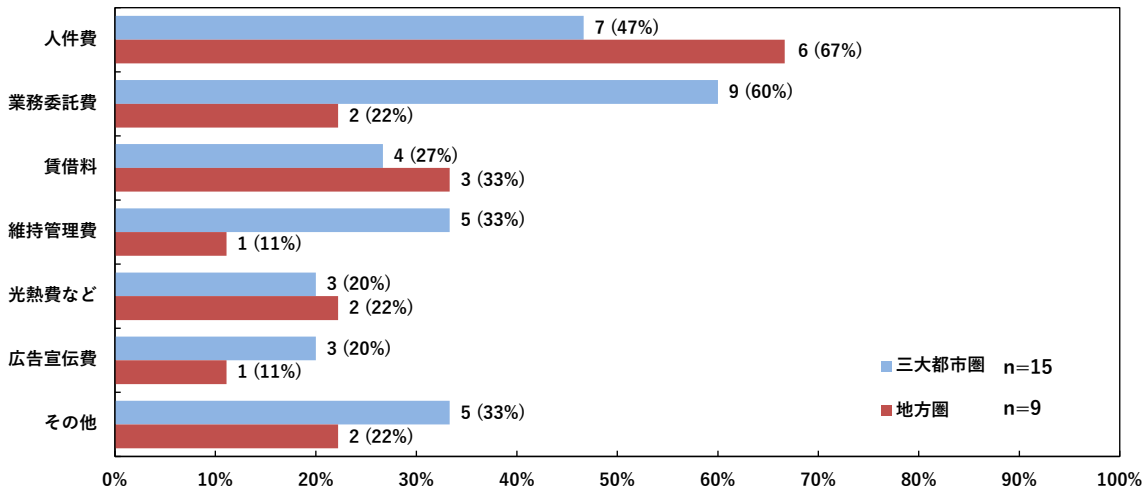

図 2.3-29 主となる経費(圏域別)

ヌ)保有資産の状況(圏域別)

保有資産の状況を、圏域別に集計した。

地方圏の方が、保有資産がある団体の割合が 8 ポイント多い。

表 2.3-48 保有資産の状況(圏域別) 回答数

N=71(単回答)

	保有資産あり	保有資産なし	合計
三大都市圏	27	8	35
地方圏	22	4	26

表 2.3-49 保有資産の状況(圏域別) 割合

	保有資産あり	保有資産なし	合計
三大都市圏	77.1%	22.9%	100.0%
地方圏	84.6%	15.4%	100.0%

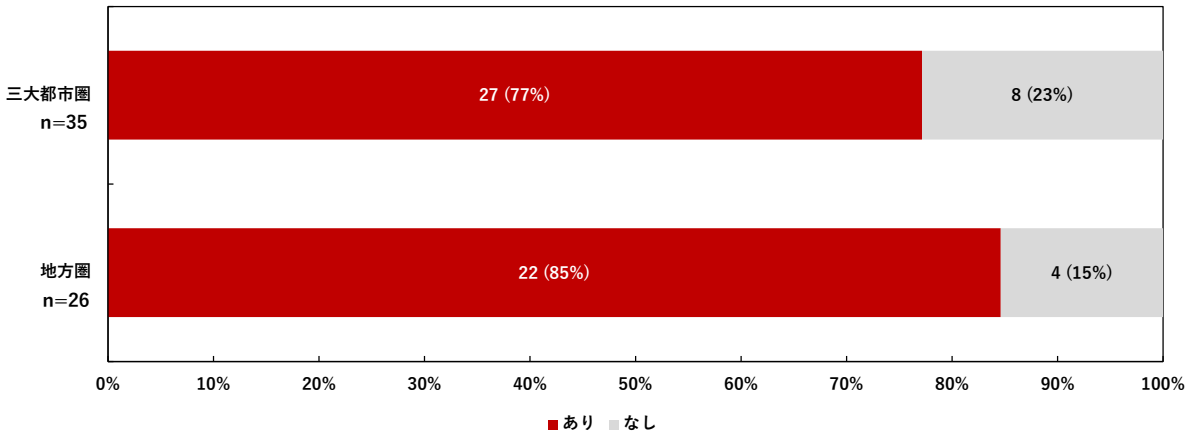

図 2.3-30 保有資産の状況(圏域別)

ネ)当期経常増減額(総額、公的補助金の有無による比較)

当期経常増減額(総額)を、公的補助金を含んだ金額と、公的補助金を含まない金額で集計した。

公的補助金を含まない場合の当期経常増減額(総額)は、24 団体のうち、10 団体(42%)が赤字であり、公的補助金を含む場合に比べて、5 団体(21%)多い。

表 2.3-50 当期経常増減額(総額、公的補助金の有無による比較)

N=48(単回答)

	公的補助金を含む		公的補助金を含まない	
	団体数	割合	団体数	割合
1 億円以上の黒字	2	8.3%	2	8.3%
5,000 万円以上～1 億円未満の黒字	0	0.0%	0	0.0%
1,000 万円以上～5,000 万円未満の黒字	6	25.0%	2	8.3%
1,000 万円未満の黒字	10	41.7%	9	37.5%
黒字でも赤字でもない	1	4.2%	1	4.2%
1.000 万円未満の赤字	4	16.7%	5	20.8%
1,000 万円以上～5,000 万円未満の赤字	1	4.2%	3	12.5%
5,000 万円以上～1 億円未満の赤字	0	0.0%	2	8.3%
1 億円以上の赤字	0	0.0%	0	0.0%
合計	24	100.0%	24	100.0%

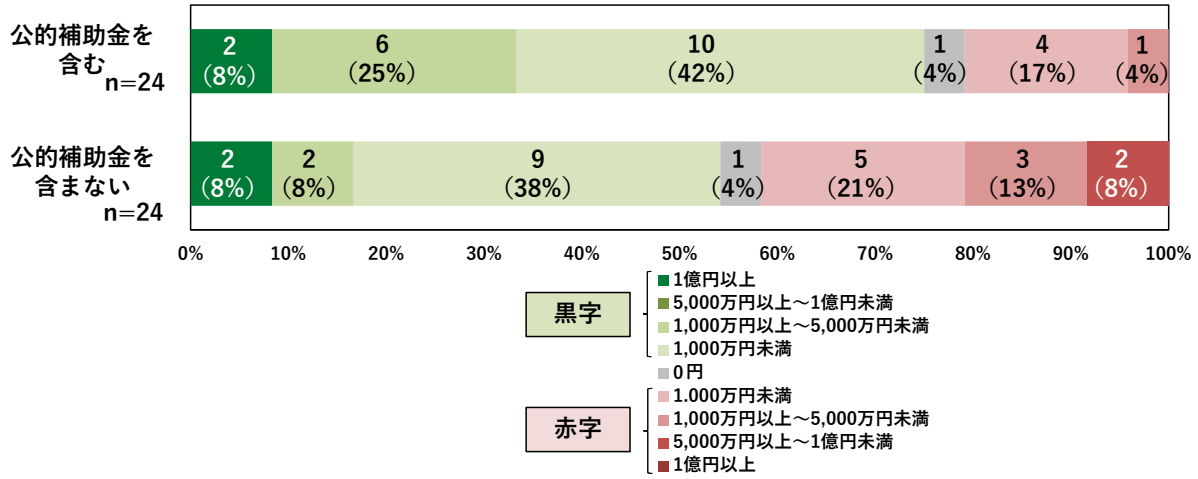

図 2.3-31 期経常増減額(総額、公的補助金の有無による比較)

ノ)当期経常増減額(公益事業、公的補助金の有無による比較)

当期経常増減額(公益事業)を、公的補助金を含んだ金額と、公的補助金を含まない金額で集計した。

公的補助金を含まない場合の当期経常増減額(公益事業)は、11 団体のうち、9 団体(82%)が赤字であり、公的補助金を含む場合に比べて、3 団体(27%)多い。

表 2.3-51 当期経常増減額(公益事業、公的補助金の有無による比較)

N=22(単回答)

	公的補助金を含む		公的補助金を含まない	
	団体数	割合	団体数	割合
1 億円以上の黒字	0	0.0%	0	0.0%
5,000 万円以上～1 億円未満の黒字	0	0.0%	0	0.0%
1,000 万円以上～5,000 万円未満の黒字	2	18.2%	0	0.0%
1,000 万円未満の黒字	2	18.2%	2	18.2%
黒字でも赤字でもない	1	9.1%	0	0.0%
1.000 万円未満の赤字	3	27.3%	2	18.2%
1,000 万円以上～5,000 万円未満の赤字	2	18.2%	4	36.4%
5,000 万円以上～1 億円未満の赤字	1	9.1%	3	27.3%
1 億円以上の赤字	0	0.0%	0	0.0%
合計	11	100.0%	11	100.0%

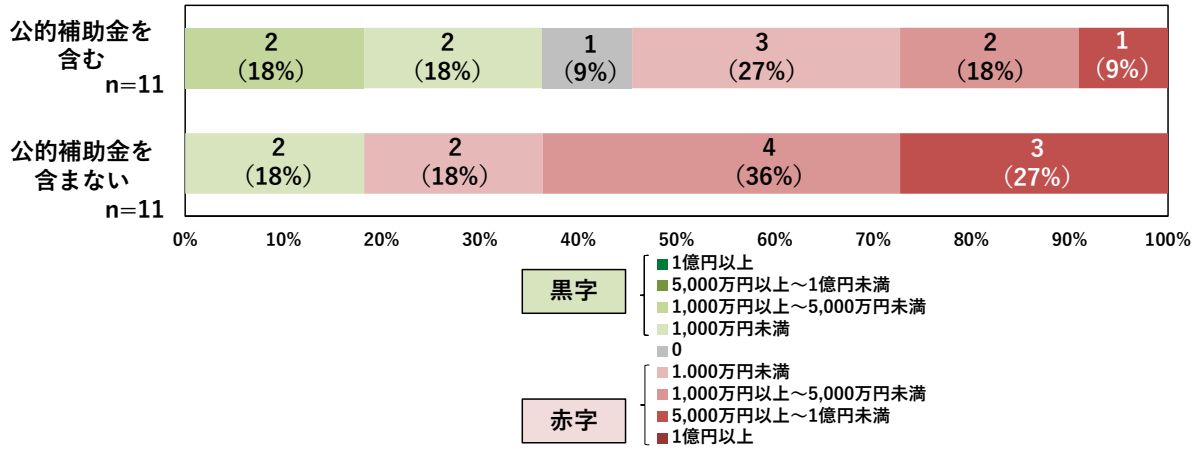

図 2.3-32 当期経常増減額(公益事業、公的補助金の有無による比較)

ハ)当期経常増減額(収益事業、公的補助金の有無による比較)

当期経常増減額(収益事業)を、公的補助金を含んだ金額と、公的補助金を含まない金額で集計した。

公的補助金を含まない場合の当期経常増減額(収益事業)は、19 団体のうち、6 団体(32%)が赤字であり、公的補助金を含む場合に比べて、3 団体(16%)多い。

表 2.3-52 当期経常増減額(収益事業、公的補助金の有無による比較)

N=38(単回答)

	公的補助金を含む		公的補助金を含まない	
	団体数	割合	団体数	割合
1 億円以上の黒字	2	10.5%	2	10.5%
5,000 万円以上～1 億円未満の黒字	1	5.3%	1	5.3%
1,000 万円以上～5,000 万円未満の黒字	2	10.5%	2	10.5%
1,000 万円未満の黒字	11	57.9%	8	42.1%
黒字でも赤字でもない	0	0.0%	0	0.0%
1.000 万円未満の赤字	3	15.8%	3	15.8%
1,000 万円以上～5,000 万円未満の赤字	0	0.0%	3	15.8%
5,000 万円以上～1 億円未満の赤字	0	0.0%	0	0.0%
1 億円以上の赤字	0	0.0%	0	0.0%
合計	19	100.0%	19	100.0%

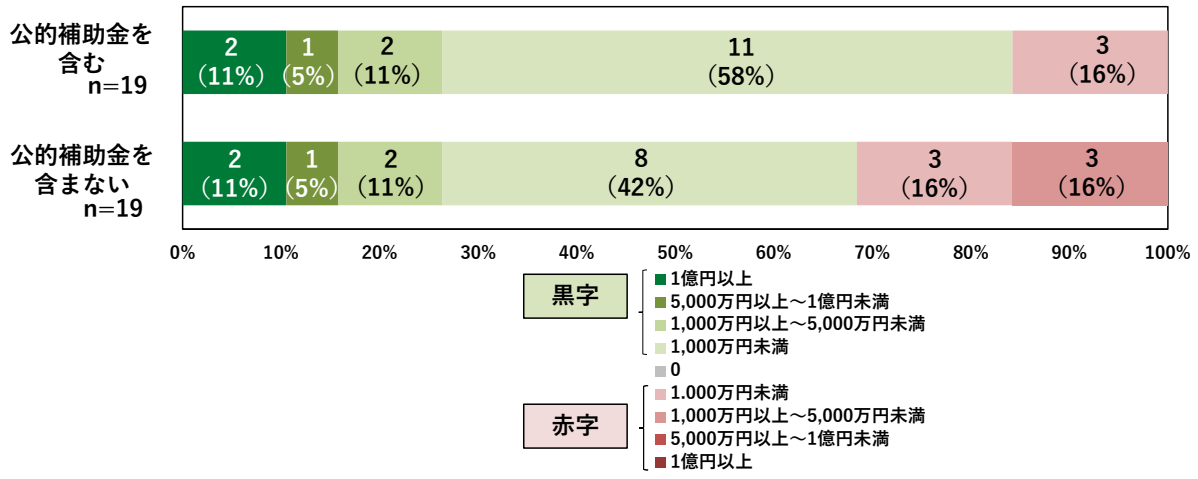

図 2.3-33 当期経常増減額(収益事業、公的補助金の有無による比較)

② 都市再生推進法人による効果の把握

エリアマネジメントの効果を分析するために、公示価格の増減率について、都市再生推進法人が活動するエリアと、法人が所属する市区町村を比較した。

ア)分析対象

都市再生推進法人 56 団体を対象とした。以下の団体は集計から除外した。

・公示価格を複数回答していない団体（増減率が算出できないため。）
・用途地域の回答がない団体（用途地域の分析ができないため。）
・所属する市区町村の公示価格の継続地点が 1 箇所しかない団体（比較できないため。）
・回答内容が所属する市区町村の公示価格である団体（比較できないため。）

イ)分析方法

以下の2通りの方法で分析を行った。

【視点１】公示価格の増減率の平均値の比較

・各都市再生推進法人の「活動エリア近傍の１箇所の公示価格」の最も古い年次※1 と最新年次※1 の増減率を用途地域別※2 に算出する。※1、2 アンケート調査６の回答ベース
・各法人が所属する「市区町村の公示価格※3、4」の増減率を用途地域別※4 に算出する。
※3 国土交通省「変動率及び平均価格の時系列推移表（令和６年地価公示）」より算出する。
※4 用途地域と期間は、各都市再生推進法人の期間と合わせる
・上記で算出した各法人の「活動エリア近傍の公示価格」の増減率の単純平均と、各法人が所属する「市区町村の公示価格」の増減率の単純平均を比較する。

【視点２】公示価格の増減率区域数の比較

・各都市再生推進法人の「活動エリア近傍の１箇所の公示価格」の最も古い年次※1 と最新年次※1 の増減率を用途地域別※2 に算出する。※1、2 アンケート調査６の回答ベース
・各法人が所属する「市区町村の公示価格※3、4」の増減率を用途地域別※4 に算出する。
※3 国土交通省「変動率及び平均価格の時系列推移表（令和６年地価公示）」より算出する。
※4 用途地域と期間は、各都市再生推進法人の期間と合わせる
・上記で算出した各法人の「活動エリア近傍の公示価格」の増減率と、各法人が所属する「市区町村の公示価格」の増減率を比較し、増減率が高い区域数を整理する。

ウ)分析結果

【視点１】公示価格の増減率の平均値の比較

都市再生推進法人が活動するエリアと、法人が所属する市区町村では、公示価格の増減率の単純平均の数値は変わらない。

表 2.3-53 公示価格の増減率の単純平均の比較

N＝53

	公示価格の増減率の単純平均（%）
都市再生推進法人が活動するエリア	6.3%
法人が所属する市区町村	6.3%

【視点２】公示価格の増減率区域数の比較

- 公示価格の増減率が高い区域は、都市再生推進法人が活動するエリアの方が、所属する市区町村よりも、若干多い。（56 区域中 29 区域）
- 用途地域別にみると、住居系では、都市再生推進法人が活動するエリアの方が、所属する市区町村よりも公示価格の増減率が高い区域が多い。（6 区域中 5 区域）
- 地域別にみると、三大都市圏では、都市再生推進法人が活動するエリアの方が、所属する市区町村よりも公示価格の増減率が高い区域が多い。（31 区域中 18 区域）
- 三大都市圏を都市圏別にみると、東京圏は、都市再生推進法人が活動するエリアの方が、所属する市区町村よりも公示価格の増減率が高い区域が多い。（19 区域中 13 区域）

表 2.3-54 公示価格の増減率区域数の比較（圏域別）

【凡例】
○：法人が活動するエリアの公示価格の増減率＞所属する市区町村の公示価格の増減率
×：法人が活動するエリアの公示価格の増減率＜所属する市区町村の公示価格の増減率
赤文字：○の数が×の数よりも多い。　青文字：×の数が○の数よりも多い。
赤枠：○の数が×の数よりも3個以上多い。

		全用途			商業系			住居系			工業系		
		○	×	合計	○	×	合計	○	×	合計	○	×	合計
全国	A=B1+B2	29	27	56	24	25	49	5	1	6	0	1	1
三大都市圏	B1	18	13	31	15	11	26	3	1	4	0	1	1
地方圏	B2	11	14	25	9	14	23	2	0	2	0	0	0

		全用途			商業系			住居系			工業系		
		○	×	合計	○	×	合計	○	×	合計	○	×	合計
三大都市圏	B1=C1+C2+C3	18	13	31	15	11	26	3	1	4	0	1	1
東京圏	C1	13	6	19	10	6	16	3	0	3	0	0	0
大阪圏	C2	3	3	6	3	2	5	0	0	0	0	1	1
名古屋圏	C3	2	4	6	2	3	5	0	1	1	0	0	0

		全用途			商業系			住居系			工業系		
		○	×	合計	○	×	合計	○	×	合計	○	×	合計
東京圏	C1=D1+D2	13	6	19	10	6	16	3	0	3	0	0	0
特別区	D1	7	3	10	6	3	9	1	0	1	0	0	0
特別区以外	D2	6	3	9	4	3	7	2	0	2	0	0	0

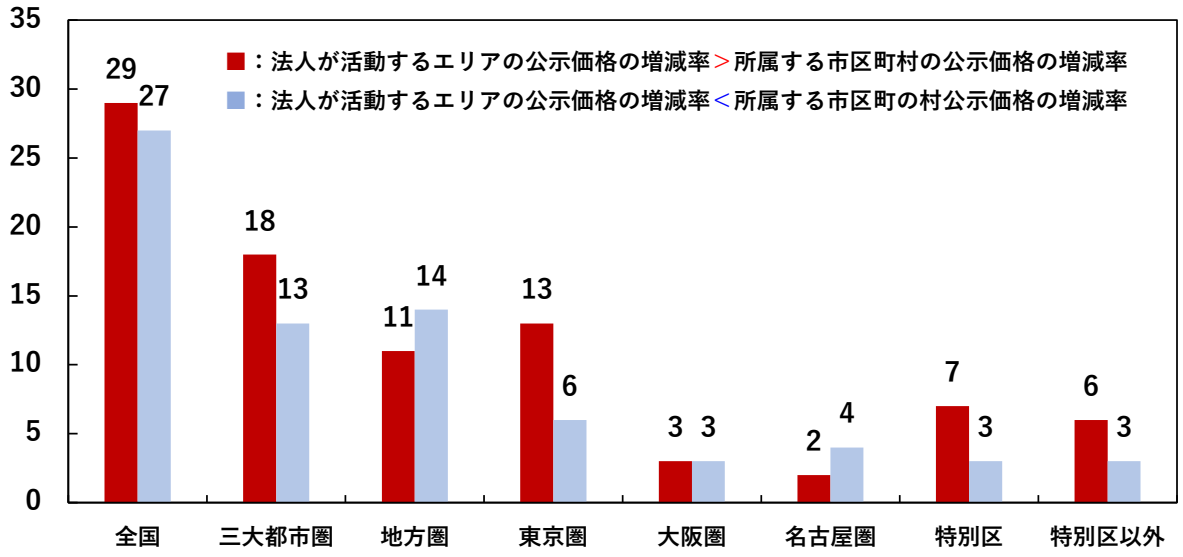

図 2.3-34 公示価格の増減率区域数の比較(圏域別)

2) ウォーカブル区域の各指標(RESAS 地域分析データ)による集計

都市再生推進法人によるエリアマネジメントの効果の把握を目的に、「まちなかウォーカブル推進事業」を実施した 136 区域のデータを国土交通省都市局街路交通施設課より受領した。本データ分析に使用した指標を以下に示す。なお本業務で、RESAS データの集計を実施していないため、各指標の単純集計は行っていない。

表 2.3-55 RESAS 地域分析データより使用した指標

本データ分析に使用した指標	集計内容
平日の滞留人口	・最新年次(2023 年)のウォーカブル区域での平日の滞留人口における、「まちなかウォーカブル推進事業」の実施区域の計画開始年次からの増減率
休日の滞留人口	・最新年次(2023 年)のウォーカブル区域での休日の滞留人口における、「まちなかウォーカブル推進事業」の実施区域の計画開始年次からの増減率
居住人口	・2020 年のウォーカブル区域での居住人口における 2015 年からの増減率
飲食店数	・最新年次(2023 年)のウォーカブル区域での飲食店数における、「まちなかウォーカブル推進事業」の実施区域の計画開始年次からの増減率
平日の目的地検索数(公共交通)	・最新年次(2023 年)のウォーカブル区域での平日の目的地検索数(公共交通)における、「まちなかウォーカブル推進事業」の実施区域の計画開始年次からの増減率
休日の目的地検索数(公共交通)	・最新年次(2023 年)のウォーカブル区域での休日の目的地検索数(公共交通)における、「まちなかウォーカブル推進事業」の実施区域の計画開始年次からの増減率
平日の目的地検索数(自動車)	・最新年次(2023 年)のウォーカブル区域での平日の目的地検索数(自動車)における、「まちなかウォーカブル推進事業」の実施区域の計画開始年次からの増減率
休日の目的地検索数(自動車)	・最新年次(2023 年)のウォーカブル区域での休日の目的地検索数(自動車)における、「まちなかウォーカブル推進事業」の実施区域の計画開始年次からの増減率
公示価格	・最新年次(2023 年)のウォーカブル区域での公示価格における、「まちなかウォーカブル推進事業」の実施区域の計画開始年次からの増減率
路線価	・最新年次(2023 年)のウォーカブル区域での路線価における、「まちなかウォーカブル推進事業」の実施区域の計画開始年次からの増減率
自動車平日 12 時間交通量	・2021 年の自動車平日 12 時間交通量における 2015 年からの増減率
自動車混雑度	・2021 年の自動車平日 12 時間交通量における 2015 年からの増減率

① 分析対象

ウォーカブル区域 136 区域のうち、84 区域を対象とし、都市再生推進法人の有無別に集計した。（都市再生推進法人が存在する:22 区域、存在しない:62 区域）

なお、以下の区域は集計から除外した。

・計画開始年次が令和 5 年度、令和 6 年度である区域。（増減率を算出するための 2 時点のデータが無いため。）

② 分析方法

下記の2通りの方法で分析を行った。

【視点1】指標の改善状況の平均値の比較

・各区域の計画開始年次と各区域の最新年次の増減率を算出する。

・都市再生推進法人の有無別に各区域の増減率を単純平均し、比較する。

【視点2】公示価格の増減率区域数の比較

・各区域の計画開始年次と各区域の最新年次の増減率を算出する。
都市再生推進法人の有無別に増減した区域数の割合を比較する。

③ 分析結果

【視点1】各指標の改善状況の平均値の比較

12 指標のうち 8 指標で、都市再生推進法人が存在する方が、指標がより良い結果であった。

表 2.3-56 各指標の改善状況の平均値の比較

黄色ハッチングはより良い結果を示す。

都市再生推進法人	存在する	存在しない
①「平日の滞留人口」の増減率	-4.1%	-1.7%
②「休日の滞留人口」の増減率	-1.8%	0.9%
③「居住人口」の増減率	10.2%	1.7%
④「飲食店数」の増減率	-18.5%	-14.7%
⑤「平日の目的地検索数(公共交通)」の増減率	99.0%	46.8%
⑥「休日の目的地検索数(公共交通)」の増減率	86.3%	61.1%
⑦「平日の目的地検索数(自動車)」の増減率	77.6%	14.8%
⑧「休日の目的地検索数(自動車)」の増減率	96.6%	34.3%
⑨「公示価格」の増減率	11.4%	6.8%
⑩「路線価」の増減率	55.0%	10.0%
⑪「自動車平日 12 時間交通量」の増減率	-7.1%	-9.2%
⑫「自動車混雑度」の増減率	-10.9%	-8.8%

※自動車が少ない方が歩きやすいと考えられるため、指標⑪「自動車平日 12 時間交通量」、指標⑫「自動車混雑度」は数値が小さい方がより良い結果である。

【視点 2】指標が改善している区域数の比較

ア)ウォーカブル区域の「平日の滞留人口」の増減率

都市再生推進法人が存在する方が、ウォーカブル区域の「平日の滞留人口」は増加する傾向にある。

表 2.3-57 都市再生推進法人の有無による
ウォーカブル区域の「平日の滞留人口」の増減率の違い

N＝84

①ウォーカブル区域の「平日の滞留人口」の増減率	都市再生推進法人が存在する		都市再生推進法人が存在しない	
	区域数	割合	区域数	割合
増加（20%以上）	1	4.5%	2	3.2%
増加（10%以上 20%未満）	3	13.6%	5	8.1%
増加（5%以上 10%未満）	5	22.7%	9	14.5%
増加（5%未満）	5	22.7%	16	25.8%
変動なし	0	0.0%	0	0.0%
減少	8	36.4%	30	48.4%
合計	22	100.0%	62	100.0%

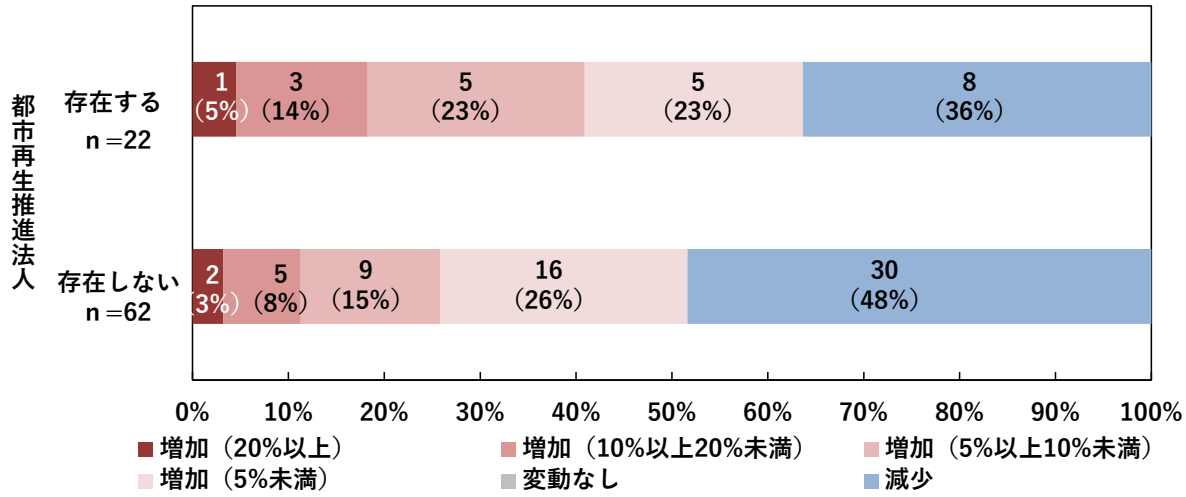

図 2.3-35 都市再生推進法人の有無による
ウォーカブル区域の「平日の滞留人口」の増減率の違い

■計画開始年次がコロナ禍より前（～2019 年）とコロナ禍以降（2020 年～）による違い

・コロナ禍前後で人の動き（移動量）が異なるため、その影響を受けている可能性がある。そのため、計画開始年次がコロナ禍前（2019 年以前）である区域と、コロナ禍以降（2020 年以降）である区域に分けて分析を行った。

・計画開始年次がコロナ禍前（2019 年以前）の区域は、滞留人口は減少し、計画開始年次がコロナ禍以降（2020 年以降）の区域は、滞留人口が増加している傾向が見られる。

・計画開始年次がコロナ禍以降の区域の中で、都市再生推進法人が存在する区域の方が、増加している割合が若干高い。

表 2.3-58 計画開始年次がコロナ禍前とコロナ禍以降による
ウォーカブル区域の「平日の滞留人口」の増減率の違い（区域数）

N＝84

①ウォーカブル区域の「平日の滞留人口」の増減率	計画開始年次がコロナ禍より前(～2019)		計画開始年次がコロナ禍以降(2020～)	
	都市再生推進法人		都市再生推進法人	
	存在する	存在しない	存在する	存在しない
増加	1	3	13	29
増減なし	0	0	0	0
減少	6	18	2	12
合計	7	21	15	41

表 2.3-59 計画開始年次がコロナ禍前とコロナ禍以降による
ウォーカブル区域の「平日の滞留人口」の増減率の違い（割合）

①ウォーカブル区域の「平日の滞留人口」の増減率	計画開始年次がコロナ禍より前(～2019)		計画開始年次がコロナ禍より後(2020～)	
	都市再生推進法人		都市再生推進法人	
	存在する	存在しない	存在する	存在しない
増加	14.3%	14.3%	86.7%	70.7%
増減なし	大半が減少 0.0%	0.0%	0.0%	大半が増加 0.0%
減少	85.7%	85.7%	13.3%	29.3%
合計	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%

イ)ウォーカブル区域の「休日の滞留人口」の増減率

都市再生推進法人が存在する方が、ウォーカブル区域の「休日の滞留人口」は増加する傾向にある。

表 2.3-60 都市再生推進法人の有無による
ウォーカブル区域の「休日の滞留人口」の増減率の違い

N＝84

②ウォーカブル区域の「休日の滞留人口」の増減率	都市再生推進法人が存在する		都市再生推進法人が存在しない	
	区域数	割合	区域数	割合
増加（20%以上）	3	13.6%	5	8.1%
増加（10%以上 20%未満）	1	4.5%	6	9.7%
増加（5%以上 10%未満）	5	22.7%	14	22.6%
増加（5%未満）	4	18.2%	10	16.1%
変動なし	1	4.5%	3	4.8%
減少	8	36.4%	24	38.7%
合計	22	100.0%	62	100.0%

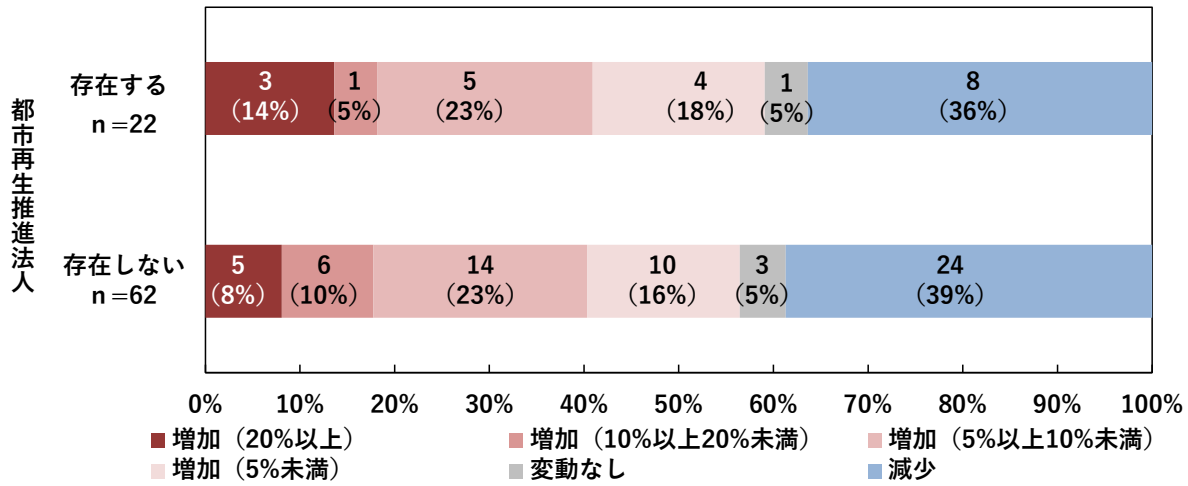

図 2.3-36 都市再生推進法人の有無による
ウォーカブル区域の「休日の滞留人口」の増減率の違い

■計画開始年次がコロナ禍より前（～2019 年）とコロナ禍以降（2020 年～）による違い

・休日もコロナ禍前後で人の動き（移動量）が異なるため、その影響を受けている可能性がある。そのため、計画開始年次がコロナ禍前（2019 年以前）である区域と、コロナ禍以降（2020 年以降）である区域に分けて分析を行った。

・計画開始年次がコロナ禍前（2019 年以前）の区域は、滞留人口は減少し、計画開始年次がコロナ禍以降（2020 年以降）の区域は、滞留人口が増加している傾向が見られる。

・計画開始年次がコロナ禍以降の区域の中で、都市再生推進法人が存在する区域の方が、増加している割合が若干高い。

表 2.3-61 計画開始年次がコロナ禍前とコロナ禍以降による
ウォーカブル区域の「休日の滞留人口」の増減率の違い（区域数）

N＝84

②ウォーカブル区域の「休日の滞留人口」の増減率	計画開始年次がコロナ禍より前(～2019)		計画開始年次がコロナ禍以降(2020～)	
	都市再生推進法人		都市再生推進法人	
	存在する	存在しない	存在する	存在しない
増加	1	5	12	30
増減なし	0	0	1	3
減少	6	16	2	8
合計	7	21	15	41

表 2.3-62 計画開始年次がコロナ禍前とコロナ禍以降による
ウォーカブル区域の「休日の滞留人口」の増減率の違い（割合）

②ウォーカブル区域の「休日の滞留人口」の増減率	計画開始年次がコロナ禍より前(～2019)		計画開始年次がコロナ禍より後(2020～)	
	都市再生推進法人		都市再生推進法人	
	存在する	存在しない	存在する	存在しない
増加	14.3%	23.8%	80.0%	73.2%
増減なし	大半が減少 0.0%	0.0%	6.7%	大半が増加 7.3%
減少	85.7%	76.2%	13.3%	19.5%
合計	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%

ウ)ウォーカブル区域の「居住人口」の増減率

都市再生推進法人が存在する方が、ウォーカブル区域の「居住人口」は増加する傾向にある。

表 2.3-63 都市再生推進法人の有無による
ウォーカブル区域の「居住人口」の増減率の違い

N＝84

③ウォーカブル区域の「居住人口」の増減率	都市再生推進法人が存在する		都市再生推進法人が存在しない	
	区域数	割合	区域数	割合
増加（20%以上）	4	18.2%	3	4.8%
増加（10%以上 20%未満）	6	27.3%	8	12.9%
増加（5%以上 10%未満）	7	31.8%	6	9.7%
増加（5%未満）	0	0.0%	19	30.6%
変動なし	0	0.0%	1	1.6%
減少	5	22.7%	25	40.3%
合計	22	100.0%	62	100.0%

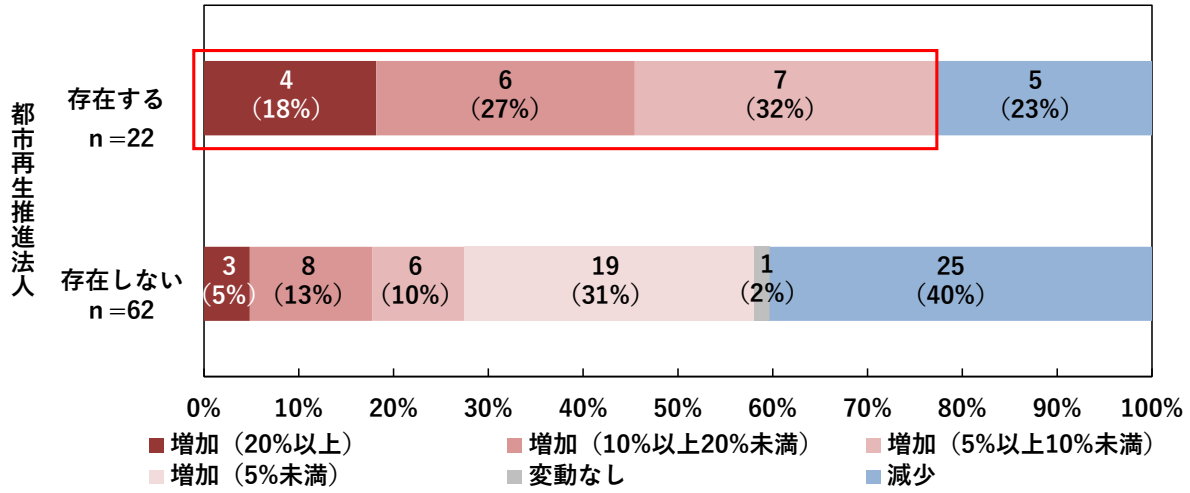

図 2.3-37 都市再生推進法人の有無による
ウォーカブル区域の「居住人口」の増減率の違い

エ)ウォーカブル区域の「飲食店数」の増減率

都市再生推進法人の存在にかかわらず、ウォーカブル区域の「飲食店数」は概ね減少している。

表 2.3-64 都市再生推進法人の有無による
ウォーカブル区域の「飲食店数」の増減率の違い

N＝84

④ウォーカブル区域の「飲食店数」の増減率	都市再生推進法人が存在する		都市再生推進法人が存在しない	
	区域数	割合	区域数	割合
増加	1	4.5%	3	4.8%
変動なし	0	0.0%	8	12.9%
減少(−10%以上 0%未満)	5	22.7%	12	19.4%
減少(−20%以上−10%未満)	6	27.3%	18	29.0%
減少(−20%未満)	10	45.5%	21	33.9%
合計	22	100.0%	62	100.0%

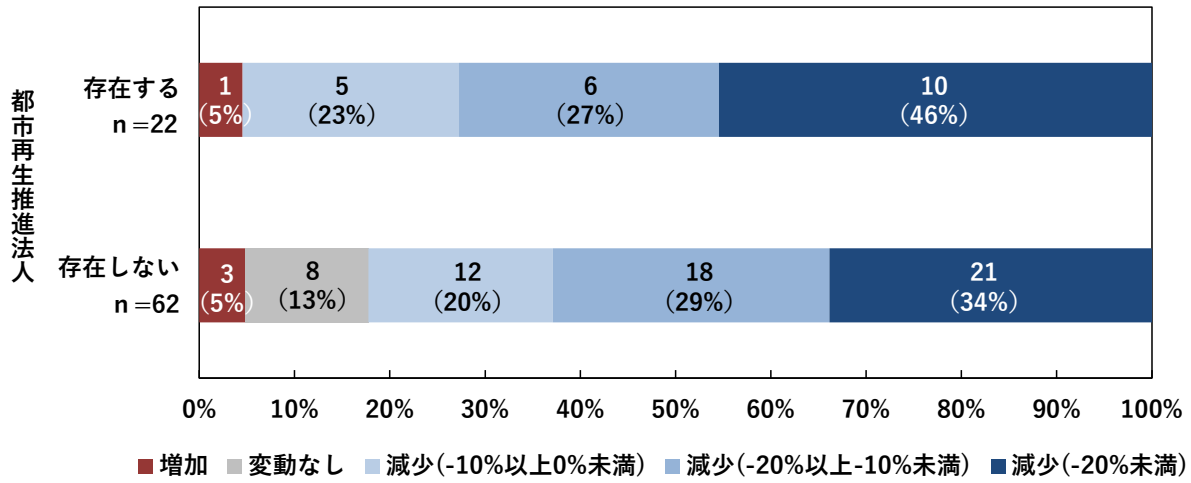

図 2.3-38 都市再生推進法人の有無による
ウォーカブル区域の「飲食店数」の増減率の違い

オ)ウォーカブル区域の「平日の目的地検索数(公共交通)」の増減率

都市再生推進法人が存在する方が、ウォーカブル区域の「平日の目的地検索数(公共交通)」は増加する傾向にある。

表 2.3-65 都市再生推進法人の有無による
ウォーカブル区域の「平日の目的地検索数(公共交通)」の増減率の違い

N＝44

⑤ウォーカブル区域の「平日の目的地検索数(公共交通)」の増減率	都市再生推進法人が存在する		都市再生推進法人が存在しない	
	区域数	割合	区域数	割合
増加(100%以上)	3	25.0%	5	16.1%
増加(50%以上 100%未満)	2	16.7%	7	22.6%
増加(50%未満)	4	33.3%	6	19.4%
変動なし	0	0.0%	1	3.2%
減少	3	25.0%	12	38.7%
合計	12	100.0%	31	100.0%

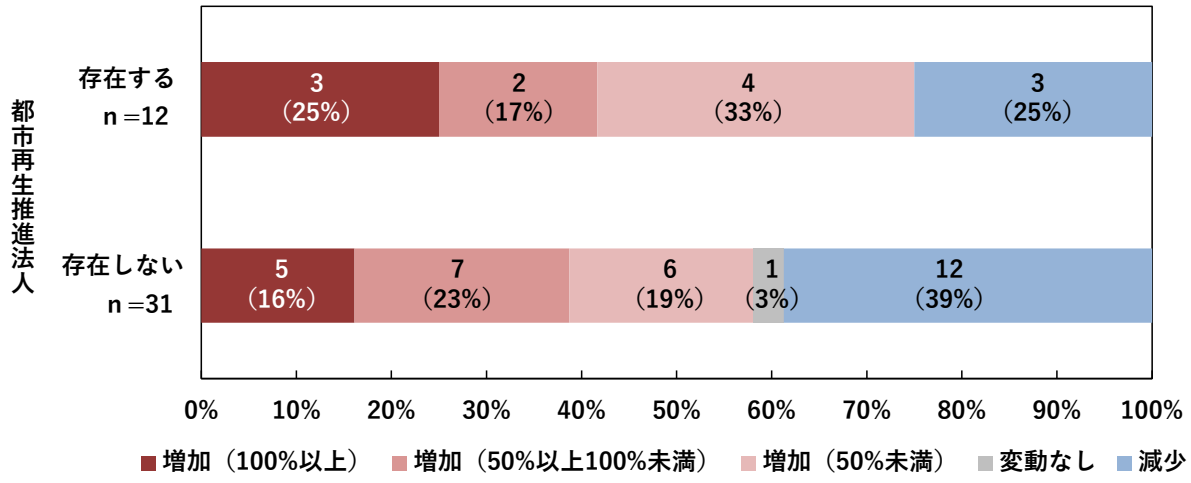

図 2.3-39 都市再生推進法人の有無による
ウォーカブル区域の「平日の目的地検索数(公共交通)」の増減率の違い

カ)ウォーカブル区域の「休日の目的地検索数(公共交通)」の増減率

都市再生推進法人が存在する方が、ウォーカブル区域の「休日の目的地検索数(公共交通)」は増加する傾向にある。

表 2.3-66 都市再生推進法人の有無による
ウォーカブル区域の「休日の目的地検索数(公共交通)」の増減率の違い

N＝44

⑥ウォーカブル区域の「休日の目的地検索数(公共交通)」の増減率	都市再生推進法人が存在する		都市再生推進法人が存在しない	
	区域数	割合	区域数	割合
増加(100%以上)	5	38.5%	8	25.8%
増加(50%以上 100%未満)	0	0.0%	7	22.6%
増加(50%未満)	5	38.5%	5	16.1%
変動なし	0	0.0%	1	3.2%
減少	3	23.1%	10	32.3%
合計	13	100.0%	31	100.0%

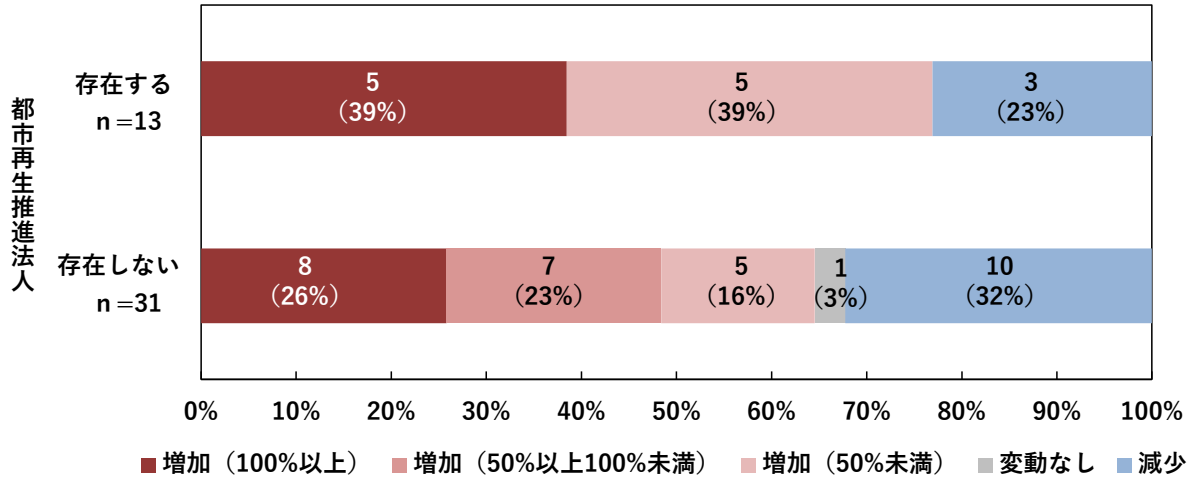

図 2.3-40 都市再生推進法人の有無による
ウォーカブル区域の「休日の目的地検索数(公共交通)」の増減率の違い

キ)ウォーカブル区域の「平日の目的地検索数(自動車)」の増減率

都市再生推進法人が存在する方が、ウォーカブル区域の「平日の目的地検索数(自動車)」は増加する傾向にある。

表 2.3-67 都市再生推進法人の有無による
ウォーカブル区域の「平日の目的地検索数(自動車)」の増減率の違い

N=41

⑦ウォーカブル区域の「平日の目的地検索数(自動車)」の増減率	都市再生推進法人が存在する		都市再生推進法人が存在しない	
	区域数	割合	区域数	割合
増加(100%以上)	3	37.5%	3	9.1%
増加(50%以上 100%未満)	1	12.5%	7	21.2%
増加(50%未満)	1	12.5%	8	24.2%
変動なし	0	0.0%	1	3.0%
減少	3	37.5%	14	42.4%
合計	8	100.0%	33	100.0%

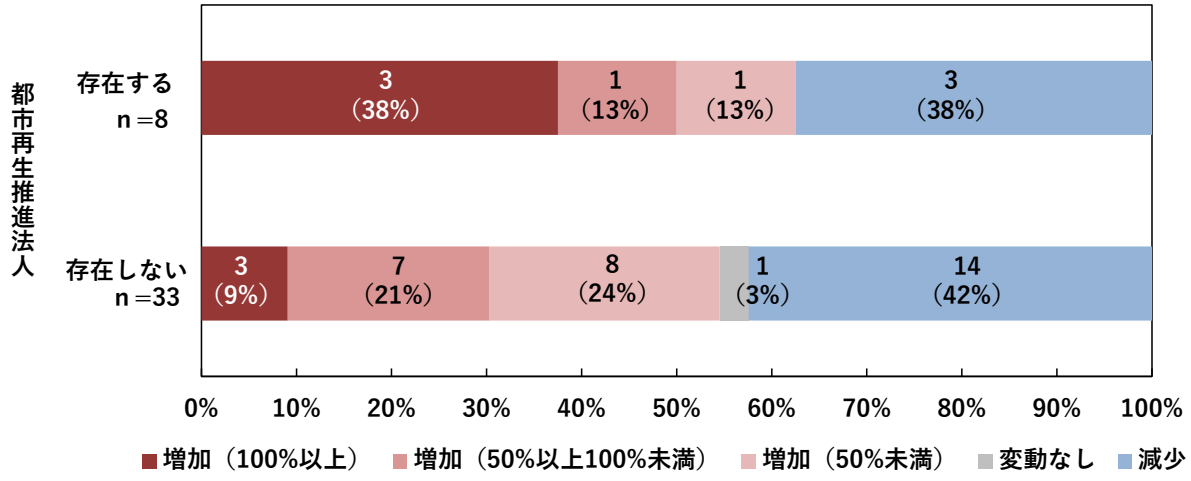

図 2.3-41 都市再生推進法人の有無による
ウォーカブル区域の「平日の目的地検索数(自動車)」の増減率の違い

ク)ウォーカブル区域の「休日の目的地検索数(自動車)」の増減率

都市再生推進法人が存在する方が、ウォーカブル区域の「休日の目的地検索数(自動車)」は増加する傾向にある。

表 2.3-68 都市再生推進法人の有無による
ウォーカブル区域の「休日の目的地検索数(自動車)」の増減率の違い

N=41

⑧ウォーカブル区域の「休日の目的地検索数(自動車)」の増減率	都市再生推進法人が存在する		都市再生推進法人が存在しない	
	区域数	割合	区域数	割合
増加(100%以上)	4	50.0%	8	24.2%
増加(50%以上 100%未満)	1	12.5%	6	18.2%
増加(50%未満)	1	12.5%	4	12.1%
変動なし	0	0.0%	0	0.0%
減少	2	25.0%	15	45.5%
合計	8	100.0%	33	100.0%

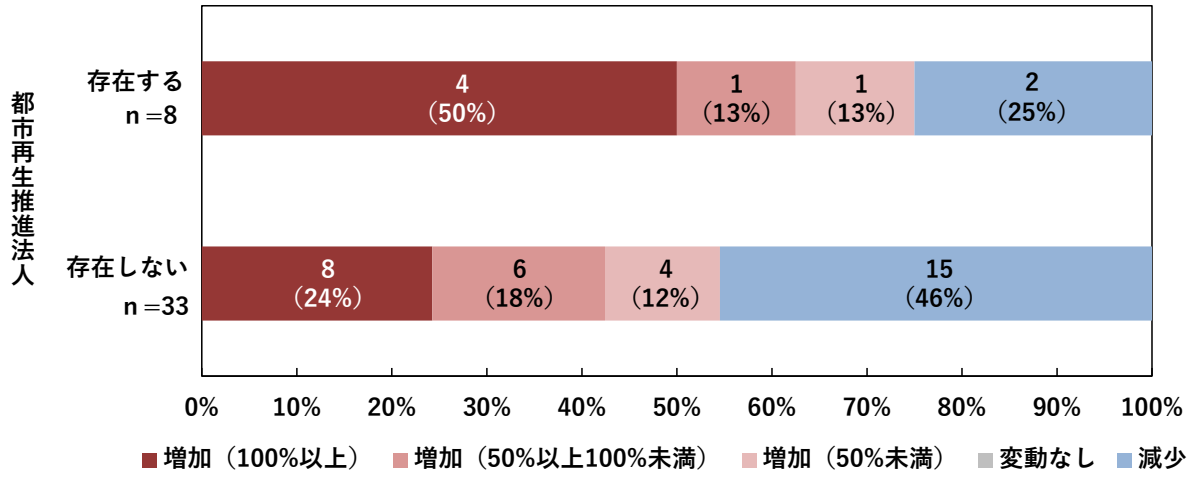

図 2.3-42 都市再生推進法人の有無による
ウォーカブル区域の「休日の目的地検索数(自動車)」の増減率の違い

ケ)ウォーカブル区域の「公示価格」の増減率

都市再生推進法人が存在する方が、ウォーカブル区域の「公示価格」は増加する傾向にある。

表 2.3-69 都市再生推進法人の有無によるウォーカブル区域の「公示価格」の増減率の違い

N＝84

⑨ウォーカブル区域の「公示価格」の増減率	都市再生推進法人が存在する		都市再生推進法人が存在しない	
	区域数	割合	区域数	割合
増加（20%以上）	4	18.2%	7	11.3%
増加（10%以上 20%未満）	3	13.6%	10	16.1%
増加（5%以上 10%未満）	4	18.2%	4	6.5%
増加（5%未満）	5	22.7%	12	19.4%
変動なし	2	9.1%	6	9.7%
減少	4	18.2%	23	37.1%
合計	22	100.0%	62	100.0%

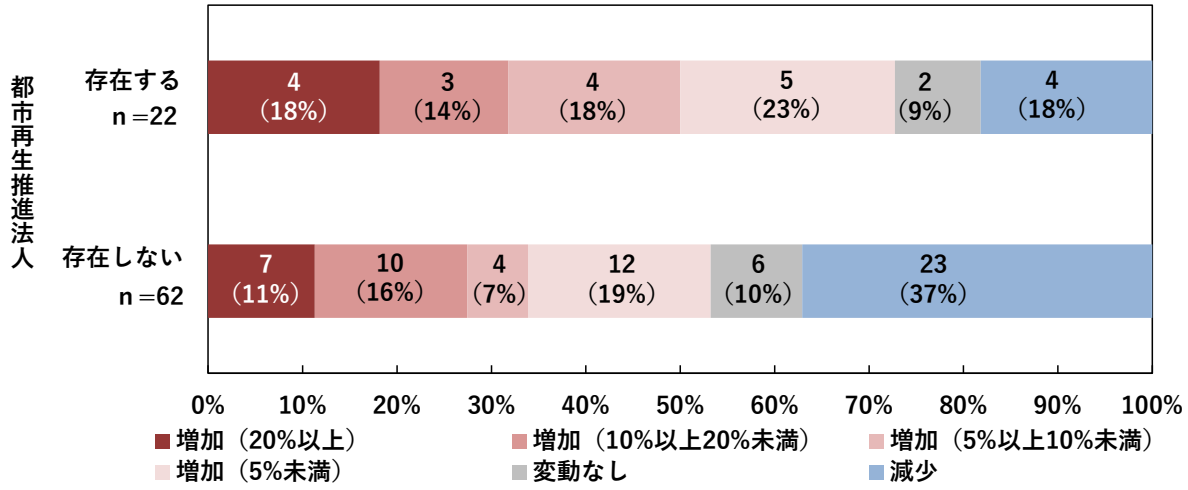

図 2.3-43 都市再生推進法人の有無によるウォーカブル区域の「公示価格」の増減率の違い

コ)ウォーカブル区域の「路線価」の増減率

都市再生推進法人が存在する方が、ウォーカブル区域の「路線価」は増加する傾向にある。

表 2.3-70 都市再生推進法人の有無によるウォーカブル区域の「路線価」の増減率の違い

N＝69

⑩ウォーカブル区域の「路線価」の増減率	都市再生推進法人が存在する		都市再生推進法人が存在しない	
	区域数	割合	区域数	割合
増加（20%以上）	4	21.1%	8	16.0%
増加（10%以上 20%未満）	4	21.1%	8	16.0%
増加（5%以上 10%未満）	3	15.8%	5	10.0%
増加（5%未満）	4	21.1%	13	26.0%
変動なし	3	15.8%	10	20.0%
減少	1	5.3%	6	12.0%
合計	19	100.0%	50	100.0%

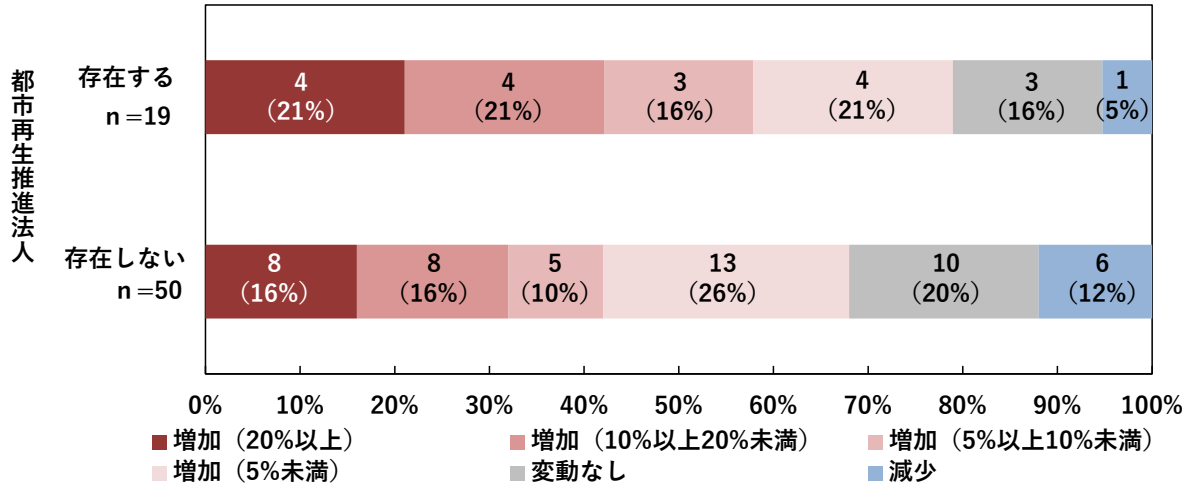

図 2.3-44 都市再生推進法人の有無によるウォーカブル区域の「路線価」の増減率の違い

サ)ウォーカブル区域の「自動車平日 12 時間交通量」の増減率

都市再生推進法人が存在しない区域の方が、「自動車平日 12 時間交通量」は減少する傾向にある。

表 2.3-71 都市再生推進法人の有無による
ウォーカブル区域の「自動車平日 12 時間交通量」の増減率の違い

N＝84

⑪ウォーカブル区域の「自動車平日 12 時間交通量」の増減率	都市再生推進法人が存在する		都市再生推進法人が存在しない	
	区域数	割合	区域数	割合
増加	7	31.8%	14	22.6%
変動なし	0	0.0%	0	0.0%
減少(−10%以上 0%未満)	8	36.4%	24	38.7%
減少(−20%以上−10%未満)	4	18.2%	13	21.0%
減少(−20%未満)	3	13.6%	11	17.7%
合計	22	100.0%	62	100.0%

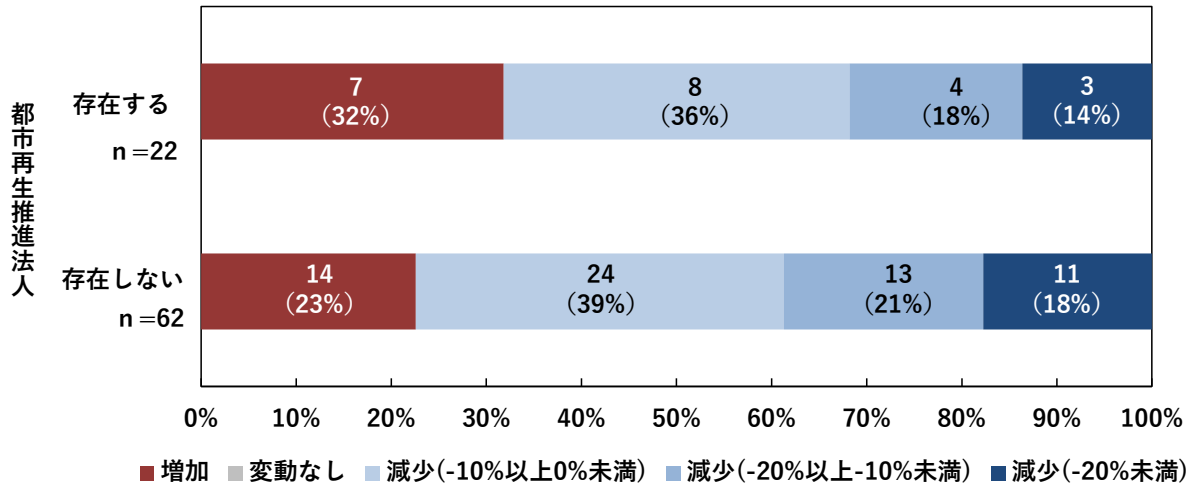

図 2.3-45 都市再生推進法人の有無による
ウォーカブル区域の「自動車平日 12 時間交通量」の増減率の違い

シ)ウォーカブル区域の「自動車混雑度」の増減率

都市再生推進法人が存在する区域の方が、「自動車混雑度」は減少する傾向にある。

表 2.3-72 都市再生推進法人の有無による
ウォーカブル区域の「自動車混雑度」の増減率の違い

N＝84

⑫ウォーカブル区域の「自動車混雑度」の増減率	都市再生推進法人が存在する		都市再生推進法人が存在しない	
	区域数	割合	区域数	割合
増加	5	22.7%	18	29.0%
変動なし	1	4.5%	2	3.2%
減少(−10%以上 0%未満)	7	31.8%	13	21.0%
減少(−20%以上−10%未満)	2	9.1%	13	21.0%
減少(−20%未満)	7	31.8%	16	25.8%
合計	22	100.0%	62	100.0%

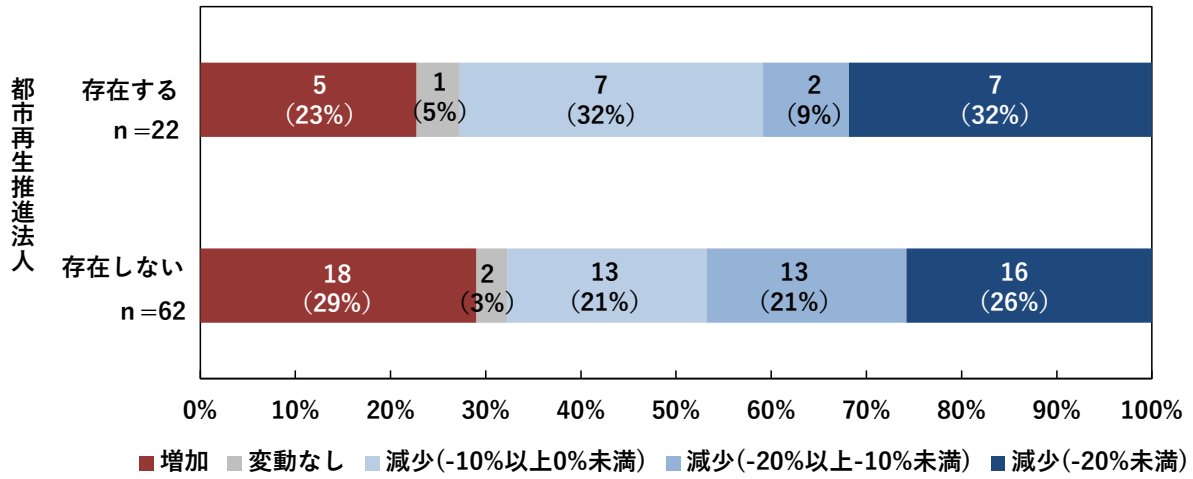

図 2.3-46 都市再生推進法人の有無による
ウォーカブル区域の「自動車混雑度」の増減率の違い

3)基礎資料作成

1)都市再生推進法人の活動実態調査(アンケート調査6)による集計および 2)ウォーカブル区域の各指標(RESAS 地域分析データ)による集計の結果を基に、作成した基礎資料を次ページ以降に示す。

都市再生推進法人
活動実施状況及びエリアマネジメントの効果
報　告　書

目　次

1．都市再生推進法人の活動実施状況
2．都市再生推進法人によるエリアマネジメントの効果

1　都市再生推進法人の活動実施状況

（1）調査の実施

- 都市再生推進法人の活動実施状況について把握するため、令和6年8月にアンケート調査を行った。
- このうち、本データ分析に使用した「活動実態調査」の内容を以下に示す。

調査項目	主な内容
法人の概要	・法人名、主たる事務所の所在地、代表者氏名、設立登記年月日、都市再生推進法人指定年月日 ・定款や組織規約等に記載された団体・法人の目的、活動の目標、団体・法人の主な活動内容及び主なサービスの対象者 ・活動エリアの主な用途地域 ・活動エリアの概況（活動エリア面積と直近5か年の公示価格） ・構成員等、年間予算、団体の性格 ・本件の担当者、ホームページ等
活動情報 （事業分野、理由、工夫）	・主となる収入（収益の多い順に上位３つ。事業分野と収益を上げられている理由・そのための工夫） ・主となる経費等 （経費の多い順に上位３つ。どのようなことにお金がかかるか。またその理由。経費縮減に向けた工夫）
市・民間事業者等からの支援と保有資産の状況	・市・民間事業者等からの支援の状況 ・保有資産の状況
任意回答調査票（財務情報）	・直近の事業年度（直近の決算） ・直近の事業年度の予算額 ・貸借対照表

（2）調査の対象

- 令和6年10月時点で都市再生推進法人に指定されている127団体のうち、今年度の活動実態調査を回答した90団体を対象とする。

1 都市再生推進法人の活動実施状況

（3）目次

1. 都市再生推進法人の活動実施状況

1-1.都市再生推進法人の活動内容に関する実施状況

（1）都市再生推進法人の形態 4
（2）活動内容の分類 8
（3）サービスの対象者 11
（4）法第119条各号との対応 13
（5）活動エリアの主な用途地域 15
（6）活動エリアの面積 17
（7）団体の性格
a) 単純集計 19
b) クロス集計（活動内容の分類） 45
c) クロス集計（活動エリアの面積） 46
d) クロス集計（事務局の職員数） 48
e) クロス集計（自治体の出資割合） 49
f）クロス集計（法人の年間予算） 50
g）クロス集計（主となる収入） 51

第1章の巻末に記載

1-2.都市再生推進法人の組織体制に関する状況

（1）事務局の職員数 21
（2）事務局の職員構成 23
（3）都市再生推進法人の会員数/社員数 25
（4）都市再生推進法人への出資者数 27
（5）自治体の出資割合 29

1-3.都市再生推進法人の財源に関する情報

（1）年間予算 31
（2）主となる収入 33
（3）主となる経費 35
（4）保有資産の状況 37
（5）当期経常増減額（総額）
a） 単純集計 39
b） 公的補助金の有無による比較 40
（6）当期経常増減額（公益事業）
a） 単純集計 41
b） 公的補助金の有無による比較 42
（7）当期経常増減額（収益事業）
a） 単純集計 43
b） 公的補助金の有無による比較 44

1 都市再生推進法人の活動実施状況

2. 都市再生推進法人による効果

2-1.都市再生推進法人による公示価格の変化

（1）公示価格の増減率の平均値の比較 55
（2）公示価格の増減率の区域数の比較 56

2-2.ウォーカブル区域における都市再生推進法人による効果

（1）各指標の改善状況の平均値の比較 61
（2）指標が改善している区域数の比較
a） ウォーカブル区域の「平日の流動人口」の増減率 62
b） ウォーカブル区域の「休日の流動人口」の増減率 64
c） ウォーカブル区域の「居住人口」の増減率 65
d） ウォーカブル区域の「飲食店数」の増減率 66
e） ウォーカブル区域の「平日の目的地検索数（公共交通）」の増減率 67
f） ウォーカブル区域の「休日の目的地検索数（公共交通）」の増減率 68
g） ウォーカブル区域の「平日の目的地検索数（自動車）」の増減率 69
h） ウォーカブル区域の「休日の目的地検索数（自動車）」の増減率 70
i） ウォーカブル区域の「公示価格」の増減率 71
j） ウォーカブル区域の「路線価」の増減率 72
k） ウォーカブル区域の「自動車平日12時間交通量」の増減率 73
l） ウォーカブル区域の「自動車混雑度」の増減率 74

1 都市再生推進法人の活動実施状況

1-1 都市再生推進法人の活動内容に関する実施状況

（1）都市再生推進法人の形態

- 都市再生推進法人の形態は、「株式会社」が46団体（51%）と最も多く、次いで「一般社団法人・一般財団法人」が36団体（40%）、「特定非営利活動法人」が6団体（7%）である。

【都市再生推進法人の形態】

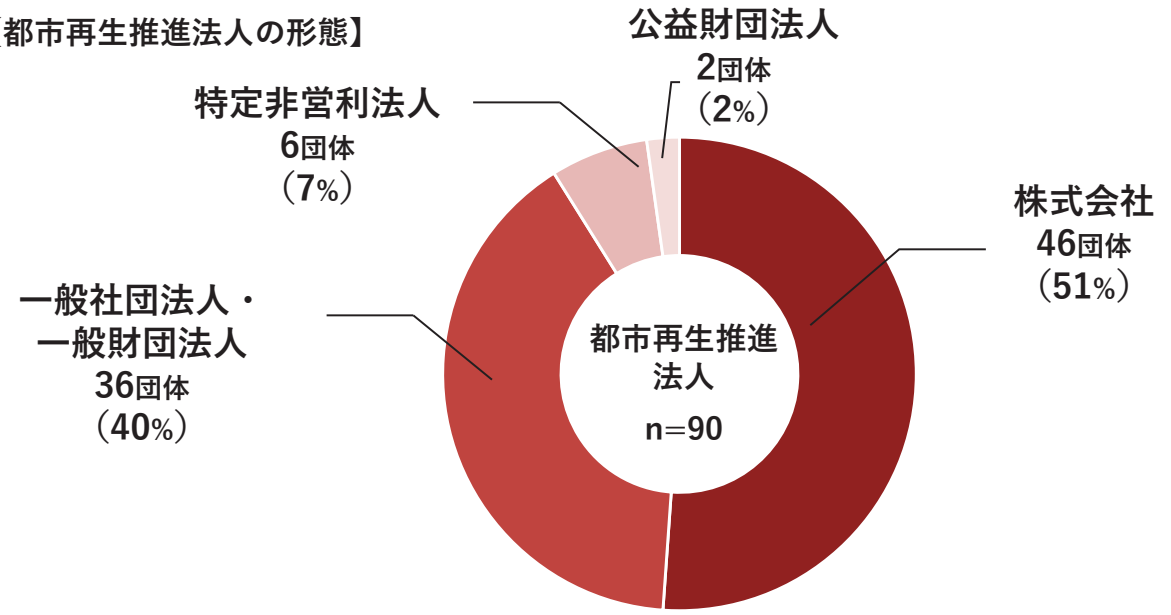

1 都市再生推進法人の活動実施状況

1-1 都市再生推進法人の活動内容に関する実施状況

（1）都市再生推進法人の形態（圏域別）

- 三大都市圏は、「一般社団法人・一般財団法人」が26団体（55%）と最も多く、次いで「株式会社」が17団体（36%）である。
- 地方圏は、「株式会社」が29団体（67%）と最も多く、次いで「一般社団法人・一般財団法人」が10団体（23%）である。

【都市再生推進法人の形態（圏域別）】

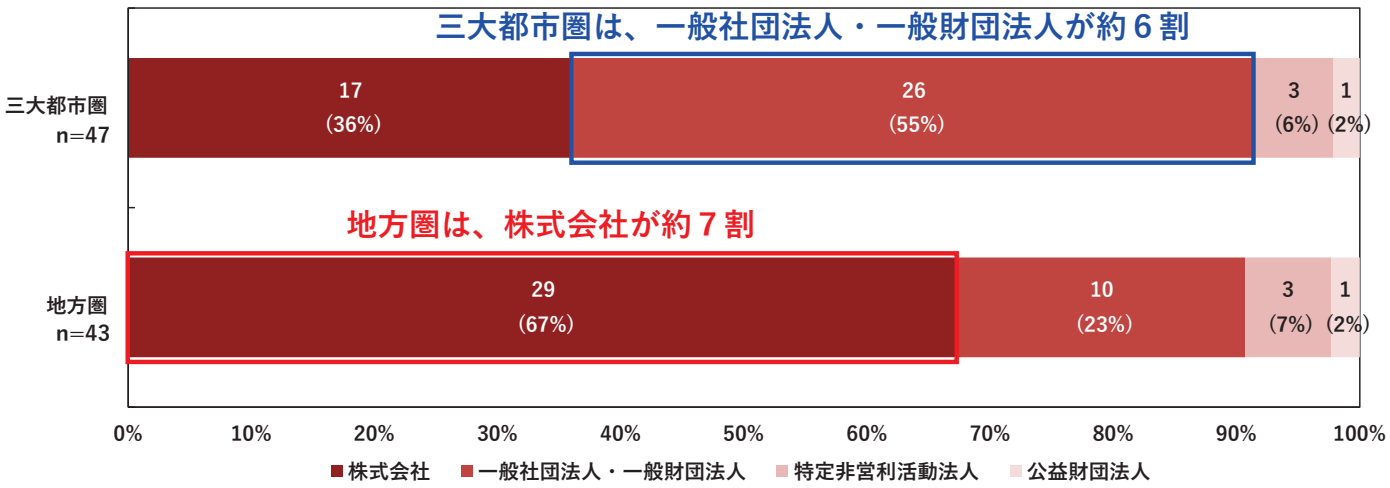

1 都市再生推進法人の活動実施状況

参考

1-1 都市再生推進法人の活動内容に関する実施状況

（1）都市再生推進法人の形態（全団体※）

- 都市再生推進法人の形態は、「株式会社」が70団体（55%）と最も多く、次いで「一般社団法人・一般財団法人」が45団体（35%）、「特定非営利活動法人」が10団体（8%）である。

【都市再生推進法人の形態（全団体※）】

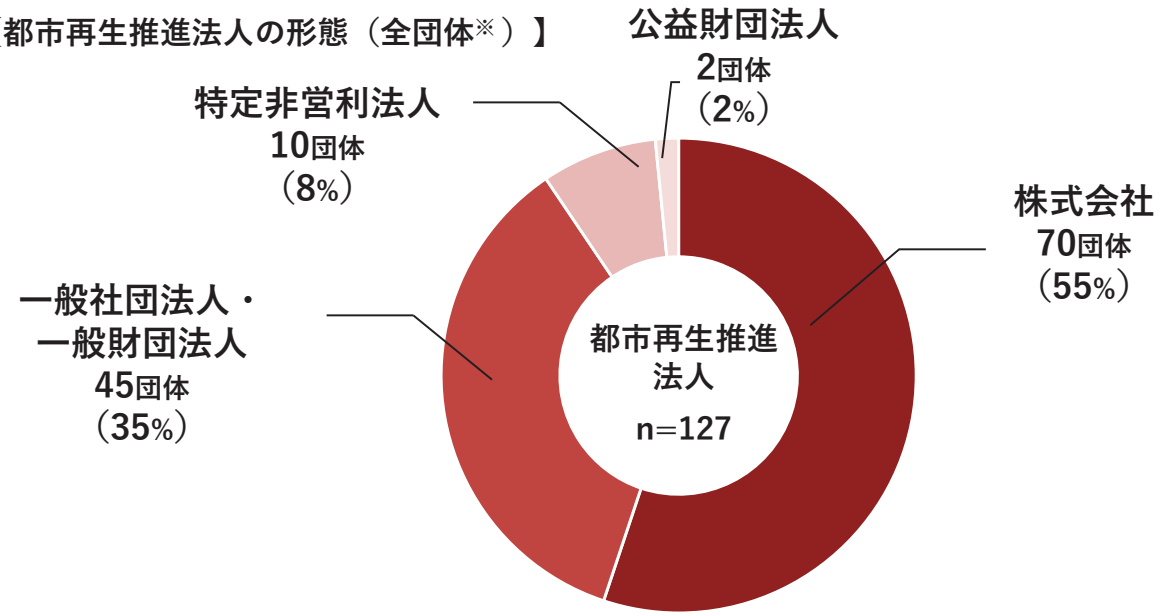

※ アンケート結果ではなく、令和６年１０月時点の指定団体から整理

1 都市再生推進法人の活動実施状況

参考

1-1 都市再生推進法人の活動内容に関する実施状況

（1）都市再生推進法人の形態（全団体※、圏域別）

- 三大都市圏は、「一般社団法人・一般財団法人」が28団体（49%）と最も多い。
- 地方圏は、「株式会社」が48団体（69%）と最も多い。

【都市再生推進法人の形態（全団体※、圏域別）】

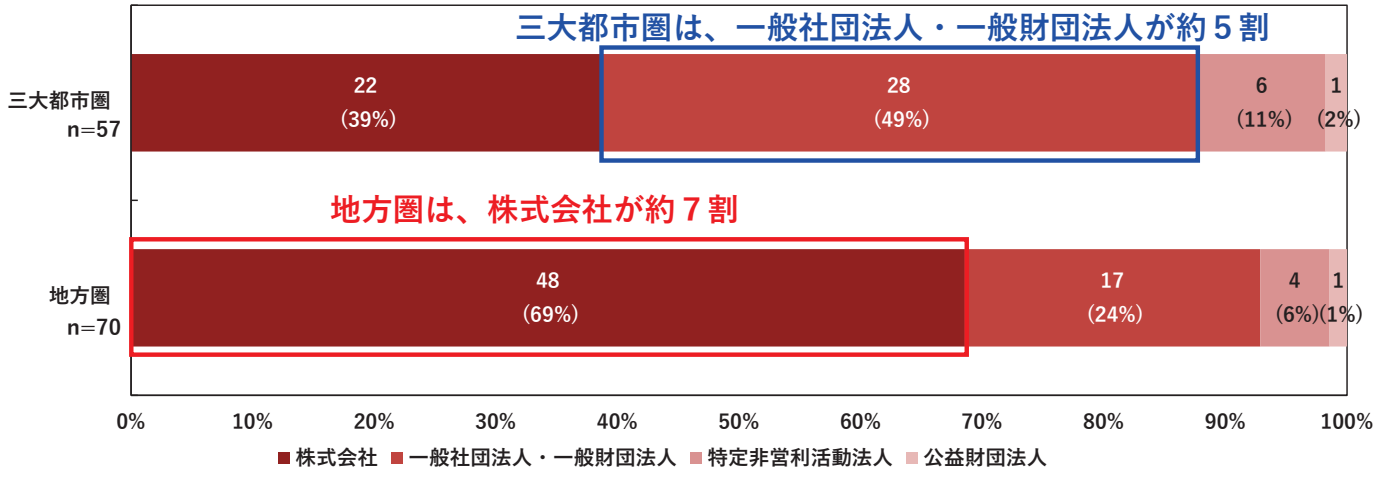

※ アンケート結果ではなく、令和６年１０月時点の指定団体から整理

1 都市再生推進法人の活動実施状況

1-1 都市再生推進法人の活動内容に関する実施状況

（2）活動内容の分類

- 都市再生推進法人の活動内容は、「②イベント等実施による賑わい創出」が44団体（70%）と最も多く、次いで「①公共施設の管理・活用」が35団体（56%）である。

【活動内容の分類（複数回答）】

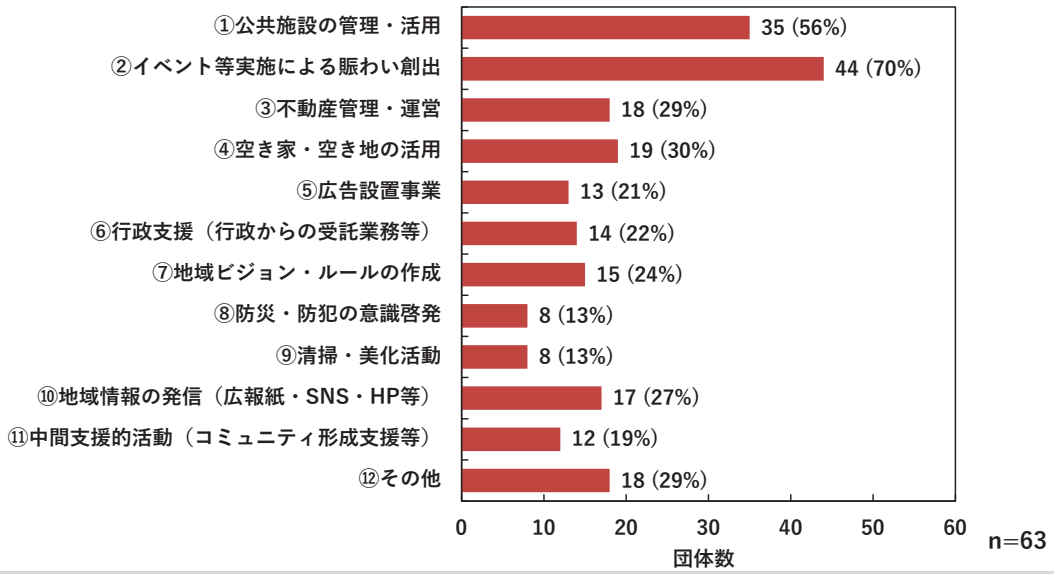

1 都市再生推進法人の活動実施状況

1-1 都市再生推進法人の活動内容に関する実施状況

（2）活動内容の分類（令和４年度アンケートとの比較）

- 令和６年度は、令和４年度と比べて、「②イベント等実施による賑わい創出」や「⑦地域ビジョン・ルールの作成」を活動内容としている団体の割合が高くなった。一方で「⑪中間支援的活動（コミュニティ形成支援等）を活動内容としている団体の割合が、低くなった。

【活動内容の分類（令和４年度アンケートとの比較）】

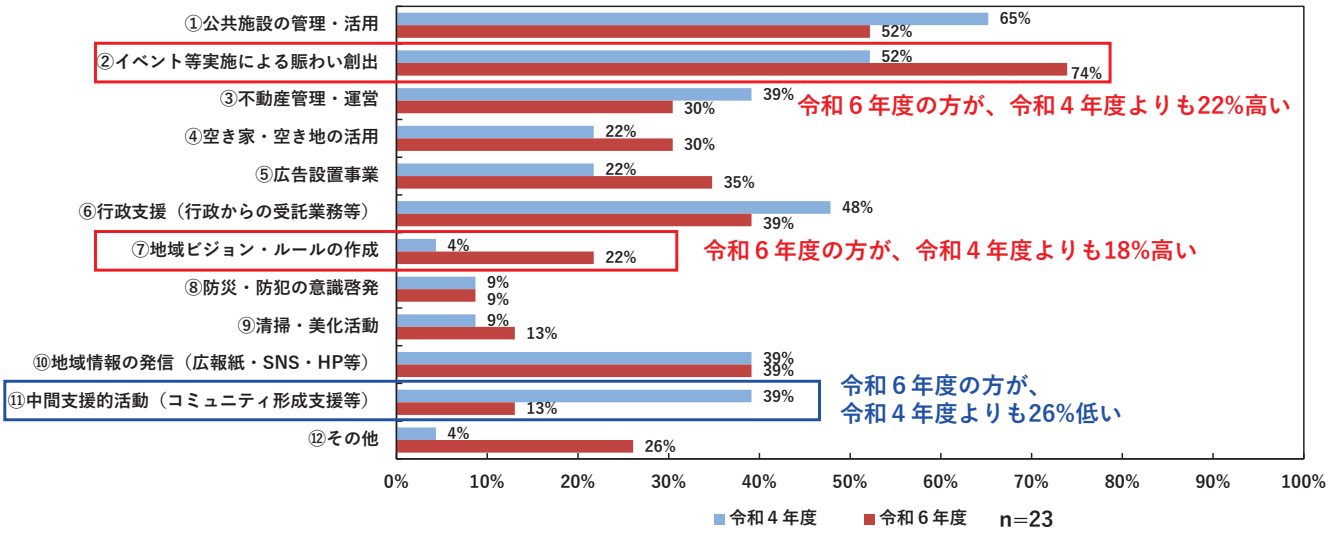

※1 令和６年度と令和４年度のアンケート調査を両方とも回答した団体

1 都市再生推進法人の活動実施状況

1-1 都市再生推進法人の活動内容に関する実施状況

（2）活動内容の分類（圏域別）

- 三大都市圏では、地方圏よりも「⑧防災・防犯の意識啓発」「⑨清掃・美化活動」「⑩地域情報の発信（広報誌・SNS・HP等）」 を活動内容としている団体の割合が高い。
- 地方圏では、三大都市圏よりも「③不動産管理・運営」や「④空き家・空き地の活用」を活動内容としている団体の割合が高い。

【活動内容の分類（圏域別）】

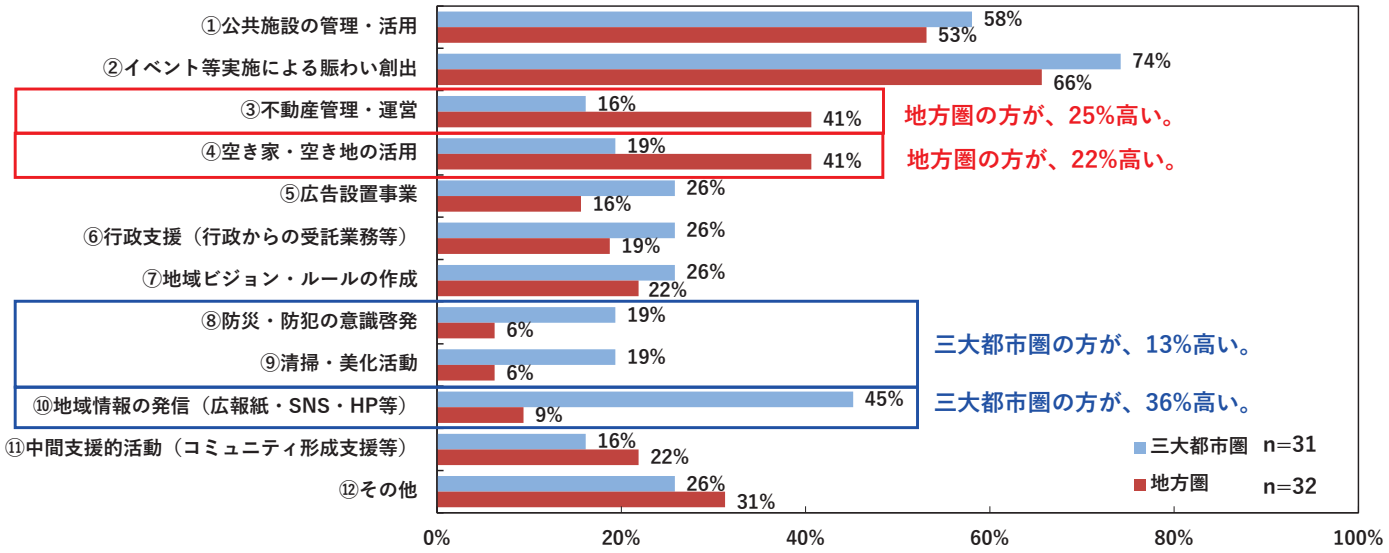

1 都市再生推進法人の活動実施状況

1-1 都市再生推進法人の活動内容に関する実施状況

（3）サービスの対象者

- サービスの対象者は、「事業者」が58団体（69%）と最も多く、次いで「居住者、事業者以外の来訪者」が56団体（67%）、「居住者」が55団体（66%）である。

【サービスの対象者（複数回答）】

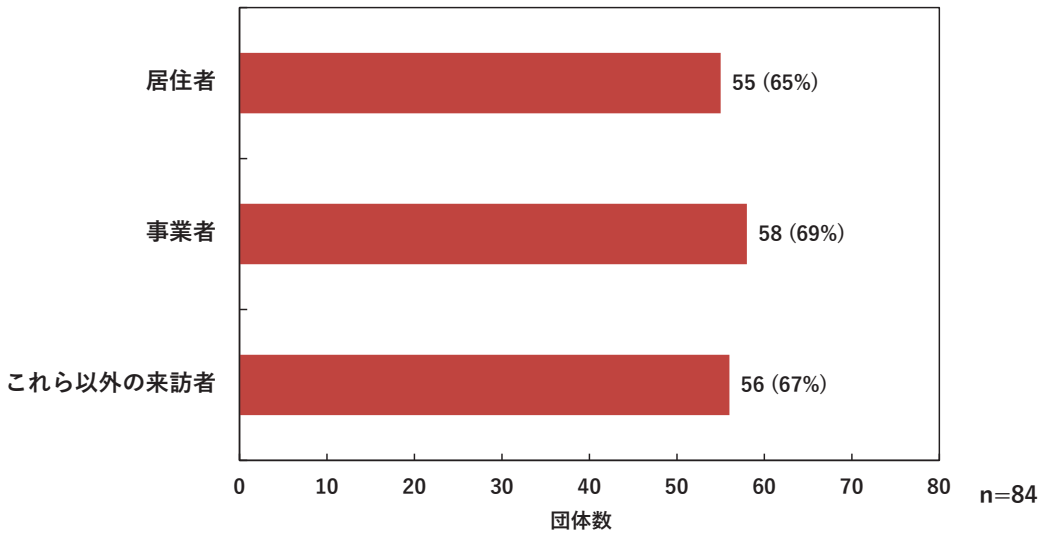

1 都市再生推進法人の活動実施状況

1-1 都市再生推進法人の活動内容に関する実施状況

（3）サービスの対象者（圏域別）

- 三大都市圏では、地方圏よりも「事業者」をサービスの対象者としている団体の割合が高い。
- 地方圏では、三大都市圏よりも「居住者」をサービスの対象者としている団体の割合が高い。

【サービスの対象者（圏域別、複数回答）】

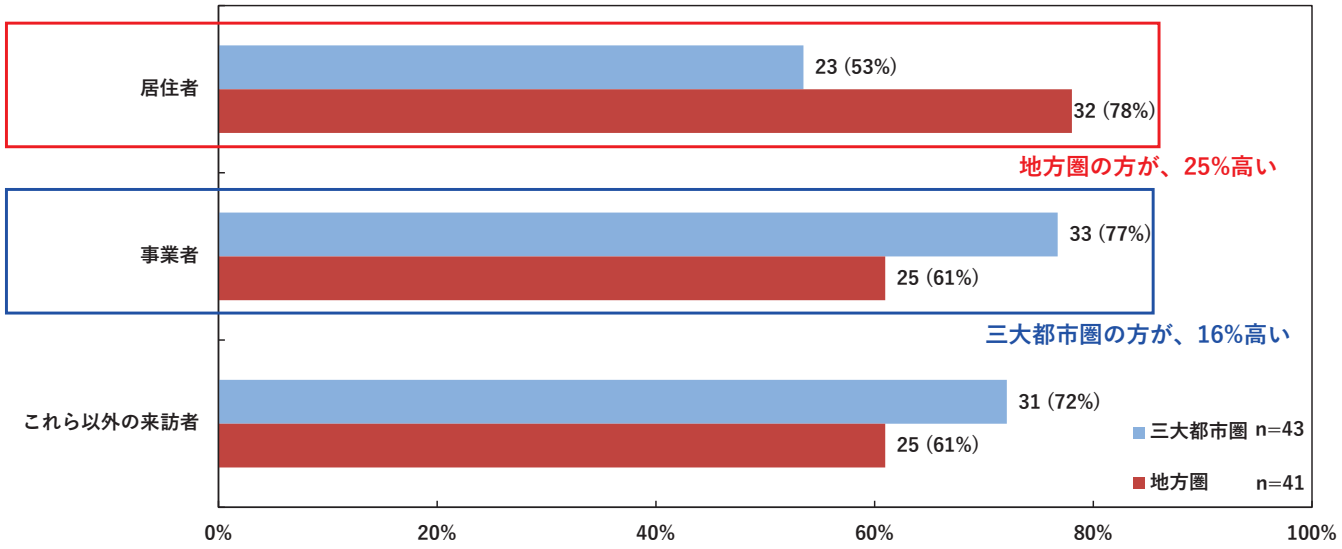

1 都市再生推進法人の活動実施状況

1-1 都市再生推進法人の活動内容に関する実施状況

（4）法第119条各号との対応

- 法第119条各号との対応は、「(5) 公共施設、駐車場、駐輪場の管理」が20団体（35%）と最も多く、次いで「(11)滞在快適性向上施設等の整備及び管理、滞在者の滞在及び交流の促進を図る広報又は行事の実施」が19団体（33%）である。

【法第119条各号との対応（複数回答）】

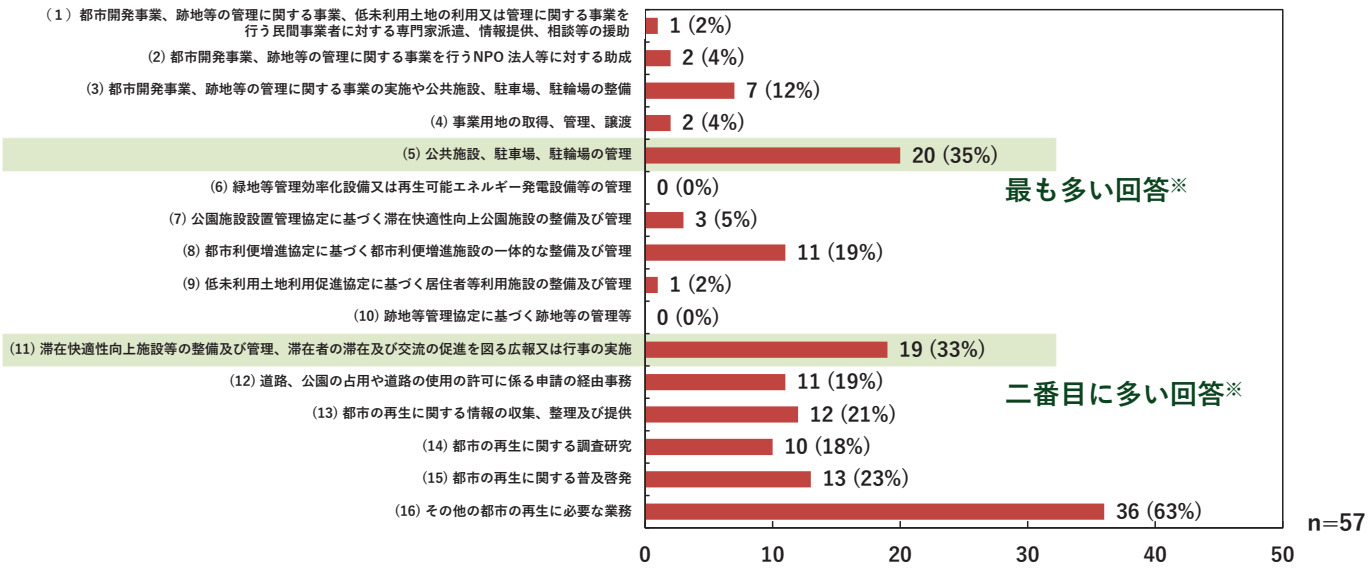

※「（16）その他の都市の再生に必要な業務」は、（1）～（15）の業務に関わらず幅広い業務を行っている。

1 都市再生推進法人の活動実施状況

1-1　都市再生推進法人の活動内容に関する実施状況

（4）「法第119条（16）その他の都市の再生に必要な業務」の業務内容

「法第119条（16）その他の都市の再生に必要な業務」の業務内容は、「地域活性化・まちづくり」「商業・観光事業」「不動産・施設管理」「イベント・サービス運営」「地域連携・安全」の５つに分類※1され、「地域活性化・まちづくり」が26回答（38%）と最も多い。

【法第119条（16）その他の都市の再生に必要な業務の分類】

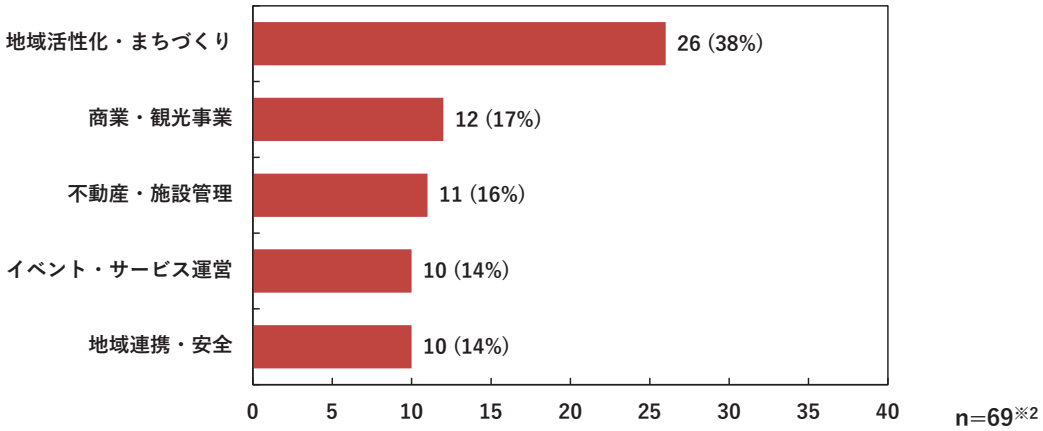

※1 自由記述の内容を分類
※2「法第119条（16）その他の都市の再生に必要な業務」の回答数

1 都市再生推進法人の活動実施状況

1-1　都市再生推進法人の活動内容に関する実施状況

（5）活動エリアの主な用途地域

- 活動エリアの主な用途地域は、「商業地域」が75団体（86%）と最も多く、次いで「住居地域」が11団体（13%）、「工業地域」が1団体（1%）である。

【活動内エリアの主な用途地域】

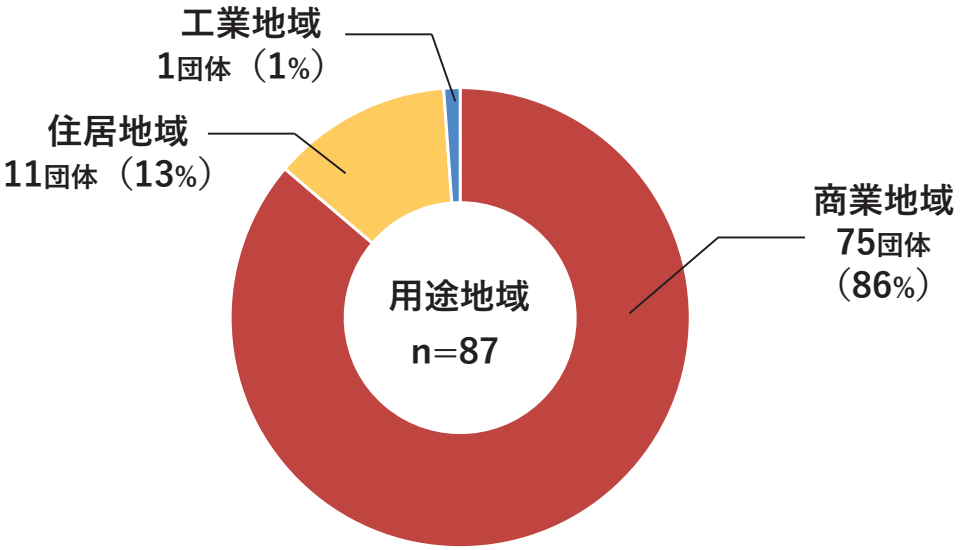

1 都市再生推進法人の活動実施状況

1-1 都市再生推進法人の活動内容に関する実施状況

（5）活動エリアの主な用途地域（圏域別）

- 三大都市圏は、「商業地域」が38団体（83%）と最も多く、次いで「住居地域」が7団体（15%）である。
- 地方圏も、「商業地域」が37団体（90%）と最も多く、次いで「住居地域」が4団体（10%）である。

【活動内エリアの主な用途地域（圏域別）】

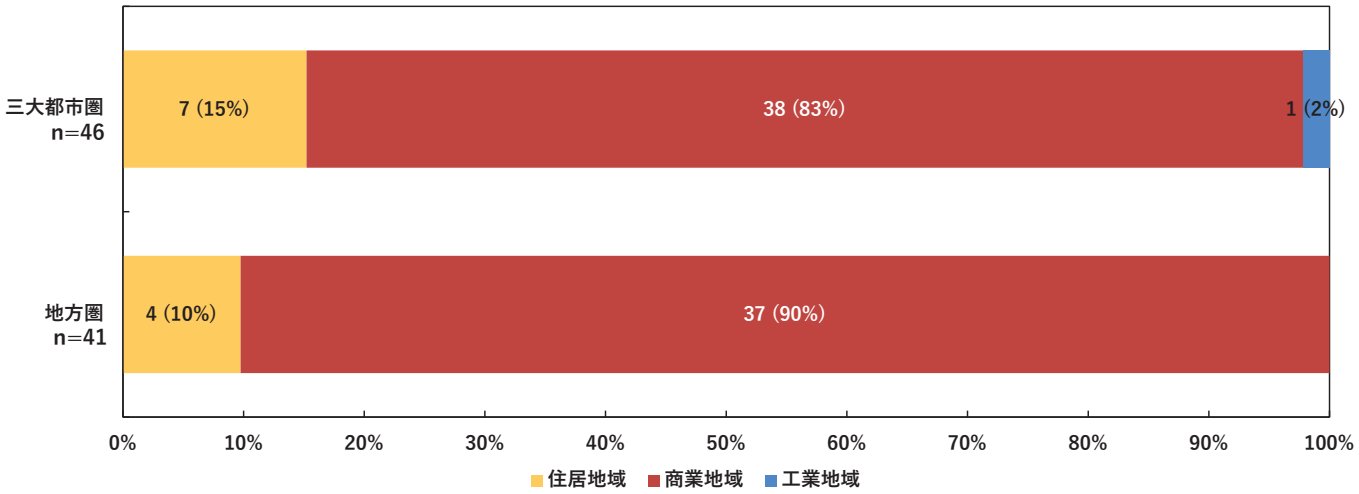

1 都市再生推進法人の活動実施状況

1-1 都市再生推進法人の活動内容に関する実施状況

（6）活動エリアの面積

- 活動エリアの面積は、「100ha以上」が23団体（32%）と最も多く、次いで「10ha以上50ha未満」が21団体（29%）である。

【活動エリアの面積】

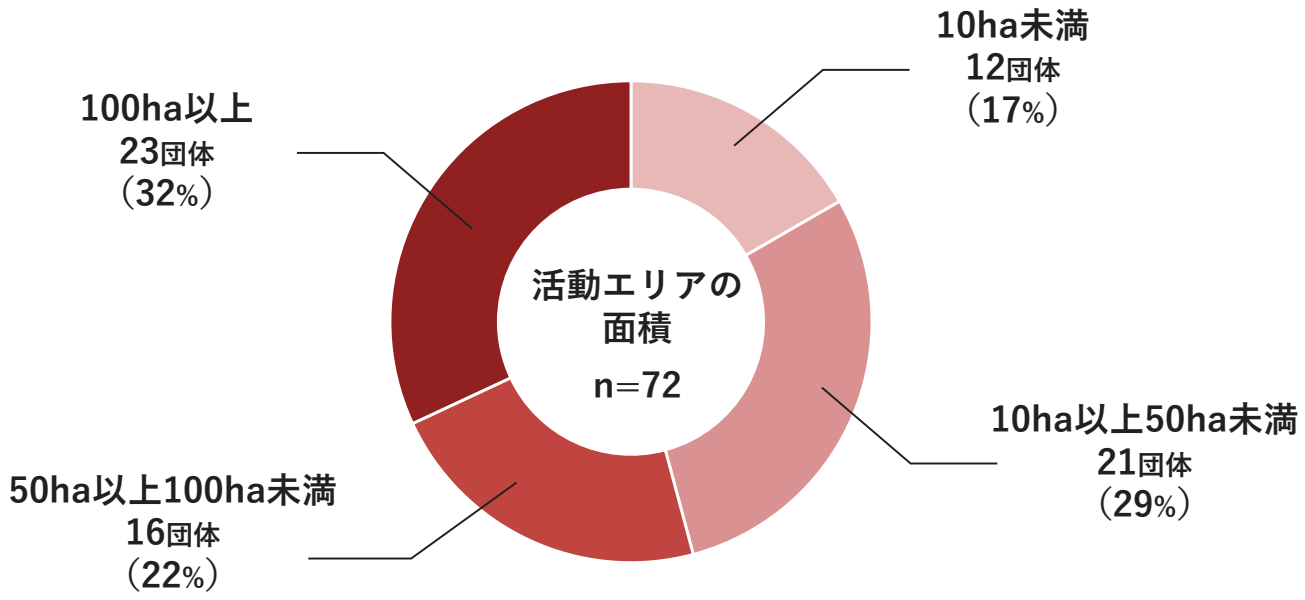

1 都市再生推進法人の活動実施状況

1 - 1　都市再生推進法人の活動内容に関する実施状況

（6）活動エリアの面積（圏域別）

- 三大都市圏は、「10～50ha未満」の団体が15団体（37%）と最も多い。
- 地方圏は、「100ha～」の団体が15団体（48%）と最も多い。

【活動エリアの面積（圏域別）】

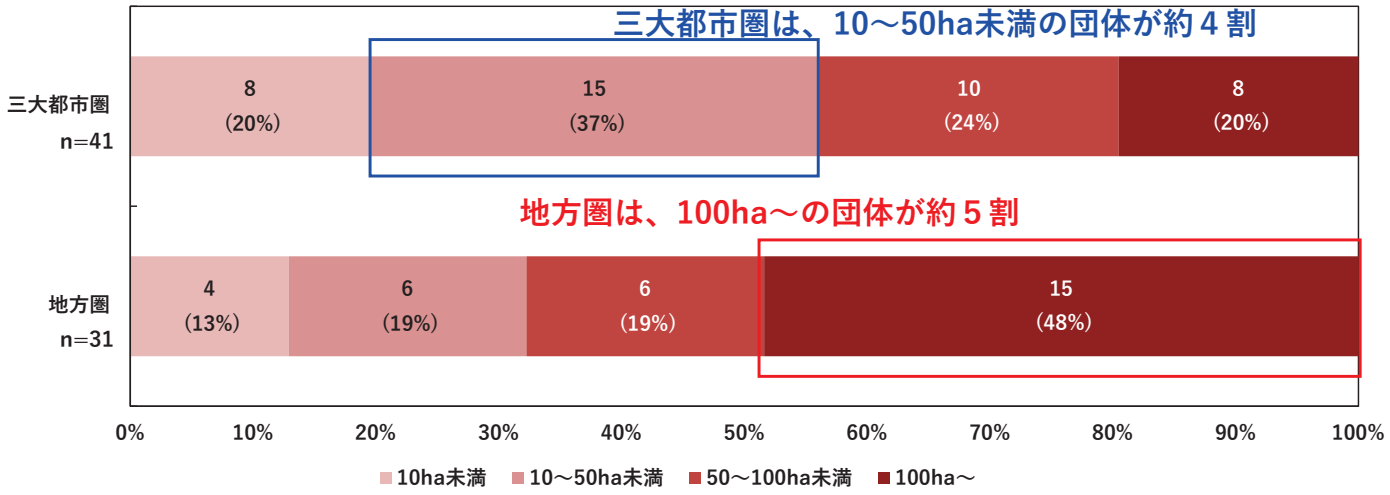

1 都市再生推進法人の活動実施状況

1 - 1　都市再生推進法人の活動内容に関する実施状況

（7）団体の性格

a）単純集計（他の指標とのクロス集計は45～51ページに記載）

- 団体の性格は、「1.公的機関の関与が強い団体（外郭団体等）」が25団体（29%）と最も多く、次いで「5.小規模なまちづくり会社・NPO法人等」が22団体（25%）である。

【団体の性格（複数回答）】

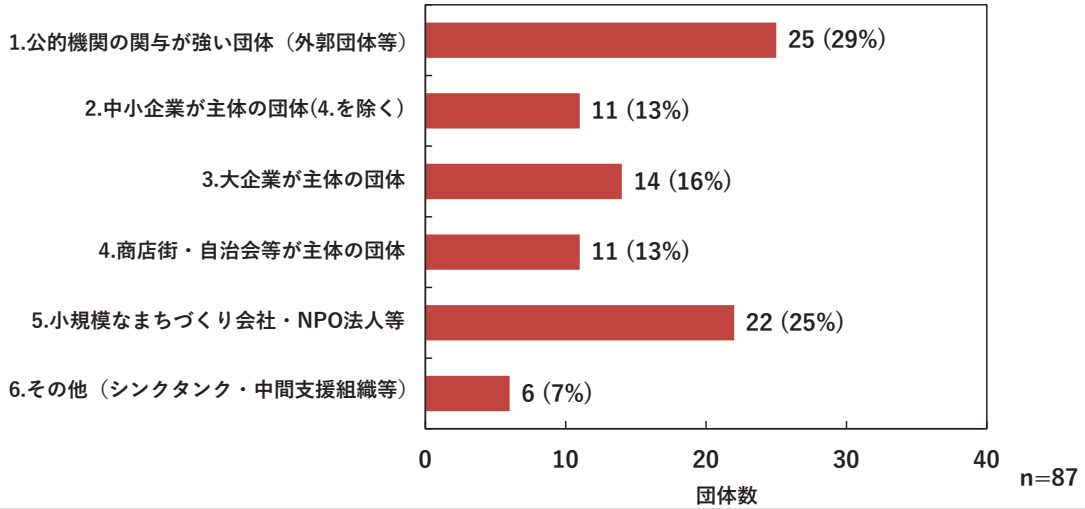

1 都市再生推進法人の活動実施状況

1-1 都市再生推進法人の活動内容に関する実施状況

（7）団体の性格（圏域別）

- 三大都市圏では、地方圏よりも「大企業が主体の団体」の割合が高い。
- 地方圏では、三大都市圏よりも「小規模なまちづくり会社・NPO法人等」の割合が高い。

【団体の性格（圏域別、複数回答）】

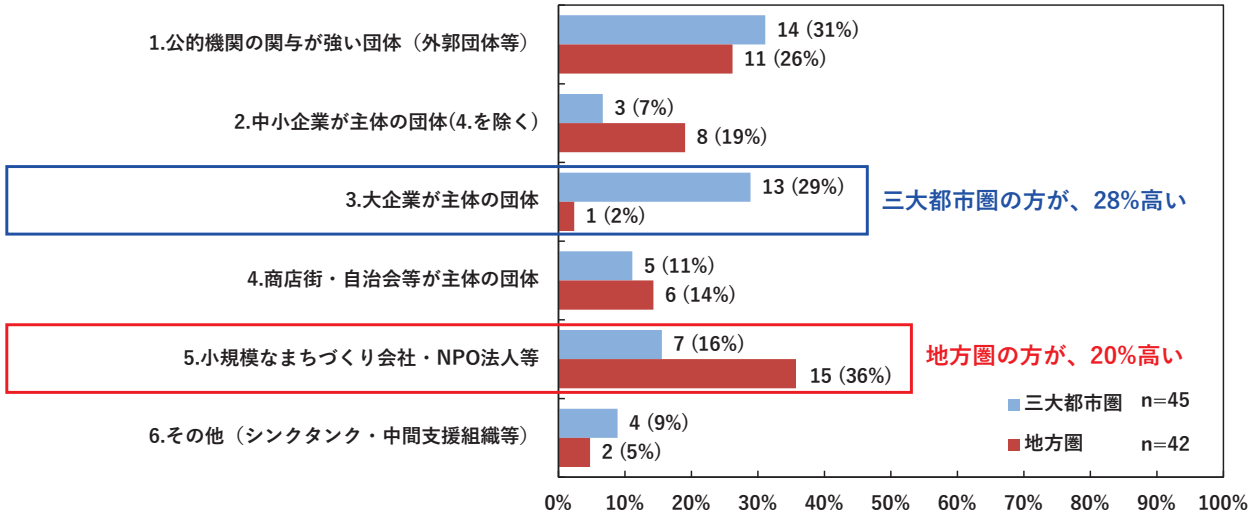

1 都市再生推進法人の活動実施状況

1-2 都市再生推進法人の組織体制に関する状況

（1）事務局の職員数

- 事務局の職員数は、「5人未満」が44団体（51%）と最も多く、次いで「6～10人」が21団体（24%）である。

【事務局の職員数】

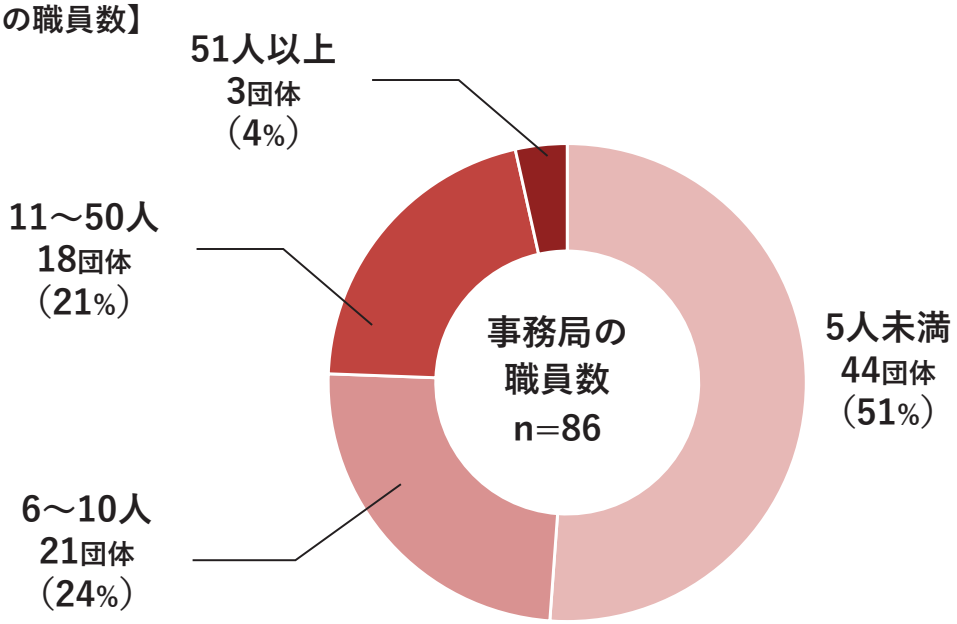

1 都市再生推進法人の活動実施状況

1-2 都市再生推進法人の組織体制に関する状況

（1）事務局の職員数（圏域別）

- 三大都市圏は、「6～10人」が17団体（37%）と最も多く、次いで「5人未満」が15団体（33%）である。
- 地方圏は、「5人未満」が29団体（73%）と最も多く、次いで「11～50人」が5団体（13%）である。

【事務局の職員数（圏域別）】

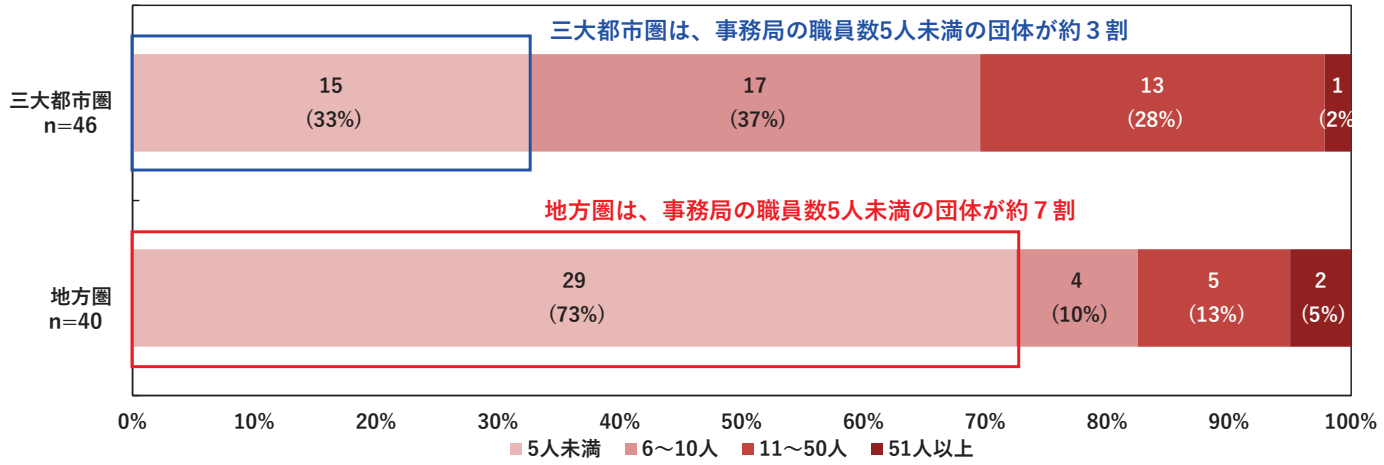

1 都市再生推進法人の活動実施状況

1-2 都市再生推進法人の組織体制に関する状況

（2）事務局の職員構成

- 事務局の職員構成は、「常勤と非常勤で構成」が41団体（51%）と最も多く、次いで「常勤のみで構成」が26団体（32%）である。

【事務局の職員構成】

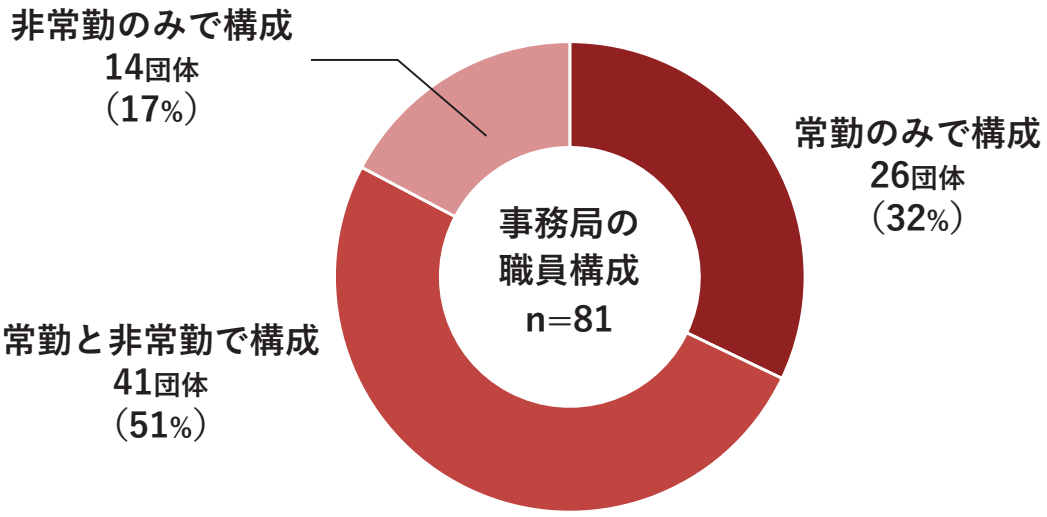

1 都市再生推進法人の活動実施状況

1-2 都市再生推進法人の組織体制に関する状況

（2）事務局の職員構成（圏域別）

- 三大都市圏は、「常勤と非常勤で構成」が21団体（49%）と最も多く、次いで「常勤のみで構成」が15団体（35%）である。
- 地方圏も、「常勤と非常勤で構成」が20団体（53%）と最も多く、次いで「常勤のみで構成」が11団体（29%）である。
- 事務局の職員構成は、圏域による違いは見られない。

【事務局の職員構成（圏域別）】

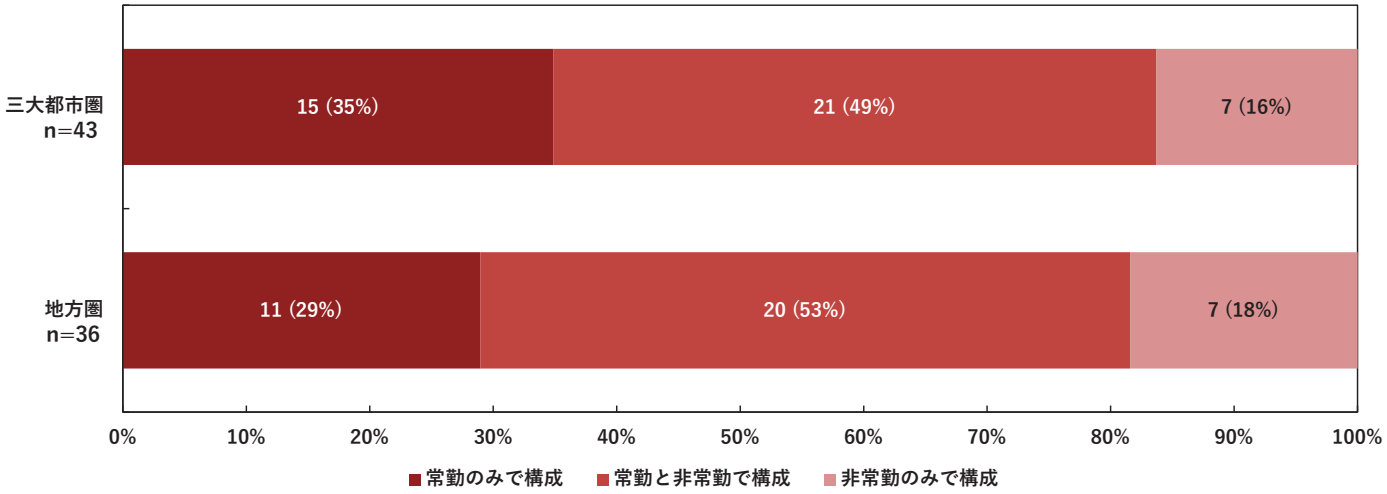

1 都市再生推進法人の活動実施状況

1-2 都市再生推進法人の組織体制に関する状況

（3）都市再生推進法人の会員数/社員数

- 都市再生推進法人の会員数/社員数は、「5人未満」が27団体（35%）と最も多く、次いで「11～50人」が25団体（33%）である。

【都市再生推進法人の会員数/社員数】

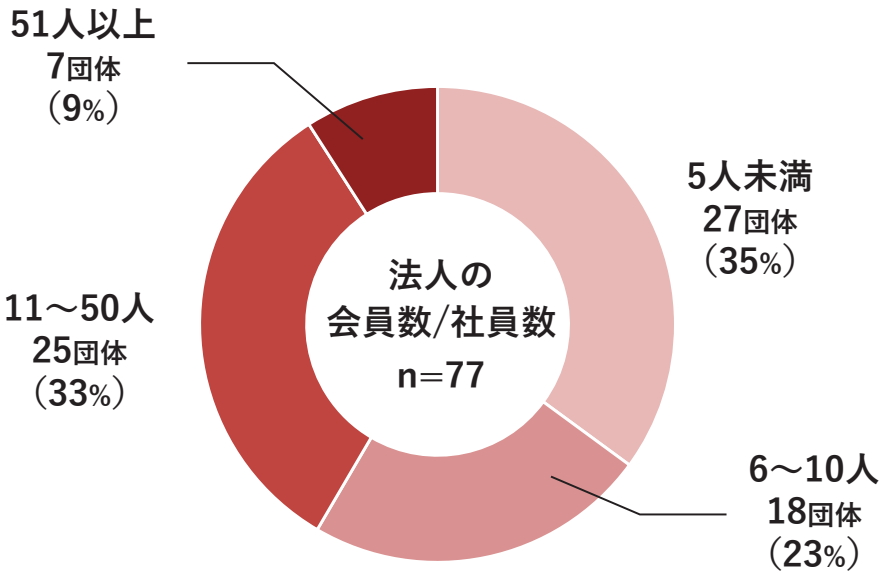

1 都市再生推進法人の活動実施状況

1-2 都市再生推進法人の組織体制に関する状況

（3）都市再生推進法人の会員数/社員数（圏域別）

- 三大都市圏は、「5人未満」が15団体（38%）と最も多く、次いで「11～50人」が12団体（31%）である。
- 地方圏は、「11～50人」が13団体（34%）と最も多く、次いで「5人未満」が12団体（32%）である。
- 地方圏の方が、三大都市圏よりも法人の会員数/社員数が多い団体の割合が高い。

【都市再生推進法人の会員数/社員数（圏域別）】

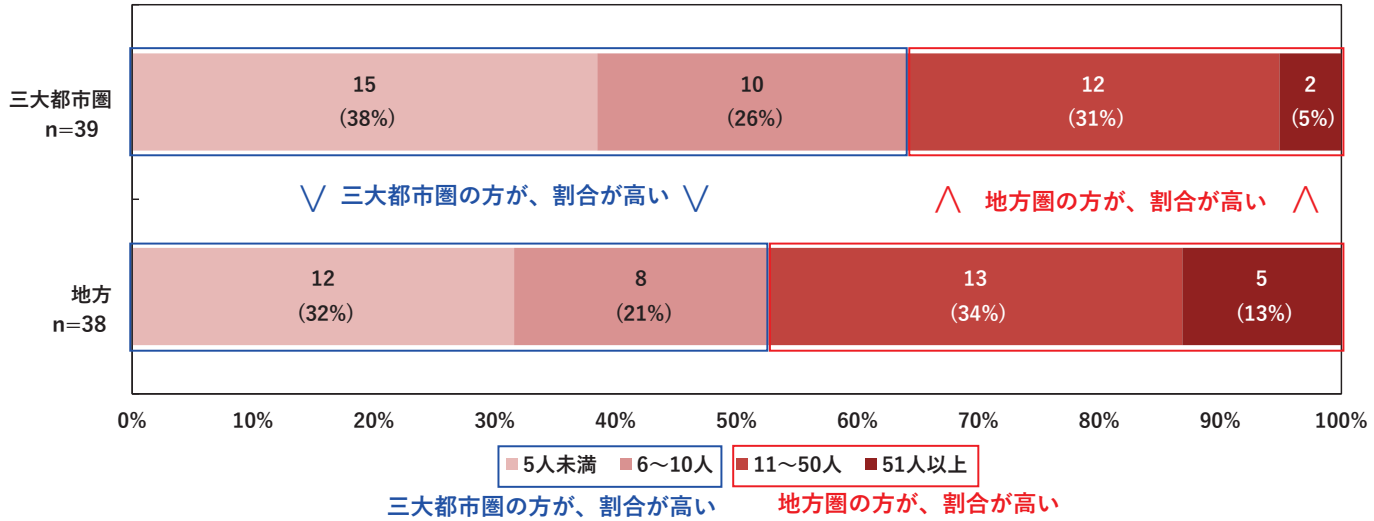

1 都市再生推進法人の活動実施状況

1-2 都市再生推進法人の組織体制に関する状況

（4）都市再生推進法人への出資者数

- 都市再生推進法人への出資者数は、「5人未満」が30団体（42%）と最も多く、次いで「11～50人」が18団体（25%）である。

【都市再生推進法人への出資者数】

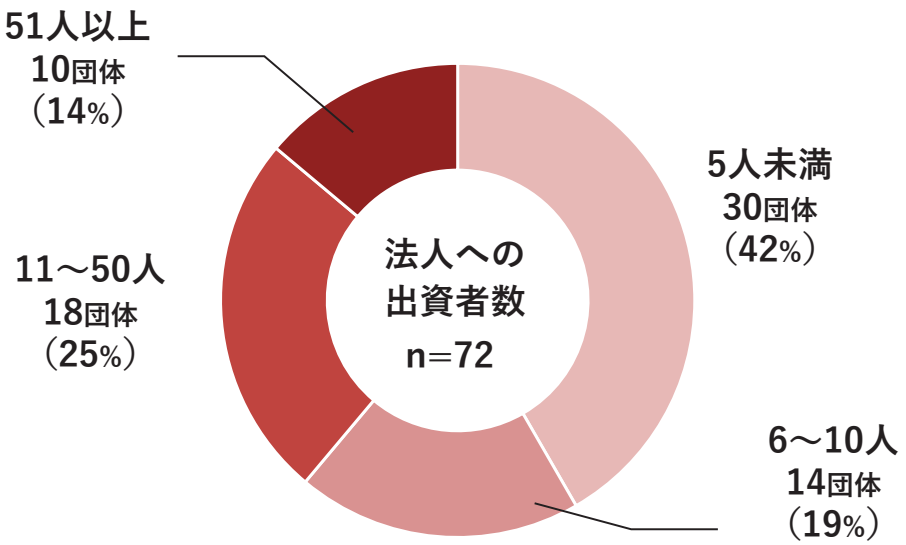

1 都市再生推進法人の活動実施状況

1-2　都市再生推進法人の組織体制に関する状況

（4）都市再生推進法人への出資者数（圏域別）

- 三大都市圏は、「5人未満」が16団体（44%）と最も多く、次いで「11～50人」が9団体（25%）である。
- 地方圏も、「5人未満」が14団体（39%）と最も多く、次いで「11～50人」が9団体（25%）である。
- 都市再生推進法人への出資者数は、圏域による違いは見られない。

【都市再生推進法人への出資者数（圏域別）】

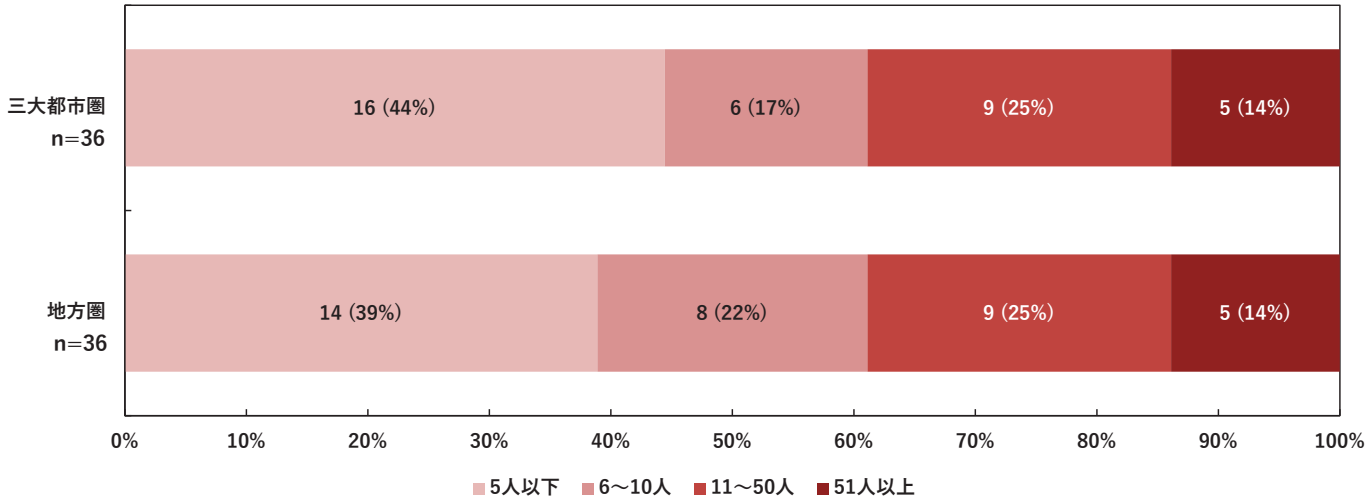

1 都市再生推進法人の活動実施状況

1-2　都市再生推進法人の組織体制に関する状況

（5）自治体の出資割合

- 自治体の出資割合は、「出資なし」が29団体（47%）と最も多く、次いで「50%以上」が13団体（21%）である。

【自治体の出資割合】

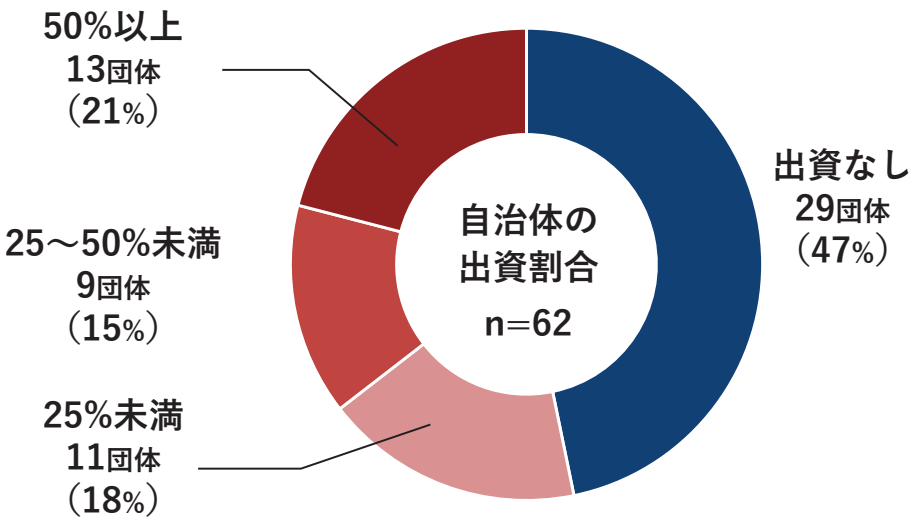

1-2 都市再生推進法人の組織体制に関する状況

（5）自治体の出資割合（圏域別）

- 三大都市圏は、「出資なし」が13団体（43%）と最も多く、次いで「50%以上」が10団体（33%）である。
- 地方圏は、「出資なし」が16団体（50%）と最も多く、次いで「25%未満」が7団体（22%）である。
- 三大都市圏の方が、地方圏よりも「自治体の出資割合が50%以上」である団体の割合が24%高い。

【自治体の出資割合（圏域別）】

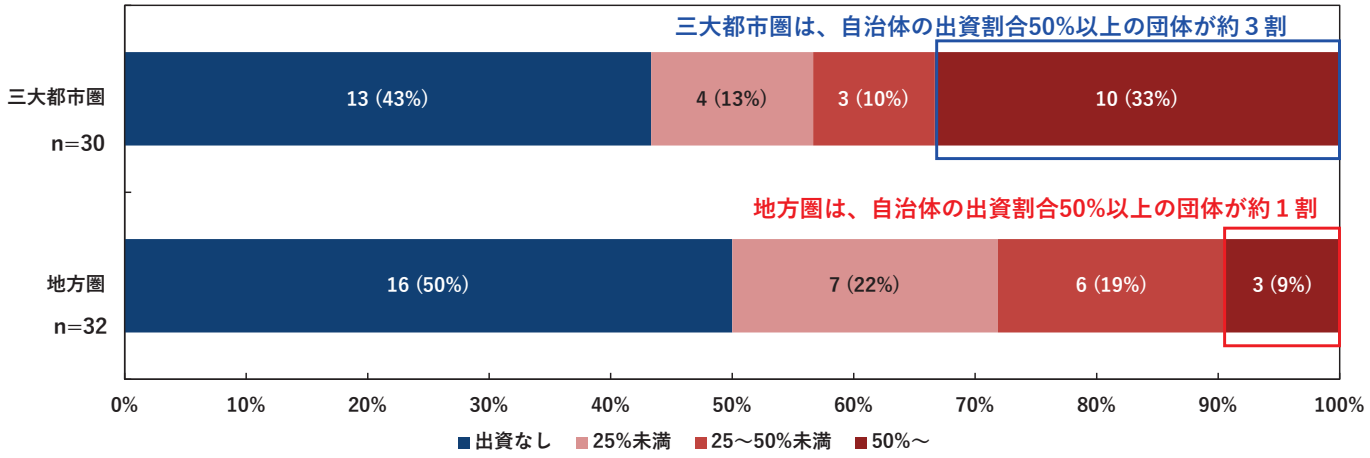

1-3 都市再生推進法人の財源に関する情報

（1）年間予算

- 年間予算は、「5,000万円以上」が32団体（46%）と最も多く、次いで「1,000万円以上5,000万円未満」が20団体（29%）である。

【都市再生推進法人の年間予算】

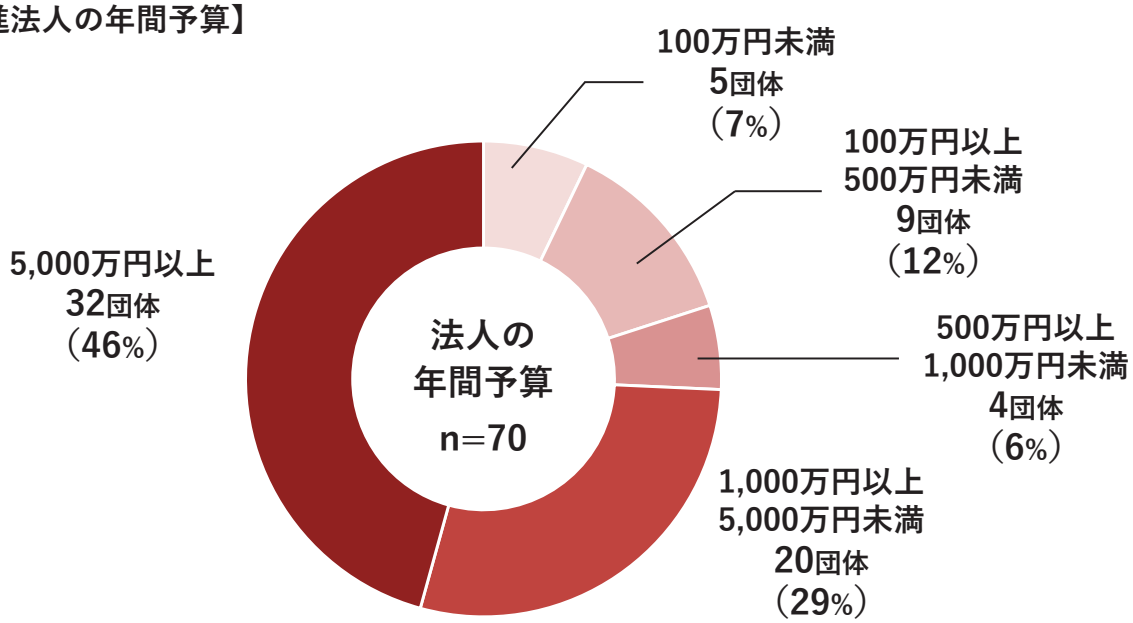

1-3 都市再生推進法人の財源に関する情報

（1）年間予算（圏域別）

- 三大都市圏の方が、「年間予算5,000万円以上」である団体の割合が11%高い。

【都市再生推進法人の年間予算（圏域別）】

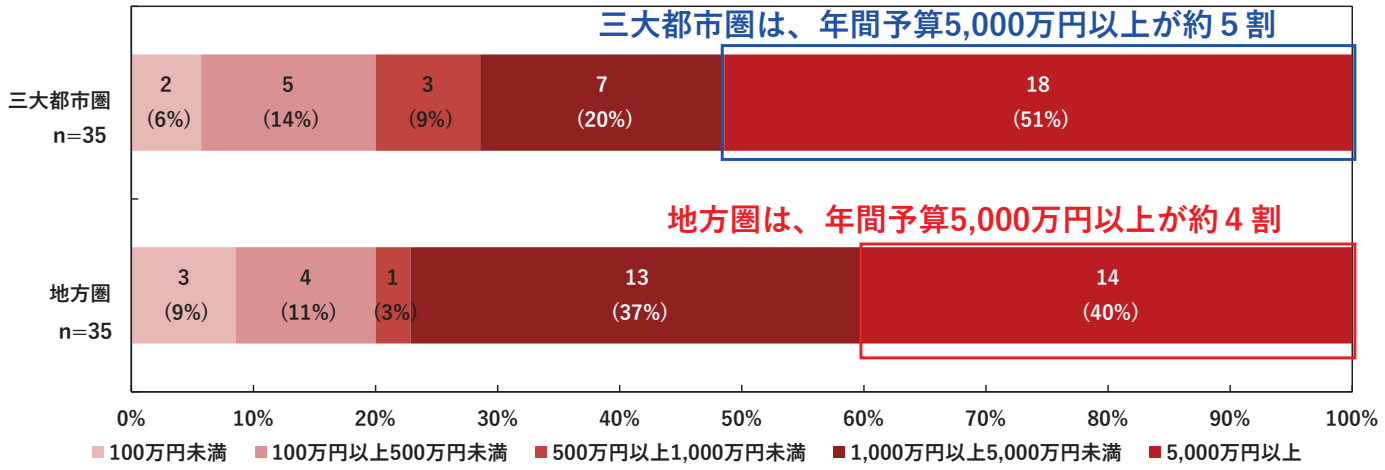

1-3 都市再生推進法人の財源に関する情報

（2）主となる収入

- 主となる収入は、「自主事業」が43団体（54%）と最も多く、次いで「不動産管理収入」が35団体（44%）である。

【主となる収入（複数回答）】

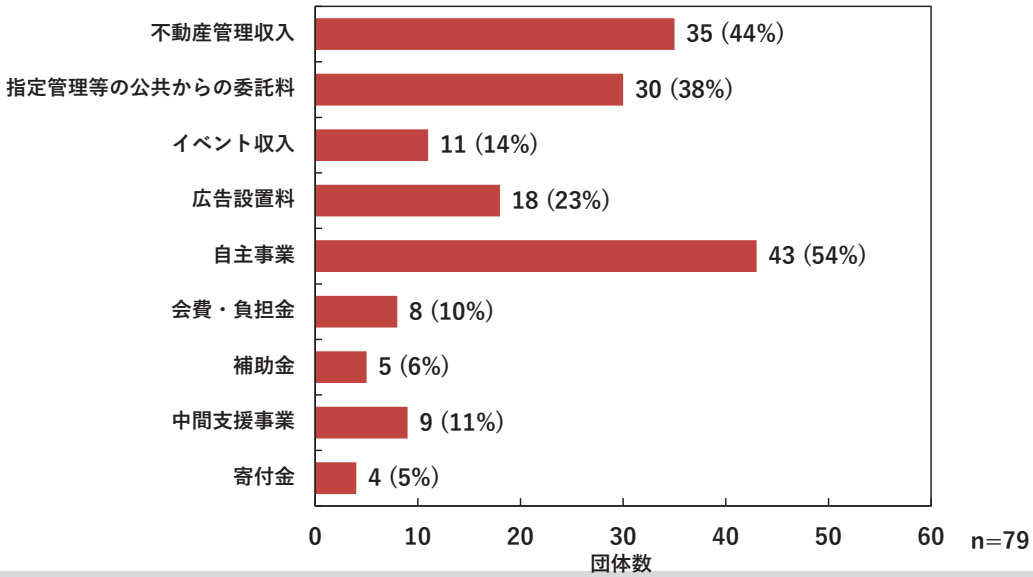

1-3 都市再生推進法人の財源に関する情報

（2）主となる収入（圏域別）

- 三大都市圏では、地方圏よりも「広告設置料」を主となる収入としている団体の割合が高い。
- 地方圏では、三大都市圏よりも「指定管理等の公共からの委託料」を主となる収入としている団体の割合が高い。

【主となる収入（圏域別、複数回答）】

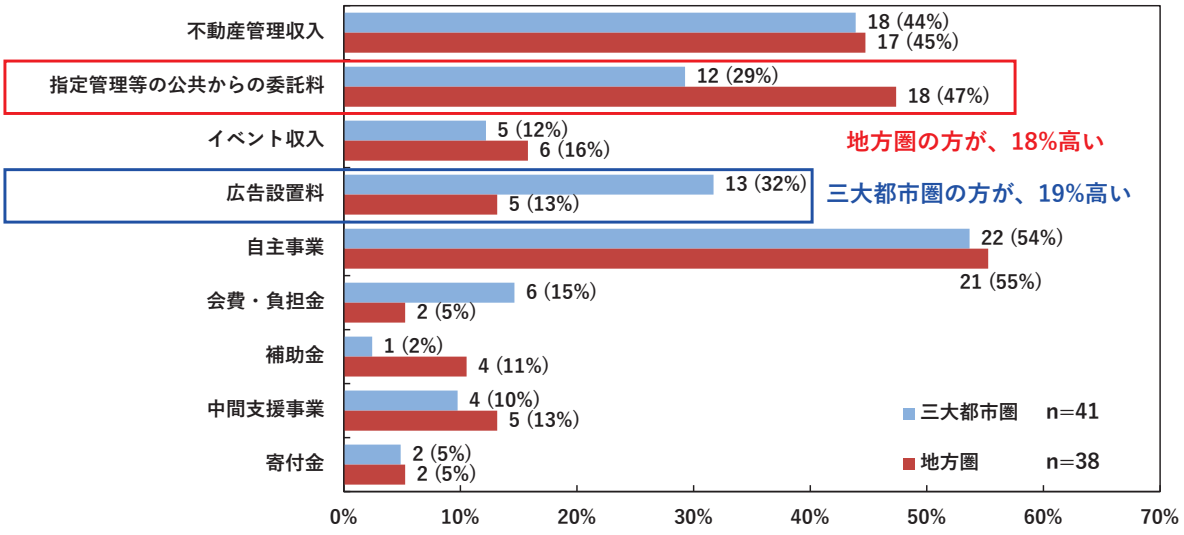

1 都市再生推進法人の活動実施状況

1-3 都市再生推進法人の財源に関する情報

（3）主となる経費

- 主となる経費は、「人件費」が13団体（54%）と最も多く、次いで「業務委託費」が11団体（46%）である。

【主となる経費（複数回答※1）】

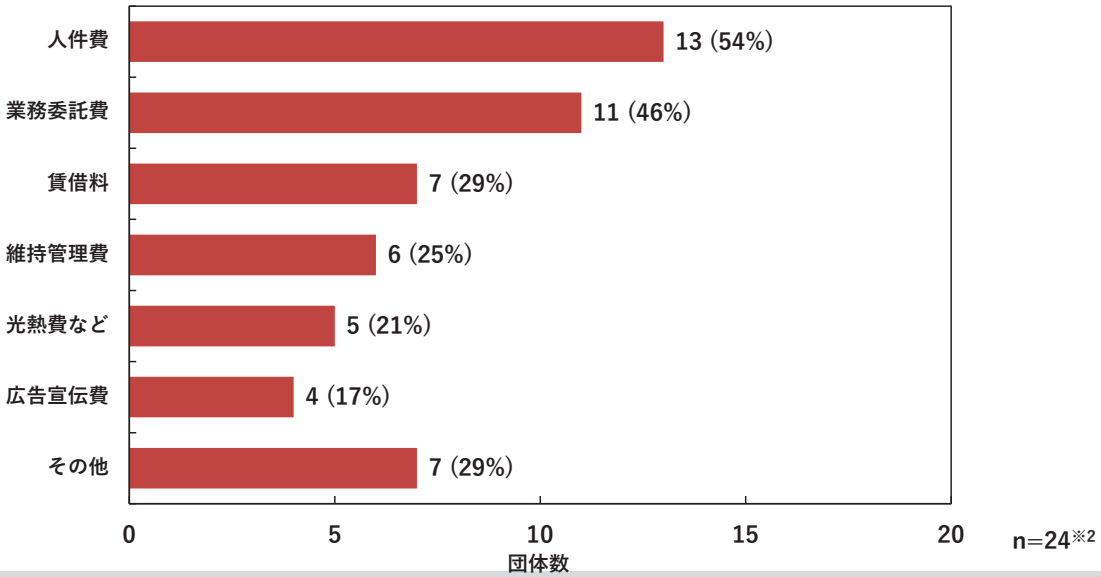

※1 1団体につき、最大３つまで回答。
※2 財務情報についての回答があった団体数

1-3 都市再生推進法人の財源に関する情報

（3）主となる経費（圏域別）

- 三大都市圏では、地方圏よりも「業務委託費」や「維持管理費」を主な経費としている団体の割合が高い。
- 地方圏では、三大都市圏よりも「人件費」を主な経費としている団体の割合が高い。

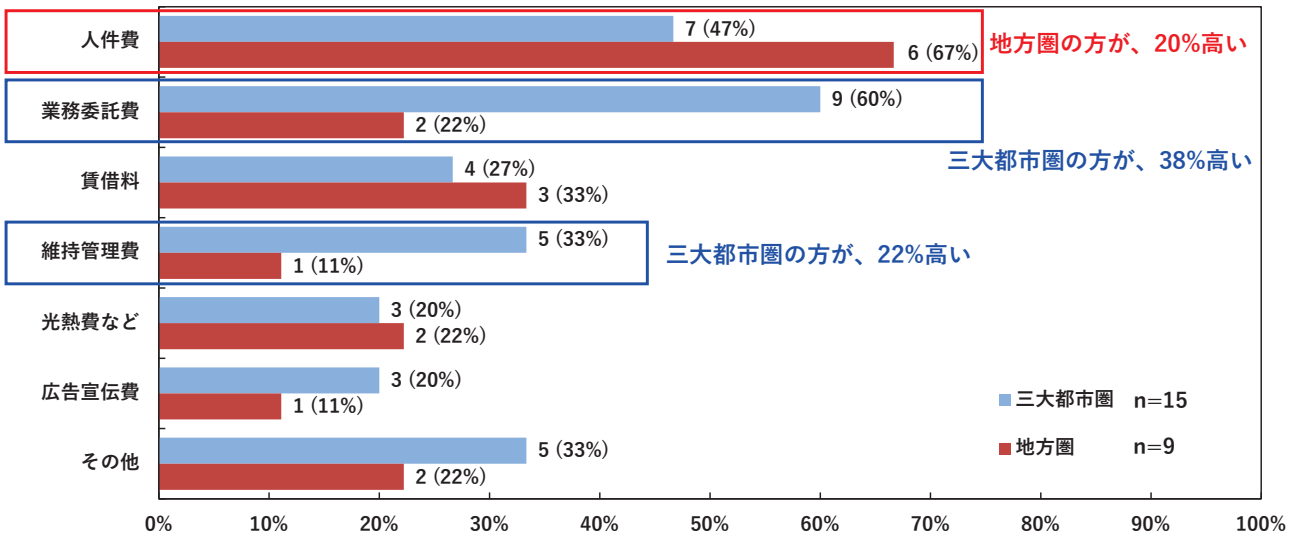

1-3 都市再生推進法人の財源に関する情報

（4）保有資産の状況

- 保有資産の状況は、「あり」が49団体（80%）である。

【保有資産の状況】

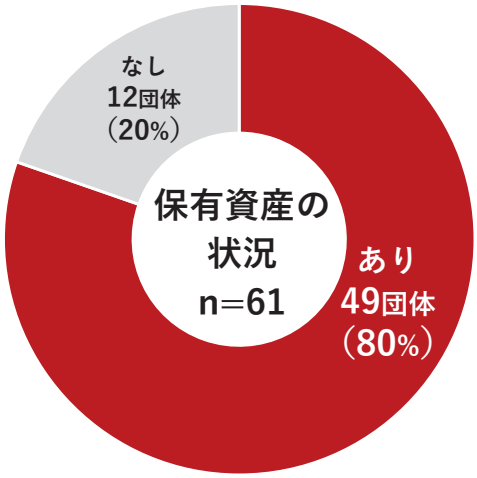

1-3 都市再生推進法人の財源に関する情報

（4）保有資産の状況（圏域別）

- 地方圏の方が、保有資産がある団体の割合が8%高い。

【保有資産の状況（圏域別）】

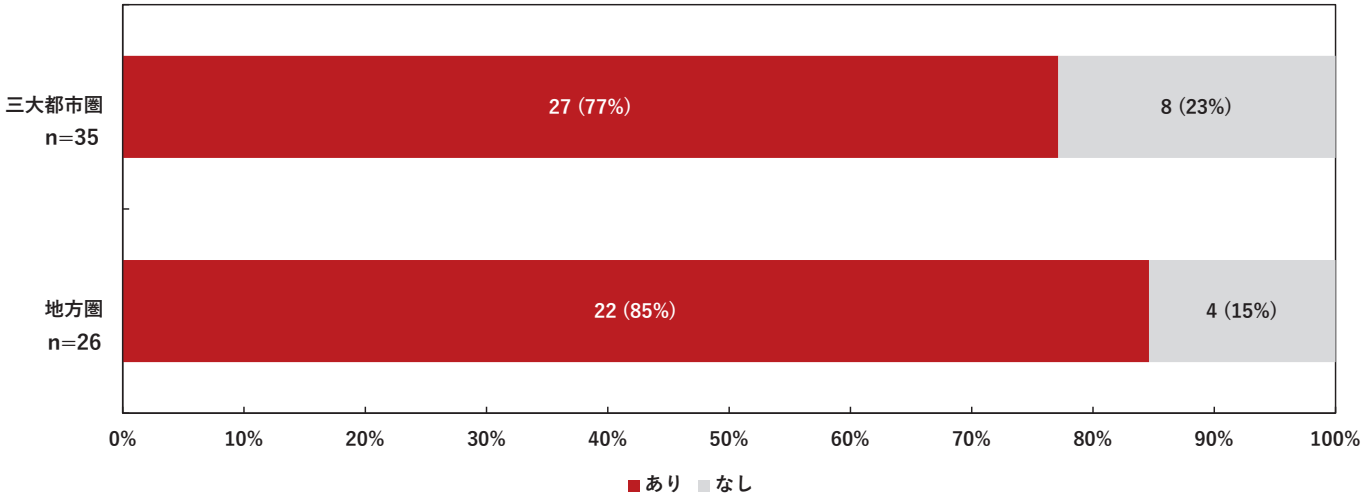

1-3 都市再生推進法人の財源に関する情報

（5）当期経常増減額（総額）

a）単純集計

- 当期経常増減額（総額）は、「黒字（1,000万円未満）」が10団体（42%）と最も多く、次いで「黒字（1,000万円以上5,000万円未満）」が6団体（25%）である。
- 24団体のうち、5団体（21%）が赤字である。

【当期経常増減額（総額）】

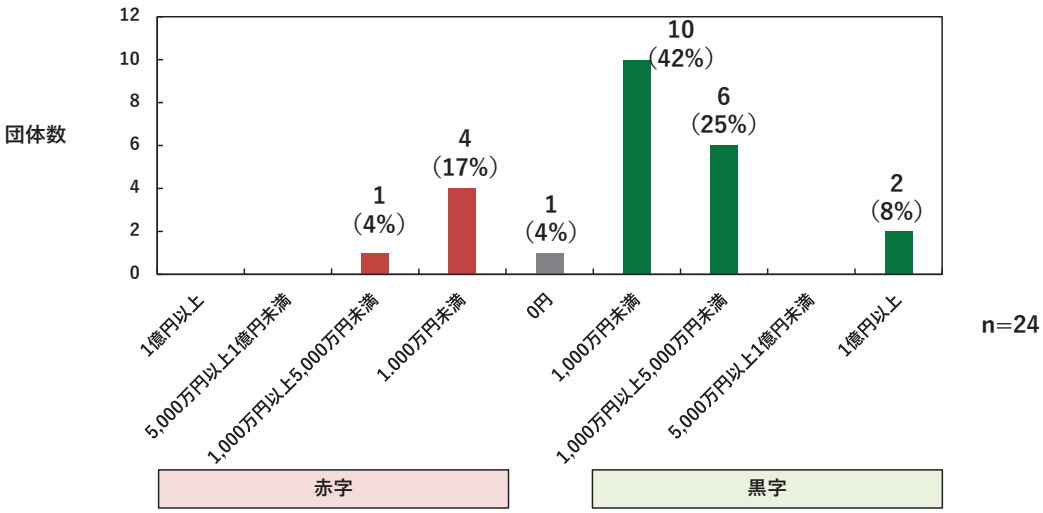

1-3 都市再生推進法人の財源に関する情報

（5）当期経常増減額（総額）

b）公的補助金の有無による比較

- 公的補助金を含まない場合の当期経常増減額（総額）は、24団体のうち、10団体（42%）が赤字であり、公的補助金を含む場合に比べて、5団体（21%）多い。

【公的補助金の有無による当期経常増減額（総額）の違い】

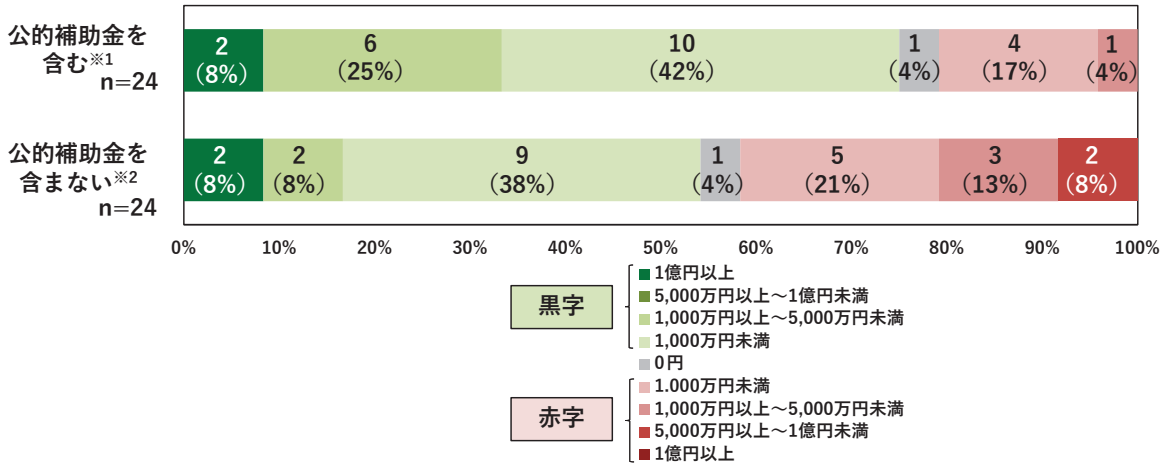

※1 当期経常増減額の総額
※2 当期経常増減額の総額から公的補助金を除いた額

1-3 都市再生推進法人の財源に関する情報

（6）当期経常増減額（公益事業）

a）単純集計

- 当期経常増減額（公益事業）は、「1,000万円未満（赤字）」が3団体（27%）と最も多く、次いで「1,000万円以上5,000万円未満（黒字）」「1,000万円未満（黒字）」「1,000万円以上5,000万円未満」が2団体（18%）である。
- 11団体のうち、6団体（55%）が赤字である。

【当期経常増減額（公益事業）】

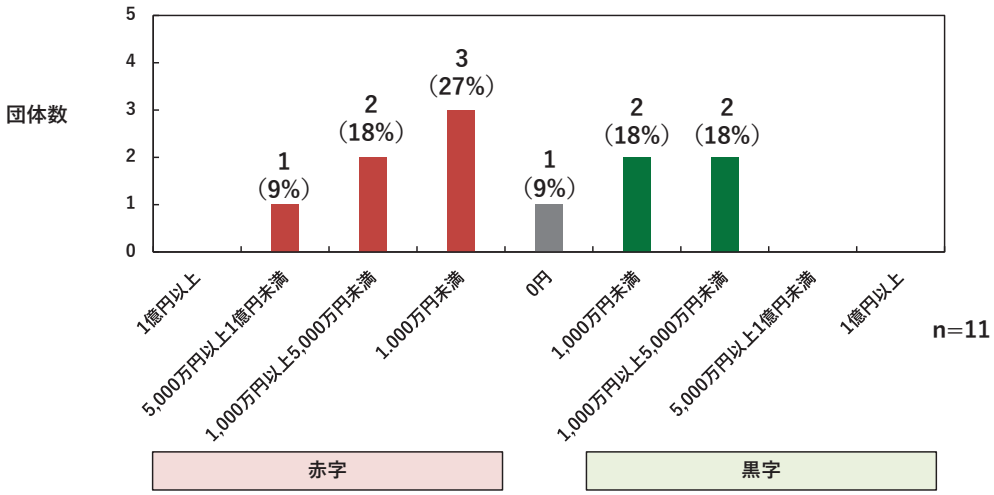

1-3 都市再生推進法人の財源に関する情報

（6）当期経常増減額（公益事業）

b）公的補助金の有無による比較

- 公的補助金を含まない場合の当期経常増減額（公益事業）は、11団体のうち、9団体（82%）が赤字であり、公的補助金を含む場合に比べて、3団体（27%）多い。

【公的補助金の有無による当期経常増減額（公益事業）の違い】

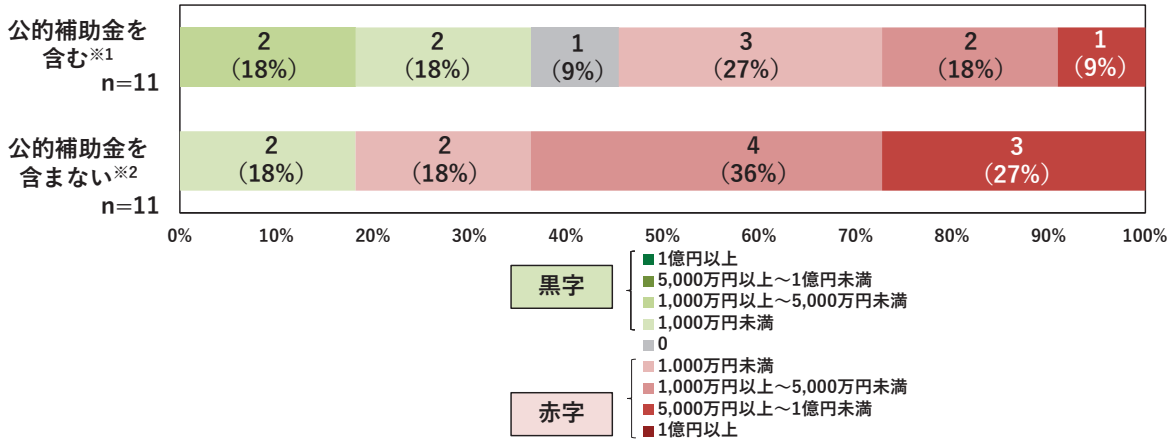

※1 公益事業の当期経常増減額
※2 公益事業の当期経常増減額から公的補助金を除いた額

1 都市再生推進法人の活動実施状況

1-3 都市再生推進法人の財源に関する情報

（7）当期経常増減額（収益事業）

a）単純集計

- 当期経常増減額（収益事業）は、「1,000万円未満（黒字）」が11団体（58%）と最も多く、次いで「1,000万円未満（赤字）」が3団体（16%）である。
- 19団体のうち、3団体（16%）が赤字である。

【当期経常増減額（収益事業）】

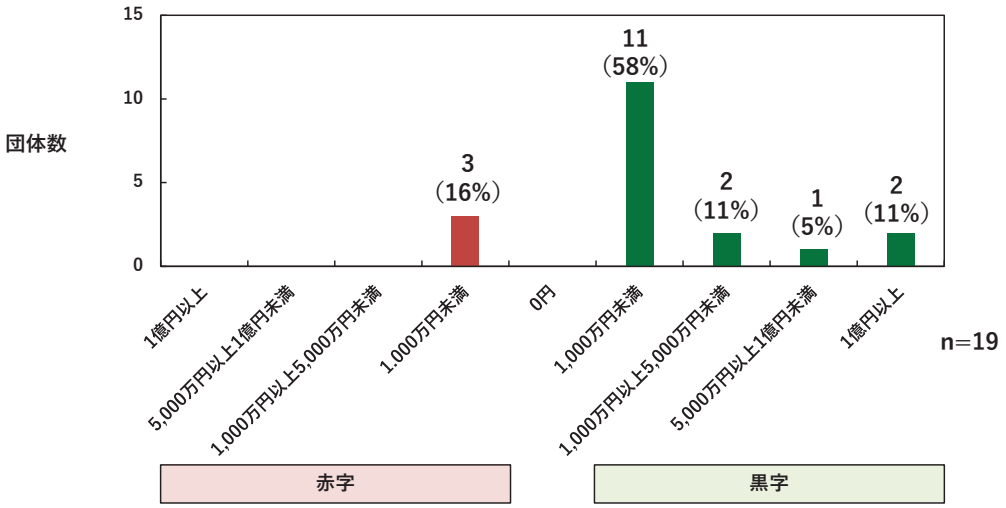

1 都市再生推進法人の活動実施状況

1-3 都市再生推進法人の財源に関する情報

（7）当期経常増減額（収益事業）

b）公的補助金の有無による比較

- 公的補助金を含まない場合の当期経常増減額（収益事業）は、19団体のうち、6団体（32%）が赤字であり、公的補助金を含む場合に比べて、3団体（16%）多い。

【公的補助金の有無による当期経常増減額（収益事業）の違い】

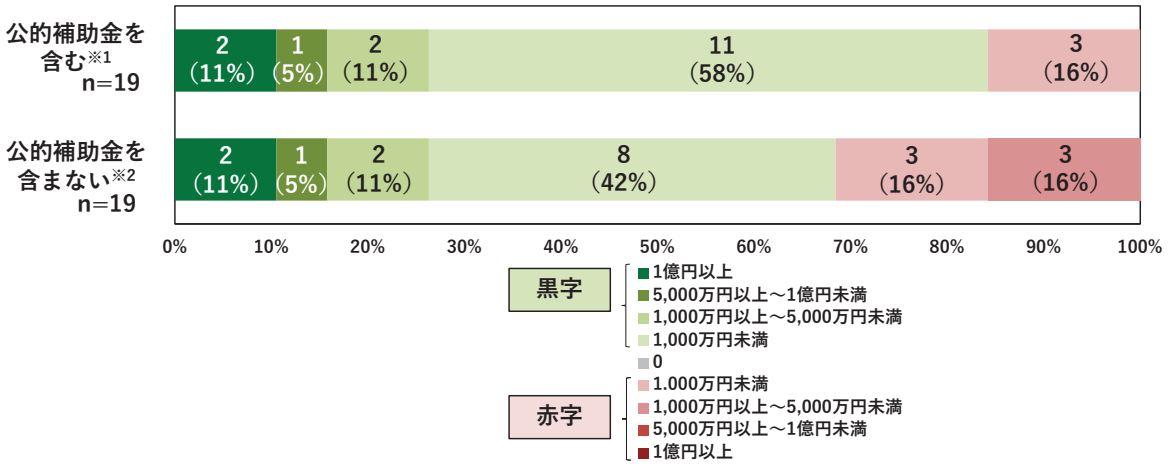

1 都市再生推進法人の活動実施状況

1-1 都市再生推進法人の活動内容に関する実施状況

（7）団体の性格

b）クロス集計（活動内容の分類）

- 団体の性格は、活動内容の分類による違いはみられない。

【団体の性格（複数回答）による活動内容の分類の違い】

※5%以下は数値の記載を省略

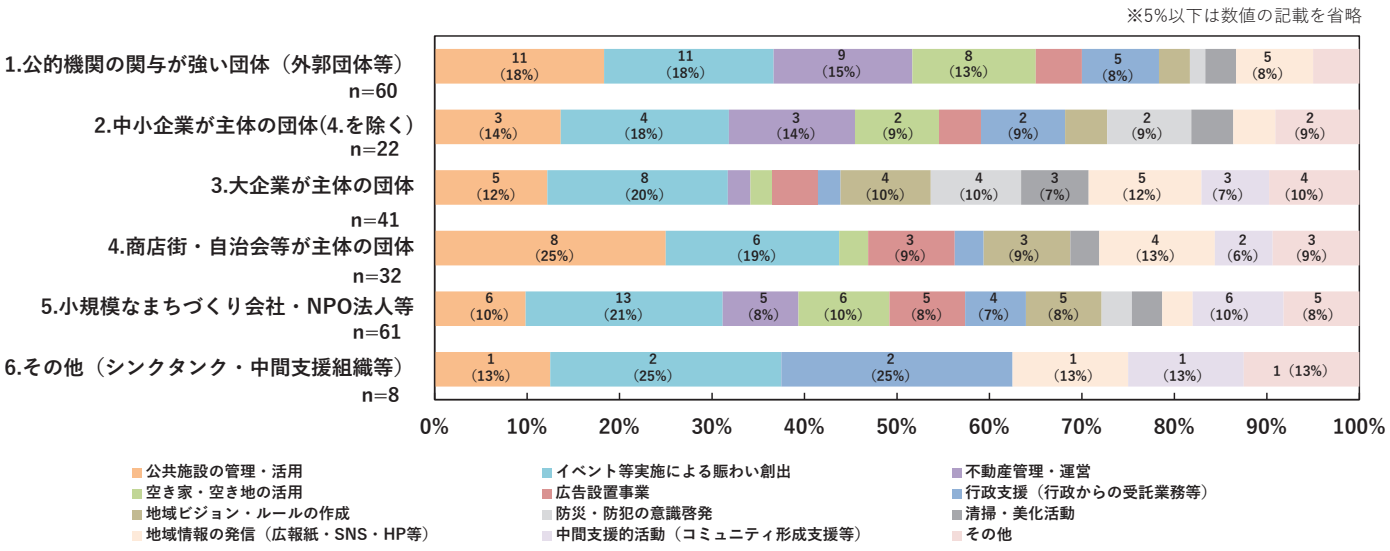

1 都市再生推進法人の活動実施状況

1 - 1　都市再生推進法人の活動内容に関する実施状況

（7）団体の性格

c）クロス集計（活動エリアの面積）

- 企業が主体の団体は、活動エリアの面積が小さい。特に「3.大企業が主体の団体」は、「2.中小企業が主体の団体」よりも、活動エリアの面積が小さい。

【団体の性格（複数回答）による活動エリアの面積の違い】

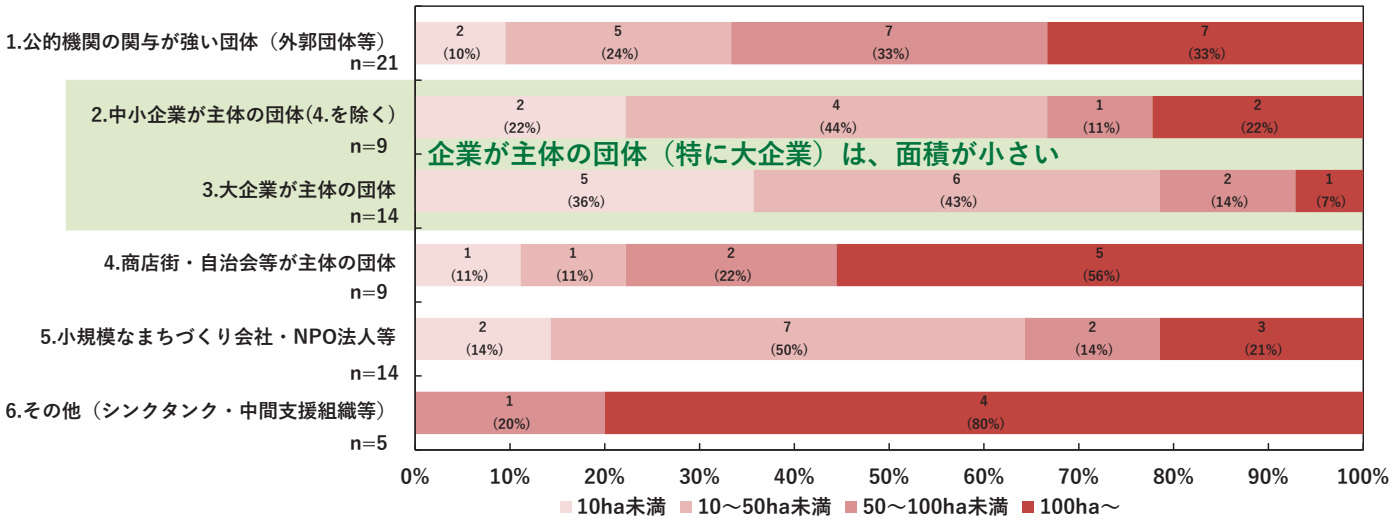

1 都市再生推進法人の活動実施状況

1 - 1　都市再生推進法人の活動内容に関する実施状況

（7）団体の性格

c）クロス集計（活動エリアの面積）

- 大企業が主体の団体は、特別区や政令指定都市などの大都市で活動している団体が多いため、活動エリアの公示価格が高く、面積が小さいと考えられる。

【大企業が主体の団体】n=14

活動エリアの面積	区分※	活動エリア
10ha未満	特別区	東京都千代田区
	特別区	東京都中央区
	特別区	東京都港区
	政令指定都市	大阪府大阪市
	政令指定都市	大阪府大阪市
10ha以上50ha未満	特別区	東京都中央区
	特別区	東京都港区
	特別区	東京都港区
	特別区	東京都渋谷区
	政令指定都市	神奈川県横浜市
	政令指定都市	大阪府大阪市
50ha以上100ha未満	特別区	東京都新宿区
	－	島根県松江市
100ha以上	特別区	東京都千代田区

【中小企業が主体の団体】 n=9

活動エリアの面積	区分※	活動エリア
10ha未満	政令指定都市	兵庫県神戸市
	－	岡山県倉敷市
10ha以上50ha未満	特別区	東京都中央区
	－	青森県むつ市
	－	長野県佐久市
	－	愛知県豊田市
50ha以上100ha未満	－	宮城県石巻市
100ha以上	－	和歌山県和歌山市
	－	大分県大分市

※特別区、政令指定都市、その他で分類している。

1 都市再生推進法人の活動実施状況

1 - 1　都市再生推進法人の活動内容に関する実施状況

（7）団体の性格

d）クロス集計（事務局の職員数）

- 「1.公的機関の関与が強い団体（外郭団体等）」は、事務局の職員数が多い。

【団体の性格（複数回答）による事務局の職員数の違い】

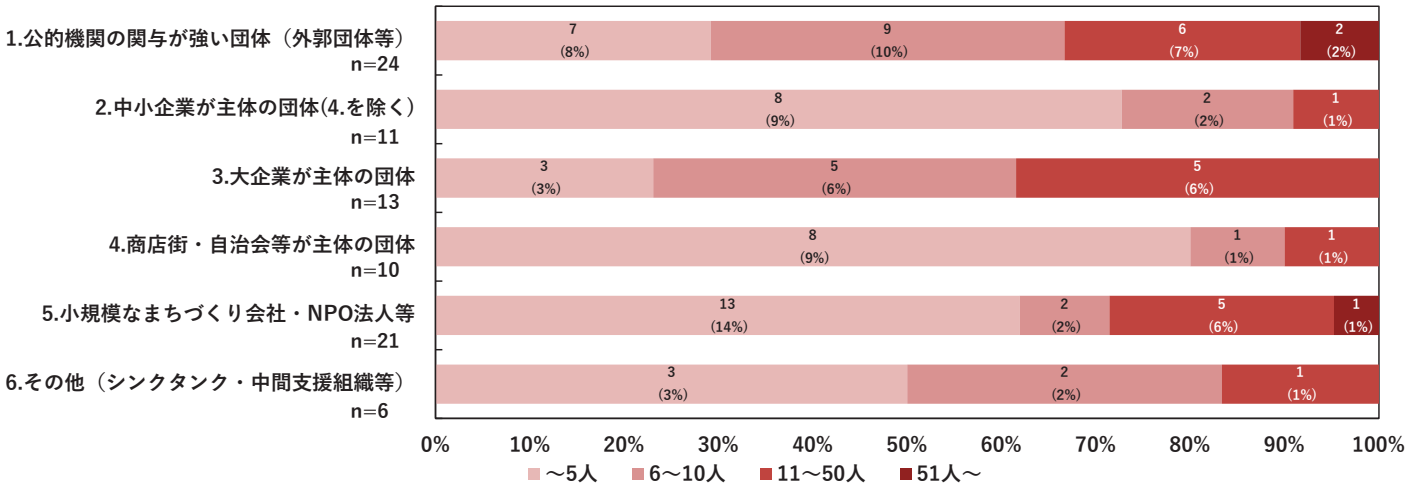

1 都市再生推進法人の活動実施状況

1 - 1　都市再生推進法人の活動内容に関する実施状況

（7）団体の性格

e）クロス集計（自治体の出資割合）

- 「3.大企業が主体の団体」、「4.商店街・自治会等が主体の団体」は、自治体からの出資を受けていない。

【団体の性格（複数回答）による自治体の出資割合の違い】

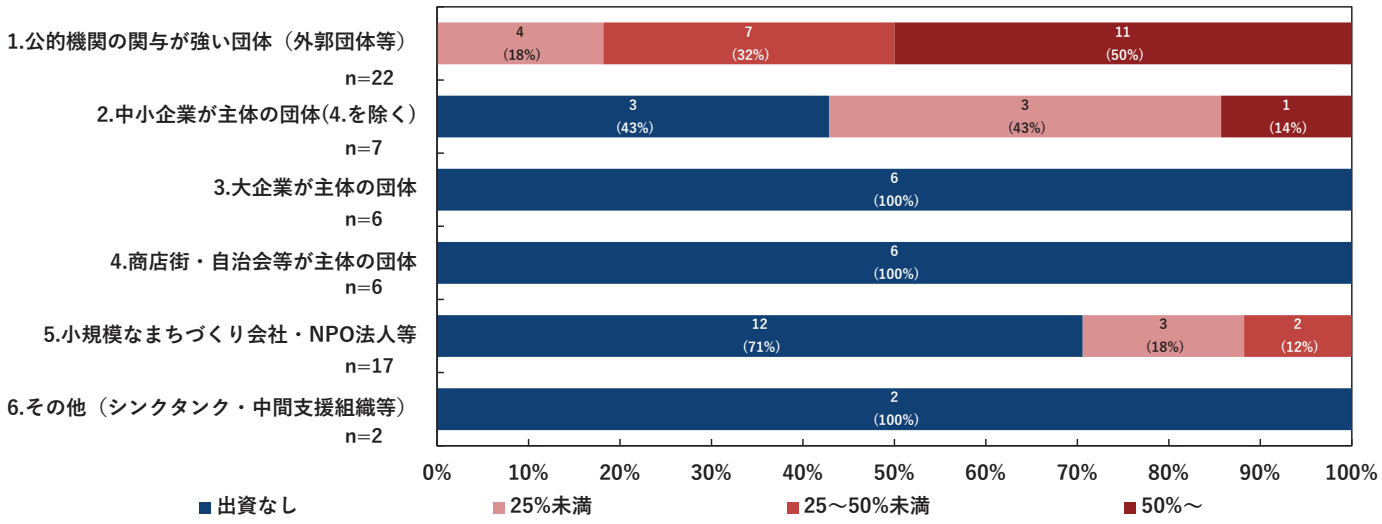

1 都市再生推進法人の活動実施状況

1-1 都市再生推進法人の活動内容に関する実施状況

（7）団体の性格

f）クロス集計（法人の年間予算）

- 「1.公的機関の関与が強い団体（外郭団体等）」は、年間予算が多く、「4.商店街・自治会等が主体の団体」は、年間予算が少ない。

【団体の性格（複数回答）による法人の年間予算の違い】

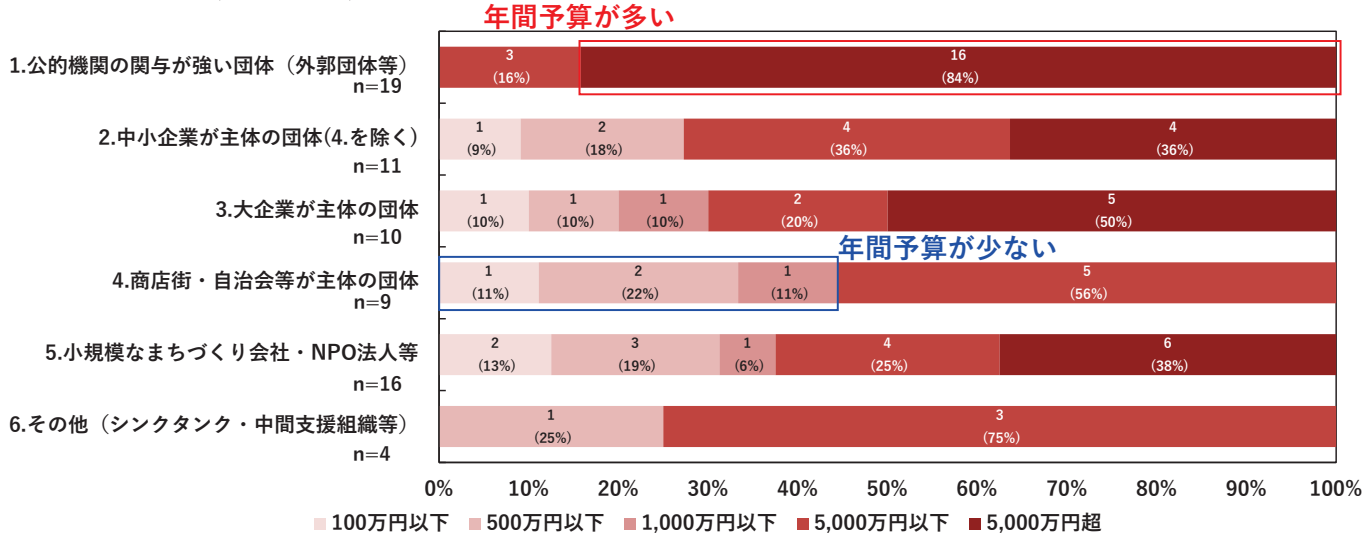

1 都市再生推進法人の活動実施状況

1-1 都市再生推進法人の活動内容に関する実施状況

（7）団体の性格

g）クロス集計（主となる収入）

- 団体の性格は、主となる収入による違いはみられない。

【団体の性格（複数回答）による主となる収入（複数回答）の違い】

※5%以下は数値の記載を省略

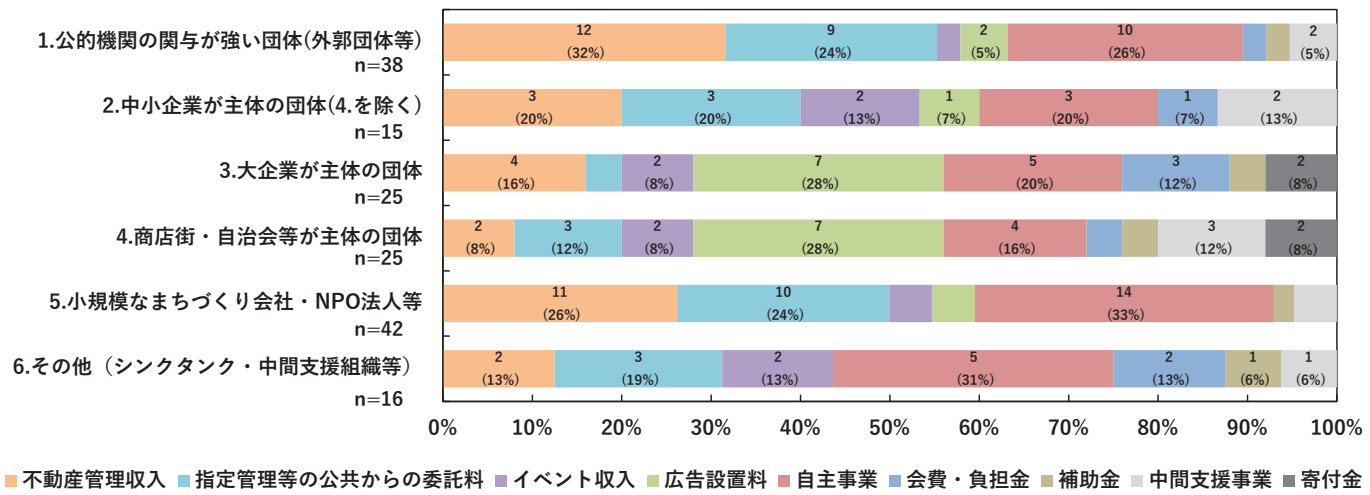

2 都市再生推進法人による効果

2-1　都市再生推進法人による公示価格の変化

① 分析概要

- エリアマネジメントの効果を分析するために、公示価格の増減率について、都市再生推進法人が活動するエリアと、法人が所属する市区町村を比較する。

② 分析対象

- 都市再生推進法人56団体を対象とする。
- 以下の団体は集計から除外する。
  - 公示価格を複数回答していない団体（増減率が算出できない）
  - 用途地域の回答がない団体（用途地域の分析ができない）
  - 所属する市区町村の公示価格の継続地点が1箇所しかない団体（比較できない）
  - 回答内容が所属する市区町村の公示価格である団体（比較できない）

2 都市再生推進法人による効果

2-1　都市再生推進法人による公示価格の変化

③ 分析方法

【視点１】公示価格の増減率の平均値の比較

＜算出方法＞

（1）各法人の「活動エリア近傍の1箇所の公示価格」の最も古い年次※1と最新年次※1の増減率を用途地域別※2に算出する。

（2）各法人が所属する「市区町村の公示価格※3、4」の増減率を用途地域別※4に算出する。

（3）(1)で算出した各法人の「活動エリア近傍の公示価格」の増減率の単純平均と、(2)で算出した「市区町村の公示価格」の増減率の単純平均を比較する。

※1、2　いずれもアンケートの回答ベースである。

※3　国土交通省「変動率及び平均価格の時系列推移表（令和６年地価公示）」より算出する。

※4　用途地域と期間は(1)と合わせる。

2 都市再生推進法人による効果

2-1 都市再生推進法人による公示価格の変化

③ 分析方法

【視点２】公示価格の増減率区域数の比較

＜算出方法＞

(1) 各法人の「活動エリア近傍の1箇所の公示価格」の最も古い年次※1と最新年次※1の増減率を用途地域別※2に算出する。

(2) 各法人が所属する「市区町村の公示価格※3、4」の増減率を用途地域別※4に算出する。

(3) (1)と(2)を比較し、増減率が高い区域数を整理。

※1、2 いずれもアンケートの回答ベースである。

※3 国土交通省「変動率及び平均価格の時系列推移表（令和６年地価公示）」より算出する。

※4 用途地域と期間は(1)と合わせる。

2 都市再生推進法人による効果

2-1 都市再生推進法人による公示価格の変化

（１）公示価格の増減率の平均値の比較

- 都市再生推進法人が活動するエリアと、法人の所属する市区町村では、公示価格の増減率の単純平均の数値は変わらない。

【公示価格の増減率の平均値の比較】

	公示価格の増減率の平均値（%）
都市再生推進法人が活動するエリア	6.3%
法人が所属する市区町村	6.3%

n=56

2 都市再生推進法人による効果

2-1 都市再生推進法人による公示価格の変化

（2）公示価格の増減率の区域数の比較

- 公示価格の増減率が高い区域は、都市再生推進法人が活動するエリアの方が、所属する市区町村よりも、若干多い。（56区域中29区域）
- 用途地域別にみると、住居系では、都市再生推進法人が活動するエリアの方が、所属する市区町村よりも公示価格の増減率が高い区域が多い。（6区域中5区域）

【公示価格の増減率の区域数の比較（用途地域別）】

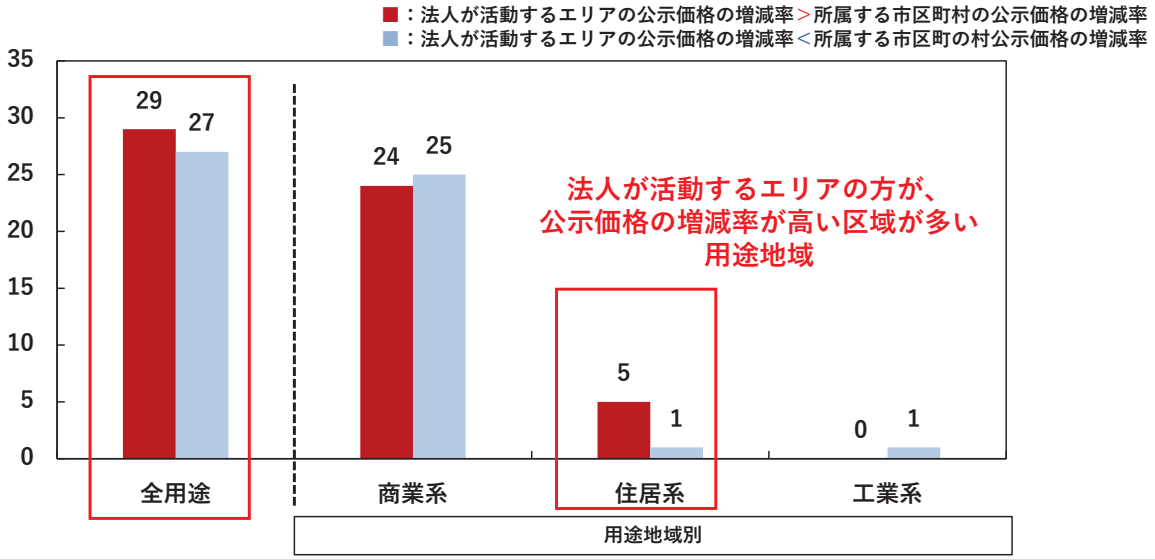

2 都市再生推進法人による効果

2-1 都市再生推進法人による公示価格の変化

（2）公示価格の増減率の区域数の比較

- 地域別にみると、三大都市圏では、都市再生推進法人が活動するエリアの方が、所属する市区町村よりも公示価格の増減率が高い区域が多い。（31区域中18区域）
- 三大都市圏を都市圏別にみると、東京圏は、都市再生推進法人が活動するエリアの方が、所属する市区町村よりも公示価格の増減率が高い区域が多い。（19区域中13区域）

【公示価格の増減率の区域数の比較（圏域別）】

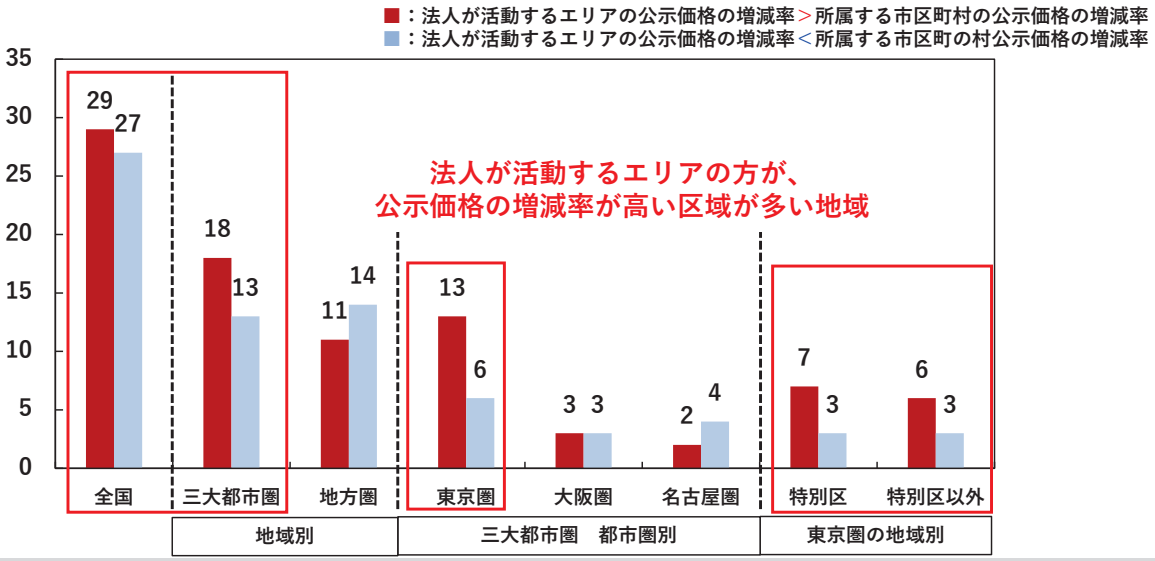

2 都市再生推進法人による効果

2-2　ウォーカブル区域における都市再生推進法人による効果

① 分析概要

- エリアマネジメントの効果を分析するために、ウォーカブル区域における指標の増減率について、都市再生推進法人が存在する区域と存在しない区域を比較する。

② 分析対象

- ウォーカブル区域136区域のうち、計画開始年次が令和5年度、令和6年度を除いた84区域を対象。（増減率を算出するための2時点のデータが無いため。）
- ウォーカブル区域84区域を対象に、都市再生推進法人の有無別に集計。
（都市再生推進法人が存在する：22区域、存在しない：62区域）

2 都市再生推進法人による効果

2-2　ウォーカブル区域における都市再生推進法人による効果

③ 分析指標

- 以下の項目を分析指標とする。

ウォーカブル区域における指標	計画開始年次のデータ	最新年次のデータ
1.「平日の流動人口」の増減率	各区域の計画開始年次	各区域の最新年次
2.「休日の流動人口」の増減率	各区域の計画開始年次	各区域の最新年次
3.「居住人口」の増減率	2015年	2020年
4.「飲食店数」の増減率	各区域の計画開始年次	各区域の最新年次
5.「平日の目的地検索数（公共交通）」の増減率	各区域の計画開始年次	各区域の最新年次
6.「休日の目的地検索数（公共交通）」の増減率	各区域の計画開始年次	各区域の最新年次
7.「平日の目的地検索数（自動車）」の増減率	各区域の計画開始年次	各区域の最新年次
8.「休日の目的地検索数（自動車）」の増減率	各区域の計画開始年次	各区域の最新年次
9.「公示価格」の増減率	各区域の計画開始年次	各区域の最新年次
10.「路線価」の増減率	各区域の計画開始年次	各区域の最新年次
11.「自動車平日12時間交通量」の増減率	2015年	2021年
12.「自動車混雑度」の増減率	2015年	2021年

2 都市再生推進法人による効果

2-2　ウォーカブル区域における都市再生推進法人による効果

④ 分析方法

【視点１】指標の改善状況の平均値の比較

＜算出方法＞

（1）各区域の計画開始年次と各区域の最新年次の増減率を算出

（2）都市再生推進法人の有無別に各区域の増減率を単純平均し、比較

【視点２】指標が改善している区域数の比較

＜算出方法＞

（1）各区域の計画開始年次と各区域の最新年次の増減率を算出

（2）都市再生推進法人の有無別に増減した区域数の割合を比較

2 都市再生推進法人による効果

2-2　ウォーカブル区域における都市再生推進法人による効果

（1）各指標の改善状況の平均値の比較

- 12指標のうち8指標で、都市再生推進法人が存在する方が、指標がより良い結果であった。

【各指標の改善状況の平均値の比較】

都市再生推進法人が存在する方が、より良い結果となった指標

ウォーカブル区域における指標	都市再生推進が存在する	都市再生推進が存在しない
①「平日の流動人口」の増減率	△4.1%	△1.7%
②「休日の流動人口」の増減率	△1.8%	0.9%
③「居住人口」の増減率	10.2%	1.7%
④「飲食店数」の増減率	△18.5%	△14.7%
⑤「平日の目的地検索数（公共交通）」の増減率	99.0%	46.8%
⑥「休日の目的地検索数（公共交通）」の増減率	86.3%	61.1%
⑦「平日の目的地検索数（自動車）」の増減率	77.6%	14.8%
⑧「休日の目的地検索数（自動車）」の増減率	96.6%	34.3%
⑨「公示価格」の増減率	11.4%	6.8%
⑩「路線価」の増減率	55.0%	10.0%
⑪「自動車平日12時間交通量」の増減率	△7.1%	△9.2%
⑫「自動車混雑度」の増減率	△10.9%	△8.8%

※自動車が少ない方が歩きやすいと考えられるため、指標⑪「自動車平日12時間交通量」、指標⑫「自動車混雑度」は数値が小さい方がより良い結果とした。

2-2　ウォーカブル区域における都市再生推進法人による効果

（2）指標が改善している区域数の比較

a）ウォーカブル区域の「平日の流動人口」の増減率

- 都市再生推進法人が存在する方が、ウォーカブル区域の「平日の流動人口」は増加する傾向にある。

【都市再生推進法人の有無によるウォーカブル区域の「平日の流動人口」の増減率の違い】

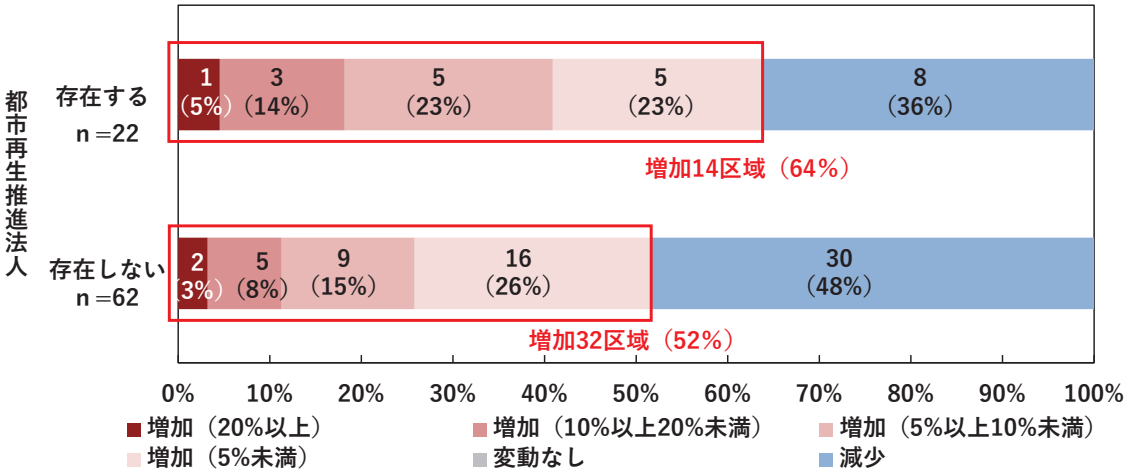

○コロナ禍前とコロナ禍後による違い

- コロナ禍前後で人の動き（移動量）が異なるため、その影響を受けている可能性がある。
- 計画開始年次がコロナ禍前（2019年以前）の区域は、流動人口は減少し、計画開始年次がコロナ禍以降（2020年以降）の区域は、流動人口が増加している傾向が見られる。
- 計画開始年次がコロナ禍以降の区域の中で、都市再生推進法人が存在する区域の方が、増加している割合が若干高い。

【都市再生推進法人の有無によるウォーカブル区域の「平日の流動人口」の増減率の違い】

①ウォーカブル区域の「平日の流動人口」の増減率	計画開始年次がコロナ禍より前(～2019)		計画開始年次がコロナ禍より後(2020～)	
	都市再生法人		都市再生法人	
	有り	無し	有り	無し
増加	1	3	13	29
変動なし	0	0	0	0
減少	6	18	2	12
合計	7	21	15	41

増加　減少

2-2　ウォーカブル区域における都市再生推進法人による効果

（2）指標が改善している区域数の比較

b）ウォーカブル区域の「休日の流動人口」の増減率

- 都市再生推進法人が存在する方が、ウォーカブル区域の「休日の流動人口」は増加する傾向にある。

【都市再生推進法人の有無によるウォーカブル区域の「休日の流動人口」の増減率の違い】

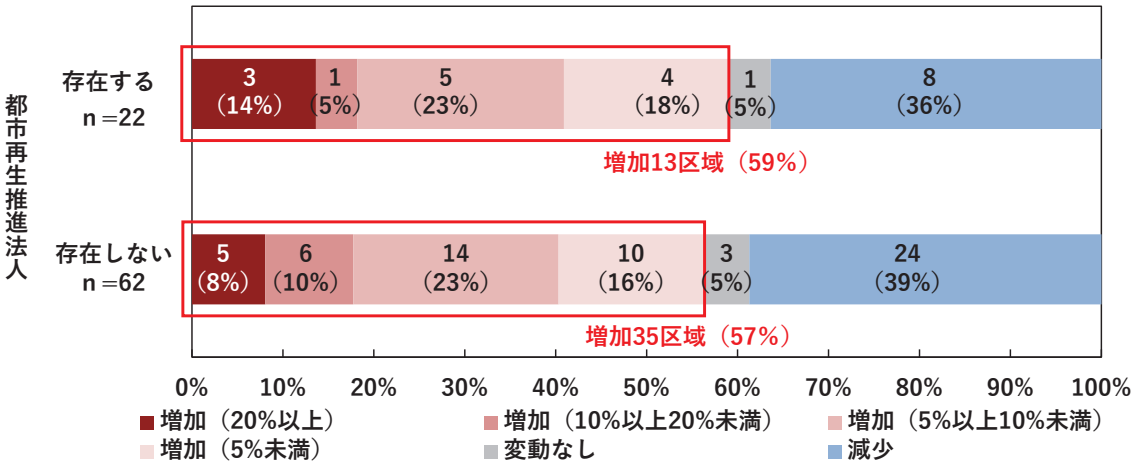

2-2　ウォーカブル区域における都市再生推進法人による効果

（2）指標が改善している区域数の比較

c）ウォーカブル区域の「居住人口」の増減率

- 都市再生推進法人が存在する方が、ウォーカブル区域の「居住人口」は増加する傾向にある。

【都市再生推進法人の有無によるウォーカブル区域の「居住人口」の増減率の違い】

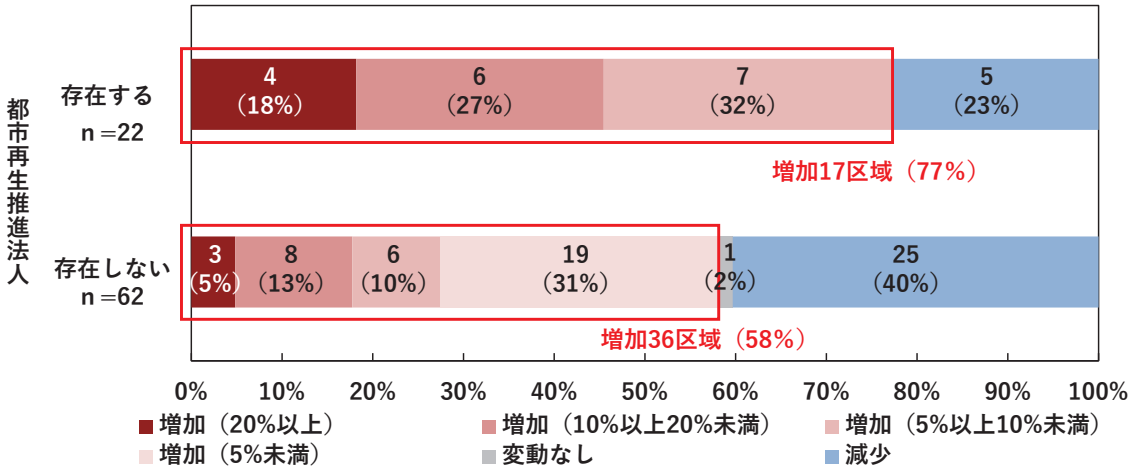

2-2 ウォーカブル区域における都市再生推進法人による効果

（2）指標が改善している区域数の比較

d）ウォーカブル区域の「飲食店数」の増減率

- 都市再生推進法人の存在にかかわらず、ウォーカブル区域の「飲食店数」はほとんど減少している。

【都市再生推進法人の有無によるウォーカブル区域の「飲食店数」の増減率の違い】

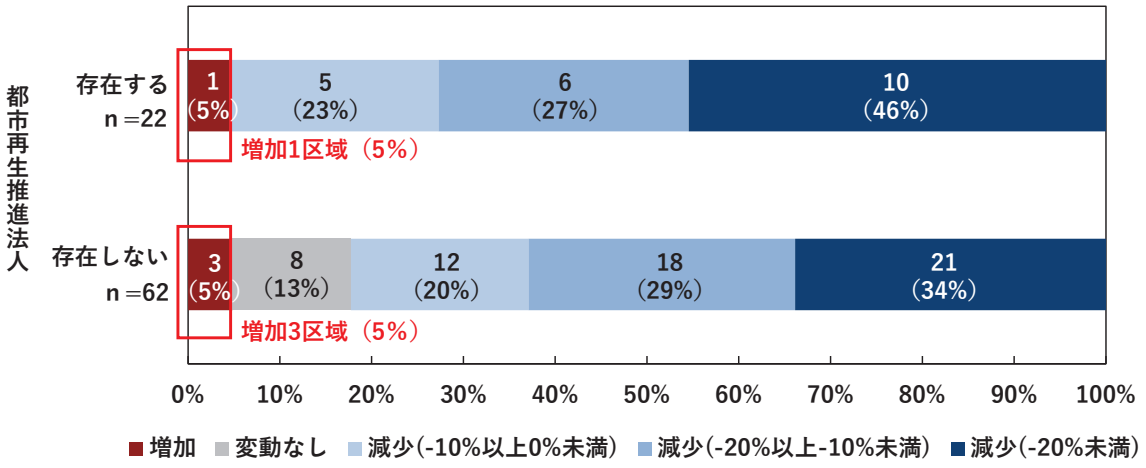

2 都市再生推進法人による効果

2-2 ウォーカブル区域における都市再生推進法人による効果

（2）指標が改善している区域数の比較

e）ウォーカブル区域の「平日の目的地検索数（公共交通）」の増減率

- 都市再生推進法人が存在する方が、ウォーカブル区域の「平日の目的地検索数（公共交通）」は増加する傾向にある。

**【都市再生推進法人の有無による
ウォーカブル区域の「平日の目的地検索数（公共交通）」の増減率の違い】**

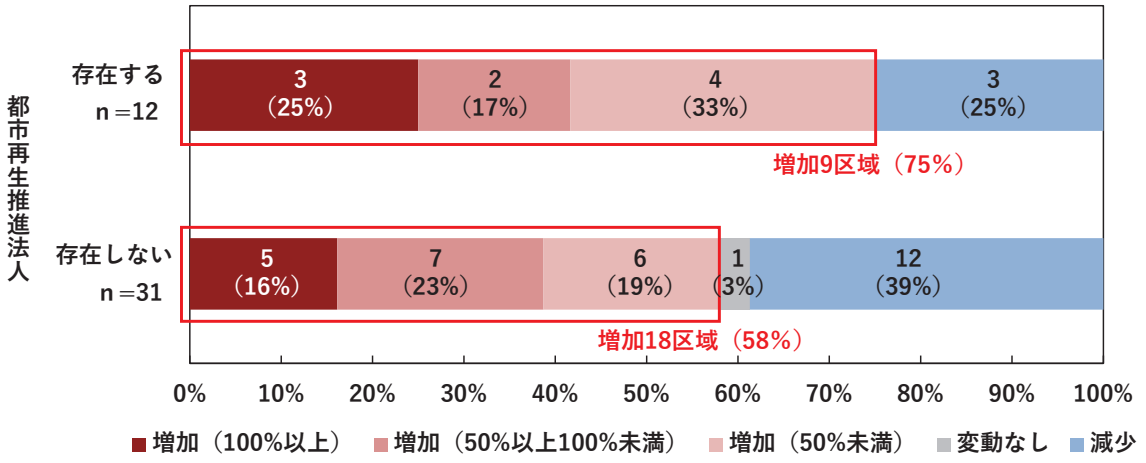

2-2　ウォーカブル区域における都市再生推進法人による効果

（2）指標が改善している区域数の比較

f）ウォーカブル区域の「休日の目的地検索数（公共交通）」の増減率

- 都市再生推進法人が存在する方が、ウォーカブル区域の「休日の目的地検索数（公共交通）」は増加する傾向にある。

**【都市再生推進法人の有無による
ウォーカブル区域の「休日の目的地検索数（公共交通）」の増減率の違い】**

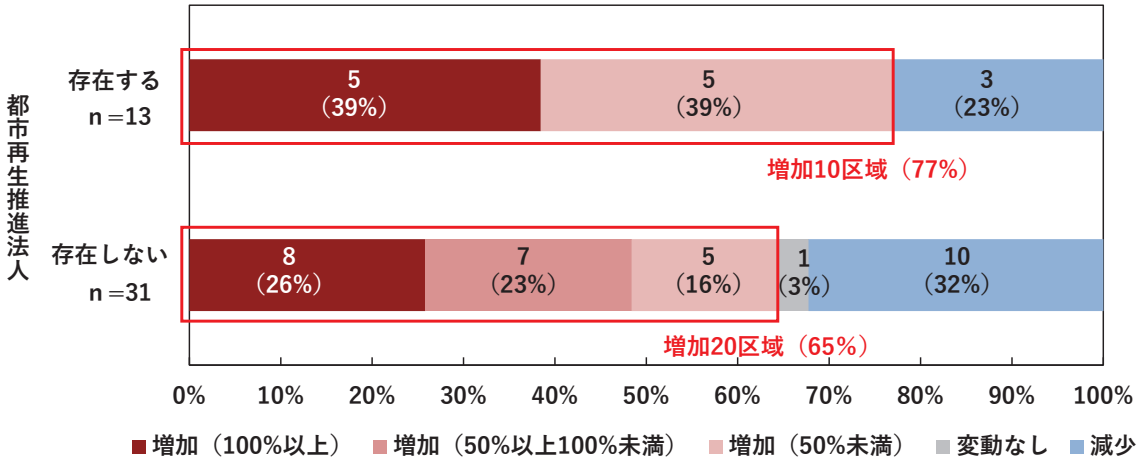

2-2　ウォーカブル区域における都市再生推進法人による効果

（2）指標が改善している区域数の比較

g）ウォーカブル区域の「平日の目的地検索数（自動車）」の増減率

- 都市再生推進法人が存在する方が、ウォーカブル区域の「平日の目的地検索数（自動車）」は増加する傾向にある。

**【都市再生推進法人の有無による
ウォーカブル区域の「平日の目的地検索数（自動車）」の増減率の違い】**

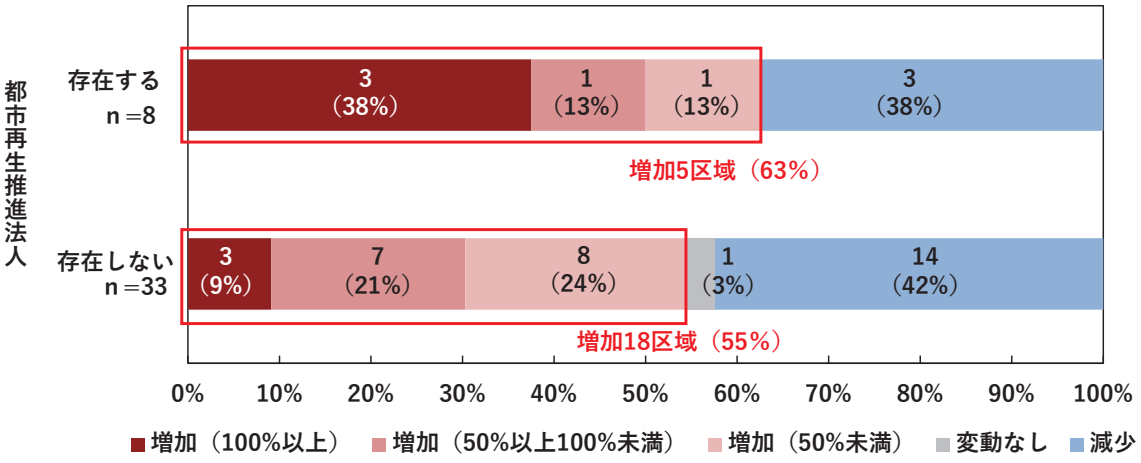

2-2　ウォーカブル区域における都市再生推進法人による効果

（2）指標が改善している区域数の比較

h）ウォーカブル区域の「休日の目的地検索数（自動車）」の増減率

- 都市再生推進法人が存在する方が、ウォーカブル区域の「休日の目的地検索数（自動車）」は増加する傾向にある。

**【都市再生推進法人の有無による
ウォーカブル区域の「休日の目的地検索数（自動車）」の増減率の違い】**

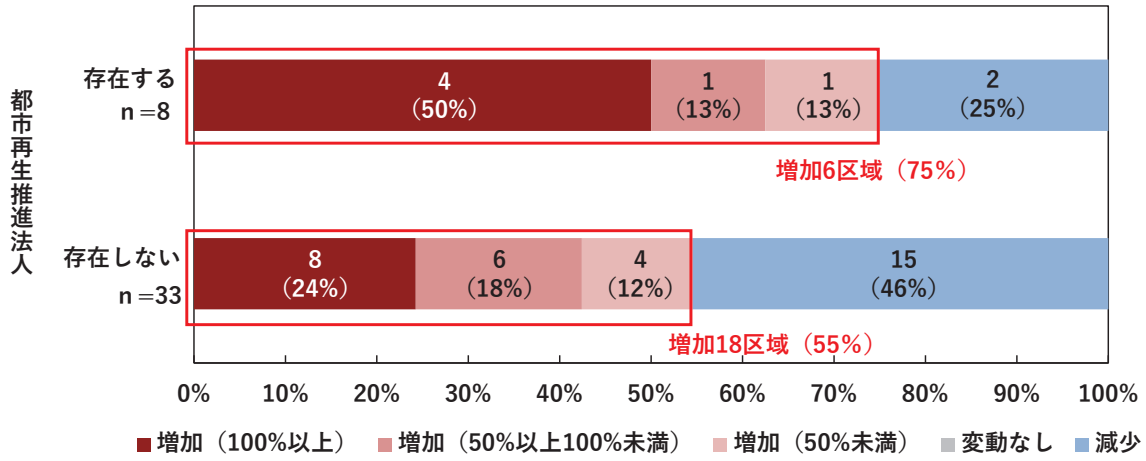

2-2　ウォーカブル区域における都市再生推進法人による効果

（2）指標が改善している区域数の比較

i）ウォーカブル区域の「公示価格」の増減率

- 都市再生推進法人が存在する方が、ウォーカブル区域の「公示価格」は増加する傾向にある。

【都市再生推進法人の有無によるウォーカブル区域の「公示価格」の増減率の違い】

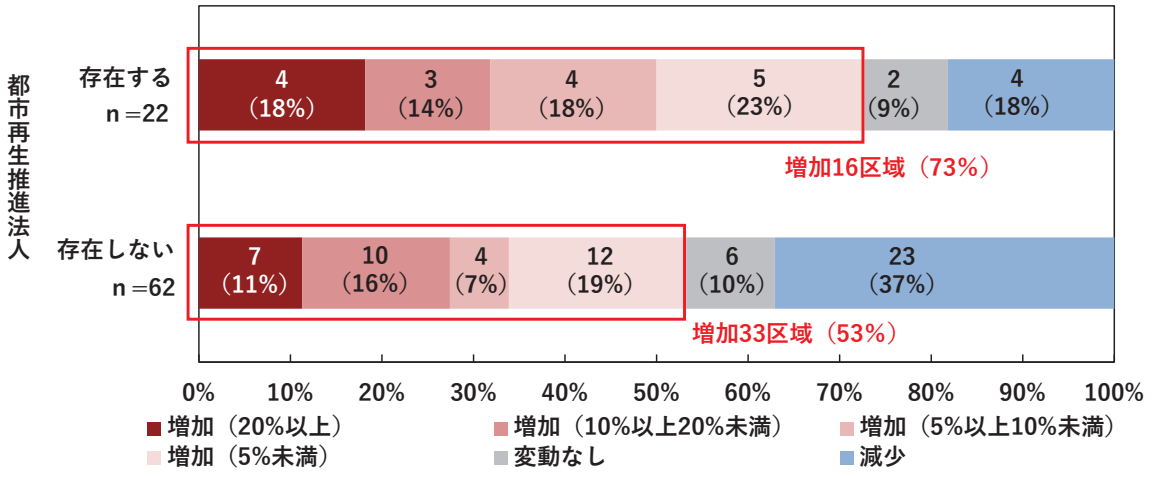

2-2　ウォーカブル区域における都市再生推進法人による効果

（2）指標が改善している区域数の比較

j）ウォーカブル区域の「路線価」の増減率

- 都市再生推進法人が存在する方が、ウォーカブル区域の「路線価」は増加する傾向にある。

【都市再生推進法人の有無によるウォーカブル区域の「路線価」の増減率の違い】

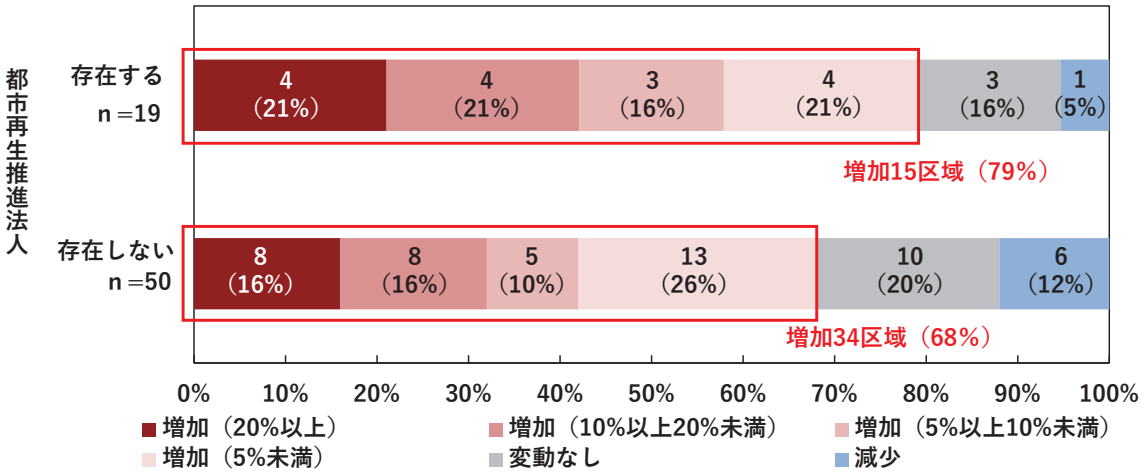

2-2　ウォーカブル区域における都市再生推進法人による効果

（2）指標が改善している区域数の比較

k）ウォーカブル区域の「自動車平日12時間交通量」の増減率

- 都市再生推進法人が存在しない区域の方が、「自動車平日12時間交通量」は減少する傾向にある。

**【都市再生推進法人の有無による
ウォーカブル区域の「自動車平日12時間交通量」の増減率の違い】**

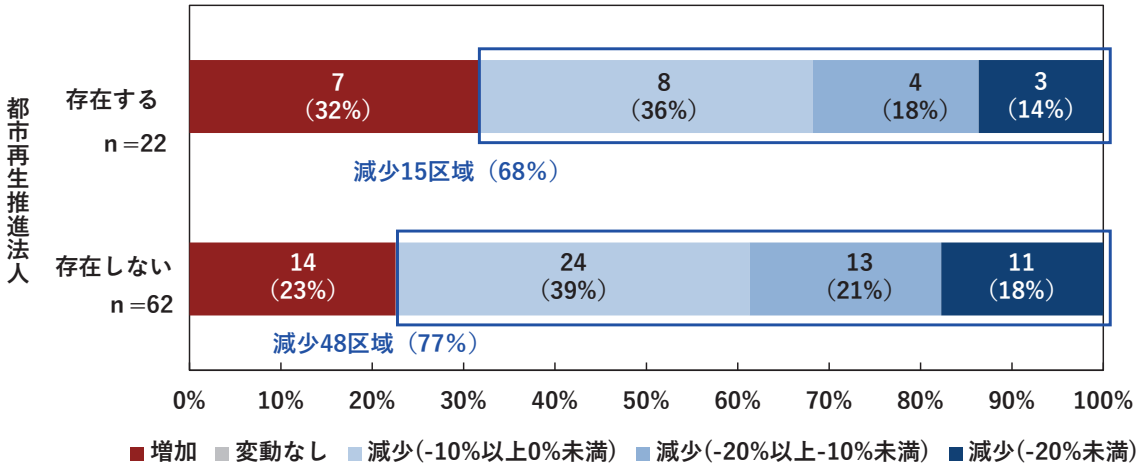

2-2　ウォーカブル区域における都市再生推進法人による効果

（2）指標が改善している区域数の比較

l）ウォーカブル区域の「自動車混雑度」の増減率

- 都市再生推進法人が存在する区域の方が、「自動車混雑度」は減少する傾向にある。

**【都市再生推進法人の有無による
ウォーカブル区域の「自動車混雑度」の増減率の違い】**

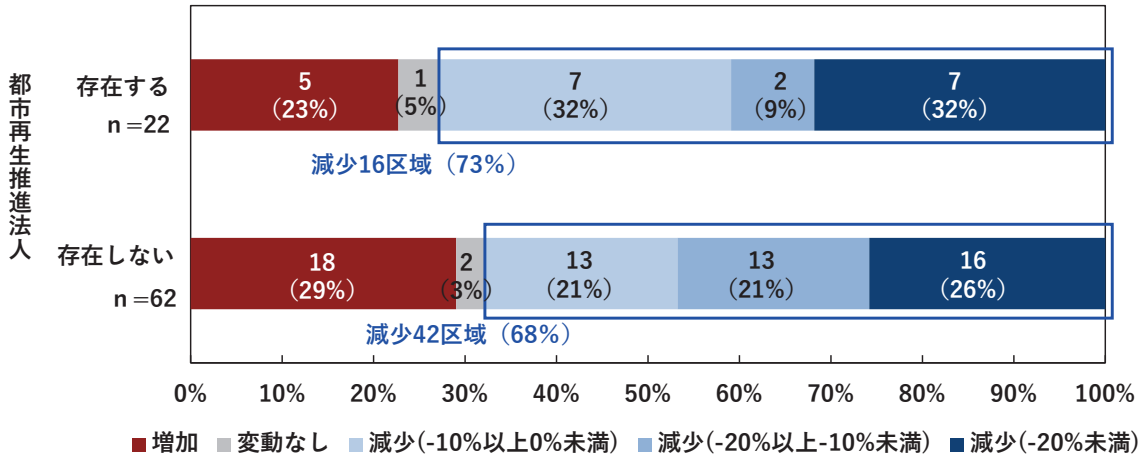

2.4 手引き・ポータルサイトの更新

2.4.1 手引きの更新

本項は、「官民連携まちづくりの進め方　～都市再生特別措置法等に基づく制度の活用手引き～」事例編の更新を行ったものである。

今回行った手引きの更新は次頁以降に示す。

都市再生整備計画を活用した協定等の実績一覧（法第 46 条ほか）

◉　都市利便増進協定の締結実績（36 件）1/4　※令和 6 年 10 月末時点　※締結日（　）内の日付は変更日を記載

協定締結者	締結日	都市利便増進施設	日常管理に関する事項等
川越市、(株)まちづくり川越	H24.8.7	自転車駐車器具	サイクルポート周辺の維持管理を実施
北海道開発局、札幌大通まちづくり(株)	H25.3.28	食事施設、広告板	札幌大通まちづくり(株)が日常管理や都市利便増進施設を活用したイベントを実施
草津市、草津まちづくり(株)	H25.12.27	公園系施設（屋上広場、管理倉庫、受水槽）、賑わいを創出する施設（屋外デッキ、テーブル、イス）	草津まちづくり(株)が日常管理や都市利便増進施設を活用したイベントを実施
大阪市、エヌ・ティ・ティ都市開発(株)、三井住友信託銀行(株)、積水ハウス(株)、ノースアセット特定目的会社、阪急電鉄(株)、三菱地所(株)、(一社)グランフロント大阪ＴＭＯ	H26.12.5 （H30.2.14）	歩道関連施設、オープンカフェ・売店等、広告板・バナー広告、敷地内広告、案内サイン、屋外ベンチ、非常用電源コンセント、多機能照明柱（添架設備）、防犯カメラ、アッパーライト	清掃・点検・巡回、違反広告物の撤去、放置自転車の整除
東海市、(株)まちづくり東海	H28.2.16	食事施設、休憩施設その他これらに類するもの	清掃、美化活動、広告物の指導等
草津市、草津まちづくり（株）	H28.12.2	食事施設、購買施設、休憩施設、案内施設その他これらに類するもの広告塔、案内板、看板、標識、旗竿、パーキング、幕、アーチその他これらに類するもの	清掃、美化活動、地被類・植栽管理及び園内植栽装飾
(一財)柏市みどりの基金，柏市	H29.2.3	花小鳥（飲食店）	北柏ふるさと公園他８カ所管理，地域活性化イベント運営事業，歩道緑化事業，河川空間活用事業等
長浜市、えきまち長浜(株)	H29.3.14 （R4.4.1）	長浜駅周辺の通路、駐車場、広場、広告塔、えきまちテラス長浜公共通路及び緑地広場、イベント広場等	日常管理業務はえきまち長浜株式会社が実施管理に要する費用は財産区分に応じて締結者間で分担し負担
仙台市、(一社)荒井タウンマネジメント	H29.3.24	運動広場、運動広場付帯管理施設、運動施設案内板	芝生・樹木・植栽帯の維持管理、日常的な清掃・点検・巡回、公園施設の小規模修繕、利用方法やマナーの周知・注意、駐輪マナーの啓発

◉ 都市利便増進協定の締結実績（36 件）2/4　※令和 6 年 10 月末時点

協定締結者	締結日	都市利便増進施設	日常管理に関する事項等
さいたま市、(一社)アーバンデザインセンター大宮	H30.2.20	賑わい創出事業のための設備、休憩施設	都市利便増進施設を活用してまちの賑わいの創出に資するイベント等を実施。管理に要する費用は施設や設備ごとに締結者間で分担し負担
栄ミナミまちづくり株式会社、道路管理者、公園管理者	H30.3.23	広告塔、自転車等駐車場、看板、パークレット	設置施設の巡回、点検及び周辺の清掃、美化活動、異常報告の実施 放置自転車の整理、マナー向上に関する啓発活動の実施 路上違法看板の掲出抑制に関する啓発活動の実施 良好な景観形成に寄与する広告物の自主審査
栄ミナミまちづくり(株)、三菱 UFJ 信託銀行(株)	H30.3.30	シェアサイクルポート	都市利便増進施設周辺の巡回、点検、清掃等
福井市、まちづくり福井(株)	H30.4.4	食事・購買・休憩施設、広告塔・看板、屋外ベンチ、花壇	協定区域におけるイベント等の管理・運営と清掃・美化活動、プラン
豊田市及び（一社）TCCM	H30.5.20	広告看板、食事・購買施設その他これらに類するもの	周辺の清掃、美化活動の実施
中部地方整備局、栄ミナミまちづくり(株)	H30.9.25	デジタルサイネージ、シェアサイクルポート	都市利便増進施設周辺の巡回、点検、清掃等
前橋市、(公財)前橋市まちづくり公社	H31.3.8	広場、広告板、案内施設、休憩施設	都市利便増進施設を活用したイベントの実施と施設の日常管理
神戸市、神戸ハーバーランド(株)	H31.3.14	購買施設、食事施設、駐車場、広場、通路	都市利便増進施設を活用したイベントの実施と施設の清掃 点検等の維持管理
富山市、(株)富山市民プラザ※H31.4.1 に(株)まちづくりとやまから(株)富 山市民プラザへ変更	H31.4.1	グランドプラザ（広場）に設置する音響装置、ミスト装置	(株)富山市民プラザが日常管理や施設を活用したイベントを実施管理については、グランドプラザ利用料徴収による自主財源にて維持管理するもの。
福崎町、(株)PAGE	H31.3.29	賑わい創出施設等	福崎町が(株)PAGE を指定管理者とし(株)PAGE が施設の運営、管理
静岡市、(一社)草薙カルテッド	R1.7.13	小規模売店、屋外ベンチ、テーブル、椅子、パラソル、防犯カメラ（北口芝生広場）	都市利便増進施設及び周辺の維持管理の実施、良好な景観の保全
静岡市、(一社)草薙カルテッド	R1.7.13	小規模売店、広告板、屋外ベンチ、テーブル、椅子、パラソル、プランター（南口イベント広場地区）	都市利便増進施設及び周辺の維持管理の実施、良好な景観の保全

◉ 都市利便増進協定の締結実績（36 件）3/4　※令和 6 年 10 月末時点

協定締結者	締結日	都市利便増進施設	日常管理に関する事項等
渋谷区、(一社)渋谷駅前エリアマネジメント	R1.10.10	公衆便所、広告物、コインロッカー、カフェ及び観光案内所、バス定期券発売所及びバス案内所、道路通行空間	清掃サービスレベル向上事業を協力して実施することにより一体的な管理を行う
御伝鷹まちづくり株式会社	R2.10.16	店舗（軽飲食販売・購買施設）、オープンカフェ施設（机、椅子、花壇プランター等）、照明、イベント用電源設備、散水栓、宅内ポンプ、水辺デッキ（イベント広場）等	都市利便増進施設及びその周辺の清掃及び美化活動の実施、周辺の安全な通行の確保、店舗、オープンカフェ施設等の設置・活用に起因する損害対応
一般社団法人美園タウンマネジメント	R3.11.8	駐輪場 シェアサイクルポート	維持：日時的な点検、巡回、監視、応急修理、小規模修理、緊急時の対応（風・雨・雪・地震・火災・雷等） 修繕：維持規模を超える修理（主に破損等により通常の機能を損なった状態を復旧すること） 更新：大規模な設備及び施設の取替え（仕様、部材の変更を含め一定範囲を抜本的に改修、取替えすること）
錦二丁目エリアマネジメント株式会社	R4.3.15	木質化ベンチ（都市の木質化プロジェクトの一環として設置される歩行者等の利便に資する休憩施設）、グリーンインフラ（ＳＤＧｓ まちづくりの一環として設置される歩行者等の利便に資する休憩施設）及び隣接する歩道上植栽。自転車駐車器具。	設置施設の巡回、点検及び周辺の清掃、美化活動、異常報告の実施
静岡市、(一社)草薙カルテッド	R4.3.25	南口イベント広場、北口芝生広場、広告板、バナーフラッグ、テーブル、椅子、常設の小規模売店、パラソル、屋外ベンチ、プランター、防犯カメラ、北口駐輪場	施設及び芝生の管理、清掃業務等
(株)神戸ウォーターフロント開発機構	R4.8.30	公共空間、駐車場、広告塔、看板、展望施設、夜間景観形成施設	都市利便増進施設の日常管理業務は株式会社神戸ウォーターフロント開発機構が実施することとし、これに要する費用は、協定締結者間で分担して負担する。
前橋市、(一社)前橋デザインコミッション	R4.9.21	道路、公園、河川、広場	日常管理業務は、協定締結者が実施することとし、また、日常管理が負担するものとする
高蔵寺まちづくり株式会社	R4.12.26	駅前広場、地下道、公共空地、駐車場、トイレ、市民コーナー、食事購買施設、ベンチ・テーブル、植栽	都市利便増進施設を活用してまちの賑わいの創出に資するイベントの実施、良好な景観の保全
岡崎市、株式会社まちづくり岡崎	R5.3.31	オープンカフェ等の設置（食事施設、購買施設、休憩所） ＜該当施設例＞テーブル、イス、テント等	都市利便増進施設及び周辺（施設を設置しない歩道部を含む）の清掃、美化活動の実施○良好な景観の保全・形成 （屋外広告物、夜間照明、まちなみ等）

◉　都市利便増進協定の締結実績（36 件）4/4　※令和 6 年 10 月末時点

協定締結者	締結日	都市利便増進施設	日常管理に関する事項等
公益財団法人名古屋まちづくり公社、名古屋市、東海旅客鉄道株式会社、名古屋鉄道株式会社、名古屋市（高速度鉄道事業者）	R5.5.1	金山総合駅連絡通路橋	総括管理（災害時不測事態発生時の応急措置、苦情処理、日常巡回、施設管理等）・点検・警備・修繕など
一般社団法人　天文館みらいマネジメント	R6.3.19	広告付きベンチ	都市利便増進施設の日常管理業務、不法占拠者への対応
府中市、株式会社まちづくり府中	R6.6.17	道路	対象施設の清掃等
北広島市、株式会社日本エスコン	R6.6.26	北広公園（公園）、ゲートパーク（広場）	市が実施する
倉敷市、倉敷まちづくり株式会社	R6.7.5	広場、建物、ベンチ	都市利便増進施設を活用してまちの賑わいの創出に資する 4 イベント等の実施と施設の日常管理
富士コーヒー株式会社、名古屋市及び名古屋港管理組合	R6.7.24	休憩施設、通路、柵	

◉ 都市利便増進協定（36 件・24 市区町村）　※令和 6 年 10 月末時点

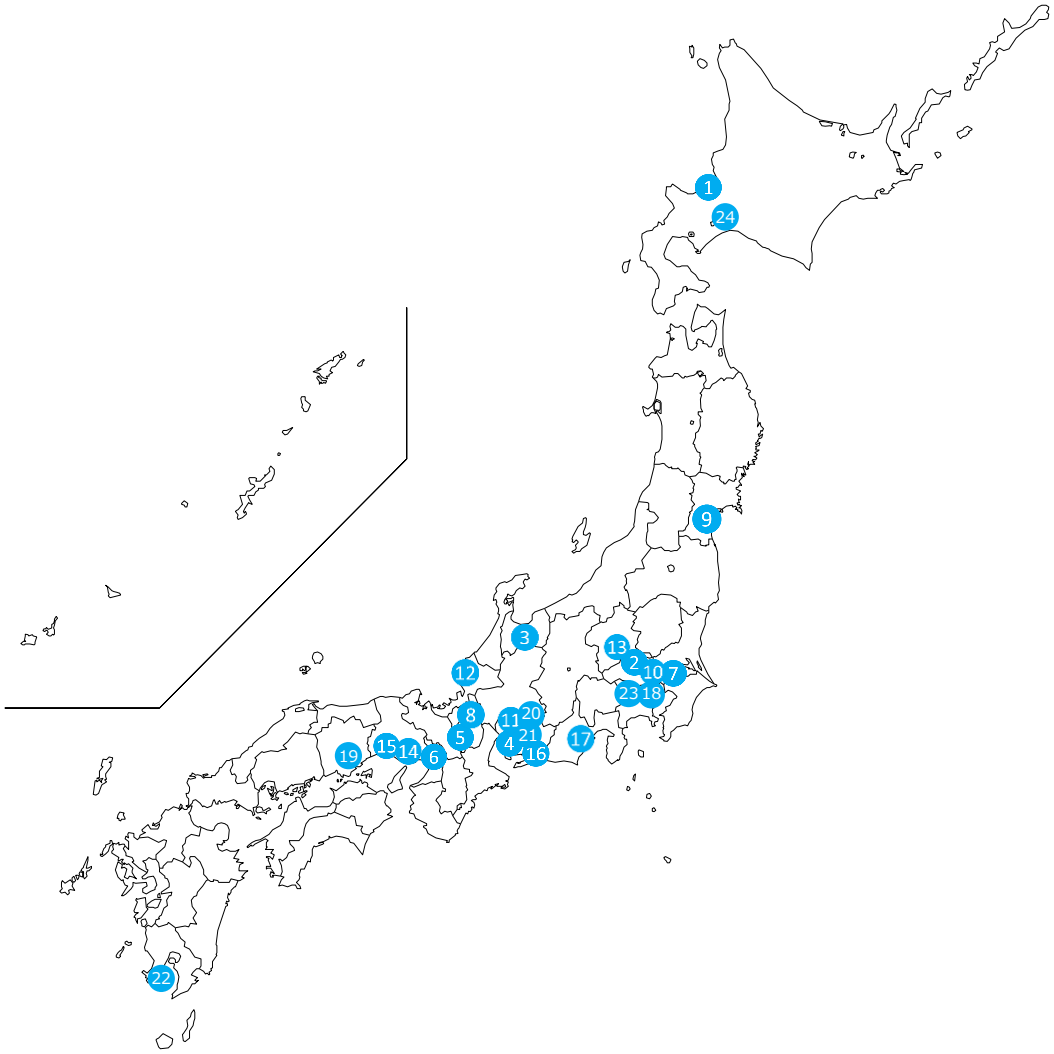

1．北海道開発局、札幌大通まちづくり（株）（札幌市）
2．川越市、（株）まちづくり川越（川越市）
3．富山市、（株）富山市民プラザ（富山市）
4．東海市、（株）まちづくり東海（東海市）
5．草津市、草津まちづくり（株）（草津市）
草津市、草津まちづくり（株）（草津市）
6．大阪市、エヌ・ティ・ティ都市開発（株）、三井住友信託銀行（株）、積水ハウス（株）、ノースアセット特定目的会社、阪急電鉄（株）、三菱地所（株）、（一社）グランフロント大阪 TMO（大阪市）
大阪市、エヌ・ティ・ティ都市開発（株）、三井住友信託銀行（株）、積水ハウス（株）、ノースアセット特定目的会社、阪急電鉄（株）、三菱地所（株）、（一社）グランフロント大阪 TMO（大阪市）
7．柏市、（一財）柏市みどりの基金（柏市）
8．長浜市、えきまち長浜（株）　（長浜市）
9．仙台市、（一社）荒井タウンマネジメント（仙台市）
10 .さいたま市、(一社)アーバンデザインセンター大宮（さいたま市）
さいたま市、(一社)美園タウンマネジメント（さいたま市）
11 .名古屋市、栄ミナミまちづくり(株)（名古屋市）
栄ミナミまちづくり(株)、三菱 UFJ 信託銀行(株)（名古屋市）
中部地方整備局、栄ミナミまちづくり(株)（名古屋市）
錦二丁目エリアマネジメント(株)（名古屋市）
（公財）名古屋まちづくり公社、名古屋市、東海旅客鉄道（株）、名古屋鉄道（株）、名古屋市（高速度鉄道事業者）（名古屋市）、富士コーヒー株式会社、名古屋市及び名古屋港管理組合
12 .福井市、まちづくり福井（株）（福井市）
13 .前橋市、（公財）前橋市まちづくり公社（前橋市）
前橋市、(一社)前橋デザインコミッション（前橋市）
14 .神戸市、神戸ハーバーランド（株）（神戸市）
(株)神戸ウォーターフロント開発機構（神戸市）
15 .福崎町、(株)PAGE（福崎町）
16 .豊田市、(一社)TCCM（豊田市）
17 .静岡市、(一社)草薙カルテッド（静岡市）
静岡市、(一社)草薙カルテッド（静岡市）
静岡市、(一社)草薙カルテッド（静岡市）
静岡市、御伝鷹まちづくり(株)（静岡市）
18 .渋谷区、(一社)渋谷駅前エリアマネジメント（渋谷区）
19 .倉敷市、倉敷まちづくり(株)（倉敷市）
20 .春日井市、高蔵寺まちづくり(株)（春日井市）
21 .岡崎市、（株）まちづくり岡崎（岡崎市）
22 .一般社団法人　天文館みらいマネジメント(鹿児島市)
23.府中市、株式会社まちづくり府中(府中市)
24.北広島市、株式会社日本エスコン(北広島市)

◉ 都市再生歩行者経路協定の締結実績（2 件）　※令和 6 年 10 月末時点

協定締結者	締結日	協定施設	日常管理に関する事項
福岡市、JR 九州・西日本シティ銀行、㈱TAK プロパティ	H23.9.30	地下通路	日常の管理区分の明示、シャッター・止水板の操作区分、保守工事・点検・修繕区分の明示・区域内の秩序の保持・財産の保全・人命の安全確保に関する区分の明示
港区、東京都、株式会社アルベログランデ	H30.9.10 (R4.4.22 変更)	昇降施設、歩行者デッキ、民間施設内通路等	財産区分に従い、各々が自己の責任及び費用において実施する

◉ 都市再生整備歩行者経路協定の締結事績（2 件）　※令和 6 年 10 月末時点

協定締結者	締結日	協定施設	日常管理に関する事項
えきまち長浜（株）、西日本旅客鉄道（株）、（株）平和堂、地権者、長浜市	H29.12.28	長浜駅自由通路、階段、エスカレーター、ベデストリアンデッキ等	財産区分に応じ、えきまち長浜（株）、（株）平和堂が実施
北広島市、株式会社日本エスコン	R6.6.26	エルフィンパーク、道路上空通路【駅 A】、複合交流拠点施設、道路上空通路【AB】、居住交流施設	協定書の別図 1 に定める財産区分に基づき、その所有者が行うものとする

◉ 道路占用許可の特例の活用実績（68 件）1/4　※令和 6 年 10 月末時点

占用主体	開始年度	道路管理者	実施事業
新宿駅前商店街振興組合	H24	新宿区	常設オープンカフェ（食事施設）、地域ルールに則った広告の設置
札幌大通まちづくり株式会社	H25	北海道開発局	すわろうテラス、オープンカフェ（食事施設）の設置、広告板の設置
一般社団法人グランフロント大阪 TMO	H25	大阪市	広告板・バナー広告の設置・管理、オープンカフェ・売店等（食事施設・購買施設）設置・管理
新鳥取駅前地区商店街振興組合	H25	鳥取市	休憩施設の設置
高崎まちなかコミュニティサイクル推進協議会	H25	群馬県、高崎市	高崎まちなかコミュニティサイクル
高崎まちなかオープンカフェ推進協議会	H25	群馬県、高崎市	高崎まちなかオープンカフェ
一般社団法人新虎通りエリアマネジメント	H26	東京都	食事施設・オープンカフェ（食事施設）・購買施設等の設置によるにぎわいの創出
サイカパーキング㈱	H26	神戸市	コミュニティサイクルステーションの設置
(一社)柏の葉アーバンデザインセンター	H26	柏市	休憩施設の設置、バナー広告の設置
まちづくり福井(株)	H26	福井市	オープンカフェ（食事施設）の設置
高岡市、（公社）高岡市観光協会	H26	高岡市	観光案内所の設置
(株)まちづくり長野	H26	長野市	オープンカフェ（食事施設）の設置
富士見商店街協同組合	H26	千葉市	オープンカフェ（食事施設）の設置、物販ブース（購買施設）の設置、マーケット、路上パフォーマンスの実施、ストリートフェスの実施　バナー広告の設置
ＮＰＯ法人ﾀｳﾝﾓｰﾋﾞﾙﾈｯﾄﾜｰｸ北九州	H26	北九州市	コミュニティサイクルステーションの設置
協同組合　総曲輪通り商盛会	H26	富山市	休憩施設の設置、バナーフラッグの設置
株式会社ドコモ・バイクシェア	H26	横浜市道路局管理課、各区土木事務所	横浜都心部コミュニティサイクル事業
神戸市	H26	神戸市	購買施設、食事施設、広告の設置（地下街「デュオこうべ浜の手」）、オープンカフェ（食事施設）の設置、物販ブース（購買施設）の設置
千葉銀座商店街振興組合	H27	千葉市	フリーマーケットの実施
千葉市中心市街地まちづくり協議会	H27	千葉市	地元特産物等販売、オープンカフェの実施
ウエストリオテナント会	H27	千葉市	マルシェの実施
パラソルギャラリー実行委員会	H27	千葉市	工房、オープンカフェの実施
栄町通り商店街振興組合	H27	千葉市	フリーマーケット、音楽ライブの実施

◉ 道路占用許可の特例の活用実績（68 件）2/4　※令和 6 年 10 月末時点

占用主体	開始年度	道路管理者	実施事業
千葉都心イルミネーション実行委員会	H27	千葉市	イルミネーションにおけるバナー広告の設置
(公社)千葉県観光物産協会	H27	千葉市	観光ＰＲイベントの実施
センシティビルディング管理組合	H27	千葉市	モノレール支柱商業巻広告の設置
株式会社まちづくり東海	H27	東海市	オープンカフェの設置・管理
民間事業者	H27	姫路市	コミュニティサイクル事業
（一財）柏市まちづくり公社	H28	柏市	「KASHIWA W DECK – 柏駅前デッキ利活用プロジェクト」 ※食事施設・購買施設等の設置 ※広告物の設置
特定非営利活動法人うつのみやまちづくり推進機構	H29	宇都宮市	宇都宮まちなかオープンカフェ事業
まちづくり協議会	H29	高崎市	オープンカフェ（カフェならびに食事施設）の設置
周南市、選定された事業者	H29	周南市	オープンカフェ、マーケット等の実施
r-223	H29	千葉市	千葉駅前大通りでの屋台設置
多摩センター地区連絡協議会	H29	多摩市	都市再生整備計画事業におけるオープンカフェ
(一社)新虎通りエリアマネジメント	H30	東京都	オープンカフェ及び店舗の設置（食事・購買施設） 地域のルールに則った広告塔・看板の設置
まちづくり福井株式会社	H30	福井市	常設のオープンカフェ・売店・看板の設置・管理
(一社)TCCM	H30	豊田市	広告看板の設置・管理、マーケットの開催（オープンカフェ等の設置）
千葉商工会議所	H30	千葉市	歩行者天国（食事施設・購買施設）
（株）まちづくり大津	H30	大津市	食事施設・購買施設、広告塔・看板、サイクルポートの設置
（株）宿坊クリエイティブ	H30	和歌山市	道路空間を活用した社会実験
(一社)草薙カルテッド	H30	静岡市	食事施設等の設置、管理
栄ミナミまちづくり株式会社	H30	名古屋市	広告塔、自転車等駐車場、看板
一般社団法人渋谷駅前エリアマネジメント	H30	渋谷区	食事施設（カフェ及び観光案内所）の設置・管理 購買施設 （バス定期券発売所及びバス案内所）の設置・管理
松本市	H30	松本市建設部維持課	シェアサイクルポートの設置
一般社団法人 UDCK タウンマネジメント	R1	柏市	食事施設の設置　サイン・バナーの設置
(公財)前橋市まちづくり公社	R1	前橋市	食事施設、購買施設その他類する施設(オープンカフェ等)

◉ 道路占用許可の特例の活用実績（68 件）3/4　※令和 6 年 10 月末時点

占用主体	開始年度	道路管理者	実施事業
民間事業者	R1	神戸市	コミュニティサイクルポート（自転車駐車器具で自転車を賃貸する事業の用に供するもの）の整備・管理、オープンカフェ「三宮プラッツ」（テーブル、椅子、パラソル、ベンチ等）の賑わい創出
一般社団法人草薙カルテッド、静岡市	R2	静岡市	常設オープンカフェ（食事施設等）の設置・管理
豊中市	R2	豊中市	シェアサイクル事業
川崎市まちづくり局	R2	川崎市	公共空間を有効活用した広告事業
まちづくり武生株式会社	R2	福井県	オープンテラス（テーブル、イス）の設置
こまがねテラス	R2	駒ヶ根市	沿道飲食店の路上利用
御伝鷹まちづくり株式会社	R2	静岡市	常設オープンカフェ（軽飲食販売施設等）の設置・管理
交通事業者等	R2	国・宮崎県・宮崎市	サイクルポート設置
川崎市	R3	川崎市	広告塔、バナーフラッグ等の設置による景観の向上
北九州市	R3	北九州市	北九州市シェアサイクル事業
一般社団法人梅田 1 丁目エリアマネジメント	R3	大阪市	広告板の設置・管理、オープンカフェ等（食事施設・購買施設）の設置・管理
ハレマ協議会	R3	岡山市	ハレまち通り（旧県庁通り）において、歩道の一部を活用してオープンカフェ等を実施
函館市	R4	国土交通省・北海道・函館市	オープンカフェ等社会実験
多摩センター地区連絡協議会	R4	多摩市長	都市再生整備計画事業におけるオープンカフェ事業
都市再生推進法人	R4	和歌山市	道路空間を活用した社会実験（３か所）
岡山市	R4	国土交通省中国地方整備局	岡山市コミュニティサイクル「ももちゃり」事業における道路上へのポート設置

◉ 道路占用許可の特例の活用実績（68 件）4/4　※令和 6 年 10 月末時点

占用主体	開始年度	道路管理者	実施事業
錦二丁目エリアマネジメント株式会社	R4	名古屋市	ベンチ、自転車駐車器具
株式会社まちづくり岡崎	R5	岡崎市	歩道を中心とした軒先活用など
ダイセン産業株式会社	R5	伊勢市	自転車駐車器具（シェアサイクルポート）の設置・管理
一般社団法人アーバンデザインセンター大宮	R5	さいたま市	拡幅された歩道空間の積極的な有効活用（キッチンカーの出店）により、大宮駅周辺の賑わい創出および隣接する再開発ビルとの一体的なエリアマネジメントを図る。
（一社）TCCM	R5	豊田市	マーケットの開催等
株式会社生き活き市場	R6	弘前市	オープンテラス等による道路空間の活用
御徒町駅南口商店会	R6	台東区	食事施設の設置・維持管理

◉ 道路占用許可の特例（68 件・38 市区町村）　※令和 6 年 10 月末時点

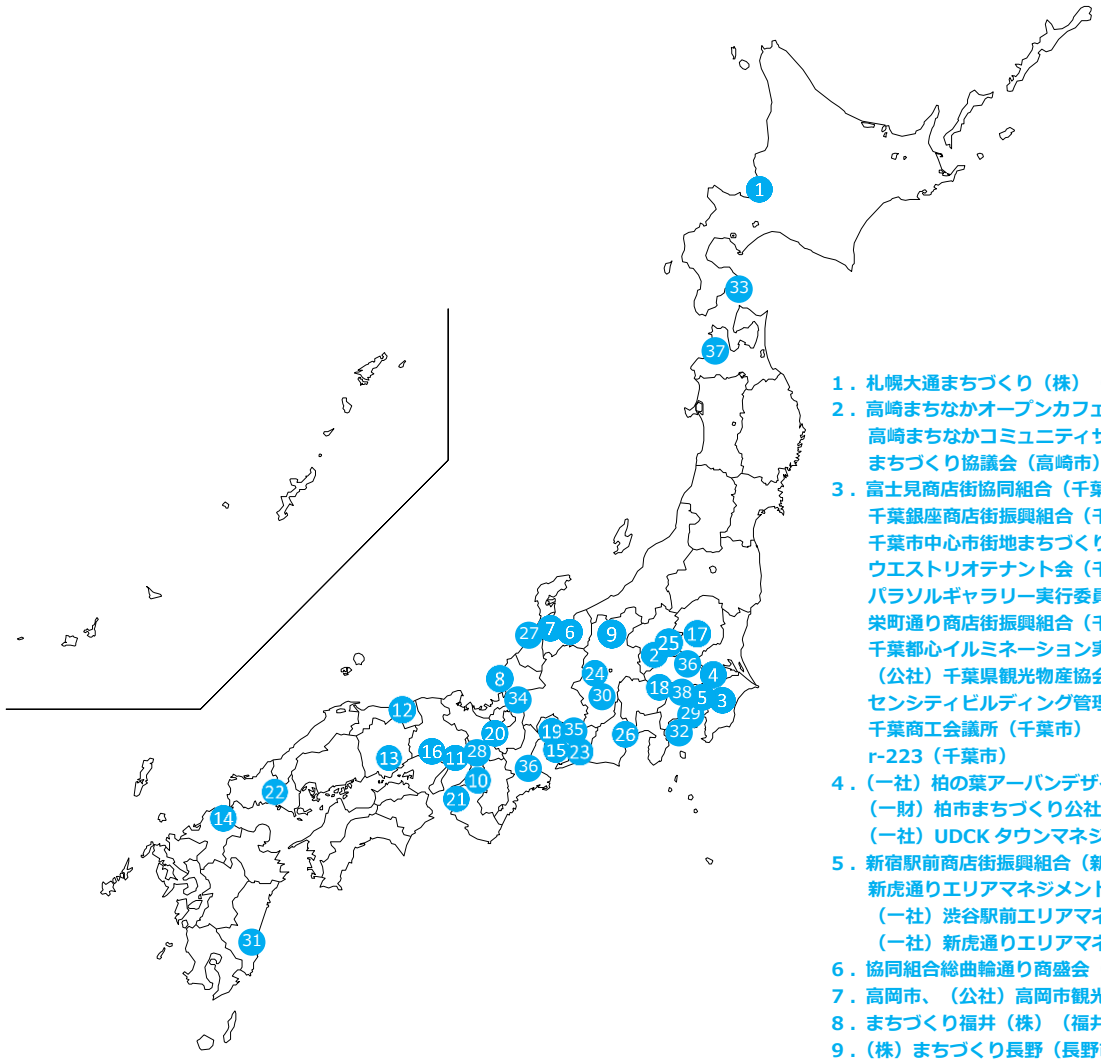

1．札幌大通まちづくり（株）（札幌市）
2．高崎まちなかオープンカフェ推進協議会（高崎市）
高崎まちなかコミュニティサイクル推進協議会（高崎市）
まちづくり協議会（高崎市）
3．富士見商店街協同組合（千葉市）
千葉銀座商店街振興組合（千葉市）
千葉市中心市街地まちづくり協議会（千葉市）
ウエストリオテナント会（千葉市）
パラソルギャラリー実行委員会（千葉市）
栄町通り商店街振興組合（千葉市）
千葉都心イルミネーション実行委員会（千葉市）
（公社）千葉県観光物産協会（千葉市）
センシティビルディング管理組合（千葉市）
千葉商工会議所（千葉市）
r-223（千葉市）
4．（一社）柏の葉アーバンデザインセンター（柏市）
（一財）柏市まちづくり公社（柏市）
（一社）UDCK タウンマネジメント（柏市）
5．新宿駅前商店街振興組合（新宿区）
新虎通りエリアマネジメント協議会（港区）
（一社）渋谷駅前エリアマネジメント（渋谷区）
（一社）新虎通りエリアマネジメント（港区）
6．協同組合総曲輪通り商盛会（富山市）
7．高岡市、（公社）高岡市観光協会（高岡市）
8．まちづくり福井（株）（福井市）
9．(株）まちづくり長野（長野市）
10．（一社）グランフロント大阪ＴＭＯ（大阪市）
(一社)梅田１丁目エリアマネジメント（大阪市）

11 .サイカパーキング（株）（神戸市）
神戸市（神戸市）
(株)トーハク、サイカパーキング（神戸市）
12 .新鳥取駅前地区商店街振興組合（鳥取市）
13 .岡山市（岡山市）
県庁通りミーティング協議会（岡山市）
14 .ＮＰＯ法人タウンモービルネットワーク北九州（北九州市）
北九州市（北九州市）
15 .まちづくり東海（東海市）
16 .姫路市（姫路市）
17 .NPO 法人 宇都宮まちづくり推進機構（宇都宮市）
18 .多摩センター地区連絡協議会（多摩市）
多摩センター地区連絡協議会（多摩市）
19 .栄ミナミまちづくり(株)（名古屋市）
錦二丁目エリアマネジメント(株)（名古屋市）
20 .(株)まちづくり大津（大津市）
21 .(株)宿坊クリエイティブ（和歌山市）
都市再生推進法人（和歌山市）
22 .周南市、選定された事業者（周南市）
23 .(一社)TCCM（豊田市）
（一社)TCCM（豊田市）
24 .松本市（運営主体は民間事業者）（松本市）
25 .(公財)前橋市まちづくり公社（前橋市）
26 .(一社)草薙カルテッド（静岡市）
御伝鷹まちづくり(株)（静岡市）
(一社)草薙カルテッド、静岡市（静岡市）
27 .まちづくり福井(株)（福井市）
まちづくり福井(株)（福井市）
28 豊中市（豊中市）
29 .川崎市まちづくり局（川崎市）
川崎市（川崎市）
30 .こまがねテラス（駒ヶ根市）
31 .交通事業者等（宮崎市）
32 .(株)ドコモ・バイクシェア（横浜市）
33 ．函館市（函館市）
34 .まちづくり武生（株）（越前市）
34 .（株）まちづくり岡崎（岡崎市）
35 .ダイセン産業（株）（伊勢市）
36 .一般社団法人アーバンデザインセンター大宮(さいたま市)
37 .株式会社生き活き市場(弘前市)
38 .御徒町駅南口商店会(台東区)

◉ 都市公園占用許可の特例の活用実績（20 件）1/2　※令和 6 年 10 月末時点

占用主体	開始年度	公園管理者	実施事業
株式会社ドコモ・バイクシェア	H28	環境創造局公園緑地管理課、各区土木事務所	横浜都心部コミュニティサイクル事業
姫路市	H29	姫路市	姫路公園におけるサイクルステーション（自転車駐車器具）の整備
(株)まちづくり大津	H30	大津市	まちなかの都市公園各所におけるサイクルポートの整備
ユタカ交通株式会社	H30	和歌山市	まちなかの都市公園各所におけるサイクルポートの整備
江東区、民間事業者	H30	江東区	まちなかの都市公園各所におけるサイクルポートの整備
雲仙市	H30	雲仙市	園児の野外遊び場としての利用
栄ミナミまちづくり株式会社	H30	名古屋市	自転車等駐車場
(一社)竹芝エリアマネジメント	R1	東京都	ライトアップイベント
国立研究開発法人産業技術総合研究所	R1	三豊市	金坂公園内の温泉井戸内に観測装置を設置して歪観測を行い、南海トラフ地震発生予測に関する研究を行う。
(株)Open Street	R2	千葉市	シェアサイクル事業
荒川区	R2	荒川区	シェアサイクル事業（運営主体は民間事業者）
豊中市	R2	豊中市	シェアサイクル事業
トヨノつながる WE マーケット	R2	豊能町	マルシェ（手作り品販売、リサイクル品販売、各店舗紹介、コミュニケーションの場として利用）
福岡市、neuet(株)	R2	福岡市	サイクルポートの設置
交通事業者等	R2	宮崎市	サイクルポート設置
大田区（実施主体、占用主体）、区と協定を結んだ事業者（運営主体）	R2	地域基盤整備第一課、地域基盤整備第二課、地域基盤整備第三課	コミュニティサイクル事業の実施運営 サイクルポート（自転車駐車器具）の用地確保、整備・運営・撤去、維持管理及び利用者サービス等
八王子市	R3	八王子市	八王子市
うめきた２期開発事業者（代表　三菱地所株式会社）	R5	一般社団法人うめきたMMO	看板等の設置による賑わい創出
東大和市	R5	東京都	シェアサイクル事業の実施運営

◉ 都市公園占用許可の特例の活用実績（20 件）2/2　※令和 6 年 10 月末時点

占用主体	開始年度	公園管理者	実施事業
ユタカ交通株式会社	R5	和歌山市	サイクルポートの整備

◉ 都市再生推進法人による都市再生整備計画の提案実績（36 件）1/3　※令和 6 年 10 月末時点

提案者	提案日	提案内容
札幌大通まちづくり(株)	H25.1.29	都市利便増進協定に関する事項、道路占用許可の特例に関する事項
まちづくり福井(株)	H25.12.19	道路占用許可の特例に関する事項
(一社)グランフロント大阪ＴＭＯ	H26.10.15	都市再生整備計画 うめきた先行開発地区の変更を提案
特定非営利活動法人　砂山バンマツリ	H27.3.31	砂山南地区まちづくりの整備について
(一財)柏市まちづくり公社	H27.12.25	道路占用許可の特例に関する事項
草津まちづくり(株)	H28.4.20	都市利便増進協定の締結について
えきまち長浜(株)	H28.11.28	都市利便増進協定に関する事項、都市再生整備歩行者経路協定に関する事項
(一財)柏市みどりの基金	H29.2.1	利便増進施設設置事業，地域活性化イベント運営事業，歩道緑化事業
(一社)荒井タウンマネジメント	H29.3.7	民間が公園内に運動施設を設置し、その収益によって公園全体の維持管理を行うことで、魅力ある公園空間の創出やまちの交流・賑わいづくりに寄与
(一社)新虎通りエリアマネジメント	H29.10.10	地域のにぎわい創出に資する活動を継続・拡大するための、道路占用の特例制度活用
(一社)グランフロント大阪 TMO	H29.12.12	前計画（H25～H29 年度）を継承した都市再生整備計画案を提案（期間：H3～R4 年）
(一社)アーバンデザインセンター大宮	H29.12.26	都市利便増進協定制度の活用
栄ミナミまちづくり株式会社	H30.3.1	都市再生整備計画の素案の提出（道路占用許可の特例及び都市公園占用許可の特例の活用等）
(一社)TCCM	H30.5.2	道路占用の特例区域、都市利便増進協定について
(株)まちづくり大津	H30.6.21	道路占用許可特例、都市公園占用許可特例　活用（シェアサイクルポートの設置）
(一社)渋谷駅前エリアマネジメント	H30.10.1	都市利便増進施設の一体的な整備・管理が必要と認められる区域を変更することにより、都市利便増進施設の対象を拡大し、渋谷区と都市再生推進法人とで連携して快適な歩行者空間の提供を目的とした道路や公衆便所等公共空間の維持管理を実施

◉　都市再生推進法人による都市再生整備計画の提案実績（36 件）2/3　※令和 6 年 10 月末時点

提案者	提案日	提案内容
まちづくり福井(株)	R1.12.23	河川敷地占用許可の特例制度の活用
(株)町田まちづくり公社	R2.3.30	道路占用許可の特例に関する事項
(一社)二子玉川エリアマネジメンツ	R2.7.1	まち、都市公園、河川敷が一体となった地域のにぎわいの創出 啓発活動等による地域の防災意識と自然環境の保全意識の向上
御伝鷹まちづくり(株)	R2.7.30	道路占用許可の特例利用とそれによる食事施設等の設置
(株)街づくりまんぼう	R3.3.18	都市再生整備計画の素案の提案
倉敷市阿知３丁目東地区市街地再開発事業区域内　あちてらす倉敷北館　土地所有者	R3.3.31	一体型滞在快適性等向上事業の実施について
(株)まちづくり岡崎、(株)三河家守舎	R3.4.1	道路占用許可の特例及び都市利便増進協定に関する記載についての変更提案
一般社団法人　まちづくり府中	R3.9.1	府中駅・府中本町駅周辺のにぎわい創出にかかる道路活用について
錦二丁目エリアマネジメント(株)	R3.9.22	錦二丁目地区へのウォーカブル区域の指定
一般社団法人伊豆長岡温泉エリアマネジメント	R3.12.11	伊豆長岡温泉の長岡温泉側を中心に、民間による提案事業を中心に遊休不動産の活用を、官民連携による賑わいづくりや社会実験を通じ、複数年かけて実現していく提案が記載されている。
豊田まちづくり(株)	R3.12.28	滞在環境の向上に資する環境整備等
(株)神戸ウォーターフロント開発機構	R4.7.19	官民連携した新たなにぎわいの創出やまちの回遊性の向上を整備方針に掲げた整備計画
三田地域振興株式会社	R4.10.5	看板の設置・管理、イベントの開催、オープンカフェの設置、町家等歴史的建造物の保存活用
社会医療法人天神会	R4.11.30	一体型滞在快適性等向上事業の実施について

◉　都市再生推進法人による都市再生整備計画の提案実績（36 件）3/3　※令和 6 年 10 月末時点

提案者	提案日	提案内容
一般社団法人新虎通りエリアマネジメント	R4.12.26	第 3 期都市再生整備計画
一般社団法人グランフロント大阪 TMO	R4.8.26	計画期間 R5～R9 年度の計画の提案
アドバンス寝屋川マネジメント株式会社	R5.3.24	官民連携施策について友呂岐緑地の立体化公園整備について
一般社団法人アーバンデザインセンター大宮	R5.4.24	道路占用許可の特例を活用し、さいたま市道 3.3.75 大宮中央通線の大宮門街前歩道部に、購買・飲食施設を設置し適切に運営・管理を行うことで、賑わいの創出を図る。
株式会社まつくる	R6.6.7	第 1 期白潟地区（島根県松江市）
一般社団法人　天文館みらいマネジメント	R6.1.16	天文館通電停前にアーケードを整備し、来街者の回遊性向上を図る。道路や公園等の公共空間を活用し、にぎわい拠点や滞在空間を創出する。

◉ 市町村都市再生協議会の設立実績（43 件）　※令和 6 年 10 月末時点

協議会名	自治体	設立年度	協議会名	自治体	設立年度
田名部まちなか再生協議会	青森県むつ市	H24	**直方市都市再生協議会**	福岡県直方市	H29
長井市都市再生整備計画検討委員会	山形県長井市	H25	**吉岡町都市再生協議会**	群馬県吉岡町	H29
松山市都市再生協議会	愛媛県松山市	H25	**函南町都市再生協議会**	静岡県函南町	H29
土佐市都市再生協議会	高知県土佐市	H26	**早島町都市再生協議会**	岡山県早島町	H29
五泉市都市再生協議会	新潟県五泉市	H27	**古平町都市再生協議会**	北海道古平町	H30
宇部市都市再生推進協議会	山口県宇部市	H27	**長万部まちづくり推進会議**	北海道長万部町	H30
高知市都市再生協議会	高知県高知市	H27	**四万十市都市再生協議会**	高知県四万十市	H30
飯塚市地域連携都市政策協議会	福岡県飯塚市	H27	**金沢市都市再生協議会**	石川県金沢市	H30
鯖江市都市再生協議会	福井県鯖江市	H27	**鹿島市都市再生協議会**	佐賀県鹿島市	R1
花巻市都市再生協議会	岩手県花巻市	H27	**益城町都市再生協議会**	熊本県益城町	R1
熊本市多核連携都市推進協議会	熊本県熊本市	H27	**鞍手町都市再生協議会**	福岡県鞍手町	R2
水戸市都市再生協議会	茨城県水戸市	H28	**雫石町都市再生協議会**	岩手県雫石町	R2
春日部市都市再生協議会	埼玉県春日部市	H28	**四日市市都市再生協議会**	三重県四日市市	R2
市原市都市再生協議会	千葉県市原市	H28	**いの町都市再生協議会**	高知県いの町	R2
竹原市都市再生協議会	広島県竹原市	H28	**米子市都市再生協議会**	鳥取県米子市	R3
福山市都市再生協議会	広島県福山市	H28	**佐世保市都市再生協議会**	長崎県佐世保市	R3
府中市都市再生協議会	広島県府中市	H28	**高松市都市再生協議会**	香川県高松市	R3
丸亀市都市再生協議会	香川県丸亀市	H28	**余市町都市再生協議会**	北海道余市町	R4
南国市都市再生協議会	高知県南国市	H28	**佐賀市都市再生協議会**	佐賀県佐賀市	R4
彦根市都市再生協議会	滋賀県彦根市	H28	**戸田市都市再生協議会**	埼玉県戸田市	R5
市原市都市再生協議会	千葉県市原市	H28	**尾道市都市再生協議会**	広島県尾道市	R5
秋田市都市再生協議会	秋田県秋田市	H29			

◉ 滞在快適性等向上区域の設定実績（138 件）1/4※令和 6 年 10 月末時点

区域名称	自治体	指定年度	区域名称	自治体	指定年度
JR 東貝塚駅西側地区	大阪府貝塚市	R1	**草津駅周辺都市機能誘導区域**	滋賀県草津市	R2
まちなかウォーカブル区域	佐賀県基山町	R2	**霧島市国分中央地区(第 3 期)**	鹿児島県霧島市	R2
ウォーカブルエリア	広島県福山市	R2	**長岡市中心市街地地区**	新潟県長岡市	R2
田村駅周辺地区	滋賀県長浜市	R2	**川崎駅周辺地区**	神奈川県川崎市	R2
関内･関外地区	神奈川県横浜市	R2	**幕張新都心地区**	千葉県千葉市	R2
小杉駅周辺地区	神奈川県川崎市	R2	**JR 三重町駅周辺地区**	大分県豊後大野市	R2
沼津駅周辺地区	静岡県沼津市	R2	**滞在快適性等向上区域　桜井駅南地区**	奈良県桜井市	R2
木更津駅周辺地区	千葉県木更津市	R2	**須賀川南部地区**	福島県須賀川市	R2
津久見地区	大分県津久見市	R2	**神戸都心ウォーターフロント地区（第 2 期）**	兵庫県神戸市	R2
沖端水天宮周辺地区	福岡県柳川市	R2	**湯の川地区**	北海道函館市	R2
西鉄柳川駅周辺地区	福岡県柳川市	R2	**まちなかウォーカブル区域**	茨城県境町	R2
乙川リバーフロント QURUWA 戦略地区	愛知県岡崎市	R2	**特に名称なし(小山市中心拠点地区内)**	栃木県小山市	R2
刈谷駅周辺地区滞在快適性等向上区域	愛知県刈谷市	R2	**滞在快適性等向上区域(町田駅周辺地区)**	東京都町田市	R2
綾まちなかウォーカブル区域	宮崎県綾町	R2	**滞在快適性等向上区域(豊田都心地区)**	愛知県豊田市	R2
清水･祇園地区	京都府京都市	R2	**枚方市駅周辺地区**	大阪府枚方市	R2
熊本市中心市街地地区	熊本県熊本市	R2	**姫路城周辺地区**	兵庫県姫路市	R2
滞在快適性等向上区域	広島県尾道市	R2	**まちなかウォーカブル区域（栄･伏見･大須地区）**	愛知県名古屋市	R2
滞在快適性等向上区域	香川県宇多津町	R2	**霧島市国分中央地区(第 4 期)**	鹿児島県霧島市	R2
善通寺市中心市街地地区	香川県善通寺市	R2	**青森駅周辺地区**	青森県青森市	R2
都市計画道路 氷川緑道西通線	埼玉県さいたま市	R2	**青森操車場跡地周辺地区**	青森県青森市	R2
滞在快適性等向上区域（大宮駅周辺地区（第 2 期））	埼玉県さいたま市	R2	**中野駅周辺地区**	東京都中野区	R2
リージョン･コア YOKKAICHI 地区	三重県四日市市	R2	**池袋地区**	東京都豊島区	R2

◉ 滞在快適性等向上区域の設定実績（138 件）2/4※令和 6 年 10 月末時点

区域名称	自治体	指定年度	区域名称	自治体	指定年度
佐賀市佐賀駅周辺北地区	佐賀県佐賀市	R2	**石巻かわまちエリア滞在快適性等向上区域**	宮城県石巻市	R3
田名部まちなか地区滞在快適性等向上区域	青森県むつ市	R3	**滞在快適性等向上区域(南栗橋 8 丁目周辺地区)**	埼玉県久喜市	R3
滞在快適性等向上区域	北海道北広島市	R3	**滞在快適性等向上区域(祐天寺駅周辺地区)**	東京都目黒区	R3
蓮田市中心市街地地区	埼玉県蓮田市	R3	**八日市駅前地区滞在快適性等向上区域**	滋賀県東近江市	R3
錦二丁目地区	愛知県名古屋市	R3	**滞在快適性等向上区域(阪神大物駅周辺地区)**	兵庫県尼崎市	R3
倉敷市阿知３丁目東地区市街地再開発事業地区（あちてらす倉敷）	岡山県倉敷市	R3	**滞在快適性等向上区域(仏生山地区)**	香川県高松市	R3
滞在快適性等向上区域	群馬県前橋市	R3	**ウォーカブル区域(大野城市中心市街地地区)**	福岡県大野城市	R3
武雄市武雄温泉駅周辺地区	佐賀県武雄市	R3	**滞在快適性等向上区域(村岡新駅周辺地区)**	神奈川県藤沢市	R3
まちなかウォーカブル区域	三重県熊野市	R3	**滞在快適性等向上区域(室戸阿南海岸国定公園美波町日和佐地区)**	徳島県美波町	R3
あべの筋周辺地域	大阪府大阪市	R3	**まちなかウォーカブル区域（中川運河にぎわいゾーン地区）**	愛知県名古屋市	R3
うめきた２期地区	大阪府大阪市	R3	**三河安城マチナカ協創地区**	愛知県安城市	R3
正蓮寺川周辺地区	大阪府大阪市	R3	**高石駅周辺地区**	大阪府高石市	R3
長居駅周辺地区	大阪府大阪市	R3	**広島都心地区（Ⅱ期）**	広島県広島市	R3
角盤町周辺地区	鳥取県米子市	R3	**弘前市まちなかウォーカブル区域**	青森県弘前市	R3
米子駅周辺地区	鳥取県米子市	R3	**富山駅北ブールバール地区**	富山県富山市	R3
富山駅北ブールバール地区	富山県富山市	R3	**駿府ふれあい地区**	静岡県静岡市	R3
小倉都心地区	福岡県福岡市	R3	**伊豆長岡地区**	静岡県伊豆の国市	R3
東田地区	福岡県北九州市	R3	**なんば駅周辺地区**	大阪府大阪市	R3
北広島市ボールパーク地区	北海道北広島市	R3	**古川橋駅周辺地区**	大阪府門真市	R3
滞在快適性等向上区域(仙台都心地区)	宮城県仙台市	R3	**滞在快適性等向上区域**	和歌山県和歌山市	R3

◉ 滞在快適性等向上区域の設定実績（138 件）3/4※令和 6 年 10 月末時点

区域名称	自治体	指定年度	区域名称	自治体	指定年度
金谷都市拠点地区滞在快適性等向上区域	青森県むつ市	R3	**日本橋一之部地区**	東京都中央区	R4
浦和駅西口周辺地区	埼玉県さいたま市	R4	**中心拠点再生地区**	愛媛県松山市	R4
岡山都心地区	岡山県岡山市	R4	**狛江駅周辺地区滞在快適性等向上区域**	東京都狛江市	R4
水都大阪再生地区	大阪府大阪市	R4	**天岩戸地区（2 期）**	宮崎県高千穂町	R4
駅北にぎわい区域、歴史探訪(光秀とめぐる)区域	京都府福知山市	R4	**岩槻駅周辺地区**	埼玉県さいたま市	R4
荒尾駅周辺地区	熊本県荒尾市	R4	**鹿児島市中心市街地地区**	鹿児島県鹿児島市	R5
呉駅周辺地区	広島県呉市	R4	**滞在快適性等向上区域**	愛知県一宮市	R5
湖の辺のまち長浜未来ビジョン地区	滋賀県長浜市	R4	**木之本宿地区**	滋賀県長浜市	R5
塩沢地区まちなかウォーカブル区域	新潟県南魚沼市	R4	**城ヶ島西部地区**	神奈川県三浦市	R5
登戸・向ヶ丘遊園駅周辺地区	神奈川県川崎市	R4	**佐世保中央地区**	長崎県佐世保市	R5
八戸市中心拠点界隈地区	青森県八戸市	R4	**調布・布田・国領駅周辺地区**	東京都調布市	R5
藤枝旧市街地地区	静岡県藤枝市	R4	**六本木・虎ノ門地区**	東京都港区	R5
阪急池田駅周辺地区	大阪府池田市	R4	**大手町・丸の内・有楽町地区**	東京都千代田区	R5
中込地区	長野県佐久市	R4	**川口駅周辺地区**	埼玉県川口市	R5
滞在快適性等向上区域	福岡県久留米市	R4	**津田沼駅周辺地区**	千葉県習志野市	R5
渋谷駅周辺地区	東京都渋谷区	R4	**館林駅東地区**	群馬県館林市	R5
環状第二号線周辺地区	東京都港区	R4	**熊谷市中心市街地地区**	埼玉県熊谷市	R5
朝霞駅周辺地区	埼玉県朝霞市	R4	**まちなかウォーカブル区域**	埼玉県戸田市	R5
上三川町中心市街地地区	栃木県上三川町	R4	**金剛地区**	大阪府富田林市	R5

◉　滞在快適性等向上区域の設定実績（138 件）4/4※令和 6 年 10 月末時点

区域名称	自治体	指定年度
宮崎市中心市街地地区	宮崎県宮崎市	R5
油津地区（第４期）	宮崎県日南市	R5
隼人駅周辺地区	鹿児島県霧島市	R5
平城･相楽ニュータウン　高の原駅周辺地区	奈良県奈良市	R5
三郷中央駅周辺地区	埼玉県三郷市	R5
JR 博多南駅周辺地区	福岡県春日市	R6
北広島駅西口地区	北海道北広島市	R6
東武動物公園駅東口通り線周辺地区	埼玉県杉戸町	R6
会津若松中心拠点地区	福島県会津若松市	R6
那加 from Park 構想	岐阜県各務原市	R6
犬山市都市拠点地区	愛知県犬山市	R6
西鉄春日原駅周辺地区	福岡県春日市	R6
ウォーカブル区域（筑前前原駅周辺地区）	福岡県糸島市	R6
洛西ニュータウン地区	京都府京都市	R6
門真市駅周辺地区（Ⅰ期）	大阪府門真市	R6
滞在快適性等向上区域（守山市南部[第３期]地区）	滋賀県守山市	R6
宮崎市中心市街地地区	宮崎県宮崎市	R5
油津地区（第４期）	宮崎県日南市	R5

◉ 河川敷地占用許可を活用するため都市再生整備計画に河川敷地の利用について記載した実績（4 件）　※令和 6 年 10 月末時点

占用主体	区域指定日	河川管理者	実施事業
大田区、公募選定事業者	R1.6.17	京浜河川事務所	以下を想定しているが、コロナ禍等により未実施 飲食事業、水辺のレジャー・スポーツイベント、自然観察会
まちづくり福井(株)	R２年度	福井県	ふくいまちキャン
都市再生推進法人　二子玉川エリアマネジメンツ	R3.2.5	国土交通省関東地方整備局	キッチンカー事業、アウトドアオフィス事業
足利市長	R4.2.2	国土交通省　関東地方整備局長	河川緑地を活かしたスポーツ関連イベントと連携した飲食事業を実施

◉　補助対象事業を含まない都市再生整備計画の策定状況（28 件）1/2　※令和 6 年 10 月末時点

地区名	策定年月	自治体	活用する官民連携制度
うめきた先行開発地区	H24.10･H30.2	大阪府大阪市	道路占用許可の特例、都市利便増進協定
岡山駅東口地区	H25.3	岡山県岡山市	道路占用許可の特例
神戸都心･ウォーターフロント地区	H26.8	兵庫県神戸市	道路占用許可の特例
千葉都心地区	H26.9	千葉県千葉市	道路占用許可の特例
新宿駅周辺地区	H28.4	東京都新宿区	道路占用許可の特例
北柏周辺地区	H28.12	千葉県新宿区	都市利便増進協定
荒井東地区	H29.3	宮城県仙台市	都市利便増進協定
環状第二号線周辺地区（第 2 期）	H30.3	東京都港区	道路占用許可の特例
栄･伏見･大須地区	H30.3	愛知県名古屋市	道路占用許可の特例、都市公園占用許可の特例、都市利便増進協定 ※令和 2 年 10 月末現在、計画変更に伴い補助対象事業を含む
渋谷駅周辺地区	H30.11	東京都渋谷区	道路占用許可の特例、都市利便増進協定
江東区コミュニティサイクル推進地区	H30.11	東京都江東区	都市公園占用許可の特例
神戸ハーバーランド地区(第 2 期)	H31.2	兵庫県神戸市	道路占用許可の特例、都市利便増進協定 ※令和 2 年 10 月末現在、計画変更に伴い補助対象事業を含む
横浜市コミュニティサイクル推進地区	H31.4	神奈川県横浜市	道路占用許可特例（都市再生特別措置法 46 条 10 項） 都市公園占用許可特例（都市再生特別措置法第 46 条 12 項）
柏中央地区 **※第 2 期**	H31.4	千葉県柏市	道路占用許可特例
千葉市シェアサイクル推進地区	R2.1	千葉県千葉市	都市公園占用許可の特例
二子玉川駅周辺地区	R2.1	東京都世田谷区	河川敷地占用許可の特例

◉　補助対象事業を含まない都市再生整備計画の策定状況（28 件）2/2　※令和 6 年 10 月末時点

地区名	策定年月	自治体	活用する官民連携制度
宮崎市シェアサイクル推進地区	R2.12	宮崎県宮崎市	道路占用許可特例、都市公園占用許可特例
シェアサイクル推進地区	R3.1	東京都荒川区	都市公園占用許可特例
都市再生整備計画　まちなか商店街地区	R3.2	沖縄県那覇市	道路占用許可の特例（予定）
豊中市シェアサイクル推進地区	R3.3	大阪府豊中市	道路占用許可特例、都市公園占用許可特例
尼崎市コミュニティサイクル推進地区	R3.4	兵庫県尼崎市	都市公園占用許可特例
八王子市シェアサイクル推進地区	R3.4	東京都八王子市	都市公園占用許可特例
梅田１丁目地区	R3.9	大阪府大阪市	道路占用許可特例制度
神戸ウォーターフロント地区	R4.8	兵庫県神戸市	都市利便増進協定
大田区コミュニティサイクル推進地区	R5.2	東京都大田区	都市公園占用許可特例
府中駅･府中本町駅周辺地区	R5.4	東京都府中市	都市利便増進協定（予定）
金山駅周辺地区	R5.5	愛知県名古屋市	都市利便増進協定
北広島駅西口地区	R6.6	北海道北広島市	都市利便増進協定、都市再生整備歩行者経路協定

法人区分別都市再生推進法人一覧（法第 118 条～第 123 条）

都市再生推進法人一覧（137 法人・指定日順）

◉　まちづくり会社（75 団体）1/2　※令和 6 年 10 月末時点

指定日	所在地	法人名	指定日	所在地	法人名
H23.12.9	札幌市	**札幌大通まちづくり 株式会社**	H29.12.26	和歌山市	**株式会社 ワカヤマヤモリ舎**
H24.3.2	富山市	**株式会社 まちづくりとやま**	H29.12.26		**株式会社 宿坊クリエイティブ**
H24.3.30	飯田市	**株式会社 飯田まちづくりカンパニー**	H30.1.29		**ユタカ交通 株式会社**
H24.5.28	川越市	**株式会社 まちづくり川越**	H30.2.20	大津市	**株式会社 まちづくり大津**
H25.4.18	福井市	**まちづくり福井 株式会社**	H30.2.22	名古屋市	**栄ミナミまちづくり 株式会社**
H25.9.3	千代田区	**秋葉原タウンマネジメント 株式会社**	H30.3.26	大船渡市	**株式会社 キャッセン大船渡**
H25.9.25	牛久市	**牛久都市開発 株式会社**	H30.10.1	川口市	**川口都市開発 株式会社**
H25.12.27	草津市	**草津まちづくり 株式会社**	H30.10.5	春日井市	**高蔵寺まちづくり 株式会社**
H27.3.9	東海市	**株式会社 まちづくり東海**	H30.10.26	合志市	**株式会社 こうし未来研究所**
H27.3.20	長浜市	**えきまち長浜 株式会社**	H30.11.1	水戸市	**まちみとラボ**
H27.7.15	むつ市	**むつまちづくり 株式会社**	H30.12.28	多治見市	**多治見まちづくり 株式会社**
H28.6.30	目黒区	**株式会社 ジェイ・スピリット**	H31.1.21	福崎町	**株式会社 PAGE**
H28.9.1	桜井市	**桜井まちづくり 株式会社**	H31.2.12	神戸市	**神戸ハーバーランド 株式会社**
H29.7.7	岐阜市	**柳ヶ瀬を楽しいまちにする 株式会社**	H31.3.6	寝屋川市	**アドバンス寝屋川マネジメント 株式会社**
H29.12.26	和歌山市	**株式会社 紀州まちづくり舎**	H31.4.1	富山市	**株式会社 富山市民プラザ**
		株式会社 sasquatch（サスカッチ）	R1.5.16	守山市	**株式会社 みらいもりやま２１**
		株式会社 真田堀家守舎	R1.5.22	岡崎市	**株式会社 まちづくり岡崎**

◉　まちづくり会社（75 団体）2/2　※令和 6 年 10 月末時点

指定日	所在地	法人名
R1.5.22	岡崎市	株式会社 三河家守舎
R1.8.13	新潟市	新潟古町まちづくり 株式会社
R1.9.25	町田市	株式会社 町田まちづくり公社
R1.12.18	須賀川市	株式会社 テダソチマ
R2.3.16	静岡市	御伝鷹まちづくり 株式会社
R2.3.27	佐久市	株式会社 まちづくり佐久
R2.3.31	宇部市	株式会社 にぎわい宇部
R2.5.29	石巻市	株式会社 街づくりまんぼう
R2.8.14	草加市	アコス 株式会社
R2.8.31	丸亀市	株式会社 HYAKUSHO
R2.10.1	寄居町	株式会社 まちづくり寄居
R2.10.21	岡山市	おかやま未来まちづくり 株式会社
R2.12.21	八戸市	株式会社 まちづくり八戸
R3.1.20	福山市	株式会社 築切家守舎
R3.4.28	名古屋市	錦二丁目エリアマネジメント株式会社
R3.7.8	倉敷市	倉敷まちづくり 株式会社
R3.8.2	神戸市	株式会社 神戸ウォーターフロント開発機構
R3.8.25	和歌山市	ビーフレンズ 株式会社
R3.10.11	函館市	株式会社 はこだて西部まちづく Re-Design
R4.2.8	女川町	女川みらい創造株式会社
R4.3.16	小松市	株式会社 こまつ賑わいセンター
R4.5.12	大分市	株式会社 大分まちなか倶楽部
R4.7.26	越前市	まちづくり武生 株式会社
R4.8.15	西尾市	株式会社 城下町 PRIDE
R4.9.16	福山市	福 Lab 株式会社
R4.9.22	三田市	三田地域振興 株式会社
R4.10.31	各務原市	株式会社 OUR FAVORITE CAPITAL
R4.12.19	富良野市	ふらのまちづくり 株式会社
R5.3.31	つくば市	つくばまちなかデザイン 株式会社
R5.10.10	岐阜市	株式会社 岐阜まち家守
R5.11.06	松江市	株式会社 まつくる
R6.2.22	草加市	つなぐば家守舎株式会社
R6.3.25	桑名市	桑名エリアマネジメント 株式会社
R6.3.27	岡崎市	株式会社 Q-NEXT
R6.4.1	弟子屈町	株式会社 テシカガタウンラボ
R6.4.1	和歌山市	株式会社 IKOTAS
R6.4.17	桐生市	UNIT KIRYU 株式会社
R6.4.25	府中市	株式会社 まちづくり府中
R6.5.10	和歌山市	株式会社 紀泉ふるさと創研
R6.8.20	豊橋市	株式会社 豊橋まちなか活性化センター
R6.8.26	郡山市	株式会社 Discover

◉　社団法人・財団法人（49 団体）1/2　※令和 6 年 10 月末時点

指定日	所在地	法人名	指定日	所在地	法人名
H25.9.3	千代田区	一般社団法人 大手町･丸の内･有楽町地区 まちづくり協議会	R2.9.15	中央区	一般社団法人 日本橋室町エリアマネジメント
H26.1.14	柏市	一般社団法人 柏の葉アーバンデザインセンター	R2.11.24	和歌山市	一般社団法人 ミチル空間プロジェクト
H26.2.14		一般財団法人 柏市まちづくり公社	R2.11.30	神戸市	一般社団法人 リバブルシティイニシアティブ
H26.3.31		一般財団法人 柏市みどりの基金	R2.12.4	武蔵野市	一般財団法人 武蔵野市開発公社
H26.7.29	大阪市	一般社団法人 グランフロント大阪ＴＭＯ	R3.5.13	大阪市	一般社団法人 梅田１丁目エリアマネジメント
H27.3.26	新宿区	一般社団法人 新宿副都心エリア環境改善委員会	R3.8.27	伊豆の国市	一般社団法人 伊豆長岡温泉エリアマネジメント
H27.6.2	千代田区	一般社団法人 有楽町駅周辺まちづくり協議会	R4.1.17	中央区	一般社団法人 日本橋浜町エリアマネジメント
H27.6.24		一般社団法人 日比谷エリアマネジメント	R4.3.8	名古屋市	公益財団法人 名古屋まちづくり公社
H28.1.14	仙台市	一般社団法人 荒井タウンマネジメント	R4.3.8	岡山市	一般社団法人 ぷらっと西川
H28.7.12	さいたま市	一般社団法人 美園タウンマネジメント	R4.3.11	和歌山市	一般財団法人 和歌山まちづくり財団
H29.10.4		一般社団法人 アーバンデザインセンター大宮	R4.3.29	江戸川区	一般社団法人 小岩駅周辺地区エリアマネジメント
H29.10.10	東京都港区	一般社団法人 新虎通りエリアマネジメント	R4.10.4	呉市	一般社団法人 ＫＵＲＥ－ＰＥＲＳ
H29.12.26	和歌山市	一般社団法人 みんとしょ	R4.12.14	北九州市	一般社団法人 八幡東田エリアマネジメント
H30.3.23	豊田市	一般社団法人 TCCM	R5.2.10	郡山市	一般社団法人 ブルーバード
H30.5.11	渋谷区	一般社団法人 渋谷駅前エリアマネジメント	R5.6.7	鹿児島市	一般社団法人 天文館みらいマネジメント
H30.6.24	静岡市	一般社団法人 草薙カルテッド	R5.6.9	港区	一般社団法人 高輪ゲートウェイエリアマネジメント
H30.11.27	東京都港区	一般社団法人 竹芝エリアマネジメント	R5.7.26	宇都宮市	一般社団法人 釜川から育む会
H30.12.18	前橋市	公益財団法人 前橋市まちづくり公社	R5.9.29	大垣市	一般社団法人 大垣タウンマネジメント
H31.3.20	柏市	一般社団法人 UDCK タウンマネジメント	R6.2.26	多治見市	一般社団法人多治見市観光協会
R1.6.18	和歌山市	一般社団法人 市駅グリーングリーンプロジェクト	R6.3.7	下関市	一般社団法人 からまち
R2.1.30	府中市	一般社団法人 まちづくり府中	R6.3.7	中央区	一般社団法人 東銀座エリアマネジメント
R2.2.21	世田谷区	一般社団法人 二子玉川エリアマネジメンツ	R6.3.27	横浜市	一般社団法人 横浜西口エリアマネジメント
R2.4.1	前橋市	一般社団法人 前橋デザインコミッション	R6.4.1	和歌山市	一般社団法人 クリスタル Wave

◉　社団法人・財団法人（49 団体）2/2　※令和 6 年 10 月末時点

指定日	所在地	法人名
R6.5.20	貝塚市	**一般社団法人水間門前町コ･デザイン区**
R6.5.31	中央区	**一般社団法人 八重洲二丁目北地区エリアマネジメント**
R6.7.30	大阪市	**一般社団法人 うめきた MMO**

◉ NPO 法人（13 団体） ※令和 6 年 10 月末時点

指定日	所在地	法人名
H24.3.30	飯田市	特定非営利活動法人 南信州おひさま進歩
		特定非営利活動法人 いいだ応援ネットイデア
H29.12.26	和歌山市	特定非営利活動法人 砂山バンマツリ
H29.12.26		特定非営利活動法人 愛福会
R1.5.22	岡崎市	特定非営利活動法人 岡崎まち育てセンター・りた
R1.11.20	千代田区	特定非営利活動法人 大丸有エリアマネジメント協会
R2.8.14	草加市	特定非営利活動法人 今様草加宿
R2.10.15	神戸市	特定非営利活動法人 わくわく西灘
R3.3.30	上山市	特定非営利活動法人 かみのやまランドバンク
R4.3.18	一宮市	特定非営利活動法人 志民連いちのみや
R4.4.15	呉市	特定非営利活動法人 ＳＹＬ
R4.8.22	西尾市	特定非営利活動法人 やらまいか人まちサポート
R5.7.26	宇都宮市	特定非営利活動法人 宇都宮まちづくり推進機構

◉ 都市再生推進法人（137 法人）　※令和 6 年 10 月末時点

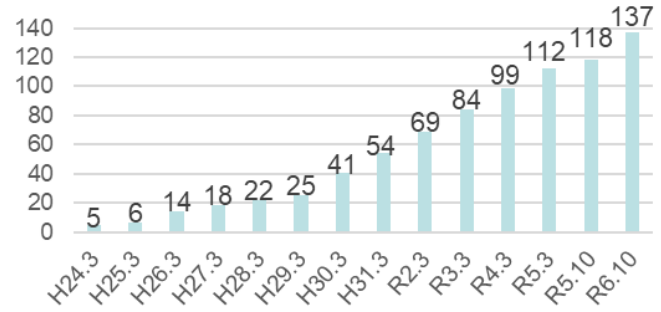

※番号は指定順
※赤字は新規指定（令和5年11月から令和6年10月の間に指定）
※グレー文字は解散又は指定を取り消しされた団体

15. (一社)グランフロント大阪TMO
53. アドバンス寝屋川マネジメント㈱
86. (一社)梅田1丁目エリアマネジメント
133.一般社団法人水間門前町コ・デザイン区
135. (一社)うめきたMMO

11. 草津まちづくり㈱
17. えきまち長浜㈱
38. ㈱まちづくり大津
56. ㈱みらいもりやま21

84. NPO法人 かみのやまランドバンク

49. (公財)前橋市まちづくり公社
70. (一社)前橋デザインコミッション
130. UNIT KIRYU㈱

61. 新潟古町まちづくり㈱

3. ㈱飯田まちづくりカンパニー
4. NPO法人 南信州おひさま進歩
5. NPO法人 飯田応援ネットイデア
68. ㈱まちづくり佐久

26.柳ヶ瀬を楽しいまちにする㈱
50. 多治見まちづくり㈱
108. ㈱OUR FAVORITE CAPITAL
117. 大垣タウンマネジメント
118. ㈱岐阜まち家守
121.一般社団法人多治見市観光協会

2. ㈱まちづくりとやま
55. ㈱富山市民プラザ

97. ㈱こまつ賑わいセンター

7. まちづくり福井㈱
102.まちづくり武生㈱

51. ㈱PAGE
52. 神戸ハーバーランド
77. NPO法人 わくわく西灘
80. (一社)リバブルシティイニシアティブ
88. ㈱神戸ウォーターフロント開発機構
106.三田地域振興㈱

78. おかやま未来まちづくり㈱
87. 倉敷まちづくり ㈱
95. (一社)ぶらっと西川

119. ㈱まつくる

83. ㈱築切家守舎
100.NPO法人ＳＹＬ
105.福Lab ㈱
107.(一社)KURE-PERS

69. ㈱にぎわい宇部
122. (一社)からまち

109.(一社)八幡東田エリアマネジメント

101. ㈱大分まちなか倶楽部

46. ㈱こうし未来研究所

113.(一社)天文館みらいマネジメント

74. ㈱HYAKUSHO

29. NPO法人 砂山バンマツリ
30. NPO法人 愛福会
31. ㈱紀州まちづくり舎
32. ㈱sasquatch
33. (一社)みんとしょ
34. ㈱真田堀家守舎
35. ㈱ワカヤマヤモリ舎
36. ㈱宿坊クリエイティブ
37. ユタカ交通㈱
60. (一社)市駅グリーングリーンプロジェクト
79. (一社)ミチル空間プロジェクト
89. ビーフレンズ㈱
96. (一社)和歌山まちづくり財団
128. ㈱IKOTAS
129. (一社)クリスタルWave
132. ㈱紀泉ふるさと創研

1. 札幌大通まちづくり㈱
91. ㈱はこだて西部まちづくRe-Design
110. ふらのまちづくり㈱
127.㈱テシカガタウンラボ

21. むつまちづくり㈱
82. ㈱まちづくり八戸

41. ㈱キャッセン大船渡

22. (一社)荒井タウンマネジメント
71. ㈱街づくりまんぼう
93. 女川みらい創造(株)

64. ㈱テダソチマ
111.(一社)ブルーバード
137.㈱ Discover

115.NPO法人 宇都宮まちづくり推進機構
116.(一社)釜川から育む会

6. ㈱まちづくり川越
24. (一社)美園タウンマネジメント
27. (一社)ｱｰﾊﾞﾝﾃﾞｻﾞｲﾝｾﾝﾀｰ大宮
44. 川口都市開発㈱
72. アコス㈱
73. NPO法人今様草加宿
76. ㈱まちづくり寄居
120.つなぐば家守舎株式会社

10. 牛久都市開発㈱
47. ㈱まちみとラボ
112.つくばまちなかデザイン株式会社

12. (一社)柏の葉ｱｰﾊﾞﾝﾃﾞｻﾞｲﾝｾﾝﾀｰ
13. (一財)柏市まちづくり公社
14. (一財)柏市みどりの基金
54. (一社)UDCKタウンマネジメント

8. (一社)大丸有まちづくり協議会
9. 秋葉原タウンマネジメント㈱
18. (一社)新宿副都心ｴﾘｱ環境改善委員会
19. (一社)有楽町駅周辺まちづくり協議会
20. (一社)日比谷エリアマネジメント
23. ㈱ジェイ・スピリット
28. (一社)新虎通りエリアマネジメント
42. (一社)渋谷駅前エリアマネジメント
48. (一社)竹芝エリアマネジメント
62. ㈱町田まちづくり公社
63. NPO法人大丸有エリアマネジメント協会
65. (一社)まちづくり府中
66. (一社)二子玉川エリアマネジメンツ
75. (一社)日本橋室町エリアマネジメント
81. (一財)武蔵野市開発公社
92 .(一社)日本橋浜町エリアマネジメント
99. (一社)小岩駅周辺地区エリアマネジメント
114.(一社)高輪ゲートウェイエリアマネジメント
123.(一社)東銀座エリアマネジメント
131.㈱まちづくり府中
134.(一社)八重洲二丁目北地区ｴﾘｱﾏﾈｼﾞﾒﾝﾄ

125.(一社) 横浜西口エリアマネジメント

43. (一社)草薙カルテッド
67. 御伝鷹まちづくり㈱
90. (一社)伊豆長岡温泉エリアマネジメント

124.桑名エリアマネジメント㈱

25. 桜井まちづくり㈱

16. ㈱まちづくり東海
39. 栄ミナミまちづくり㈱
40. (一社)TCCM
45. 高蔵寺まちづくり㈱
57. NPO法人岡崎まち育てセンター・りた
58. ㈱まちづくり岡崎
59. ㈱三河家守舎
85. 錦二丁目エリアマネジメント
94. (公財)名古屋まちづくり公社
98. NPO法人志民連いちのみや
103. ㈱城下町PRIDE
104.NPO法人やらまいか人まちサポート
126.㈱Q-NEXT
136.㈱豊橋まちなか活性化センター

2.4.2 ポータルサイト更新

本項は、「官民連携まちづくりポータルサイト」の更新を行ったものである。

（https://www.mlit.go.jp/toshi/toshi_machi_tk_000047.html）

■更新のポイント

今回行ったポータルサイトの更新ポイントを整理すると下記の通りである。

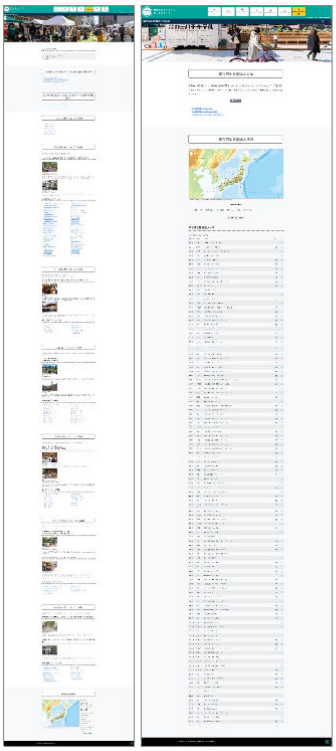

今回のページ改修は
「地域の事例を調べる」https://www.mlit.go.jp/toshi/example/　と
「都市再生推進法人の紹介」https://www.mlit.go.jp/toshi/toshisaisei/　の
合計２ページ

「地域の事例を調べる」ページでは
情報検索性の向上
不要な情報の削除
内容の最新化
団体への都道府県情報の追加

「都市再生推進法人の紹介」ページでは
不要な情報の削除
内容の最新化
法人一覧の項目変更

どちらも
テキストエディタを使用し更新しやすい改修が必須
（提供情報がさらに追加される際にも制作会社を入れることなく、通常業務の延長で修正できることが望ましい）

トップイメージ：変更無し
目次：**変更あり**
コンテンツA（自治体等による民間まちづくり支援の取組み事例の紹介）：**削除**
コンテンツB（居心地が良く歩きたくなるまちなかづくりの取組み事例の紹介）：**削除**

コンテンツC（「まち」を使いこなしている事例）：**変更あり**

コンテンツD（事例の条件検索）：**削除**

「地域の事例を調べる」https://www.mlit.go.jp/toshi/example/　目次：変更あり

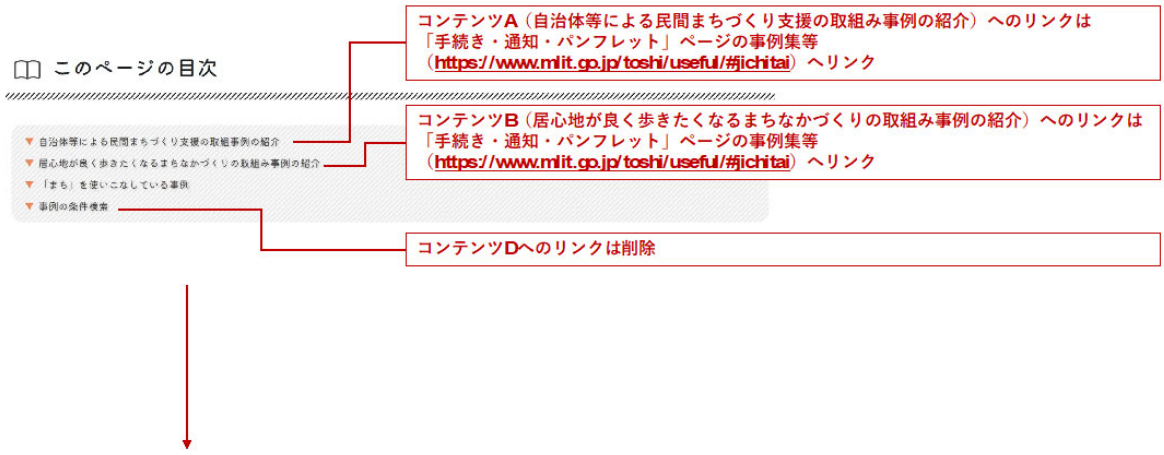

このページの目次
・「まち」を使いこなしている事例
・その他事例集等

目次は削除と統合により２項目となり、うち「その他事例集等」は別ページにリンクする形

「地域の事例を調べる」https://www.mlit.go.jp/toshi/example/
コンテンツC（「まち」を使いこなしている事例）の目次部　**削除**

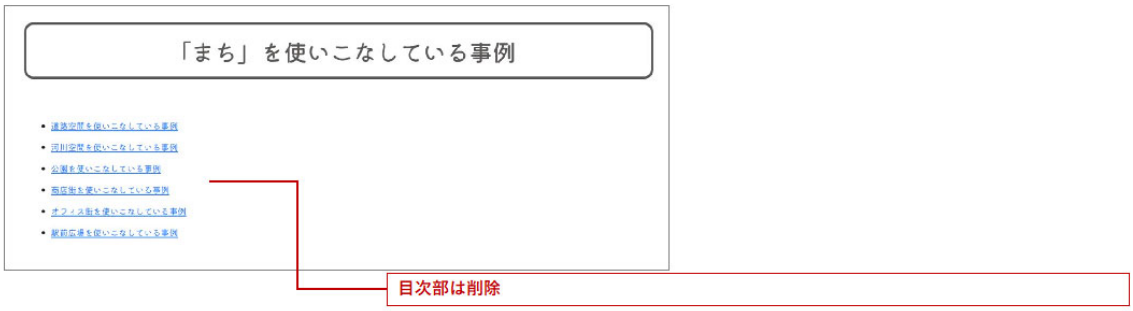

コンテンツC（「まち」を使いこなしている事例）
については、目次部を削除。

検索機能は当該目次項目に加え、地方（都道府県別との意見もあったが表示件数が極端に減るため）の選択肢が必要となり、目次項目は複数選択を可能とする。
地方は単一選択とするが、目次項目とは重複選択可能とする。
（※イメージ　「道路空間」「河川空間」「東北地方」　の重複選択は可能、
「公園」「関東地方」「東海地方」の重複選択は不可、地方は選ばず空間の選択のみでも検索可能）

「地域の事例を調べる」https://www.mlit.go.jp/toshi/example/
コンテンツC（「まち」を使いこなしている事例）のコンテンツ部

イメージ（国交省追記）

事例タイトル

事例の説明

事例紹介用タイトル　－削除

２件分の写真入り事例紹介　－削除

団体　－変更

目次の順番にて、コンテンツ部が全部で７項目連なる
・道路空間を使いこなしている事例
・河川空間を使いこなしている事例
・公園を使いこなしている事例
・商店街を使いこなしている事例
・オフィス街を使いこなしている事例
・駅前広場を使いこなしている事例
・その他の事例・・・・新規

コンテンツ部は
・事例タイトル
・事例の説明
・事例紹介用タイトル（削除）
・２件分の写真入り事例紹介（削除）
・団体

都道府県	団体
北海道	団体A
北海道	団体B　（サイトがないためリンクがない）
青森県	団体C

都道府県を付した表組に変更

「地域の事例を調べる」https://www.mlit.go.jp/toshi/example/
コンテンツC（「まち」を使いこなしている事例）のコンテンツ部の検索実行前のイメージについて

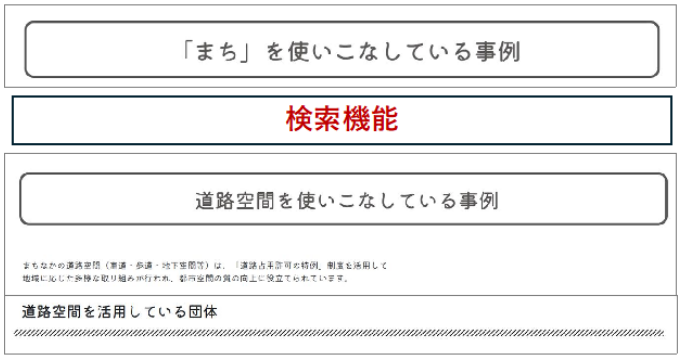

イメージ（国交省追記）

都道府県	団体
北海道	団体A
北海道	団体B　（サイトがないためリンクがない）
青森県	団体C

「地域の事例を調べる」https://www.mlit.go.jp/toshi/example/
コンテンツC（「まち」を使いこなしている事例）のコンテンツ部の検索実行後のイメージについて

「まち」を使いこなしている事例

検索機能

道路空間を使いこなしている事例

まちなかの滞留空間（車道・歩道・地下空間等）は、「道路占用許可も特例」制度を活用して
地域に応じた多様な取り組みが行われ、都市空間の質の向上に役立てられています。

検索条件
「関東地方」「道路空間」

イメージ

都道府県	団体	
埼玉県	団体D	
埼玉県	団体E	（サイトがないためリンクがない）
東京都	団体F	
神奈川県	団体G	
神奈川県	団体H	

イメージ

以下、該当する資料が表示される

事例紹介ｐｄｆの表紙を画像化

株式会社チダンテ
福島県

一般社団法人二子玉川エリアマネジメンツ
東京都

一般社団法人横浜西口エリアマネジメント
神奈川県

一般社団法人草薙カルテッド
静岡県

株式会社まつくる
島根県

一般社団法人TCCM
愛知県

「都市再生推進法人の紹介」https://www.mlit.go.jp/toshi/toshisaisei/

トップイメージ：変更無し

コンテンツA（都市再生法人の説明等）：変更無し

コンテンツB（地図検索部）：**削除**　←**変更なし**

コンテンツC（都市再生推進法人一覧）：**項目変更**

「都市再生推進法人の紹介」https://www.mlit.go.jp/toshi/toshisaisei/
コンテンツC（都市再生推進法人一覧）：**項目変更**

都道府県	所在地	法人名	活動概要	事例紹介
北海道	札幌市	団体A		合意形成
北海道	帯広市	団体B	●	合意形成 人材確保
青森県	八戸市	団体C	●	合意形成 人材確保 財源確保

イメージ

都道府県	所在地	法人名	過年度 活動概要資料	R6. 活動概要資料	事例紹介
北海道	札幌市	団体A		●	合意形成
北海道	帯広市	団体B	●	●	合意形成 人材確保
青森県	八戸市	団体C	●	●	合意形成 人材確保 財源確保